

法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書

平成20年（2008年）秋実施

日本司法支援センター



法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書

平成20年（2008年）秋実施

日本司法支援センター

本調査について

1 本調査の設計及び分析は、菅原郁夫教授（名古屋大学）及び山田文教授（京都大学）に委託して行い、一般調査の実施は社団法人新情報センターに委託して行ったものであるが、内容についての責任は当センターにある。

2 本調査の実施に当たって、以下の機関及び個人より協力を得た（敬省略）。

東京都特別区人事・厚生事務組合

東京司法書士会

ホームレス総合相談ネットワーク

大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課

大阪市健康福祉局生活福祉部ホームレス自立支援担当

大阪市野宿生活者巡回相談室

京都高齢者会館

力丸寛（司法書士）

亀井時子（弁護士）

滝沢香（弁護士）

赤沼康弘（弁護士）

田岡直博（弁護士）

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 用語 | 1 |
| 法律扶助へのニーズ及び利用状況に関する調査結果の要約 | 3 |
| 第1部 調査の目的及び方法等 | 18 |
| 1 調査の目的 | 18 |
| 2 調査の方法 | 18 |
| (1) 一般対象調査 | 18 |
| (2) 路上生活者対象調査 | 18 |
| (3) 法テラス利用者調査 | 19 |
| 3 本報告書の構成 | 20 |
| 第2部 分析及び検討 | 21 |
| I 問題経験と法へのアクセス | 21 |
| 1 問題経験状況 | 21 |
| (1) 一般対象調査 | 21 |
| (2) 路上生活者対象調査 | 28 |
| (3) まとめ | 32 |
| 2 問題に関する相談状況 | 33 |
| (1) 弁護士・司法書士への相談 | 33 |
| ①一般対象調査 | 33 |
| (i) 法律問題 | 34 |
| (ii) 福祉問題 | 40 |
| ②路上生活者対象調査 | 41 |
| (2) 相談の経路 | 43 |
| ①一般対象調査 | 43 |
| (i) 法律問題 | 43 |
| (ii) 福祉問題 | 49 |
| ②路上生活者対象調査 | 50 |
| (3) 相談をしなかった理由 | 53 |
| ①一般対象調査 | 53 |
| (i) 法律問題 | 53 |
| (ii) 福祉問題 | 57 |
| ②路上生活者対象調査 | 57 |
| (4) まとめ | 58 |
| ①弁護士・司法書士への相談 | 58 |
| ②相談経路 | 59 |
| ③相談をしない理由 | 61 |
| 3 問題に対する対応状況 | 62 |
| (1) 交渉状況 | 62 |
| ①一般対象調査 | 62 |
| (i) 法律問題 | 63 |
| (ii) 福祉問題 | 66 |
| ②路上生活者対象調査 | 67 |

| | |
|----------------------------|-----|
| (2) 民事調停・民事訴訟の状況 | 69 |
| ①一般対象調査 | 69 |
| ②路上生活者対象調査 | 74 |
| (3) 解決状況 | 77 |
| ①一般対象調査 | 77 |
| (i) 法律問題 | 77 |
| (ii) 福祉問題 | 83 |
| ②路上生活者対象調査 | 87 |
| (4) まとめ | 91 |
| ①交渉状況 | 91 |
| ②民事調停・民事訴訟の状況 | 92 |
| ③解決状況 | 93 |
| 4 法律扶助ニーズの推計 | 95 |
| (1) 一般の法律相談ニーズの分布 | 95 |
| (2) 扶助要件該当者の分布 | 98 |
| (3) 法律扶助ニーズの推計 | 101 |
| ①一般の法律相談ニーズの推計 | 101 |
| ②扶助要件該当者の法律相談ニーズ | 103 |
| ③扶助要件該当者の裁判費用立替ニーズ | 104 |
| (4) まとめ | 105 |
| ①法律相談ニーズ | 105 |
| ②扶助要件該当者 | 105 |
| ③法律扶助ニーズの推計 | 105 |
| II 法律扶助制度の周知度及び利用意欲 | 107 |
| 1 無料法律相談 | 107 |
| (1) 無料法律相談の周知度 | 107 |
| (2) 無料法律相談制度を知っている人の情報入手方法 | 108 |
| (3) 無料法律相談利用意欲及び希望係争金額 | 111 |
| ①問題・相談経験と無料法律相談利用意欲 | 111 |
| ②問題経験者のうち無料法律相談に消極的な人の理由 | 114 |
| ③希望係争金額 | 117 |
| (4) まとめ | 119 |
| 2 裁判費用立替制度 | 121 |
| (1) 費用立替制度の周知度 | 121 |
| (2) 費用立替制度を知っている人の情報入手方法 | 121 |
| (3) 費用立替制度の利用意欲 | 122 |
| ①費用立替制度の利用意欲 | 123 |
| ②費用立替制度の利用に消極的な理由 | 125 |
| (4) 費用立替制度を利用した場合の希望訴額 | 126 |
| (5) リーガルサービス無関心層 | 128 |
| (6) まとめ | 130 |
| 3 裁判費用分割償還制度及び償還免除制度 | 131 |
| (1) 分割償還制度の周知度及び利用意欲 | 131 |
| (2) 傷還免除制度の周知度及び利用意欲 | 134 |
| (3) まとめ | 137 |
| III 法テラス利用者調査結果の概要 | 138 |

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| 1 | 相談内容 | 138 |
| 2 | 法テラスへのアクセス状況 | 141 |
| (1) | 法テラス前の相談状況 | 141 |
| ① | 年齢別の相談状況 | 141 |
| ② | 職業別の相談状況 | 143 |
| ③ | 男女別の相談状況 | 144 |
| (2) | 法テラス利用前の交渉、裁判等 | 144 |
| (3) | 法テラスに関する情報入手方法 | 146 |
| ① | 年齢別・男女別の情報入手方法 | 146 |
| ② | 相談状況と法テラスに関する情報入手方法 | 147 |
| ③ | 法律問題種類と法テラスに関する情報入手経路 | 148 |
| (4) | 法テラスへのアクセス躊躇 | 150 |
| (5) | まとめ | 153 |
| 3 | 相談前と相談後の対応の変化 | 155 |
| (1) | 相談を受けた理由と相談に臨む心構え | 155 |
| ① | 相談を受けた理由 | 155 |
| ② | 相談に臨む心構え | 158 |
| (2) | 相談後の対応 | 161 |
| (3) | まとめ | 163 |
| 4 | 裁判費用立替制度の周知度及び利用意欲 | 164 |
| (1) | 裁判費用立替制度の周知度 | 164 |
| (2) | 裁判費用立替制度に関する情報入手方法 | 165 |
| (3) | 裁判費用立替制度の利用意欲 | 166 |
| (4) | まとめ | 170 |

用語

・都市規模

回答者の居住する地域を三分し、東京都区部及び政令指定都市を「大都市」、それ以外の人口 10 万人以上の都市を「中都市」、人口 10 万人未満の都市及び町村を「小都市・郡部」とする。

・年齢層

回答者を年齢別に四分し、20~29 歳を若年層、30~49 歳を中堅層、50~64 歳を壮年層、65 歳以上を高齢層とする。

・司法過疎地域

簡易裁判所の管轄区域内に事務所を有する弁護士又は司法書士の人数が 0 名又は 1 名の場合をいう（弁護士については平成 20 年 7 月現在、司法書士については平成 20 年 3 月現在のデータに基づく。）。なお、今回の一般対象調査では、全国の調査地点 212 地点のうち 26 地点が該当した。

・現路上生活者と施設入所者

路上生活者調査において、路上での調査に応じて回答した人を現路上生活者、自立支援センター等路上生活者のための支援施設での調査に回答した人を施設入所者とする。

・民事法律扶助制度

本報告書では、主として、無料法律相談（総合法律支援法 30 条 2 号ニ）及び裁判費用立替（同法同条同号イ・ハ）をいう。

・扶助要件

本報告書では、次の基準により、回答者が法テラスの民事法律扶助を受けるための要件に該当するかの判断を行った。

単身者は、年収 200 万円以下であること

配偶者がある人は、配偶者との年収の合計が次の金額以下であること

- ・2 人又は 3 人家族の場合、300 万円

- ・4 人家族の場合、持ち家所有者ならば 300 万円以下、借家居住ならば 400 万円以下

- ・5 人以上の家族の場合、400 万円

・法律相談ニーズ

問題を経験した人のうち、誰にも相談しなかった人；「家族・親戚」「友人・同僚」のみに相談した人；「家族・親戚」「友人・同僚」「弁護士・司法書士」以外の第三者的な機関・人に相談したが、結果について未決着又は不適正と評価している人は、問題解決のための法律相談ニーズが満たされていないものとする。

・一般対象調査

日常生活の福祉と法律に関する意識調査（日常生活の困りごとに関する意識調査）一般対象調査編

・路上生活者対象調査

同調査 路上生活者対象調査編

・利用者調査

法テラスの法律相談に関する意識調査

※本文中の%数字は端数処理の関係上、100%にならない場合がある。

法律扶助へのニーズ及び利用状況に関する調査結果の要約

○調査の目的及び時期

以下は、日本社会における民事法律扶助に対するニーズを明らかにし、これをよりよく充足するための方策の検討に向け、基礎資料を提供することを目的に、平成 20 年に行われた 3 つの調査（一般対象調査、路上生活者調査及び利用者調査）の結果の要約である。

1 法律・福祉問題の経験状況

【一般対象調査】

・問題経験頻度

回答者の 25.2% が過去 5 年間に法律問題を経験しており、概ね 4 名に 1 名は過去 5 年間に法律問題を経験したことになる。福祉問題も含めた場合の問題経験率は 38% であり、3 名に 1 名以上の割合で過去 5 年間に問題を抱えていた。なお、法律問題経験者は、1 人平均約 1.8 件の問題を経験していた。

・問題内容

法律問題に関しては「職場での問題」、「遺言、相続」、「近隣関係の問題」、福祉問題では「国民年金・厚生年金の受給」、「健康保険の給付や保険料」、「高齢者の福祉サービス」が上位を占めた。これらの問題は、現状の法テラスの法律相談援助の対象事件とは必ずしも重ならず、本調査で拾い上げることのできた問題の多くは、法テラスに到達するには至っていない状況が推測される。

・都市規模別・年齢層別

大都市では法律問題の比率が高く、逆に小都市・郡部では福祉問題の比率が高くなっている。また、年齢層別にみた場合、若年層と高齢層で問題頻度が低く、中堅層・壮年層で問題頻度が高い。また、高齢層では福祉問題の比率が相対的に高く、その他の年齢層では法律問題が比較的多い。

・扶助要件該当別

扶助要件該当者に絞ってみた場合、「相続、遺言」、「借金に関する問題」、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」など、現在法テラスの相談でも上位を占める問題が数多く発生しているが、そうしたものの中にも「近隣関係」、「職場での問題」、さらに学校関係の問題の経験頻度も高く、こういった問題の扱い上げの必要性が検討されるべきである。加えて、福祉問題に関しては、「国民年金・厚生年金の受給」、「健康保険の給付や保険料」が扶助要件該当者に高頻度で経験されているが、これらの問題は法律問題に発展する可能性が否定できないだけに、こういった業務を担当する行政窓口に、法テラスの情報を届かせるなどの配慮も必要であろう。

【路上生活者調査】

路上生活者の問題経験は、頻度・回数ともに一般調査対象者を大きく上回り（頻度84%（法律・福祉合計）、回数2.8件）、路上生活者に問題が集中している状況が示された。高頻度で発生していた問題は、法律問題では「借金に関する問題」（44.2%）、「職場での問題」（29.1%）、「戸籍・住民票をめぐる問題」（26.4%）、福祉問題では「生活保護を受給できないこと」（24.5%）、「健康保険の給付や保険料」（18.5%）、「国民年金・厚生年金の受給」（15.8%）などであった。とくに「戸籍・住民票をめぐる問題」は路上生活者特有の問題ともいえるが、かなりの頻度で発生している点には注意を要する。また、「生活保護を受給できないこと」、「健康保険の給付や保険料」、「国民年金・厚生年金の受給」など公的給付に関する困難は、離婚や多重債務といった新たな法的トラブルを生む土壤となりかねない問題であるために、法的トラブルを未然に防ぐ、あるいは、総体的に解決するという観点から、このような公的給付に関する支援も法的トラブル解決の一手段であると捉えた対策が必要であろう。

2 法律・福祉問題の相談状況

(1) 弁護士・司法書士への相談

【一般対象調査】

・一般的相談状況

法律問題に関しては、福祉問題に比べ相談に及ぶ割合が高く74%の回答者が何らかの相談行動に出ている。しかし、そのうち、弁護士あるいは司法書士に相談できた人は30%にとどまっている。残りの26%は相談がない状態で、44%は弁護士・司法書士以外に相談するという状況である。路上生活者の場合もほぼ同じ割合で相談行動に出ているが、「弁護士・司法書士への相談」割合は一般対象者よりも高くなっている。しかし、いずれの回答者においても、弁護士・司法書士への相談がそれほど一般的ではない状況が示されている。

・年齢層別

年齢層別にみれば、若年層は法律問題の経験頻度が必ずしも高くはなかったが、弁護士・司法書士へのアクセス頻度は極端に低く、他の年齢層では法律問題を抱えた人のうちの24.8%から37.3%が弁護士・司法書士に相談しているのに対し、若年層は僅か7.7%が弁護士・司法書士に相談したにすぎない。

・都市規模別

都市規模別では、中都市において「弁護士・司法書士以外への相談」割合が高くなるのが特徴的であるほか、小都市・郡部の「弁護士・司法書士への相談」割合は予想に反し最も高く、弁護士・司法書士へのアクセス状況は、大都市が高いわけではないことが明らかになった。大都市においてもなお、弁護士・司法書士へのアクセスの問題が残っていることを十分に留意すべきである。特に都市部においては若年

層の占める割合が高く、若年層への法情報の提供を強化すべきである。また、小都市・郡部では高齢者の占める割合が高いが、高齢者は家族等への相談割合が低く、法律相談への依存度が高くなっていることが示唆されるだけに、法情報へのアクセスを一層充実させる必要性がある。

・扶助要件該当別

扶助要件該当者に絞ってみた場合、「弁護士・司法書士への相談」状況に関しては非該当者との間に大きな差はない。差が生じるのは「弁護士・司法書士以外への相談」であり、この部分に要件該当者の消極性が示されている。両者を比較した場合、扶助要件該当者にとっての「弁護士・司法書士への相談」の相対的重要性が示されているともいえるだけに、その充実が望まれる。

・性別

男女別にみた場合、女性は「弁護士・司法書士以外への相談」頻度はかなり高いが、「弁護士・司法書士への相談」頻度は男性と比べやや低くなる。女性に関しては、弁護士・司法書士以外を通じて弁護士・司法書士へのアクセスを拡大させる手法を考えるべきであろう。

・福祉問題

福祉問題に関しては弁護士・司法書士への相談は僅か2.4%にとどまる。福祉問題に関する弁護士・司法書士の活動の場は、まだ限られたものであるが、福祉問題の中にも潜在的な法律問題がありうることを考えるならば、今後は法テラス等法情報提供機関も、福祉関連機関との連携をとりながら法情報の提供に努める必要があろう。

【路上生活者調査】

現路上生活者と施設入所者の間で弁護士・司法書士へのアクセス状況に差があり、「弁護士・司法書士への相談」割合が施設入所者の方で顕著に高く、逆に現路上生活者の場合には「相談なし」の割合が高くなっている。また、相談しなかった理由に関しても「どうしたら良いか分からぬから」、「費用がかかりそうだから」といった理由が多く一般対象者とはやや異なる状況が存在した。この結果は、路上生活者への法情報の提供に関しては、入所施設を媒介にすることの有効性を示唆すると同時に、現路上生活者へ無料法律相談を提供するため、一層の対策の必要性を示唆するものである。

(2) 相談経路

【一般対象調査】

・法律問題・福祉問題比較

法律問題・福祉問題の経験者の相談行動を見ると、問題発生率は同じであっても、

その後の相談率、相談先、弁護士・司法書士の役割、それに対する評価の点で大きく異なる。法律問題の経験者は、福祉問題経験者よりも相談率が高く、最初の相談先として、「家族・親戚」に次いで「弁護士・司法書士」が挙げられているのに対して、福祉問題経験者は、相談した場合でも、弁護士・司法書士にはほとんどアクセスしていない。

・都市規模別

法律問題に関する相談状況は、都市規模別の大都市、中都市においては、第1順位の相談者として「家族・親戚」の割合が最も高いが、小都市・郡部ではその割合が下がり、むしろ「弁護士・司法書士」への相談割合が高くなる。

・年齢別

第1順位の相談者を年齢層別にみた場合には若年層ではほとんどがまず「家族・親戚」か「友人・同僚」といった身近な人間に相談しているのに対し、高齢層はむしろ半数近くが「弁護士・司法書士」に相談している。とくに、高齢層の場合、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談が多く、ここでの「弁護士・司法書士」との接触の有無が、高齢層の「弁護士・司法書士」へのアクセス頻度に大きな影響を及ぼす。また、若年層の「弁護士・司法書士」へのアクセス頻度の低さは第1順位の相談者をみた場合も明らかであり、早急な対応が望まれる。これに対し、高齢者の「弁護士・司法書士」へのアクセス頻度は相対的に高いが、高齢者の場合、若年層とは逆に「家族・親戚」、「友人・同僚」への相談比率が下がっており弁護士・司法書士への相談が唯一の相談手段と化している可能性もある。その意味では、高齢者の多い小都市・郡部においても高齢層向けの十分なアクセス確保の必要性が存在する。この点に関しては、上述の点を考えるならば、「国・都道府県・市町村の相談窓口」との連携を深めることも1つの方策であろう。

・扶助要件該当別

扶助要件該当者に関しては、「弁護士・司法書士」が第1順位の相談者である割合、非該当者以上に高い点は、注目に値する。しかし、この点は、扶助要件該当者の法律相談ニーズが満たされている結果というよりも、非該当者は「弁護士・司法書士」以外にも相談する割合が高く「弁護士・司法書士」への相談以外での問題解決の可能性を有していたと思われるのに対し、要件該当者は「相談なし」の割合が高いことを考えると、「弁護士・司法書士」への相談のみが対応手段であった可能性を示唆するものであり、むしろ扶助要件該当者にとっての法律相談の重要性を示すものであろう。

・性別

男女別にみた場合、女性は男性に比べ、第1順位で「家族・親戚」に相談する割合が高いが、「弁護士・司法書士」に対する相談率が非常に低いことが示されている。女性への法情報の提供経路を工夫する必要があるようと思われる。

・問題種類別

問題種類別にみた場合、相談率に差があり、「交通事故以外の損害賠償」「犯罪被害」「離婚等」「相続」「不動産賃貸借」「不動産売買」「借金」「交通事故」等は相対的に相談率が高く、「医療事故」「税金等」は相談率が低い可能性があることには注意を要する。また、離婚等の家事問題、子の教育問題、騒音等環境問題は、家族・友人等への相談で止まってしまい、問題の顕在化がなされていない可能性があることにも注意を要する。ただし、いずれも非常に件数が少ない中での分析であるので、統計的な価値は明らかではない。

・福祉問題

福祉問題に関しては、問題の内容・相談先ともに多様である反面、「友人・同僚」への相談率は低い。福祉問題はその性質上「友人・同僚」には相談しにくい性質の問題である可能性がある。最初の相談先としては、「家族・親戚」が最も多く、法へのアクセスは極めて限定的である。しかし、問題種類別にみると「健康保険の給付・保険料」「国民年金・厚生年金の受給」「子・母子の手当、福祉サービス利用」「高齢者の要介護認定」に関しては、家族・友人等には相談したが、外部の機関には相談をしていない実態が見て取れ、こういった福祉問題の中にも法律問題に転化するものが含まれていると考えられるだけに、法情報提供のための枠組みが整備されるべきであろう。

【路上生活者調査】

路上生活者に関しては、第1順位の相談先として「弁護士・司法書士」への相談率の他に、「福祉事務所」、行政の相談窓口への相談率も高くなっています。こういった福祉施設との連携の重要性が示唆される。また、施設・現路上別にみた場合、施設入所者は弁護士・司法書士への相談率が相対的に高いが、現路上生活者は「福祉事務所」や行政の相談窓口への相談率が高くなっている。施設入所者に対しては、入所施設を通じての広報が重要と思われるが、現路上生活者に関しては福祉事務所や行政の相談窓口経由の広報が重要であろう。

(3) 相談をしない理由

【一般対象調査】

・相談のない理由

問題経験者の26%は相談がない状態である。相談をしなかった人の理由は、回答者の年齢により大きく異なる。法律問題に関して、これを経験したにもかかわらず誰にも相談をしなかった人の理由は、「どうしたら良いか分からぬから」、「何をしても無駄だと思うから」といった情報不足に起因するものが少くないだけに、幅広い範囲での法情報の提供が望まれる。

・年齢層別

若年層・中堅層は、制度的条件（法情報の提供、費用等の面での制度的な手当て等）が整えば、他者への相談、とくに法律相談等を使う意欲があるよう見える。他方、壮年層・高年層は、自力での解決を希望し、あるいは問題が表沙汰となるのを回避するといった、より心情的・価値的な理由を掲げており、異なるアプローチが必要である。

・扶助要件該当別

また、相談をしない理由に関して扶助要件該当者か否かで大きく差が出るのが、「何をしても無駄」という理由である。該当者は、法律扶助が受けられることも知らず無力感に陥っている様子がうかがわれるだけに、法情報提供者側からの積極的な働きかけが必要なように思われる。

・性別

男女別に見ると、男性は「自分で解決希望」が圧倒的に多いのに対して女性は「何をしても無駄」が最も多い。男性に対しては自ら交渉するにあたっての法情報を提供する方向で働きかけることが必要であり、女性に対しては法による解決が有効であることについて情報提供をすることが必要であろう。

・福祉問題

福祉問題については、相談あるいは交渉をしない理由として最も多かったのは「何をしても無駄だと思うから」であった。ついで、「面倒くさいから」、「自分で解決したい」、「時間がかかりそうだから」、「難しそうだから」といった理由が続く。福祉問題に関しては、「費用がかかりそうだから」を理由とする人は少なく、相談行動あるいは交渉行動を起こさない理由は、費用の問題というよりも情報不足からくる諦めである可能性が示された。

【路上生活者調査】

路上生活者に関しては、相談しなかった理由について「どうしたら良いか分からないから」、「費用がかかりそうだから」といった理由が多く一般対象者とはやや異なる状況が存在した。路上生活者への法情報の提供に関しては、入所施設を媒介にすることが有効であろうとの示唆が得られた。また、現路上生活者への無料での法情報提供のためには、無料相談の機会を増やしあつその周知をはかるなど一層の対策の必要性が示唆された。

3 法律・福祉問題の対応状況

(1) 交渉状況

【一般対象調査】

・交渉の状況

交渉行動も相談行動同様、法律問題の方が福祉問題よりも割合がかなり高くなっている。相談行動と比較した場合、やや交渉行動の頻度が低くなっているし、相手方との「直接交渉」のみを行った人を除く、第三者に働きかけた人の割合はかなり下がる。また、半数近くの回答者は相談と交渉の両方をしており、他者へ相談なしに交渉を行った人はごく僅かであった。法情報の提供による交渉の援助といった観点からも、法律相談の充実が望まれる。

・都市規模別・年齢別

大都市に「交渉なし」と「直接交渉」の割合が高く、小都市・郡部は「交渉なし」は大都市同様に多いが「直接交渉」の割合は低くなっている。中都市は弁護士・司法書士以外を通じての交渉の割合がやや高くなっている。また、年齢層別にみた場合、若年層と高齢層が同じく「相談なし」の割合が高いが、若年層は「直接交渉」の割合も比較的高いのに対し、高齢層は同様の割合が非常に低く、逆に「弁護士・司法書士を通じての交渉」は、若年層に非常に少なく、高齢層には相対的に多い。若年層は自力での解決努力でとどまるのに対して、高齢層は第三者の利用頻度が高くなっている。

・性別

交渉形態を男女別に見た場合、男性は「弁護士・司法書士を通じての交渉」の割合が相対的に高いのに対し、女性は同様の割合が相対的に低く、むしろ「弁護士・司法書士以外を通じての交渉」の割合が高くなっている。ここでも、女性と弁護士・司法書士との距離を感じさせる数値となっている。

・福祉問題

福祉問題を経験した回答者で、その問題に関し交渉を行った人のうち、弁護士・司法書士といった弁護士・司法書士を通じての交渉は僅かに 1.9%（8 名）にとどまっていた。弁護士・司法書士以外の仲介者で最も多かったのは、「市町村の相談窓口、地域包括支援センター」で、それに続くのが「家族・親戚」、「友人・同僚」、「福祉事務所」といったものであった。福祉問題に関しては弁護士・司法書士の関与はかなり低い状態といえる。法的情報の提供のためには「市町村の相談窓口、地域包括支援センター」、「福祉事務所」と法テラスとの連携を深めるべきであろう。

【路上生活者調査】

路上生活者に関しては、一般対象者に比べ交渉頻度が低いことが示されたが、さらにその程度には施設入所者と現路上生活者の間で大きな開きがあり、施設入所者が多く交渉行動に及んでおり、とくに相手方との直接交渉の頻度が高いことが示された。ここでも施設を通じての援助が路上生活者の紛争解決行動をもたらす可能性の高いことが示唆されている。

(2) 民事調停・民事訴訟の状況

【一般対象調査】

・調停・訴訟の状況

一般対象調査で法律問題を抱えた回答者中で、調停あるいは訴訟を行った、あるいは行っていると答えた人は 6.6%で、実際には調停あるいは訴訟を行っていないが、その必要性を感じた人は、10.6%にとどまっている。ただし「どちらともいえない」とする人も 31.8%存在した。

・都市規模別・年齢別

この訴訟や調停の必要性を「強く・ある程度」感じたとする人の割合は、大都市以上に中都市、小都市・郡部に多くなっており、それに対応し「全く・あまり」感じなかった回答者は大都市の方に多かった。また年齢層別にみた場合、調停・訴訟の必要性を感じる割合の高いのは、中堅層、壮年層であり、若年層及び高齢層は相対的に必要性を感じる割合が低くなっている。小都市・郡部は法律問題の発生頻度自体はさほど高くないが、調停あるいは訴訟を必要とする深刻な人の発生率が相対的に高い可能性がある。また、社会的にもアクティヴに活動していることが予想される中堅層、壮年層は、深刻な紛争をかかえる割合が高いことが考えられる。

・調停・訴訟をしない理由

調停あるいは訴訟の必要性を感じたがそれを行わなかった回答者にその理由を尋ねたところ、最も多かった理由は「費用がかかりそうだから」で、ついで「時間がかかりそうだから」であった。ただし、第 1 順位の理由だけをみれば「時間がかかりそうだから」とした人の方が多かった。実際に調停あるいは訴訟を行おうとする人の割合は必ずしも高くはないが、その背景に費用と時間の問題があることが示唆されている。こういった状況を考えるならば、法律扶助の利用促進のためには、費用の立て替えについての情報を提供すると同時に、調停や訴訟に要する時間に関する情報も同時に提供する必要がある点が示唆される。

・性別

調停・訴訟を利用しない理由に関しては男女差がみられ、女性に対しては弁護士・司法書士を効率よく紹介し、法的な解決の目処を含む法情報を提供すれば障害が減ずる可能性が示されたが、男性に対しては弁護士・司法書士に依頼することの有益性についても情報提供する必要が示唆された。

【路上生活者調査】

路上生活者に関しては、法律問題を抱え調停あるいは訴訟を行っていた人は 4.9%にとどまり、一般対象者に比べその割合は低かったが、調停や訴訟の必要性を感じた人の割合は高く、比率では一般対象者の 3 倍近くに及んでいた。この点は回答者の一部は法律相談に訪れた人であったことを考慮に入れなくてはならないものの、路上生活

者は一般対象者より深刻な法律問題が多い可能性を示唆するものである。また、今後その問題について調停あるいは訴訟を行う意思があるとした人の割合は 58.2%と、一般対象者に比べるときわめて高かった。多くが深刻な問題を抱えていたであろうことを推測させる面がある。他方、調停や訴訟を控えた回答者がその理由とした人は「費用がかかりそうだから」という理由が最も多いが、一般対象者と異なり「時間がかかりそうだから」という回答はさほど多くはなかった。路上生活者に対する費用援助の重要性を示唆するものである。

(3) 解決状況

【一般対象調査】

・問題の解決状況

法律問題を抱えたが調停あるいは訴訟を行わなかった回答者の当該問題の解決状況はほぼ半数で決着がついていたが、約 3 割が未決着という状況であった。具体的には、法律問題経験者についていえば、「家族・親戚」、「友人・同僚」のみに相談して相談行動を終了した場合、3 割程度の人は当該問題が決着していないと考えており、相談をしなかった人は 5 割がそのように考えている。逆に、弁護士・司法書士に相談した場合には未決着率は 1 割程度である。なお、法律問題経験者で相談をした人のうち、1 回でも弁護士・司法書士に相談した人は 35% であった。こういった未解決の割合は都市規模別では大きな差は見られなかつたが、年齢層別にみた場合には、若年層、高齢層で未決着率が高く、逆に、中堅層、壮年層で決着率が高いことが示された。

・解決の適正さ

また、問題解決の適正さの評価に関しては、半数以上が適正あるいは概ね適正であるとしているが、1 割程度は決着結果が適正でない、あるいはあまり適正でないとしている。とくに「友人・同僚」のみに相談して終了した場合は、3 割弱が結果を不適正と考えており、弁護士・司法書士に相談した場合よりも著しく高い。この結果から、相談行動の終結は、当該問題が解決したことを意味するわけではないことが明らかとなった。これらの未解決・不適正結果で終わった問題について、本来は弁護士・司法書士へのアクセスが必要であったと考えられる。

・福祉問題

福祉問題の場合は、法律相談に比較して相談率が低かつたが、これらの問題経験者は結果について極めて低い評価をしている。その中には「子・母子の手当、福祉サービス利用」や「生活保護打ち切り・保護費減額」、「障害者の福祉施設」、「障害者に対する行政の対応」といった、弁護士・司法書士による法律相談ニーズ、申請代行・交渉等のリーガルサービスのニーズが強いと考えられるものもある。福祉問題を抱えた人の 3 割が扶助要件該当者であり、そこには法律扶助ニーズが潜在してい

るといえよう。また、福祉問題を行政機関の窓口に相談して決着がついたと回答した人の約3割は結果が不適正と評価している。それらの問題の中にも弁護士・司法書士による情報提供、申請代行、交渉といったサービスが効果を持ちうる問題であり、リーガルサービスのニーズが潜在していると言えそうである。これらのカテゴリーについては、いったん市町村の窓口にはアクセスをしているのだから、そこからスムーズに弁護士・司法書士を紹介するようなシステムがあれば望ましいであろう。なお、福祉問題を抱えた人の中には法律相談が「難しい」と思っている人も少なからずいることが考えられるので、法律相談の際にアシストする人がいれば、よりアクセスがしやすくなるであろう。

【路上生活者調査】

最後に、路上生活者の場合は未決着との答えが6割以上に及び、決着したと答えた人が2割程度にとどまっている。一般対象者に比べ未決着率がはるかに高く、路上生活者の問題状況の深刻さが示されている。現路上・施設別に見た場合、現路上生活者の未決着率が高くなっていると同時に、それに対応して決着率が現路上生活者の方で低くなっている。現路上生活者の方がより困難な状況に置かれていることが推測できる。

4 法律扶助ニーズの分布と推計

(1) 法律相談ニーズの分布

年齢別にみると、法律問題を経験した若年層の約半分は、法律相談を通じて必要な法情報を得ていない。また、問題種類別にみると、例えば「相続、遺言」「離婚」等の古典的・一般的に法律問題とされてきたものは比較的充足されているが、より現代的な問題、例えば「子どものいじめ等学校に関する問題」「子どもの虐待」「職場での問題」「騒音・振動・日照等環境問題」等に関しては不充足が目立つ。

(2) 扶助要件該当者の分布

今回の調査では、扶助要件該当性につき、大まかな認定しかできなかつたが、回答者の32.9%が扶助要件に該当した（ただし、要件認定ができなかつた回答者が11.8%に及ぶ）。要件該当者は若年層（45.6%）と高齢層（55.8%）に多い。

(3) 法律扶助ニーズの推計

・一般の法律相談ニーズ

今回の調査で、具体的な法律問題を抱え法律相談を必要としていた回答者の割合は13.8%となる。この割合から、母集団、すなわち住民基本台帳上の成人人口における法律相談ニーズを推定すれば、年間228万～272万名（信頼水準95%）となる。

これらのニーズは大都市に最も多く、中都市、小都市・郡部がそれに続く。年齢層別では中堅層にその割合が最も多く、高齢層が最も少ない。

・扶助要件該当者の法律相談ニーズ

今回の調査では、扶助要件該当者のうち 63 名に法律相談ニーズが認められた。この 63 名は、回答者 1,636 名の 3.9% にあたる。この割合から母集団における無料法律相談のニーズを推定すると、年間 58 万～83 万名となる。

・扶助要件該当者の裁判費用立替ニーズ

今回の調査で、調停や訴訟を行った、あるいはそれらが必要と感じた人の中で扶助要件を満たした人は合計で 22 名存在した。この 22 名は調査対象者全体の 1.3% にあたる。この割合から母集団における裁判費用立替ニーズを推定するならば、年間 16 万～30 万名となる。

ただし、上記の推計はいずれも重要事件は回答者 1 人あたり 1 件とし、また、11.8% の要件認定不能者が存在するという前提での最小限の推計であることに十分に留意しなくてはならない。また、今日法テラスにおける無料相談や裁判費用立替事件に多く登場する個人破産や債務整理事件以外に存在するニーズであることに留意する必要がある。

5 法律扶助制度の周知度および利用意欲

(1) 無料法律相談の周知度・利用意欲(一般対象調査)

・周知度

周知度は 22.0% にとどまった。年齢別では、若年層の周知度が一層低くなっている(12.8%)。弁護士・司法書士の分布との関係では、司法過疎地域の方が非過疎地域よりも周知度が低い。

・情報入手方法（年齢別）

壮年層・高齢層では、家族・親戚、友人・同僚といった身近な人からの口コミよりも、マスコミ、行政機関といった公的ルートが多い。これに対し、若年層では、身近な人からの口コミが多く、行政機関にはなじまないようである。意外なことに、若年層においてはインターネット経由との回答はなかった。受け身で情報を得られるマスコミと異なり、インターネットでは意識的な検索をしなければ情報にたどり着かないので、まずは手がかりとなるような情報が必要とも考えられる。その意味では、一般的な法教育の必要性はもちろんあるが、若年層の行動パターンに焦点を合わせた積極的な法情報提供を、問題発生前に行うことが有用と思われる。

・情報入手方法（都市規模別）

大都市は個人的繋がり（友人・同僚、弁護士・司法書士）、中都市はマスコミ・インターネット、小都市・郡部は行政機関、家族・親戚が比較的多い。司法過疎地域では、マスコミより行政機関、消費者センター等を経由する率が相対的に高い。

・利用意欲

積極的な人が 54.1% にとどまり、どちらかと言えば消極的な人が 38.0% であった。問題経験があるにもかかわらず無料法律相談に消極的な人のうち、過去に弁護士・司法書士に相談した経験のある人は将来の無料法律相談利用意欲が強く、それ以外の人・機関に相談した人は無料法律相談利用意欲が弱い傾向にある。法律相談に消極的な傾向が連鎖している可能性がうかがわれる。同様に、法律相談ニーズが充たされていない人は無料法律相談利用意欲が弱い。

・利用意欲のない人の理由（一般）

法律問題を経験し、かつ、弁護士・司法書士への相談経験がない人は、「面倒」「話をお聞いてくれなさそう」「話が難しそう」「相談しても無駄」といった理由を挙げた。弁護士・司法書士への相談経験がある人は、「他に弁護士の知り合いがいる」といった合理的な理由を挙げた。ここから、過去に法律相談を経験し、その有用性を認識している人は、将来も無料法律相談を利用するが、法律相談を経験しなかった（おそらくは問題解決に苦労をした）人は、法律相談についてネガティブなイメージを抱き、将来の利用にも消極的になってしまうことがうかがわれる。潜在的なリーガル・ニーズを顕在化させ、弁護士・司法書士へのアクセスを拡大するためには、まずは法律相談を経験してもらうことが重要である。例えば、無料法律相談の利用制限を緩和して一度は法律相談を経験してもらえば、将来も引き続き法律相談の利用意欲が維持される可能性がある。

・利用意欲のない人の理由（扶助要件該当者）

無料法律相談利用意欲は、扶助要件該当別で差違はないが、利用に消極的な理由を聞くと、大きく異なった。要件非該当者は「法テラスをよく知らない」が比較的多かったが、要件該当者に多く見られるのは、「面倒くさい」「とくに理由はない」「話が難しそう」といった心理的なアクセス障害を示唆する理由である。その背後には、社会的・法的な疎外感があるようと思われる。その点からすると、法情報の提供や法律相談等においても意を払う必要があろう。

(2) 裁判費用立替制度の周知度・利用意欲(一般対象調査)

・周知度

裁判費用立替制度の周知度は 8.0% と極めて低いが、状況は無料法律相談とよく似ている。すなわち、年齢別では若いほどこの制度を知らず、都市規模別では中都市で最も周知度が低い。司法過疎地の方が周知度が低く、弁護士・司法書士双方に知り合いがいる人は周知度が高い。費用立替制度の情報入手方法も、無料法律相談と同様である。

・利用意欲

積極派は 3 割にとどまる。「分からぬ」「どちらとも言えない」人が 5 割にのぼ

るが、その理由のひとつは、質問が、裁判費用立替を利用して提訴するかを尋ねる形式であった可能性がある。

・利用意欲（年齢・扶助要件該当別）

利用意欲は、年齢が上がるにつれて消極的となる。扶助要件該当者の方が非該当者よりも消極的であり、法律相談ニーズ不充足の人の方が消極的である。その理由として多いのは、「内容がよく分からない」「法テラスをよく知らない」「結局は費用がかかりそう」である。とくに費用の問題は、若年層・中堅層で重視されている。これが償還制度を指しているとすると、償還義務を課すことが裁判費用立替制度の利用を抑制する理由となっている可能性がある。また、若年層の中には「利用制限がある」ことを挙げた人もいるが、この年代であれば、扶助要件を満たす人も多いと考えられる。したがって、少なくとも若年層に関していえば、収入制限を設けることが、必要以上に裁判費用立替制度の利用を萎縮させている可能性があり、若年層を対象とした無料相談の拡充が望まれる。

（3）分割償還・免除制度の周知度・利用意欲（路上生活者調査）

路上生活者に対する分割償還制度や償還免除制度に関する質問では、いずれも周知度は低く、制度が周知されていないことが明らかになった。とくに償還免除制度の周知度はかなり低く、法律相談にきた人が多いと思われる東京においても周知度は10%台であった。その反面、いずれの制度に関してもその利用意欲は高く、その傾向は東京及び施設入居者で顕著であった。いずれの制度に関しても周知を図る必要があろうと思われる。

6 法テラス利用者のアクセス評価

・相談内容

借金（45.3%）、離婚・関係破綻などの男女・家族関係（24.6%）で7割を占める。一般対象調査における法律問題の分布と大きく異なっており、無料法律相談には現れてこない潜在的ニーズがあることがうかがわれる。年齢別に見ると、若年層は離婚等、年齢が上がると借金、相続、遺言が増える。

・アクセス状況

年齢が上がるにつれて、事前の相談なしに法テラスに来る人が増える（壮年・高齢層で3割弱）。相談先も、若年層では家族・親戚、友人・同僚が多いが、高齢化したがいその率は減り、行政機関の相談窓口、法テラス、裁判所といった公的機関が増える。法テラス利用前の交渉状況を見ると、8割程度の人が交渉をしていた。

・情報入手方法

法テラスを知ったルートとして、若年層は家族・親戚、友人・同僚が多いが、意外にも弁護士・司法書士からのルートが多く、行政機関は少ない。また、一般対象調

査と異なりインターネットも利用されている。年齢が上がるにつれて弁護士・司法書士からの経路は減少し、国・自治体や裁判所といった公的機関が増加する。壮年層以上はインターネットが激減し、マスコミが増加する。また、各年代で消費者センター等が一定の割合を占めている。なお、法テラスに来る前の相談先と法テラスについての情報入手方法は必ずしも合致していない。

・利用への躊躇とその理由

法テラスに来る際に躊躇を感じた人が 2 割強（壮年層・高齢層では、無回答の人を除くと、3 割）いた。その理由は、年代を通じて、「費用が分からない」が最多であった。法律相談の結果どのような手段を勧められ、どの程度費用がかかるかが分からないという趣旨であろう。費用予測ができないことが法テラス利用を躊躇させているとすると、本末転倒であり、例えばその後の裁判費用立替制度を拡充するなどして費用を予測できるようにすることが望ましい。その他の躊躇理由は「弁護士・司法書士は近づきにくい」であり、しかもその 4 分の 3 は今回の問題についてあらかじめ弁護士・司法書士に相談をしている。弁護士・司法書士への心理的アクセス障害は容易には解消しないことが推測される。とくに若年層・高齢層は、「話が難しそう」という理由が相対的に多く、相談技法の向上や相談時間に余裕を持たせる等の対応も考えられる。

・無料法律相談利用の理由

経済的理由が最多であり、次いで「弁護士・司法書士に相談できる」「他に相談するところがない」と並ぶ。

すでに弁護士・司法書士の事務所での相談を経てから法テラスに来た人は、「経済的に余裕がなかったから」という理由が多い。裁判費用立替制度利用の前提として法テラスの相談を受けに来たのであれば、先に相談した弁護士・司法書士が法律扶助を申請し、いわゆる直受けで受任すれば足りるようにも思われる。また、弁護士・司法書士会主催の有料法律相談及び法テラスを経た人の 1 割程度は、行政機関からの紹介を理由としている。例えば弁護士・司法書士の法律相談においても、相談者が資力について相談しなくても法律扶助のパンフレットを渡すなど、これまで以上に、無料法律相談の情報提供を的確に行っていくことが必要と思われる。

・無料法律相談利用後の対応

相談に臨む心構えとしては、年齢が上がるにつれ、弁護士・司法書士への依頼を希望する率が高くなった（高齢層では 45.2%）。そして実際に相談を受けた後、当初自力での解決を希望していた人の 3 分の 1 以上が「弁護士・司法書士に事件処理を依頼する」と答え、当初の心構えよりも多くの人が弁護士・司法書士に依頼する決心をしており、しかもその半数は今回法律相談を担当した弁護士・司法書士に委任するつもりである。法律相談の質の高さが推測できる。

・裁判費用立替制度の周知度・利用意欲

一般対象調査と異なり、周知度は 50.0%と高かったが、知らなかつた人が 39.3%いたことは、高率と言わざるを得ない。無料法律相談と同時に、裁判費用立替制度についても分かりやすい情報提供をするべきであろう。

利用意欲に関しては、積極的に利用したい人が 65.3%もいる。とは言え消極的な人が 22.9%いるので、その理由を探ると、「制度内容が分からぬ」、「結局は費用がかかりそう」が多い。ここでも、一般対象調査と同様、償還義務による萎縮効果が存在する可能性が示されている。

第1部 調査の目的及び方法等

1 調査の目的

本調査の目的は、日本社会における民事法律扶助に対するニーズを明らかにし、これをよりよく充足するための方策の検討に向け、基礎資料を提供することにある。

2 調査の方法

本調査は、一般市民を対象にした全国規模の意識調査（以下、「一般対象調査」という。）、東京、大阪、京都において実施した路上生活者対象の調査（以下、「路上生活者対象調査」という。）及び全国の法テラスでの法律相談援助（資力の乏しい方を対象とした無料法律相談）利用者を対象にした利用者調査（以下、「利用者調査」という。）の3つの調査からなる。それぞれの調査の概要は以下のとおりである。

(1) 一般対象調査

① 調査項目

主な調査項目は、「法律に関する困り事とその対応」、「福祉に関する困り事とその対応」、「法律相談や裁判などの経験」、「無料法律相談制度の認知度及び利用意向」、「裁判費用立替制度の認知度及びその利用意向」、「無料法律相談及び裁判をする場合の訴額の考え方」などである。

② 調査対象

調査対象は母集団が全国20歳以上の者、標本数3,000名で、抽出方法は、「層化2段無作為抽出法」であった。

③ 調査時期及び調査方法

調査時期は平成20年9月25日～10月13日及び平成20年10月25日～11月3日で、調査方法は調査員による個別面接聴取であった。

④ 回収結果

有効回収数は1,636名で、有効回収率は54.5%であった。

(2) 路上生活者対象調査

① 調査項目

主な調査項目は上記一般対象調査と同様であるが、調査項目を減らすために、問題の有無を尋ねる質問は法律問題と福祉問題を一体化した形式をとった。また、路

上生活者には裁判費用を立て替えた場合の償還猶予及び償還免除の制度の認知度及び利用意思に関する質問を追加した。

② 調査対象

東京、大阪、京都の路上生活で、調査時点で路上生活を営む人と、自立支援センター等路上生活者のための支援施設に入所している人を原則として同数調査対象とした。回答者は東京 136 名、大阪 104 名、京都 25 名となっている。住所等による個人識別が不可能なため、東京では路上生活者に関しては炊き出しの際に法律相談等に訪れた人を対象に、施設入所者に関しては 10 カ所の協力施設に各 6 名程度の回答協力者を割り振る形とし、大阪では 4 つの協力施設で 10 名から 25 名の回答協力者を割り振り、路上生活者に関してはボランティア活動の際に公園等で出会った任意の協力者に回答を依頼した。なお、京都に関しては、件数が少ないと、調査の実施状況が不明であることからグラフや表中にその件数は表示するものの、分析にあたっては個別の言及を控えた。

③ 調査時期及び調査方法

調査時期は、東京は平成 20 年 9 月 12 日～12 月 7 日、大阪は平成 20 年 11 月 1 日～12 月 17 日、京都は平成 20 年 10 月 11 日で、調査方法は協力団体のメンバー等による個別面接聴取であった。

④ 回答数

回答数は上記のように東京 136 名、大阪 104 名、京都 25 名の合計 265 名であった。

(3) 法テラス利用者調査

① 目的

利用者調査は、実際に法テラスの法律相談を利用した人を対象として(ア)法テラス利用の状況・目的、及び法テラスに来るまでの交渉等の経緯や躊躇要因について調査を行い、法テラスへのアクセスの特徴を分析し、より使いやすいシステムとするための基礎的データを収集すること、(イ)裁判費用の立替制度を利用するとした場合の訴額等の希望について調査を行い、裁判費用立替制度のニーズについての基礎的データを収集することを目的としている。

② 調査項目

上記の目的にしたがい、相談内容、相談にいたる経緯（他の機関・人への相談の有無、交渉の有無）、法テラスへ来るまでに感じた躊躇、相談に先立つ心構え・期待、

相談後の当該紛争に関する対応、裁判費用立替制度の周知度と利用希望、これを利用するとしてどの程度の訴額の事件から利用したいか、といった項目を中心として調査した。

③ 調査時期及び方法

調査は、全国の法テラス地方事務所 67 カ所に同一の調査用紙を配布し、平成 20 年 10 月 20 日から同年 10 月 24 日までの間に法律相談を行うために来所した人に対して、実際の相談の前後の時間を利用して記入をお願いする形で行った。記入時には職員は立ち会わず、記入後直ちに任意に提出してもらう方法で回収した。

④ 回答数

総回答数は、1,229 名である。

3 本報告書の構成

本報告書は、2 部構成である。第 1 部は、「調査の目的及び方法」、第 2 部は「分析及び検討である。

第 2 部は、3 つの調査の分析及び検討結果である。その内容は、3 つに分かれる。まず、「I 問題経験と法へのアクセス」は、問題経験に基づいた回答者の行動分析であり、対象となるのは一般対象調査及び路上生活者調査である。ここでは、問題経験状況、問題に関する相談状況、問題に対する対応状況（交渉、民事調停・訴訟、解決状況）及び法律扶助ニーズの分布と推計が検討される。

次に「II 法律扶助制度の周知度及び利用意欲」は、問題経験を前提にしない、一般的な法律扶助制度に関する回答者の周知度の分析であり、これも対象となるのは一般対象調査及び路上生活者調査である。ここでは、無料法律相談、裁判費用立替制度、及び裁判費用分割償還制度・償還免除制度の周知度が対象となる。

最後に「III 法テラス利用者のアクセス評価」は、法テラス利用者調査の結果である。ここでは、相談内容、法テラスへのアクセス状況、相談の趣旨・相談後の対応、及び裁判費用立替制度の周知度及び利用意欲に関する分析がなされる。

第2部 分析及び検討

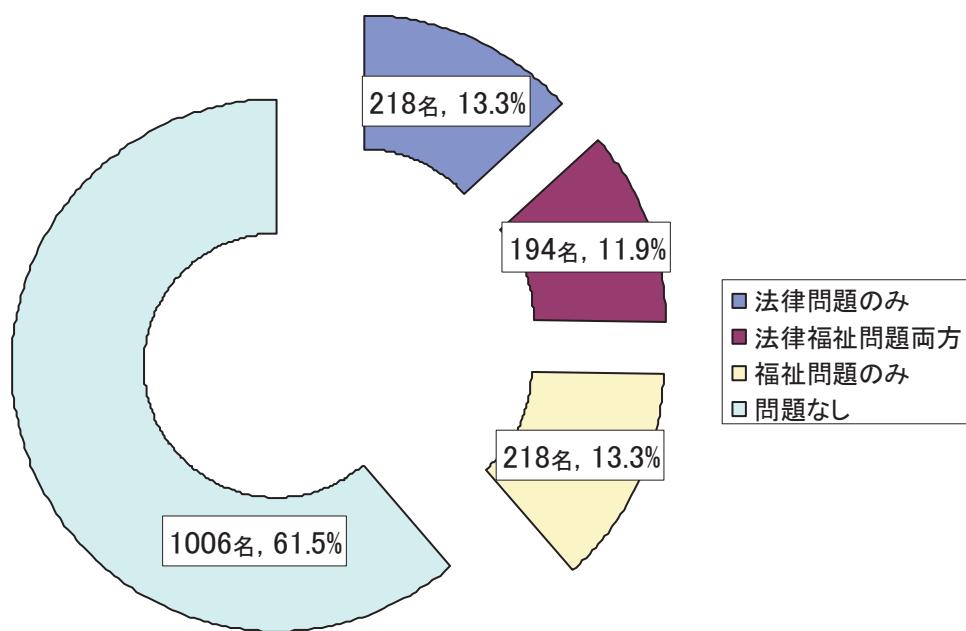
I 問題経験と法へのアクセス

1 問題経験状況

(1) 一般対象調査

はじめに、法律問題あるいは福祉問題の経験頻度について見てみる。

【グラフ I-1-1】過去5年間の法律・福祉問題経験の有無（一般対象調査）



【グラフ I-1-1】が示すように、今回の調査では、過去5年間に法律問題か福祉問題のいずれかを経験した人は1636名中630名（38.5%）であり、法律問題に関しては412名（25.2%）が、福祉問題に関しても同数の412名（25.2%）が問題を経験していた。法律問題に関しては、問題経験者は412名で、問題の合計が736件であった。ここから計算すると、法律問題を抱えたと答えた回答者が経験した問題の平均件数は、約1.8件であった。

【表I-1-1】及び【表I-1-2】は、上述の問題の種類を示したものである。【表I-1-1】は法律問題、【表I-1-2】は福祉問題を示している。それによれば、法律問題に関しては「職場での問題」、「遺言、相続」、「近隣関係の問題」、「騒音、振動、日照など」、「消費者問題」などが上位を占めており、福祉問題では、「国民年金・

厚生年金の受給」、「健康保険の給付や保険料」、「高齢者の福祉サービス」、「高齢者の要介護認定」などの問題が上位を占めていることが分かる。

注意すべき点は、これらの問題が必ずしも現状の法テラス利用者の問題状況とは一致していない点である。平成20年度の法テラスの事業実績報告書によれば、一般市民を対象としたコールセンターにおける情報提供業務の利用のうち、最も多い問い合わせは「金銭の借り入れ」（20.7%）であり、次いで、「男女・夫婦」（15.5%）、「相続、遺言」（6.9%）といったものであった。「職場での問題」、「近隣関係の問題」に関しては、法テラスに相談が及んでいない可能性が示唆されている。

【表 I-1-1】回答者が経験した法律問題の種類

| 問題種類 | 実数 | 全回答者中(%) |
|------------------|-----|----------|
| 職場での問題 | 72 | 4.4% |
| 相続、遺言 | 71 | 4.3% |
| 近隣関係の問題 | 56 | 3.4% |
| 騒音、振動、日照など | 53 | 3.2% |
| 消費者問題 | 53 | 3.2% |
| 子どものいじめ等学校に関する問題 | 48 | 2.9% |
| 借金に関する問題 | 44 | 2.7% |
| 離婚・関係破綻等の男女・家族問題 | 43 | 2.6% |
| 税金や公的給付に関する問題 | 41 | 2.5% |
| 土地・建物の売買、建築など | 40 | 2.4% |
| 交通事故の損害賠償 | 40 | 2.4% |
| 土地・建物の賃貸借 | 28 | 1.7% |
| 資金に関する問題 | 21 | 1.3% |
| その他の問題 | 17 | 1.0% |
| 先生・職員の暴言・暴力・セクハラ | 15 | 0.9% |
| 交通事故など以外の損害賠償 | 14 | 0.9% |
| 差別から生じる問題 | 12 | 0.7% |
| 犯罪被害 | 12 | 0.7% |
| 国、都道府県、市区町村間の問題 | 12 | 0.7% |
| 医療事故の損害賠償 | 10 | 0.6% |
| 子どもの虐待(性的・心理的含む) | 8 | 0.5% |
| 警察や公務員等とのトラブル | 8 | 0.5% |
| 保険金の請求など | 6 | 0.4% |
| 家庭内暴力 | 5 | 0.3% |
| 労働災害の損害賠償 | 4 | 0.2% |
| 学校での事故 | 3 | 0.2% |
| 合計 | 736 | |

(複数回答)

【表 I-1-2】回答者が経験した福祉問題の種類

| 問題種類 | 実数 | 全回答者中(%) |
|------------------|-----|----------|
| 国民年金・厚生年金の受給 | 171 | 10.5% |
| 健康保険の給付や保険料 | 142 | 8.7% |
| 高齢者の福祉サービス | 96 | 5.9% |
| 高齢者の要介護認定 | 69 | 4.2% |
| 高齢者の福祉施設 | 67 | 4.1% |
| 子・母子の手当、福祉サービス利用 | 59 | 3.6% |
| 家庭内の高齢者・障害者の扶養 | 43 | 2.6% |
| 障害者に対する行政の対応 | 35 | 2.1% |
| 障害者の福祉サービス | 31 | 1.9% |
| 障害者の福祉施設 | 27 | 1.7% |
| その他の問題 | 14 | 0.9% |
| 生活保護を受給できないこと | 10 | 0.6% |
| 家庭内での高齢者・障害者への虐待 | 8 | 0.5% |
| 生活保護打ち切り・保護費減額など | 7 | 0.4% |
| 成年後見の開始 | 5 | 0.3% |
| その他成年後見の問題 | 3 | 0.2% |
| 合計 | 787 | |

(複数回答)

つぎに、これら問題の発生状況を都市規模別に見たのが【表 I-1-3】である。それによれば、法律問題と福祉問題を合わせた問題全体では大都市部で発生頻度が高く、中都市、小都市・郡部がそれに続いている。それを問題の種類別にみた場合、大都市では法律問題の比率が高く、逆に小都市・郡部では福祉問題の比率が高くなっている。中都市はその中間に位置する。ちなみに大都市で多い法律問題は「職場での問題」(27件、7.0%)、「相続、遺言」(19件、4.9%)、「近隣問題」(19件、4.9%)、「消費者問題」(16件、4.2%)、「騒音・振動・日照」(15件、3.9%)、「土地・建物の賃貸借」(14件、3.6%)などであり、小都市・郡部で多い福祉問題は「健康保険の給付や保険料」(53件、9.0%)、「国民年金・厚生年金の受給」(49件、8.3%)、「高齢者の福

祉サービス」(27件、4.6%)、「家庭内の高齢者・障害者の扶養」(27件、4.6%)、「高齢者の要介護認定」(18件、3.0%)、「子・母子の手当、福祉サービスの利用」(17件、2.9%)といったものである。

さらに、年齢層別にみた場合、【表 I -1-4】に示されるように、若年層と高齢層で問題頻度が低く、中堅層・壮年層で問題頻度の高いことが分かる。また、若年層では法律問題の比率の方が高く、高齢層では福祉問題の比率の方が高い。ちなみに、若年層で多い法律問題は「職場での問題」(12件、8.1%)、「消費者問題」(6名、4.0%)、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」(6件、4.0%)、「子どものいじめ等学校に関する問題」(5件、3.4%)、「税金や公的給付に関する問題」(5件、3.4%)などである。これに対し、壮年層で多い法律問題は「相続、遺言」(36件、6.9%)、「職場での問題」(19名、3.6%)、「土地・建物の売買・建築など」(19名、3.6%)、「消費者問題」(16名、3.1%)、「騒音・振動・日照」(16名、3.1%)、「土地・建物の賃貸借」(14件、2.7%)「離婚・関係破綻等男女・家族問題」(12名、2.3%)などであった。

【表 I -1-3】法律・福祉問題の経験状況（都市規模別）

| | | 大都市 | 中都市 | 小都市・郡部 | 合計 |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|
| 問題経験なし | 件数 | 209 | 412 | 385 | 1006 |
| | % | 54.3% | 62.5% | 65.0% | 61.5% |
| 法律問題のみ | 件数 | 66 | 85 | 67 | 218 |
| | % | 17.1% | 12.9% | 11.3% | 13.3% |
| 法律福祉両方 | 件数 | 58 | 79 | 57 | 194 |
| | % | 15.1% | 12.0% | 9.6% | 11.9% |
| 福祉問題のみ | 件数 | 52 | 83 | 83 | 218 |
| | % | 13.5% | 12.6% | 14.0% | 13.3% |
| 法律問題合計 | 件数 | 124 | 164 | 124 | 412 |
| | % | 32.2% | 24.9% | 20.9% | 25.2% |
| 福祉問題合計 | 件数 | 110 | 162 | 140 | 412 |
| | % | 28.6% | 24.6% | 23.6% | 25.2% |
| 合計 | 件数 | 385 | 659 | 592 | 1636 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

【表 I -1-4】法律・福祉問題の経験状況（年齢層別）

| | | 20～29才 | 30～49才 | 50～64才 | 65才以上 | 合計 |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 問題経験なし | 件数 | 107 | 282 | 286 | 331 | 1006 |
| | % | 71.8% | 54.8% | 54.8% | 73.6% | 61.5% |
| 法律問題のみ | 件数 | 16 | 86 | 87 | 29 | 218 |
| | % | 10.7% | 16.7% | 16.7% | 6.4% | 13.3% |
| 法律福祉両方 | 件数 | 11 | 81 | 66 | 36 | 194 |
| | % | 7.4% | 15.7% | 12.6% | 8.0% | 11.9% |
| 福祉問題のみ | 件数 | 15 | 66 | 83 | 54 | 218 |
| | % | 10.1% | 12.8% | 15.9% | 12.0% | 13.3% |
| 法律問題合計 | 件数 | 27 | 167 | 153 | 65 | 412 |
| | % | 18.1% | 32.4% | 29.3% | 14.4% | 25.2% |
| 福祉問題合計 | 件数 | 26 | 147 | 149 | 90 | 412 |
| | % | 17.4% | 28.5% | 28.5% | 20.0% | 25.2% |
| 合計 | 件数 | 149 | 515 | 522 | 450 | 1636 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

また、このような問題経験状況を扶助要件への該当性の有無別にみたのが【表 I -1-5】である。それによれば、いずれの問題に関しても、扶助要件該当者の方が問題発生頻度が低いことが分かるが、法律問題ではその差が 8.5 ポイントあるのに対し、福祉問題は同様の差が 5.8 ポイントにとどまっている。

【表 I -1-5】法律・福祉問題の経験状況（扶助要件該当別）

| | | 該当 | 非該当 | 不明 | 合計 |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|
| 問題経験なし | 件数 | 359 | 508 | 139 | 1006 |
| | % | 66.6% | 56.2% | 72.0% | 61.5% |
| 法律問題のみ | 件数 | 61 | 145 | 12 | 218 |
| | % | 11.3% | 16.0% | 6.2% | 13.3% |
| 法律福祉両方 | 件数 | 52 | 121 | 21 | 194 |
| | % | 9.6% | 13.4% | 10.9% | 11.9% |
| 福祉問題のみ | 件数 | 67 | 130 | 21 | 218 |
| | % | 12.4% | 14.4% | 10.9% | 13.3% |
| 法律問題合計 | 件数 | 113 | 266 | 33 | 412 |
| | % | 22.1% | 27.8% | 21.8% | 25.2% |
| 福祉問題合計 | 件数 | 119 | 251 | 42 | 412 |
| | % | 22.1% | 27.8% | 21.8% | 25.2% |
| 合計 | 件数 | 539 | 904 | 193 | 1636 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

それらの内容を問題類型別にみれば、扶助要件該当者に多かった法律問題は、【表 I-1-6】のとおりである。「相続、遺言」(19 件、3.5%)、「借金に関する問題」(17 件、3.2%)、「近隣関係」(15 件、2.8%)、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」(14 件、2.6%)、「職場での問題」(14 件、2.6%) といったものがあった。そのほか、「子どものいじめ等学校に関する問題」は単独では 11 件 (2.0%) にとどまったが、「子どもの虐待 (性的・心理的含む)」、「先生・職員の暴言・暴力・セクハラ」、「学校での事故」といった学校関係の問題を合計すれば 19 件 (3.5%) となる。

【表 I-1-6】扶助要件該当者の経験した法律問題の種類

| 問題種類 | 実数 | 扶助要件該当者中(%) |
|------------------------|-----|-------------|
| 相続、遺言 | 19 | 3.0% |
| 借金に関する問題 | 17 | 2.7% |
| 近隣関係の問題 | 15 | 2.4% |
| 離婚・関係破綻等の男女・家族問題 | 14 | 2.2% |
| 職場での問題 | 14 | 2.2% |
| 土地・建物の売買、建築など | 13 | 2.1% |
| 税金や公的給付に関する問題 | 12 | 1.9% |
| 子どものいじめ等学校に関する問題 | 11 | 1.7% |
| 消費者問題 | 11 | 1.7% |
| 交通事故の損害賠償 | 10 | 1.6% |
| 騒音、振動、日照など | 9 | 1.4% |
| 土地・建物の賃貸借 | 9 | 1.4% |
| その他の問題 | 8 | 1.3% |
| 資金に関する問題 | 7 | 1.1% |
| 家庭内暴力 | 4 | 0.6% |
| 子どもの虐待 (性的・心理的含む) | 4 | 0.6% |
| 差別から生じる問題 | 4 | 0.6% |
| 交通事故など以外の損害賠償 | 4 | 0.6% |
| 犯罪被害 | 4 | 0.6% |
| 警察や公務員等とのトラブル | 4 | 0.6% |
| 学校での先生・職員からの暴言・暴力・セクハラ | 3 | 0.5% |
| 医療事故の損害賠償 | 3 | 0.5% |
| 保険金の請求など | 2 | 0.3% |
| 国、都道府県、市区町村間の問題 | 2 | 0.3% |
| 学校での事故 | 1 | 0.2% |
| 労働災害の損害賠償 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 204 | |

同様に、扶助要件該当者に多かった福祉問題（【表 I-1-7】）では、「国民年金・厚生年金の受給」（55 件、8.6%）、「健康保険の給付や保険料」（47 件、7.3%）、「高齢者の福祉サービス」（22 件、3.4%）といったものが上位を占めていた。とくに前二者の福祉問題は、扶助要件該当者に関しては、かなり高い頻度で生じている。いずれの問題も金銭請求にかかる問題であり、法律問題を内包する可能性も否定できない。

【表 I-1-7】扶助要件該当者の経験した福祉問題の種類

| 問題種類 | 実数 | 扶助要件該当者中(%) |
|------------------|-----|-------------|
| 国民年金・厚生年金の受給 | 55 | 8.6% |
| 健康保険の給付や保険料 | 47 | 7.3% |
| 高齢者の福祉サービス | 22 | 3.4% |
| 子・母子の手当、福祉サービス利用 | 16 | 2.5% |
| 高齢者の福祉施設 | 14 | 2.2% |
| 障害者に対する行政の対応 | 14 | 2.2% |
| 高齢者の要介護認定 | 12 | 1.9% |
| 障害者の福祉サービス | 12 | 1.9% |
| 家庭内の高齢者・障害者の扶養 | 9 | 1.4% |
| 障害者の福祉施設 | 8 | 1.3% |
| 生活保護を受給できること | 4 | 0.6% |
| その他の問題 | 4 | 0.6% |
| 生活保護打ち切り・保護費減額など | 2 | 0.3% |
| 家庭内の高齢者・障害者の虐待 | 2 | 0.3% |
| その他成年後見の問題 | 1 | 0.2% |
| 成年後見の開始 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 222 | |

最後に、以上の問題発生状況を男女別にみたのが【表 I-1-8】である。男性の方に法律問題の発生率がやや高いが（男性 26.7%、女性 23.7%）、その差は大きなものではない。

問題を抱えた回答者の中で、個々の問題類型中男女間に 5 ポイント以上発生率の開きが生じたものは、法律問題では、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」（男性 5.2%、女性 15.8%）、「相続、遺言」（男性 14.3%、女性 20.3%）、「子どものいじめ等学校問題」（男性 8.6%、女性 14.9%）、「消費者問題」（男性 9.5%、女性 16.3%）であり、

福祉問題では、「国民年金・厚生年金の受給」（男性 47.2%、女性 36.4%）、「子・母子の手当、福祉サービスの利用」（男性 8.7%、女性 19.4%）、「家庭内の高齢者・障害者の扶養」（男性 13.8%、女性 7.4%）、「障害者の福祉サービス」（男性 10.3%、女性 5.1%）、「障害者の福祉施設」（男性 9.2%、女性 4.1%）などであった。

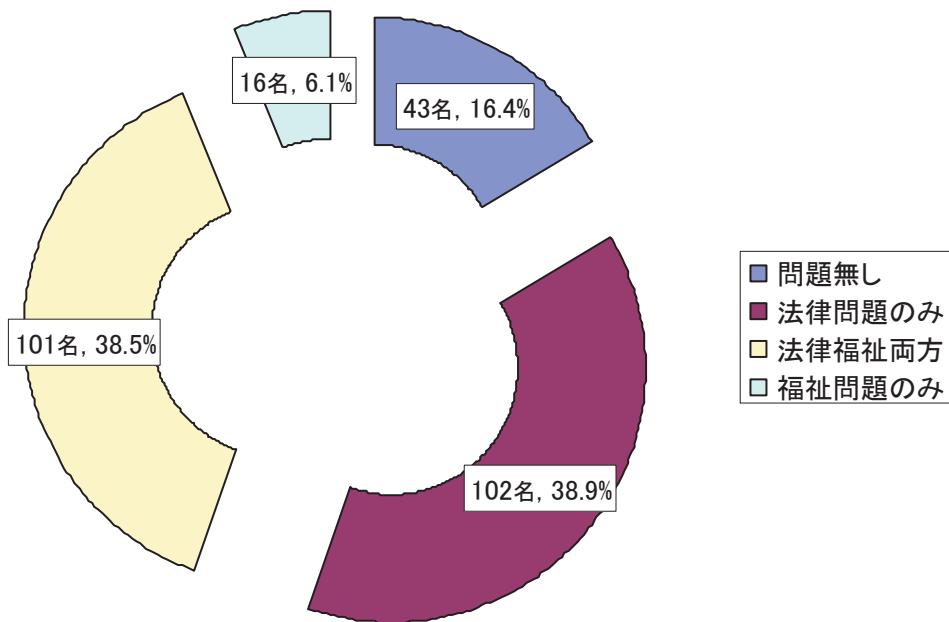
【表I-1-8】法律・福祉問題の経験状況（男女別）

| | | 男性 | 女性 | 合計 |
|--------|----|--------|--------|--------|
| 問題経験なし | 件数 | 478 | 528 | 1006 |
| | % | 60.7% | 62.2% | 61.5% |
| 法律問題のみ | 件数 | 114 | 104 | 218 |
| | % | 14.5% | 12.2% | 13.3% |
| 法律福祉両方 | 件数 | 96 | 98 | 194 |
| | % | 12.2% | 11.5% | 11.9% |
| 福祉問題のみ | 件数 | 99 | 119 | 218 |
| | % | 12.6% | 14.0% | 13.3% |
| 法律問題合計 | 件数 | 210 | 202 | 412 |
| | % | 26.7% | 23.8% | 25.2% |
| 福祉問題合計 | 件数 | 195 | 217 | 412 |
| | % | 26.7% | 25.6% | 25.2% |
| 合計 | 件数 | 787 | 849 | 1636 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(2) 路上生活者対象調査

【グラフ I-1-2】が示すように、路上生活者の場合の問題経験頻度は一般対象者に比べるとはるかに高く、83.5%の回答者が過去 5 年間に何らかの問題に遭遇している。内訳は法律問題が圧倒的に多く 77.4%を占めており、福祉問題のみと答えた人は 6.1%にとどまっている。また、問題を抱えたと答えた回答者の問題の平均件数も一般対象者よりはるかに多く、2.8 件であった。

【グラフ I-1-2】過去 5 年間の法律・福祉問題経験の有無（路上生活者調査）



【表 I-1-9】は、路上生活者のかかえた法律問題及び福祉問題の種類を示したものである。路上生活者に対する調査では、法律問題と福祉問題を区別しない形の質問票になっていたことから、ここでも一括した表にして示した。最も多かった問題は「借金に関する問題」で、半数近くの 44.2%の回答者が経験ありと答えている。それに続くのが「職場での問題」(77 件、29.1%)、「戸籍・住民票をめぐる問題」(70 件、26.4%) となっているが、「戸籍・住民票をめぐる問題」は、路上生活者特有の問題ともいえようが、かなりの頻度で発生している点には注意を要する。また、「生活保護を受給できないこと」(65 件、24.5%)、「健康保険の給付や保険料」(49 件、18.5%)、「国民年金・厚生年金の受給」(42 件、15.8%) といった公的給付にかかる問題も相当な頻度で発生している。生活の基盤を支えるべき社会保障制度の利用を必要としながらも、利用することに困難を抱えている場合が多い。公的給付に関する困難は、離婚や多重債務といった新たな法的トラブルを生む土壤となりかねない問題である。法的トラブルを未然に防ぐ、あるいは、総体的に解決するという観点から、このような公的給付に関する支援も法的トラブル解決の一手段であると捉えた対策が必要であろう。

【表 I-1-9】回答者が経験した法律・福祉問題の種類

| | 実数 | 全回答者中(%) |
|-----------------------|-----|----------|
| 借金に関する問題 | 117 | 44.2% |
| 職場での問題 | 77 | 29.1% |
| 戸籍・住民票などをめぐる問題 | 70 | 26.4% |
| 生活保護を受給できないこと | 65 | 24.5% |
| 健康保険の給付や保険料 | 49 | 18.5% |
| 国民年金・厚生年金の受給 | 42 | 15.8% |
| 貸金に関する問題 | 40 | 15.1% |
| 差別から生じる問題 | 39 | 14.7% |
| 警察や公務員等とのトラブル | 38 | 14.3% |
| 土地・建物の賃貸借問題 | 33 | 12.5% |
| 犯罪に関する問題 | 32 | 12.1% |
| その他の問題 | 25 | 9.4% |
| 生活保護の打ち切り・保護費の減額・返還請求 | 23 | 8.7% |
| 国、都道府県、市区町村との間の問題 | 16 | 6.0% |
| 労働災害以外の損害賠償 | 14 | 5.3% |
| 労働災害の損害賠償 | 10 | 3.8% |
| 合計 | 690 | |

(複数回答)

【表 I-1-10】は調査地ごとに集計した結果であるが、それによれば東京の方が法律問題を経験している頻度がかなり高くなっている（京都に関しては、件数が少ないことと、調査の実施状況が不明であることからグラフや表中にその件数は表示するものの、分析にあたっては個別の言及を控えた。以降の都市別の分析も同様である。）。これは東京での調査が法律相談に訪れた人を中心として行われたことに起因すると思われる。それに対し、大阪での調査はとくに法律相談に訪れた人を対象にしたわけではないが、それでも一般対象者に比べかなり高い頻度で法律問題に直面していることが分かる。

ちなみに、東京で多かった法律問題は「借金」（81件、59.6%）、「戸籍・住民票をめぐる問題」（48件、35.3%）、「職場での問題」（48件、35.3%）、「貸金に関する問題」（32件、23.5%）などで、大阪で多かったのは「借金」（30件、28.8%）、「職場での問題」（25件、24.0%）、「戸籍・住民票をめぐる問題」（18件、17.3%）、「差別から生じる問題」（13件、12.5%）などであった。

【表 I-1-11】は現路上生活者と施設入所者とで問題状況を比較したものである。施設入所者であるか、現路上生活者であるかによって、問題経験や頻度に大きな差は生じていないことが分かる（表中の「不明」はすべて京都での回答者である）。

【表 I-1-10】法律・福祉問題の経験状況（調査地別）

| | | 東京 | 大阪 | 京都 | 合計 |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|
| 問題経験なし | 件数 | 6 | 33 | 4 | 43 |
| | % | 4.4% | 32.0% | 16.7% | 16.4% |
| 法律問題のみ | 件数 | 52 | 41 | 9 | 102 |
| | % | 38.5% | 39.8% | 37.5% | 38.9% |
| 法律福祉両方 | 件数 | 70 | 22 | 9 | 101 |
| | % | 51.9% | 21.4% | 37.5% | 38.5% |
| 福祉問題のみ | 件数 | 7 | 7 | 2 | 16 |
| | % | 5.2% | 6.8% | 8.3% | 6.1% |
| 法律問題合計 | 件数 | 122 | 63 | 18 | 203 |
| | % | 90.4% | 61.2% | 75.0% | 77.5% |
| 福祉問題合計 | 件数 | 77 | 29 | 11 | 117 |
| | % | 57.0% | 28.2% | 45.8% | 44.7% |
| 合計 | 件数 | 135 | 103 | 24 | 262 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

【表I-1-11】法律・福祉問題の経験状況（現路上と施設別）

| | | 施設 | 路上 | 不明 | 合計 |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|
| 問題経験なし | 件数 | 16 | 23 | 4 | 43 |
| | % | 13.2% | 19.7% | 16.7% | 16.4% |
| 法律問題のみ | 件数 | 53 | 40 | 9 | 102 |
| | % | 43.8% | 34.2% | 37.5% | 38.9% |
| 法律福祉両方 | 件数 | 45 | 47 | 9 | 101 |
| | % | 37.2% | 40.2% | 37.5% | 38.5% |
| 福祉問題のみ | 件数 | 7 | 7 | 2 | 16 |
| | % | 5.8% | 6.0% | 8.3% | 6.1% |
| 法律問題合計 | 件数 | 98 | 87 | 18 | 203 |
| | % | 81.0% | 74.4% | 75.0% | 77.5% |
| 福祉問題合計 | 件数 | 52 | 54 | 11 | 117 |
| | % | 43.0% | 46.2% | 45.8% | 44.7% |
| 合計 | 件数 | 121 | 117 | 24 | 262 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(3) まとめ

過去 5 年間の法律問題の経験頻度は、過去の類似の調査によると、1994 年の法曹養成制度等改革協議会の調査では 27.2%、1997 年の法律扶助研究会の調査では 20.7% であった。今回はその中間ともいえる 25.2% である。概ね 4 名に 1 名は過去 5 年間に法律問題を経験したことになる。ただし、今回の調査では福祉問題についての質問もしており、福祉問題も対処の仕方によっては法律問題への転化が考えられる。その意味で福祉問題も含めた場合の問題経験率は 38.5% であり、3 名に 1 名以上である。その中で、回答者が最も重要な問題として答えたものは、法律問題に関しては「遺言、相続」、「職場での問題」、「近隣関係の問題」、福祉問題では「国民年金・厚生年金の受給」、「健康保険の給付や保険料」、「子・母子の手当、福祉サービスの利用」であった。これらの問題は現状の法テラスの法律相談援助の対象事件（P.139 【表III-1-1】参照）とは必ずしも重ならず、本調査で拾い上げることのできた問題の多くは法テラスに到達するには至っていない状況が推測される。

都市規模別、対象者の年齢層別にみた場合、こういった状況には偏りが存在する。まず都市規模別に見た場合、前述のように、問題全体としては大都市部で発生頻度が高く、中都市、小都市・郡部がそれに続いている。これを問題の種類別にみた場合、大都市では法律問題の比率が高く、逆に小都市・郡部では福祉問題の比率が高かった。また、年齢層別にみた場合、若年層と高齢層で問題頻度が低く、中堅層・壮年層で問題頻度が高かった。若年層では法律問題の比率が相対的に高く、高齢層では福祉問題の比率が相対的に高いことが分かった。

さらに、このような状況を扶助要件該当者に絞ってみた場合、「相続、遺言」、「借金に関する問題」、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」など、現在法テラスの相談でも上位を占める問題が数多く発生しているが、そうしたものの中にも「近隣関係」、「職場での問題」、さらに学校関係の問題の発生頻度も高かった。こういった問題は現状では法テラスに持ち込まれていない可能性があり、それらの問題の扱い上げの必要性が検討されるべきである。加えて、福祉問題に関しては、「国民年金・厚生年金の受給」、「健康保険の給付や保険料」についての問題が扶助要件該当者に高頻度で生じているが、これらの問題は法律問題に発展する可能性が否定できないだけに、こういった業務を担当する行政窓口に法テラスの情報を行き届かせるなどの配慮も必要であろう。また、男女別にみた場合、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」、「相続、遺言」、「子どものいじめ等学校問題」、「消費者問題」などに関しては、女性の方に多くの問題が発生し、「相続、遺言」、「子・母子の手当、福祉サービスの利用」、「家庭内の高齢者・障害者の扶養」、「障害者の福祉サービス」、「障害者の福祉施設」に関しては男性に多くの問題が発生している。後述のように（P.39【グラフ I-2-6】の解説参照）、男性と女性の弁護士・司法書士へのアクセスの態様が異なる状況を考えると、こういった差異を考慮した環境整備に留意する必要があろう。

最後に、一般対象調査では把握することのできなかった路上生活者の状況についていえば、問題経験は頻度・回数ともに一般対象者を大きく上回り、路上生活者に問題が集中していることが明らかになった。こういった結果は欧米の調査（たとえば、イギリスにおいても一時的施設居住者に対する調査で、同様の結果が報告されている。パスコウ・プレザンスほか・訴訟の原因：民事法と社会正義（財団法人法律扶助協会2004年）12頁以下参照）でも確認されている点である。そのような状況の中、最も多かった問題は「借金に関する問題」で、それに続くのが「職場での問題」、「戸籍・住民票をめぐる問題」となっている。いずれも、その解決には法的な援助が必要とされると思われる問題であるだけに、早急に対処することが望まれる。とくに路上生活者特有の問題ともいえる「戸籍・住民票をめぐる問題」が、かなりの頻度で発生している点には注意を要する。また、「生活保護を受給できないこと」、「健康保険の給付や保険料」、「国民年金・厚生年金の受給」など公的給付にかかる問題も相当な頻度で発生していることが明らかになった。公的給付に関する困難は、離婚や多重債務といった新たな法的トラブルを生む土壤となりかねない問題であるために、法的トラブルを未然に防ぐ、あるいは、総体的に解決するという観点から、このような公的給付に関する支援も法的トラブル解決の一手段であると捉えた対策が必要であろう。

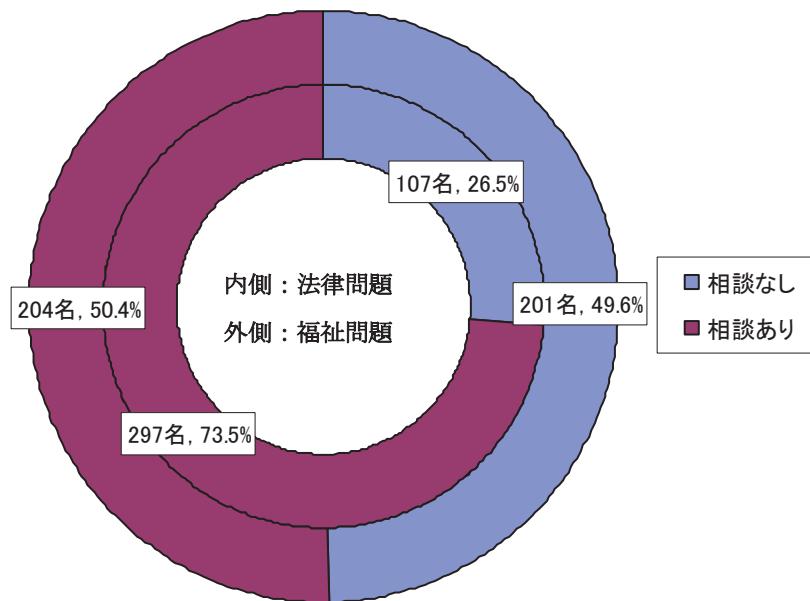
2 問題に関する相談状況

(1) 弁護士・司法書士への相談

① 一般対象調査

【グラフI-2-1】は一般対象調査で回答者が最も重要と答えた問題に対して、相談を行ったか否かを尋ねた質問の結果である。法律問題に関しては、73.5%の回答者が何らかの相談行動に出ているのに対し、福祉問題に関しては同様の比率が50.4%にとどまっている。この状況は相談相手の中から身近な存在である「家族・親戚」、「友人・知人・近所の人」を除いた場合も同様で、法律問題の場合は47.3%、福祉問題の場合は28.9%が相談行動に出ている。福祉問題と比較した場合、法律問題は他者への相談を必要とする場合が多いことが示されている。

【グラフ I -2-1】相談状況の法律・福祉問題別比較



(i) 法律問題

法律問題を抱えた回答者が最も重要と答えた問題類型は【表 I -2-1】に示した通りである。

【表 I -2-1】最も重要な法律問題

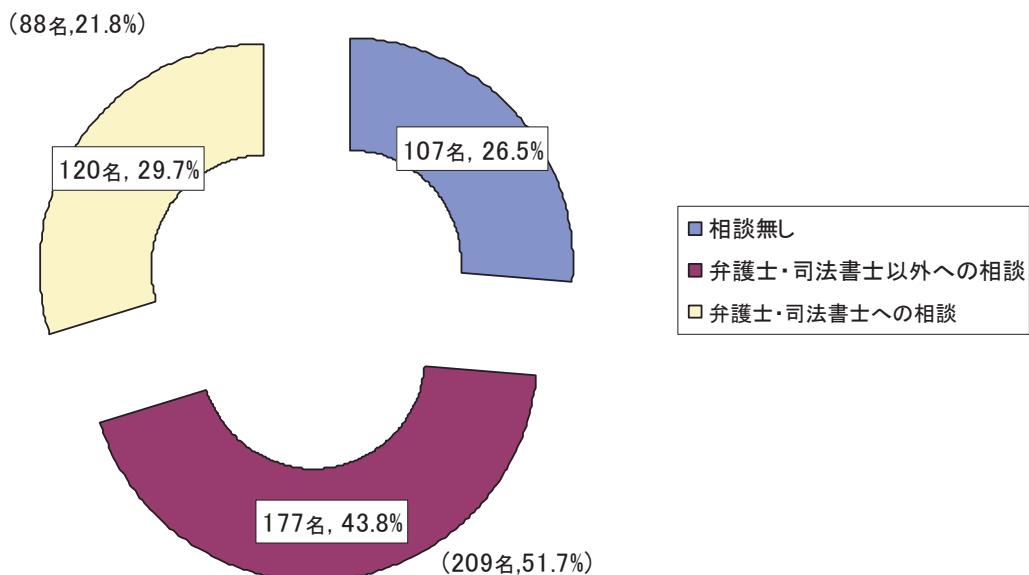
| | 実数 | パーセント |
|------------------|-----|--------|
| 相続、遺言 | 49 | 11.9% |
| 職場での問題 | 45 | 10.9% |
| 近隣関係の問題 | 37 | 9.0% |
| 離婚・関係破綻等の男女・家族問題 | 29 | 7.0% |
| 子どものいじめ等学校に関する問題 | 29 | 7.0% |
| 消費者問題 | 27 | 6.6% |
| 借金に関する問題 | 26 | 6.3% |
| 交通事故の損害賠償 | 24 | 5.8% |
| 騒音、振動、日照など | 23 | 5.6% |
| 税金や公的給付に関する問題 | 20 | 4.9% |
| 土地・建物の売買、建築など | 18 | 4.4% |
| 土地・建物の賃貸借 | 15 | 3.6% |
| その他の問題 | 15 | 3.6% |
| 資金に関する問題 | 12 | 2.9% |
| 医療事故の損害賠償 | 5 | 1.2% |
| 国、都道府県、市区町村間の問題 | 5 | 1.2% |
| 交通事故など以外の損害賠償 | 4 | 1.0% |
| 犯罪被害 | 4 | 1.0% |
| 警察や公務員等とのトラブル | 4 | 1.0% |
| 家庭内暴力 | 3 | 0.7% |
| 先生・職員の暴言・暴力・セクハラ | 3 | 0.7% |
| 差別から生じる問題 | 3 | 0.7% |
| 子どもの虐待(性的・心理的含む) | 2 | 0.5% |
| 保険金の請求など | 2 | 0.5% |
| 分からぬ | 8 | 1.9% |
| 合計 | 412 | 100.0% |

さらに【グラフ I -2-2】は、その最も重要な法律問題に対し、どのような相手に相談したかを弁護士・司法書士とそれ以外に分けてグラフ化したものである。なお、ここでは、相談経路にかかわらず、一度でも弁護士あるいは司法書士に相談した人は「弁護士・司法書士への相談」に分類している。また、この「弁護士・司法書士への相談」の人数には、調査票上の「弁護士会・司法書士会の無料法律相談」、「弁護士会・司法書士会の有料法律相談」、「法テラス」、「弁護士・司法書士の事務所」の項目を選んだ人のほか、最終的には弁護士や司法書士が相談相手となる可能性のある「国・都道府県・市町村の相談窓口」を選んだ人の人数も加えている。したがって、この「弁護士・司法書士への相談」に分類された回答者の中には、弁護士や司法書士への相談に加えて、それ以外に相談に行った人も含まれているし、逆に、「弁護士・司法書士以外の相談」は弁護士・司法書士以外にのみ相談した人を示している。

このグラフによれば、相談したという 73.5%の回答者のうちで、弁護士・司法書士に相談のできた人は 29.7%にとどまっている。残りの 26.5%は相談がない状態で、43.8%は弁護士・司法書士以外に相談するという状況である。なお、相談をしなかった回答者のうちで相談するほどの問題ではなかったと回答した人は 8 名にとどまっていた。

ところで、上記の集計中、「弁護士・司法書士への相談」に分類した「国・都道府県・市町村の相談窓口」は全てが弁護士や司法書士への相談に至っていない可能性があることを考え、これらを「弁護士・司法書士への相談」から除き、「弁護士・司法書士以外の相談」に加えた場合、「弁護士・司法書士への相談」は 21.8%に減り、「弁護士・司法書士以外の相談」は 51.7%に増える。この数値の変化をみると、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談が相当数を占めていることが分かる。その意味では、こういった公的相談窓口で弁護士あるいは司法書士に会うことができるか否かで、「弁護士・司法書士への相談」の割合に少なからず影響が出ることになる。なお、以後、グラフ中の（ ）内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」を「弁護士・司法書士への相談」から除き、「弁護士・司法書士以外の相談」に加えた場合の値を示している。

【グラフ I -2-2】最も重要な法律問題の相談先



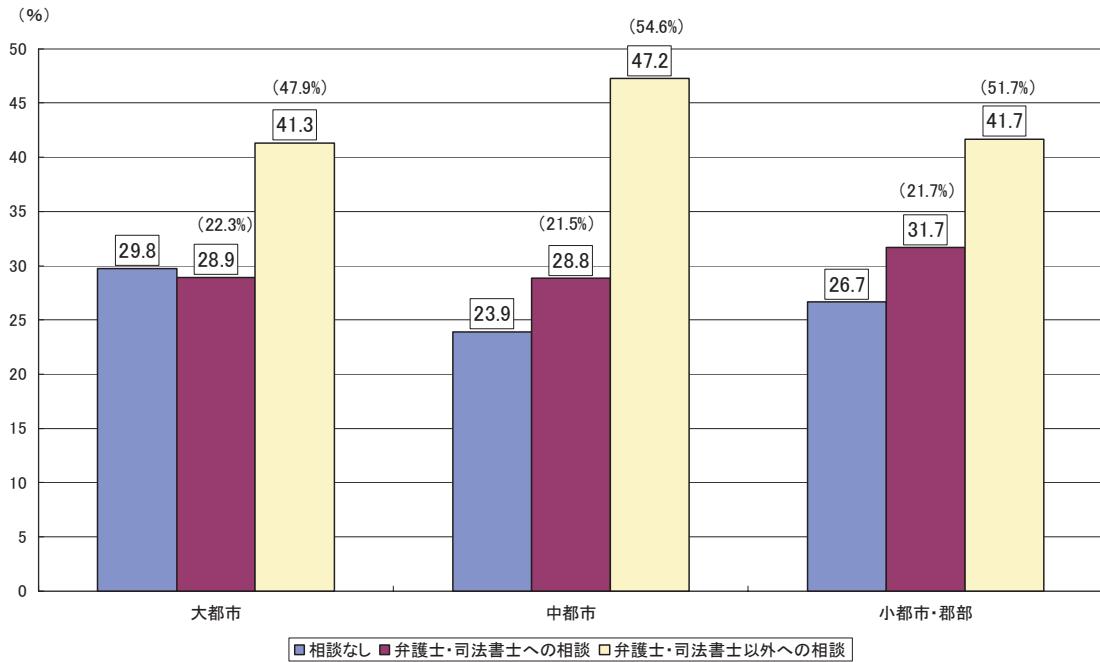
※（ ）内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士等」から除き、「その他」に移した場合の値

前述の相談先別の件数を、都市規模別、年齢層別にみたのが【グラフ I-2-3】及び【グラフ I-2-4】である。都市規模別にみた場合、中規模都市において「弁護士・司法書士以外への相談」割合が高くなるのが特徴的であるほか、小都市・郡部の「弁護士・司法書士への相談」割合は僅差であるが最も高く、むしろ大都市において低いことが明らかになった。この傾向は、「弁護士・司法書士への相談」から「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を除いた場合にも変わらないが、この「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談率が小都市・郡部で相対的に高い結果として、これを除いた場合の「弁護士・司法書士への相談」率は差は小さいが大都市が最も高くなるといった変化が生じる。

また、年齢層別にみれば若年層は法律問題の発生頻度が必ずしも高くはなかったが、弁護士・司法書士へのアクセス頻度は極端に低く、法律問題を抱えた人のうちの僅か 7.7%が「弁護士・司法書士」に相談したにすぎない。この若年層の弁護士・司法書士へのアクセス頻度の低さは、「弁護士・司法書士への相談」から「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を除いた場合も変わらず、その低さが突出する形となっている。ちなみに、若年層の弁護士・司法書士以外の相談先はほとんどが「家族・親戚」や「友人・知人・近所の人」であった。より専門的機関への相談比率が目立って低いことが分かる。これに対し、高齢層は中堅層、壮年層と同程度の弁護士・司法書士へのアクセス頻度を維持している。とくに、高齢層の場合、「弁護士・司法書士への相談」から「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を除いた場合、「弁護士・司法書士への相談」割合が最も高くなっている。

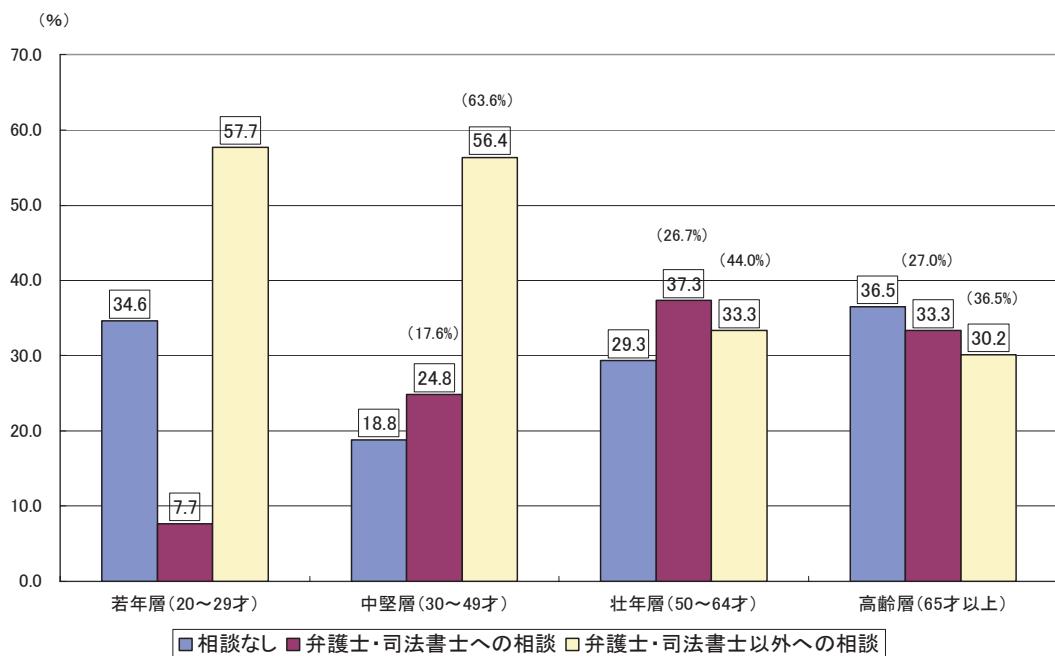
なお、高齢層に関し、弁護士・司法書士にアクセスできた人と、それ以外の人の属性を比較したとき、目立った差があったのは、弁護士・司法書士の知り合いの有無（知り合いのいる人の割合が、弁護士・司法書士へのアクセス層 72.6%、弁護士・司法書士以外へのアクセス層 42.1%、相談なし層 30.4%）、学歴（大卒比率が、弁護士・司法書士へのアクセス層 28.6%、弁護士・司法書士以外へのアクセス層 0%、相談なし層 8.7%）、性別（男性比率が、弁護士・司法書士へのアクセス層 71.4%、弁護士・司法書士以外へのアクセス層 36.8%、相談なし層 73.9%）などであった。高齢女性の弁護士・司法書士へのアクセス割合は、36.8%であったが、弁護士・司法書士以外へのアクセス割合は 63.2%であった。高齢者女性と弁護士・司法書士との間の距離が大きいことがわかる。高齢層では、年収、法律扶助の該当性の有無で弁護士・司法書士へのアクセス状況に大きな差はでなかった。

【グラフ I -2-3】最も重要な法律問題の相談先（都市規模別）



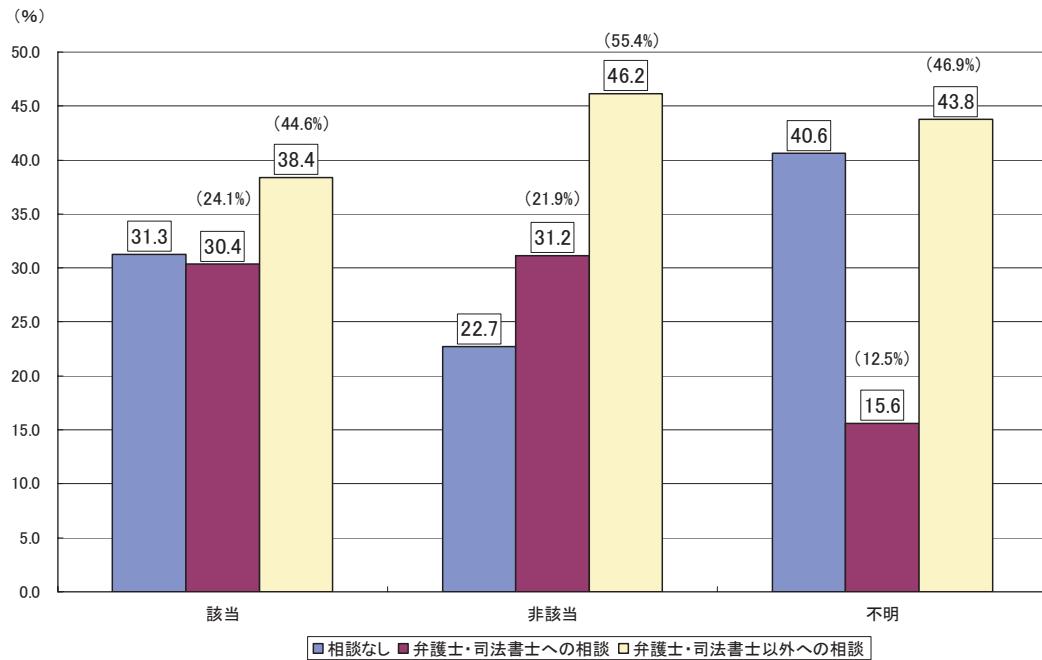
※ () 内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」から除き、「その他」に移した場合の値

【グラフ I -2-4】最も重要な法律問題の相談先（年齢層別）



※ () 内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」から除き、「その他」に移した場合の値

【グラフ I-2-5】最も重要な法律問題の相談先（扶助要件該当別）



※（ ）内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」から除き、「その他」に移した場合の値

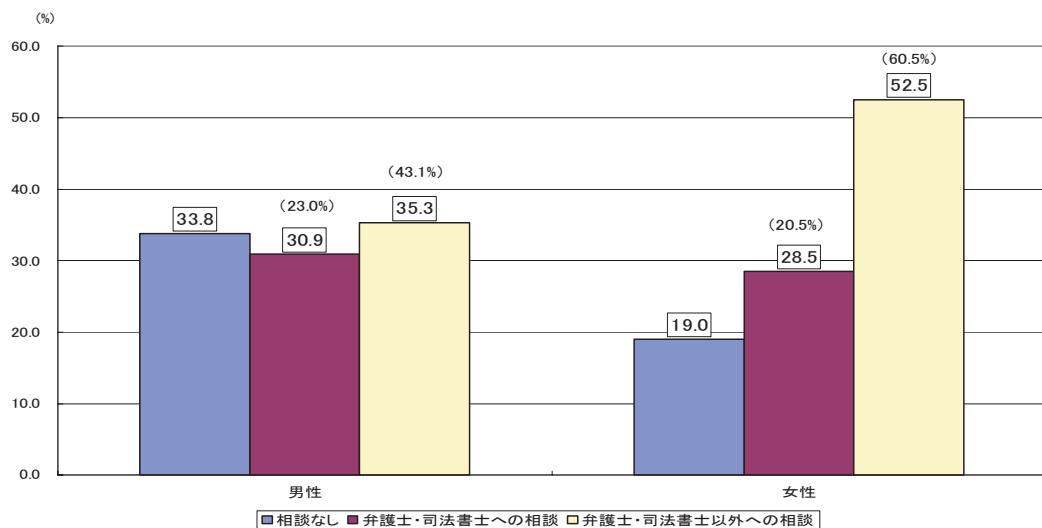
また、【グラフ I-2-4】は、扶助要件該当性の有無別に相談先の状況をしたものである（なお、後掲【表 I-2-5】から【表 I-2-8】では、問題経験者のうち誰かに相談した人のみについて、相談先を分析したものだが、【グラフ I-2-3】から【グラフ I-2-6】では「相談なし」を含めて相談行動を見ているので、同様の項目であっても数値が異なっている）。

それによれば、要件該当者の「相談なし」の割合は要件非該当者よりも高いことから、問題が深刻である場合に限って相談行動に出ていることが推測される。そして、その限定された相談先の中では、「弁護士・司法書士への相談」の割合が比較的高くなり、結果として、要件非該当者と同程度の相談割合となっている。それに対し、要件非該当者はより広い範囲で相談行動を起こし、相談先も要件該当者よりは多様である（「弁護士・司法書士以外への相談」が46.2%を占めている）。この傾向は、「弁護士・司法書士への相談」から「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を除いた場合にも変わらない。

最後に、男女別に相談の有無を比較した場合、相談率は圧倒的に女性の方が高く、法律問題に関しては、男性66.2%に対し、女性が81.0%であった。しかし、さらに、相談先を見た場合、【グラフ I-2-6】に示されるように、「弁護士・

司法書士への相談」の割合は男女間で大きな開きがなく、女性は「弁護士・司法書士以外への相談」の割合が非常に高く、それが「相談なし」の割合を下げていることがわかる。この傾向は、「弁護士・司法書士への相談」から「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を除いた場合にも変わらない。

【グラフ I -2-6】最も重要な法律問題の相談先（男女別）



※（ ）内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」から除き、「その他」に移した場合の値

(ii) 福祉問題

前述のように、福祉問題を抱えた回答者 412 名中何らかの相談行動に出た人は 50.4% にとどまった。その最も重要とされた問題類型は、【表 I -2-2】に示した通りである。このうち弁護士・司法書士への相談は僅か 2.4% (10 名) にとどまる。多くは弁護士・司法書士以外への相談 (47.1%、194 名) である。この弁護士・司法書士以外の相談の中で最も多かったのは、「家族・親戚」で 26.9% (111 名)、それに続くのが「市町村の相談窓口・地域包括支援センター」の 17.0% (70 名)、「友人・同僚」の 14.1% (58 名)、「福祉事務所」の 5.6% (23 名) であった。法テラスへの相談は 1.7% (7 名) であった。なお、福祉問題に関しても、相談率には男女差があり、男性 44.0%に対し、女性 56.1% であった。このように、福祉問題に関する弁護士・司法書士の活動の場は、まだまだ限られたものであるが、後述のように (P.83(ii) 福祉問題 参照)、福祉問題の中にも潜在的な法律問題がありうることを考えるならば、今後は法テラス等法情報提供機関は、福祉関連機関との連携もとりながら法情報の提供に努める必要がある。

【表 I -2-2】最も重要な福祉問題

| | 実数 | パーセント |
|------------------|-----|--------|
| 国民年金・厚生年金の受給 | 124 | 30.1% |
| 健康保険の給付や保険料 | 87 | 21.1% |
| 子・母子の手当、福祉サービス利用 | 40 | 9.7% |
| 高齢者の福祉サービス | 38 | 9.2% |
| 高齢者の要介護認定 | 26 | 6.3% |
| 高齢者の福祉施設 | 26 | 6.3% |
| 家庭内の高齢者・障害者の扶養 | 15 | 3.6% |
| その他の問題 | 12 | 2.9% |
| 障害者に対する行政の対応 | 10 | 2.4% |
| 障害者の福祉サービス | 10 | 2.4% |
| 障害者の福祉施設 | 8 | 1.9% |
| 生活保護を受給できないこと | 5 | 1.2% |
| その他成年後見の問題 | 2 | 0.5% |
| 生活保護打ち切り・保護費減額など | 1 | 0.2% |
| 成年後見の開始 | 1 | 0.2% |
| わからない | 7 | 1.7% |
| 合計 | 412 | 100.0% |

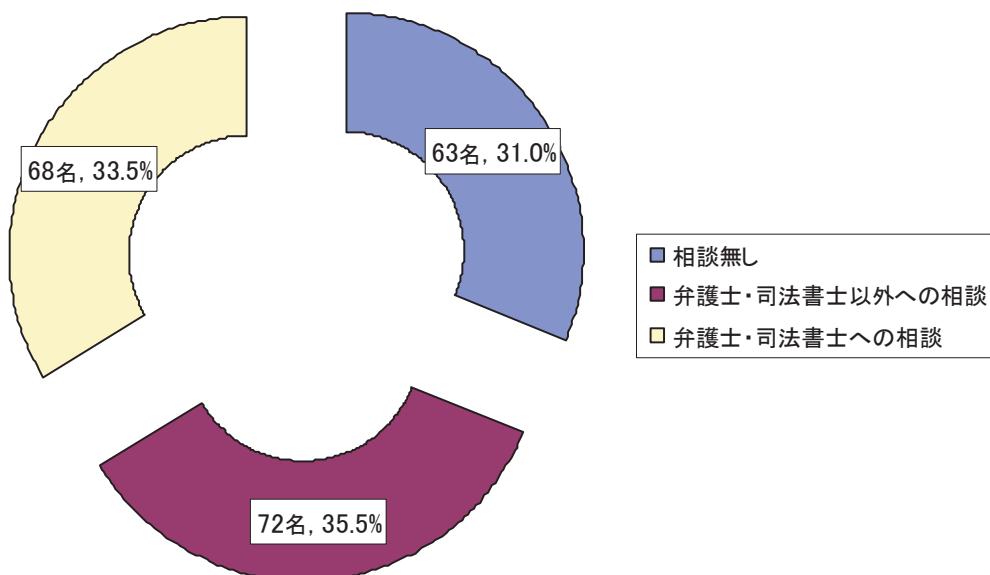
② 路上生活者対象調査

【グラフ I -2-7】は法律問題を抱えた路上生活者の相談状況を示すため、最も重要な法律問題の相談先について、弁護士・司法書士とそれ以外とに分けてグラフ化したものである。路上生活者の場合、法律問題を抱えた人（203名）の約7割、69.0%がいずれかの相談先に相談をしている。この割合は一般対象者の割合よりもやや低いが、反面、「弁護士・司法書士への相談」割合は33.5%と一般対象者よりもやや高くなっている。ただし、いずれの差もさほど大きいものではない。なお、路上生活者対象調査の場合、質問票上、国・都道府県・市町村の相談窓口等への相談の項目には、国・都道府県・市町村の相談窓口のほかに、地域包括支援センター、社会福祉協議会等も含めていたことから、ここでの集計では、上記「弁護士・司法書士への相談」には、一般対象者調査とは異なり、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談件数は含まれていない。したがって、「弁護士・司法書士への相談」率33.5%という値は、それに相当する一般対象調査の「弁護士・司法書士への相談」率21.8%と比較をし相当高い値である可能性がある（ただし、路上生活者対象調査においても回答項目は「国・都道府県・市町村の相談窓口、地域包括支援センター、社会福

祉協議会等（弁護士・司法書士への相談を含む）」となっていたことから、正確に弁護士や司法書士へのアクセス状況を比較することは不可能である。しかし、注意しなくてはならないのは、路上生活者は一般対象者と比較した場合、「弁護士・司法書士以外への相談」率がかなり低くなっている点である。全体としての相談率自体は一般対象者よりも低くなっている点である。その点を考えるならば、「弁護士・司法書士への相談」へのアクセス率の相対的な高さもそれが路上生活者にとっては唯一の相談手段である可能性、あるいは路上生活者の方がより深刻な問題を抱えている結果である可能性も否定できない。とくに路上生活者の場合は法律問題を抱える割合も回数も一般対象者よりもはるかに高い状況を考えれば、この3割程度の弁護士・司法書士へのアクセス率も決して良いものとはいえない。

なお、福祉問題も含めて法律・福祉のいずれかの問題を抱えた当事者を対象に集計した場合も、「相談なし」32.0%、「弁護士・司法書士以外への相談」36.1%、「弁護士・司法書士への相談」32.0%となり、法律問題を抱えた場合と比較して大きな差は生じない。

【グラフ I-2-7】最も重要な法律問題の相談先（路上生活者）



以上の割合を調査地別及び施設・路上別にみたのが【表 I-2-3】及び【表 I-2-4】である。これによれば、東京での「弁護士・司法書士への相談」割合が他の調査地よりもやや高くなっているが、これは調査自体が法律相談に訪れた人を中心にして実施したことによるものと思われる。また、施設・路上別にみた場合「弁護士・司法書

士への相談」割合が施設入所者の方で顕著に高く、逆に現路上生活者の場合には「相談なし」の割合が高くなっている。これは、同じ路上生活者であっても、施設入所者とそれ以外では弁護士・司法書士へのアクセス状況、さらには相談機関自体へのアクセス状況が相当異なることを示唆するものである。

【表 I -2-3】最も重要な法律問題の相談先（調査地別）

| 相談先 | 相談なし | 調査地 | | | 合計 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 東京 | 大阪 | 京都 | |
| | 度数 | 35 | 21 | 7 | 63 |
| | 地域別の % | 28.7% | 33.3% | 38.9% | 31.0% |
| 弁護士・司法書士 | 度数 | 44 | 22 | 6 | 72 |
| 以外に相談 | 地域別の % | 36.1% | 34.9% | 33.3% | 35.5% |
| 弁護士・司法書士 | 度数 | 43 | 20 | 5 | 68 |
| に相談 | 地域別の % | 35.2% | 31.7% | 27.8% | 33.5% |
| 合計 | 度数 | 122 | 63 | 18 | 203 |
| | 地域別の % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

【表 I -2-4】最も重要な法律問題の相談先（現路上・施設別）

| 相談先 | 相談なし | 路上・施設の別 | | | 合計 |
|----------|------|---------|--------|--------|--------|
| | | 施設 | 路上 | 不明 | |
| | 度数 | 20 | 36 | 7 | 63 |
| | % | 20.4% | 41.4% | 38.9% | 31.0% |
| 弁護士・司法書士 | 度数 | 38 | 28 | 6 | 72 |
| 以外に相談 | % | 38.8% | 32.2% | 33.3% | 35.5% |
| 弁護士・司法書士 | 度数 | 40 | 23 | 5 | 68 |
| に相談 | % | 40.8% | 26.4% | 27.8% | 33.5% |
| 合計 | 度数 | 98 | 87 | 18 | 203 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(2) 相談の経路

① 一般対象調査

つぎに、回答者が経験したうち最も重要と考える問題について、その解決のため人々がどのような行動をとったか、適切な法情報や法的制度にアクセスすることができたかを知るために、アクセス経路を分析する。

(i) 法律問題

まず、法律問題経験者の相談行動について見てみる。前述（【グラフ I -1-1】）

のとおり、過去5年間に法律問題を経験したのは412名（問題の種類について「分からぬ」と回答した8名を含む）であり、全体の25.2%である。また、最重要と考えられた問題とは、前述（【表I-2-1】）のとおりである。全体の5%以上を占める問題として、「相続、遺言」、「職場での問題」、「近隣関係の問題」、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」、「子どものいじめ等学校に関する問題」、「消費者問題」、「借金に関する問題」、「交通事故の損害賠償」、「騒音・振動・日照など」が挙げられている。

相談行動は、【図1】のとおりである。法律問題経験者のうち、誰かに相談した人が73.5%であり、全く相談のなかった人は26.5%であった。

相談先としては、第3の相談先までをあげてみた。最初の相談先として最も多いのは「家族・親戚」（49.5%）、次いで「弁護士・司法書士」（前節と同様、弁護士・司法書士への相談に、最終的には弁護士や司法書士が相談相手となる可能性のある「国・都道府県・市町村の相談窓口」を加えたもの）（19.2%）、「その他の相談」（地域の有力者、警察、弁護士・司法書士以外の専門家、保険会社、裁判所、消費生活センター等、その他）（18.6%）、「友人・同僚」（12.8%）である。

最初に「家族・親戚」に相談した場合はその後3分され、「友人・同僚」（29.3%）、「弁護士等」（19.0%）「その他の相談」（16.3%）、及び「相談終了」（35.4%）と分かれる。最初から「弁護士・司法書士」に相談した場合は、その後64.9%がさらなる相談をせずに相談行動が終了している。最初に「友人・同僚」に相談した場合は、さらに「家族・親戚」への相談に戻る人もある（23.7%）が、その約6割において、相談行動がそのまま終了してしまっている。

こういった相談状況は都市規模別、年齢層別にみた場合には様相がやや異なる。たとえば、【表I-2-5】は、試みに最初に相談をした後に着目し都市規模別に示したものである。なお、上記の「弁護士・司法書士」の項目には、前節前述のとおり、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談が含まれている。表中の（ ）内の数値は、これを「弁護士・司法書士」から除き、「その他」に移した場合の数値である。

それによれば、大都市、中都市においては、上述のとおり第1順位の相談先としては、「家族・親戚」の割合が最も高いが、小都市・郡部ではその割合が下がり、むしろ「弁護士・司法書士」への相談割合が高くなる。また【表I-2-6】は、第1順位の相談先を年齢層別に示したものである。それによれば、若年層ではほとんどが、まず「家族・親戚」か「友人・同僚」といった身近な人間に相談しているのに対し、高齢層はむしろ半数近くが「弁護士・司法書士」に相談している。若年層とは逆に、高齢層は家族等への相談割合が低く、法律相談への依存度が高くなっていることが示唆される。

「弁護士・司法書士」への相談から「国・都道府県・市町村の相談窓口」へ

の相談を除いた場合、全体的に「弁護士・司法書士」への相談の割合は下がるが、上記の傾向は維持される。ただし、高齢層の「弁護士・司法書士」への相談は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」を除いた場合は3割に減ずる。高齢層にとっての「国・都道府県・市町村の相談窓口」の重要性が示されている。

【表 I-2-5】第1順位の相談先（都市規模別）

| | | 家族・親戚 | 弁護士・司法書士 | 友人・同僚 | その他 | 合計 |
|--------|---|-------|-------------|-------|-------------|--------|
| 大都市 | 人 | 47 | 15(13) | 12 | 11(13) | 85 |
| | % | 55.3% | 17.6(15.3)% | 14.1% | 12.9(15.3)% | 100.0% |
| 中都市 | 人 | 68 | 19(12) | 16 | 21(28) | 124 |
| | % | 54.8% | 15.3(9.7)% | 12.9% | 16.9(22.6)% | 100.0% |
| 小都市・郡部 | 人 | 32 | 23(16) | 10 | 23(30) | 88 |
| | % | 36.4% | 26.1(18.2)% | 11.4% | 26.1(34.1)% | 100.0% |
| 合計 | 人 | 147 | 57(41) | 38 | 55(71) | 297 |
| | % | 49.5% | 19.2(13.8)% | 12.8% | 18.5(23.9)% | 100.0% |

※（ ）内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」から除き、「その他」に移した場合の値

【表 I-2-6】第1順位の相談先（年齢層別）

| | | 家族・親戚 | 弁護士・司法書士 | 友人・同僚 | その他 | 合計 |
|-----------------|---|-------|-------------|-------|-------------|--------|
| 若年層 (20~29才) | 人 | 9 | 0 | 5 | 3 | 17 |
| | % | 52.9% | 0.0% | 29.4% | 17.6% | 100.0% |
| 中堅層 (30~49才) | 人 | 79 | 16(9) | 18 | 21(28) | 134 |
| | % | 59.0% | 11.9(6.7)% | 13.4% | 15.7(20.9)% | 100.0% |
| 壮年層 (50~64才) | 人 | 48 | 24(20) | 11 | 23(27) | 106 |
| | % | 45.3% | 22.6(18.9)% | 10.4% | 21.7(25.5)% | 100.0% |
| 高齢層 (65才以上) | 人 | 11 | 17(12) | 4 | 8(13) | 40 |
| | % | 27.5% | 42.5(30.0)% | 10.0% | 20.0(32.5)% | 100.0% |
| 合計 | 人 | 147 | 57(41) | 38 | 55(71) | 297 |
| | % | 49.5% | 19.2(13.8)% | 12.8% | 18.5(23.9)% | 100.0% |

※（ ）内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」から除き、「その他」に移した場合の値

また、【表 I-2-7】は、扶助要件該当性の有無別に第1順位の相談先をしたものである。該当者、非該当者ともに最も多い相談先は「家族・親戚」であるが、扶助要件該当者が「弁護士・司法書士」に相談する割合が高くなっている。この傾向は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」への相談から除いた場合にも変わらない。一見、要件該当者の弁護士・司

法書士へのアクセス状況の方が相対的には良好なように見える。しかし、このような結果となるのは、ここでの集計が、「相談なし」の回答者を除いた集計になっていることによるものである点を忘れてはならない。すでに示したように（【グラフ I -2-5】参照）、「相談なし」の回答者割合も含めた場合、要件該当者の方が「相談なし」の割合が高くなっている。結局のところ、要件該当者の方は全体としての相談の機会が少ない中で「弁護士・司法書士への相談」の割合が高くなっていることになろうが、それは、要件該当者の弁護士・司法書士へのアクセス状況が良好だというよりは、むしろ要件該当者が弁護士・司法書士に相談しなくてはならないような深刻な問題を多く抱えていた、あるいは、要件該当者の方が「家族・親戚」等に相談できないような孤立した状況に多くおかれていたといったの可能性を示唆していると考えるべきであろう（なお、ここでの集計は相談をしなかった回答者を除いた割合を計算しているが、相談をしなかった回答者も加えて計算した場合はこの比率が異なってくる。それらについては、【グラフ I -2-5】及びその解説も参照のこと。）。

最後に、【表 I -2-8】は、男女別に第1順位の相談先を示したものである。男性に比べ女性は「家族・親戚」に相談する割合が高いが、反面、「弁護士・司法書士」に対する相談率が非常に低いことが示されている。とくに、この傾向は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」への相談から除いた場合に顕著で、女性の「弁護士・司法書士」への相談の割合は6.8%にまで減少する。女性と弁護士・司法書士との距離を示唆する数値である（ここでの集計は相談をしなかった回答者を除いており、相談をしなかった回答者を加えたものは【グラフ I -2-6】及びその解説を参照。）。

【表 I -2-7】第1順位の相談先（扶助要件該当別）

| | 家族・親戚 | 弁護士・司法書士 | 友人・同僚 | その他 | 合計 |
|-----|-------|--------------|-------|--------------|--------|
| 該当 | 31 | 20(14) | 10 | 16(22) | 77 |
| | 40.3% | 26.0%(18.2%) | 13.0% | 20.8%(28.6%) | 100.0% |
| 非該当 | 104 | 35(26) | 25 | 37(46) | 201 |
| | 51.7% | 17.4%(12.9%) | 12.4% | 18.4%(22.9%) | 100.0% |
| 不明 | 12 | 2(1) | 3 | 2(3) | 19 |
| | 63.2% | 10.5%(5.3%) | 15.8% | 10.5%(15.8%) | 100.0% |
| 合計 | 147 | 57(41) | 38 | 55(71) | 297 |
| | 49.5% | 19.2%(13.8%) | 12.8% | 18.5%(23.9%) | 100.0% |

※（ ）内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」から除き、「その他」に移した場合の値

【表 I -2-8】第1順位の相談先（男女別）

| | 家族・親戚 | 弁護士・司法書士 | 友人・同僚 | その他 | 合計 |
|----|-------|--------------|-------|--------------|--------|
| 男性 | 49 | 40(30) | 18 | 28(38) | 135 |
| | 36.3% | 29.6%(22.2%) | 13.3% | 20.7%(28.2%) | 100.0% |
| 女性 | 98 | 17(11) | 20 | 26(32) | 161 |
| | 60.9% | 10.6%(6.8%) | 12.4% | 16.1%(19.9%) | 100.0% |
| 合計 | 147 | 57(41) | 38 | 54(70) | 296 |
| | 49.7% | 19.3%(13.8%) | 12.8% | 18.2%(23.6%) | 100.0% |

※（ ）内の数値は、「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を「弁護士・司法書士」から除き、「その他」に移した場合の値

さらに、問題の種類別に相談経路の分析を試みてみる。【表 I -2-9】は、問題種類別に、全体の相談率、「家族・親戚」「友人・同僚」以外への相談率、及び「弁護士・司法書士」への相談率を示している。

【表 I -2-9】法律問題種類別の相談率

| | 問題経験 合計 | | 相談率 (全体) | | 家族友人を除く人・ 機関への相談率 | | 弁護士・司法書 士への相談率 |
|----------------------|------------|----|-------------|----|----------------------|----|-------------------|
| 離婚・関係破綻等 | 29 | 26 | 89.7% | 15 | 51.7% | 13 | 44.8% |
| 相続・遺言 | 49 | 42 | 85.7% | 33 | 67.3% | 29 | 59.2% |
| 家庭内暴力 | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% |
| 子どものいじめ等 | 29 | 22 | 75.9% | 12 | 41.4% | 1 | 3.4% |
| 子どもの虐待 | 2 | 1 | 50.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 先生・職員の暴言・暴力・ セクハラ | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% |
| 職場での問題 | 45 | 31 | 68.9% | 12 | 26.7% | 9 | 20.0% |
| 差別から生じる問題 | 3 | 2 | 66.7% | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% |
| 騒音、振動、日照など | 23 | 12 | 52.2% | 5 | 21.7% | 4 | 17.4% |
| 近隣関係の問題 | 37 | 24 | 64.9% | 18 | 48.6% | 7 | 18.9% |
| 不動産の売買、建築など | 18 | 15 | 83.3% | 7 | 38.9% | 5 | 27.8% |
| 不動産の賃貸借 | 15 | 14 | 93.3% | 12 | 80.0% | 11 | 73.3% |
| 消費者問題 | 27 | 19 | 70.4% | 11 | 40.7% | 3 | 11.1% |
| 借金問題 | 26 | 21 | 80.8% | 16 | 61.5% | 14 | 53.8% |
| 貸金問題 | 12 | 9 | 75.0% | 4 | 33.3% | 4 | 33.3% |
| 保険金請求など | 2 | 1 | 50.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 交通事故 | 24 | 22 | 91.7% | 21 | 87.5% | 6 | 25.0% |
| 医療事故 | 5 | 2 | 40.0% | 1 | 20.0% | 0 | 0.0% |
| 上記以外の損害賠償 | 4 | 4 | 100.0% | 4 | 100.0% | 1 | 25.0% |
| 犯罪被害 | 4 | 4 | 100.0% | 4 | 100.0% | 1 | 25.0% |
| 警察や公務員等とのトラブル | 4 | 3 | 75.0% | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% |
| 税金や公的給付に関する問題 | 20 | 8 | 40.0% | 5 | 25.0% | 2 | 10.0% |
| 国・都道府県、市区町村間の問題 | 5 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| その他の問題 | 15 | 11 | 73.3% | 8 | 53.3% | 6 | 40.0% |

まず、全体の相談率を見ると、「交通事故・医療事故以外の損害賠償」「犯罪被害」では100%（ただし件数は各4件）、「離婚等」「相続」「不動産賃貸借」「不動産売買」「借金」「交通事故」の経験者は、8割以上が誰かに相談している。反対に、相談率が低いのは「医療事故」「税金等」（それぞれ2件、8件）であった。

家族、友人以外への相談率との関係を見ると、「交通事故・医療事故以外の損害賠償」「犯罪被害」の相談率は全体の相談率と連動しており、全件が相談されている。他方、一般的な相談率とのギャップが大きいのは、「離婚等」「家庭内暴力」（2件）「子どものいじめ等」「子どもの虐待」（1件）「学校での暴言等」（2件）「騒音等」「不動産売買」「保険金請求」（1件）であった。したがって、離婚等の家事問題、子どもの教育問題、騒音等環境問題は、家族・友人等への相談で止まってしまい、問題の顕在化がなされていない可能性がある。これらの問題と「弁護

士・司法書士」への相談率の関係を見ると、「離婚等」は、いったん顕在化がなされると「弁護士・司法書士」への相談率も連動するようであるが、子の教育問題、騒音等環境問題については「弁護士・司法書士」への相談率も極めて低い。ただし、いずれも非常に件数が少ないので、統計的な価値は明らかではない。

他方、「相続」、「不動産賃貸借」、「借金」、「交通事故」については、家族、友人以外への相談率が高く、比較的問題が顕在化しやすい類型と言える。「弁護士・司法書士」への相談率も（交通事故を除き）比較的高い。ある程度、法的問題としての認知が進み、法的情報・解決へのアクセス方法が明確化されているようである。

(ii) 福祉問題

以上の法律問題経験者の相談行動に対して、過去 5 年間に福祉問題を経験した人の相談行動を示したのが【図 2】である。前述のとおり福祉問題の経験率も 25.2% であるが、相談率は法律問題より低い(49.5%)。「相談なし」が 50.5% である。福祉問題に関しては、問題の内容・相談先ともに多様である反面、「友人・同僚」への相談率は低い。福祉問題はその性質上「友人・同僚」には相談しにくい性質の問題なのかもしれない。

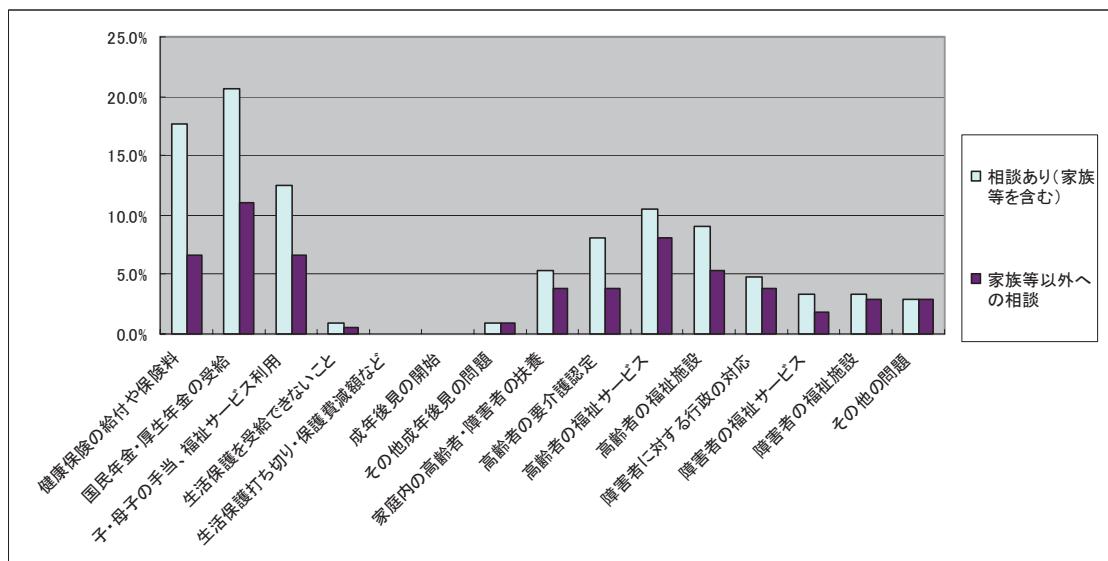
最初の相談先としては、「家族・親戚」(50.0%) が最も多く、次いで「市町村の窓口」(21.6%)、「その他の相談」(28.4%) と続く。「友人・同僚」、「弁護士・司法書士」への相談はなされていない。

第 2 の相談先として、ようやく「友人・同僚」「福祉事務所」「政治家」などがあらわれる。「無料法律相談」も、最初に「市町村の窓口」に相談した人の中の 2.3% というわずかな率で次の相談先として現れる。しかし、全体を通じて、弁護士・司法書士の役割はこれだけであり、法へのアクセスは極めて限定的である。

これらの相談状況を、問題類型別にみてみる。【グラフ I-2-8】によれば、経験した問題ごとに、全体の相談率も、家族、友人以外への相談率も異なることが分かる。すなわち、「健康保険の給付・保険料」「国民年金・厚生年金の受給」「子・母子の手当、福祉サービス利用」「高齢者の要介護認定」に関しては、相談割合の差が比較的大きい。したがって、家族・友人等には相談したが、外部の機関には相談をしていない実態が見て取れる。しかし、これらは、伝統的なリーガルサービスに比較的なじみやすい問題類型であり、やや意外な結果である。もっとも、問題経験者としては、福祉問題に関しては弁護士・司法書士よりも行政機関が最初に相談先として思い浮かぶにとどまり、そのような行政機関への申請や交渉に関して、法情報を得たりリーガルサービスを受けるという

発想 자체がないのかもしれない。しかし、後述のように（P.83(ii)福祉問題 参照）、こういった福祉問題の中にも法律問題に転化するものが含まれていると考えられるだけに、法情報提供のための枠組みが整備されるべきであろう。

【グラフ I-2-8】福祉問題種類別の相談率（家族友人等とそれ以外）



② 路上生活者対象調査

路上生活者の相談経路に関しては、【表 I-2-10】によれば、第1順位の相談先に着目した場合、一般対象者と異なり、「家族・親戚」への相談比率が下がり、「弁護士・司法書士」（ここでも、前述のように、「弁護士・司法書士」への相談に、行政の相談窓口への相談を合算することはしていない。）への相談比率が高まる。とくに、問題を法律問題に限った場合、第1順位の相談先としての割合が最も高くなつたのは「弁護士・司法書士」であった。また、「福祉事務所」や行政の相談窓口への相談比率も高いことが注目される。

この状況は、都市別及び施設・路上別でやや異なってくる。まず都市別にみた場合、【表 I-2-11】によれば、大阪よりも東京において福祉事務所、行政の相談窓口への比率が高くなつておる、逆に大阪では家族・親戚への相談比率が高くなつておる。この差は、一方で調査手法に起因する可能性、すなわち、東京では法律相談に訪れた人を中心調査を実施したことが福祉事務所、行政の相談窓口への相談比率を高めた可能性も考えられるが、しかし他方で弁護士・司法書士への相談比率には大きな開きはないことを考えると、純粋な地域差の可能性もある。また、施設・路上別にみた場合【表 I-2-12】によれば、施設入所者の場合、「家族・親戚」への相談割合が比較的高いのに対し、現路上生活者の方は同様の割合は低く、むしろ友人同僚への相談比率が高まる。また、施設入所者の場合は「弁護士・司法書士」への相談比

率が相対的に高いが、現路上生活者の場合は「福祉事務所」や「国、都道府県などの相談窓口・地域包括支援センター等」行政の相談窓口への相談比率が高くなっている。

【表 I -2-10】第1順位の相談先

| | 全体 | | 法律問題のみ | |
|-----------------------------------|-----|-------|--------|-------|
| | 度数 | パーセント | 度数 | パーセント |
| 家族・親戚 | 25 | 11.4% | 22 | 10.8% |
| 弁護士・司法書士 | 25 | 11.4% | 25 | 12.3% |
| 友人・同僚 | 22 | 10.0% | 22 | 10.8% |
| 福祉事務所 | 22 | 10.0% | 19 | 9.4% |
| 国、都道府県、市町村などの相談窓口・ 地域包括支援センター等 | 22 | 10.0% | 20 | 9.9% |
| 民間の支援団体 | 8 | 3.7% | 8 | 3.9% |
| 警察 | 7 | 3.2% | 7 | 3.4% |
| 民生委員 | 1 | 0.5% | 1 | 0.5% |
| その他 | 10 | 4.6% | 9 | 4.4% |
| 合計 | 142 | 64.8% | 133 | 65.4% |

【表 I -2-11】第1順位の相談先（調査地別）

| 相談 1番目 | | | 調査地 | | | 合計 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| | | | 東京 | 大阪 | 京都 | |
| 家族・親戚 | 度数 | 9 | 12 | 1 | 22 | |
| | 地域別の % | 11.1% | 29.3% | 9.1% | 16.5% | |
| 友人・同僚 | 度数 | 14 | 6 | 2 | 22 | |
| | 地域別の % | 17.3% | 14.6% | 18.2% | 16.5% | |
| 民間の支援団体 | 度数 | 3 | 4 | 1 | 8 | |
| | 地域別の % | 3.7% | 9.8% | 9.1% | 6.0% | |
| 民生委員 | 度数 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| | 地域別の % | .0% | .0% | 9.1% | .8% | |
| 福祉事務所 | 度数 | 16 | 2 | 1 | 19 | |
| | 地域別の % | 19.8% | 4.9% | 9.1% | 14.3% | |
| 警察 | 度数 | 3 | 3 | 1 | 7 | |
| | 地域別の % | 3.7% | 7.3% | 9.1% | 5.3% | |
| 国、都道府県、市 町村などの相談窓 口・地域包括支援 センター等 | 度数 | 17 | 2 | 1 | 20 | |
| | 地域別の % | 21.0% | 4.9% | 9.1% | 15.0% | |
| 弁護士・司法書士 | 度数 | 16 | 7 | 2 | 25 | |
| | 地域別の % | 19.8% | 17.1% | 18.2% | 18.8% | |
| その他 | 度数 | 3 | 5 | 1 | 9 | |
| | 地域別の % | 3.7% | 12.2% | 9.1% | 6.8% | |
| 合計 | 度数 | 81 | 41 | 11 | 133 | |
| | 地域別の % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | |

【表 I -2-12】第1順位の相談先（現路上・施設別）

| | | | 現路上・施設別 | | | 合計 | |
|---|-------|-------|---------|--------|--------|--------|--|
| | | | 施設 | 現路上 | 不明 | | |
| 相談 1番目 | 家族・親戚 | 度数 | 17 | 4 | 1 | 22 | |
| | | 取得場所% | 22.7% | 8.5% | 9.1% | 16.5% | |
| 友人・同僚 | | 度数 | 11 | 9 | 2 | 22 | |
| | | 取得場所% | 14.7% | 19.1% | 18.2% | 16.5% | |
| 民間の支援団体 | | 度数 | 5 | 2 | 1 | 8 | |
| | | 取得場所% | 6.7% | 4.3% | 9.1% | 6.0% | |
| 民生委員 | | 度数 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| | | 取得場所% | .0% | .0% | 9.1% | .8% | |
| 福祉事務所 | | 度数 | 8 | 10 | 1 | 19 | |
| | | 取得場所% | 10.7% | 21.3% | 9.1% | 14.3% | |
| 警察 | | 度数 | 3 | 3 | 1 | 7 | |
| | | 取得場所% | 4.0% | 6.4% | 9.1% | 5.3% | |
| 国、都道府県、市 町村などの相談窓 口・地域包括支援 センター等 | | 度数 | 9 | 10 | 1 | 20 | |
| | | 取得場所% | 12.0% | 21.3% | 9.1% | 15.0% | |
| 弁護士・司法書士 | | 度数 | 16 | 7 | 2 | 25 | |
| | | 取得場所% | 21.3% | 14.9% | 18.2% | 18.8% | |
| その他 | | 度数 | 6 | 2 | 1 | 9 | |
| | | 取得場所% | 8.0% | 4.3% | 9.1% | 6.8% | |
| 合計 | | 度数 | 75 | 47 | 11 | 133 | |
| | | 取得場所% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | |

(3) 相談をしなかった理由

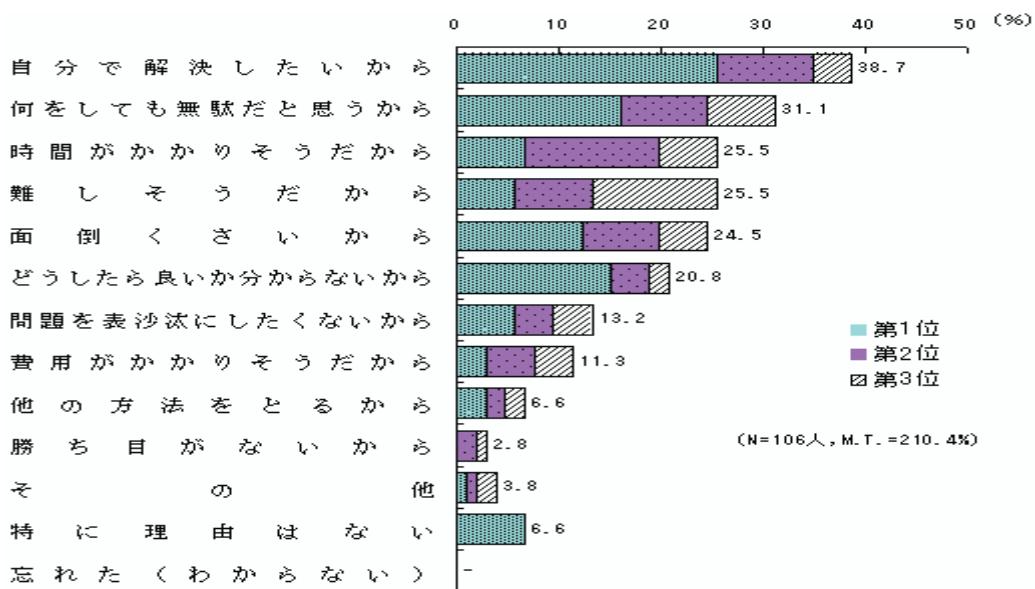
① 一般対象調査

(i) 法律問題

【グラフ I -2-9】は相談をしなかった回答者にその理由を尋ねた結果である。

第1理由から第3理由まで順位を付けて挙げてもらったものであるが、総数で最も多い理由は「自分で解決したいから」で、それに「何をしても無駄だと思うから」、「時間がかかりそうだから」が続いている。ただし、第1理由のみに着目した場合には、「どうしたら良いか分からないから」と「何をしても無駄だと思うから」がほぼ並んで2番目に多い理由として登場てくる。

【グラフ I -2-9】法律問題で相談をしなかった理由（一般）



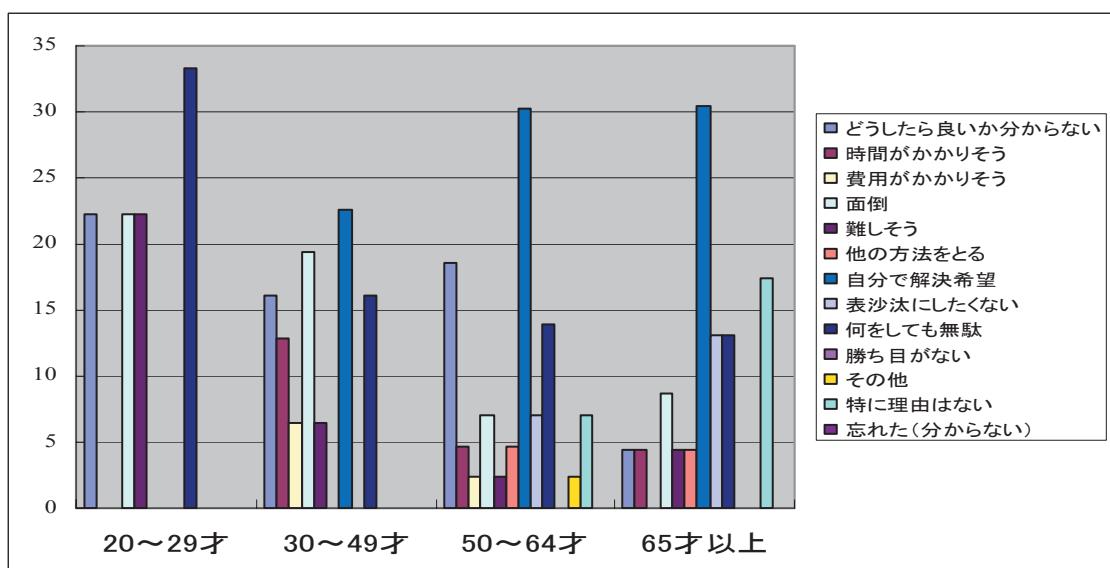
この結果を年齢層別に示したのが【グラフ I -2-10】である。それによると、年齢によって大きな差が見られる。若年層は主立った理由が「何をしても無駄」(33.3%)「どうしたらよいか分からない」「対応が面倒」「対応が難しそう」(各22.2%)といったものに尽きている。しかし年齢が上がるにしたがって、そういった理由以外に「自分で解決したい」「問題を表沙汰にしたくない」といった理由が増える。高齢層では、これらの理由が、それぞれ30.4%、13.0%にものぼる。中堅層は、中間的であるが、他の年代と比べると、「対応に時間がかかりそう」(12.9%)「対応に費用がかかりそう」(6.45%)が相対的に多くなっている。

これらの理由をみると、若年層・中堅層では、法に関する情報を十分に提供し、費用等の面で制度的な手当てをすることにより、他者への相談、とくに法

律相談等を使う意欲が喚起されるように思われるが、他方、壮年層・高年層の掲げる理由は、より心情的・価値的なものであり、異なるアプローチが必要なように見える。

次に、相談しなかった人のうち、扶助要件該当者の占める割合を見ると、全体では 32.7%が要件該当者だった。【表 I-2-13】は、問題類型別に相談しなかった割合を分析し、要件該当者か否かで違いが出るかをみたものである（問題類型別に問題経験者がどのような相談行動をとるかについては、【表 I-2-9】参照）。いずれも件数が少ないが、あえていうならば、「差別問題」「不動産賃貸借」「警察・公務員とのトラブル」については、相談しなかった人は全員要件該当者である。さらに「借金」問題を抱えても誰にも相談していない人の 8 割は要件該当者であり、法律扶助の潜在的ニーズがうかがわれる。

【グラフ I-2-10】法律問題で相談をしなかった理由（第 1 順位、年齢層別）

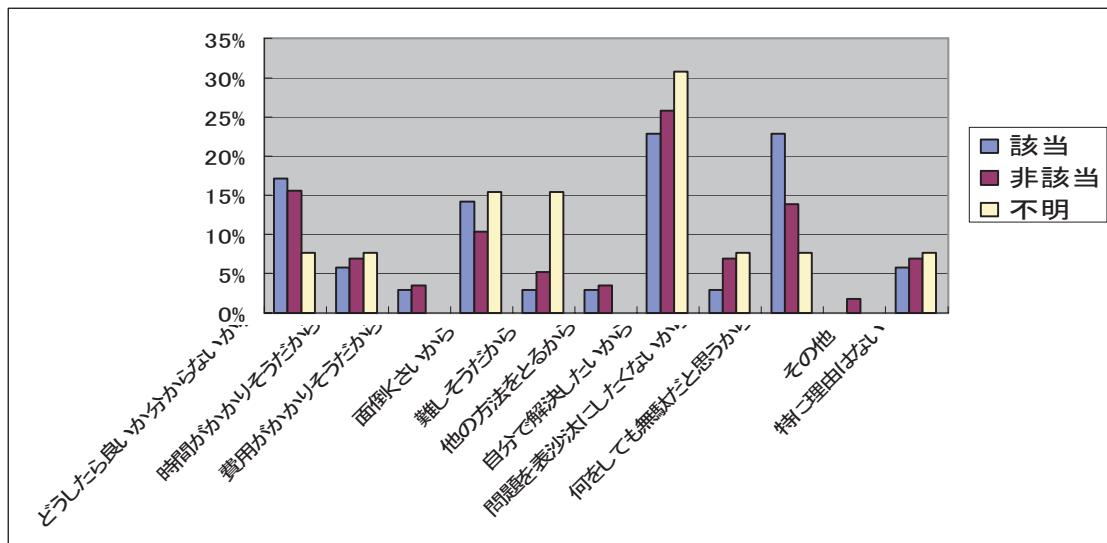


【表 I -2-13】相談をしなかった法律問題の種類（扶助要件該当別）

| | 相談なし件数 | 扶助要件該当者 | 非該当者 | 該当不明者 |
|--------------|--------|---------|--------|--------|
| 離婚等 | 3 | 33.3% | 66.7% | 0.0% |
| 相続、遺言 | 7 | 14.3% | 85.7% | 0.0% |
| 家庭内暴力 | 1 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 子どものいじめ等 | 7 | 14.3% | 85.7% | 0.0% |
| 子どもの虐待 | 1 | 0.0% | 100.0% | 0.0% |
| 先生等の暴言等 | 1 | 0.0% | 100.0% | 0.0% |
| 職場での問題 | 14 | 14.3% | 71.4% | 14.3% |
| 差別問題 | 1 | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
| 騒音等 | 11 | 18.2% | 72.7% | 9.1% |
| 近隣関係の問題 | 13 | 38.5% | 53.8% | 7.7% |
| 不動産売買等 | 3 | 66.7% | 33.3% | 0.0% |
| 不動産賃貸借 | 1 | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
| 消費者問題 | 8 | 50.0% | 50.0% | 0.0% |
| 借金問題 | 5 | 80.0% | 20.0% | 0.0% |
| 貸金問題 | 3 | 66.7% | 33.3% | 0.0% |
| 保険金請求等 | 1 | 0.0% | 100.0% | 0.0% |
| 交通事故損害賠償 | 2 | 0.0% | 50.0% | 50.0% |
| 医療事故損害賠償 | 3 | 33.3% | 66.7% | 0.0% |
| 他の損害賠償 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 犯罪被害 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 警察等とのトラブル | 1 | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
| 税金・公的給付問題 | 12 | 41.7% | 25.0% | 33.3% |
| 国・地方公共団体との問題 | 5 | 40.0% | 20.0% | 40.0% |
| その他の問題 | 4 | 0.0% | 75.0% | 25.0% |

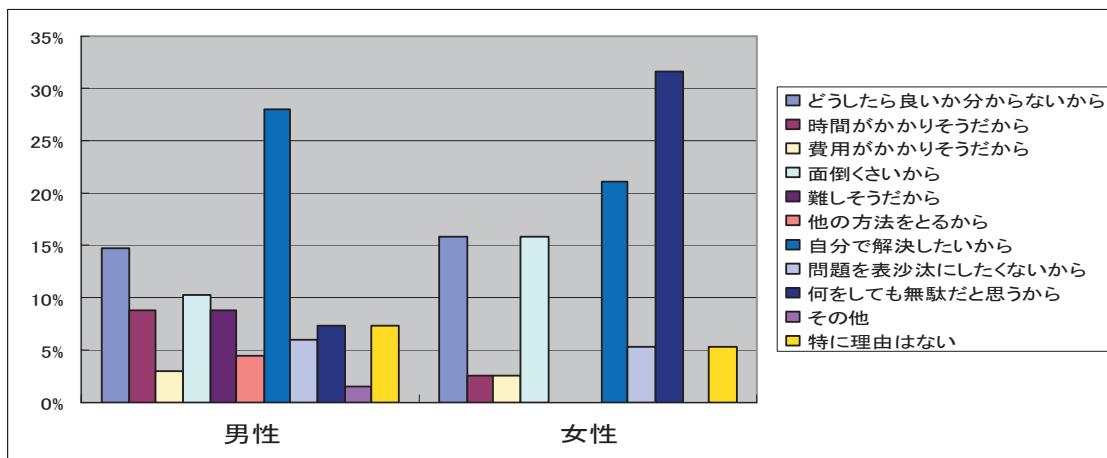
さらに、【グラフ I -2-11】は相談しなかった理由を扶助要件該当別に示したものである。それによれば、相談しなかった理由として該当者・非該当者を問わず多い回答は「自分で解決したい」であるが、扶助要件該当者か否かで大きく差が出るのが、「何をしても無駄」という理由である。該当者は、法律扶助が受けられることも知らず無力感に陥っている様子がうかがわれる。

【グラフ I -2-11】法律問題で相談をしなかった理由（第1順位、扶助要件該当別）



また、相談しなかった理由を男女別に見ると（【グラフ I -2-12】）、男性は「自分で解決したい」が圧倒的に多いのに対して女性は「何をしても無駄」が最も多い。ちなみに第2順位を見ると、男性は「時間がかかりそう」、女性は「面倒くさい」「何をしても無駄」が多く挙げられている。男性に対しては自ら交渉するとしても法情報が有益であること、女性に対しては法による解決が有効であることについて情報提供をすることが必要であろう。

【グラフ I -2-12】法律問題で相談をしなかった理由（男女別）



なお、男女とも相談しなかった問題類型をみると、「職場問題」「騒音・振動等」「近隣問題」（男性は「子のいじめ問題」も）といった共同体内の問題、「税金・公的給付」（男性は「国、都道府県等との問題」も）といった公法上の問題

が挙げられている。前者は法の介入によって解決がこじれそうとのイメージを持つことがあり得るし、後者は弁護士・司法書士にとっても一般的にリーガルサービスとは考えていなかった領域であり、それぞれ相談しなかった合理性も見いだせるが、法的解決の可能性についても情報提供すべきであろう。ただし、これら以外にも、「消費者問題」（女性）「相続、遺言」「借金」（男性）といった典型的な法律問題も相談されていないので、なお基本的な対応の充実も望まれる。

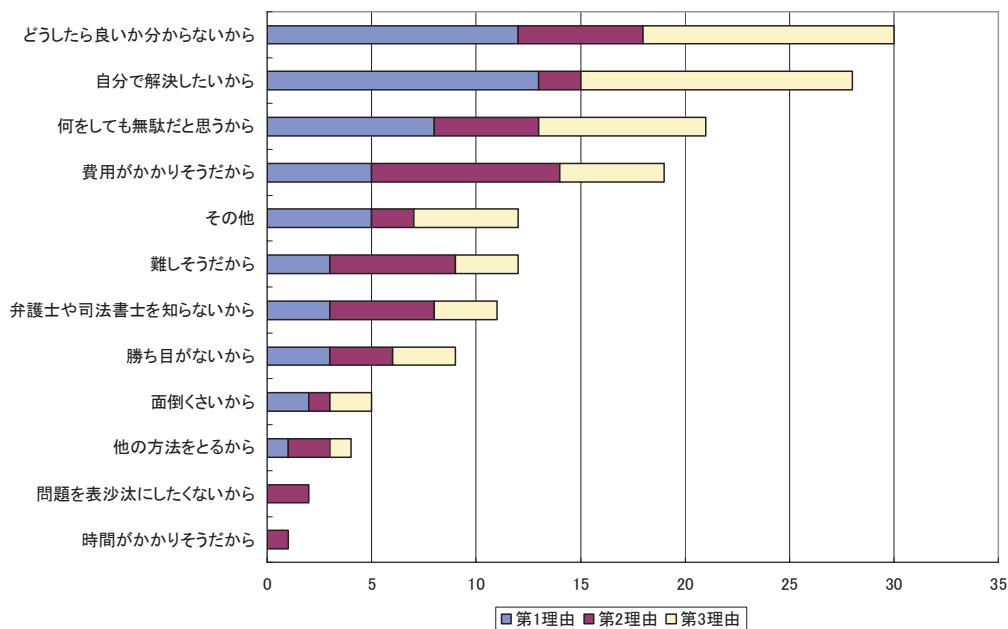
(ii) 福祉問題

福祉問題については、相談のみに関してそれをしなかった理由は尋ねておらず、相談または交渉のいずれかに関し、それを「していない」と答えた人（269名）にその理由を聞いている。このうち、第1順位理由でも、全ての理由を合計した場合でも最も多かった理由は「何をしても無駄だと思うから」（第1順位理由 20.1%、54名、全体 36.4%、98名）であった。ついで、全理由を合計した場合は、2番目には「面倒くさいから」が 21.2%（57名）がそれに続き、さらには「自分で解決したい」（第1理由では、11.5%、31名）、「時間がかかりそうだから」（第1順位理由では、6.3%、17名）、「難しそうだから」（第1順位理由では、3.3%、9名）が同率（16.4%、44名）で続くいている。なお、「費用がかかりそうだから」を理由とする人は全体で 6.7%（18名）にとどまっており、福祉問題に関し、相談行動あるいは交渉行動を起こさない理由は、費用の問題というよりも情報不足からくる諦めである可能性が示された。

② 路上生活者対象調査

【グラフ I-2-13】は路上生活者で法律問題を抱えたが相談を行わなかった人に対し、その理由を尋ねた結果である。一般対象者同様「自分で解決したいから」、「何をしても無駄だと思うから」といった理由が多いが、路上生活者の場合は、それ以上に一般対象者ではそれほど多くなかった「どうしたら良いか分からないうから」という回答が最も多いのが特徴的である。また、一般対象者では多かった「時間がかかりそうだ」という理由が少なく、一般対象者の少なかった「費用がかかりそうだから」という理由が増えていく点も特徴的である。

【グラフ I -2-13】法律問題で相談をしなかった理由（路上生活者）



(4) まとめ

① 弁護士・司法書士への相談

法律問題に関しては、福祉問題に比べ相談に及ぶ割合が高く 74%の回答者が何らかの相談行動に出ている。しかし、そのうち、弁護士あるいは司法書士に相談できた人は 30%にとどまっている。残りの 26%は相談がない状態で、44%は弁護士・司法書士以外に相談するという状況である。路上生活者の場合もほぼ同じ割合で相談行動に出ているが、「弁護士・司法書士への相談」割合は一般対象者よりも高くなっている。しかし、いずれの対象者においても、弁護士・司法書士への相談がそれほど一般的ではない状況が示されている。

さらに一般対象調査の場合、この状況は都市規模、年齢層別で異なる。都市規模別では、中規模都市において「弁護士・司法書士以外への相談」割合が高くなるのが特徴的であるほか、小都市・郡部の「弁護士・司法書士への相談」割合は予想に反し最も高かった。弁護士・司法書士へのアクセス状況は、むしろ大都市において低いことが明らかになった（ただし、「弁護士・司法書士への相談」から「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を除いた場合には、大都市での弁護士・司法書士へのアクセス割合が最も高くなる。）。また年齢層別にみれば、若年層は法律問題の発生頻度が必ずしも高くはなかったが、弁護士・司法書士へのアクセス頻度は極端に低く、法律問題を抱えた人のうちの僅か 7.7%が弁護士・司法書士に相談したにすぎない。これらの結果の背後には大都市に若年層の回答者が多く（39 才以下が

43.9%)、小都市・郡部に高齢者が多い(63.5%)ことが関係しているように思われる。このような状況を考えるならば、大都市においてもなお弁護士・司法書士へのアクセスの問題が残っていることを十分に留意し、とくに都市部における若年層への法情報の提供を強化すべきである。また、小都市・郡部では高齢者の占める割合が多く、高齢者は家族等への相談割合が低く、法律相談への依存度が高くなっていることが示唆されるだけに、同時に小都市・郡部では高齢者の法情報へのアクセスを一層充実させる必要性を示唆するものである。

また、扶助要件該当者に絞ってみた場合、現状では、「弁護士・司法書士への相談」状況に関しては非該当者との間に大きな差はない。差が生じるのは「弁護士・司法書士以外への相談」であり、この部分に要件該当者の消極性が示されている。両者を比較した場合、扶助要件該当者にとっての「弁護士・司法書士への相談」の重要性の高さが示されているともいいうことができ、その充実が望まれる。さらに、男女別にみた場合、女性は「弁護士・司法書士以外への相談」頻度はかなり高いが、「弁護士・司法書士への相談」頻度は男性と比べやや低くなる。女性に関しては、弁護士・司法書士以外を通じて弁護士・司法書士へのアクセスを拡大させる手法を考えるべきであろう(この点に関しては、【グラフI-2-12】の解説も参照のこと。)。

福祉問題に関しては、問題を抱えた回答者412名中何らかの相談行動に出た人は50.4%にとどまった。このうち弁護士・司法書士への相談は僅か2.4%(10名)にとどまる。多くは弁護士・司法書士以外への相談であった。福祉問題に関する弁護士・司法書士の活動の場は、まだまだ限られたものであるが、福祉問題の中にも潜在的な法律問題がありうることを考えるならば、今後は、法テラス等法情報提供機関は、福祉関連機関との連携をとりながら法情報の提供に努める必要があろう。

最後に、路上生活者の場合、そもそも大都市中心の調査であることから都市別の差はあまり存在しなかったが、現路上生活者と施設入所者の間で弁護士・司法書士へのアクセス状況に差が生じていた。具体的には「弁護士・司法書士への相談」割合が施設入所者の方で顕著に高く、逆に現路上生活者の場合には「相談なし」の割合が高くなっている。路上生活者への法的支援を考える上では、路上生活者のための支援施設との連携が重要であると同時に、現路上生活者支援のためにはより一層の対策(後述②、③参照)が必要といえる。

② 相談経路

法律問題・福祉問題の経験者の相談行動を見ると、問題発生率は同じであっても、その後の相談率、相談先、弁護士・司法書士の役割、それに対する評価の点で大きく異なる。法律問題の経験者は、福祉問題経験者よりも相談率が高く、最初の相談先として、「家族・親戚」(49.5%)に次いで「弁護士・司法書士」(19.2%)が挙げられている。これに対して、福祉問題経験者は、相談した場合でも、弁護士・司法書士

にはほとんどアクセスしていない。

法律問題に関する相談状況は、都市規模別の大都市、中都市においては、上述の通り第1順位の相談者として「家族・親戚」の割合が最も高いが、小都市・郡部ではその割合が下がり、むしろ「弁護士・司法書士」への相談割合が高くなる。また、年齢層別にみた場合には若年層ではほとんどがまず「家族・親戚」か「友人・同僚」といった身近な人間に相談しているのに対し、高齢層はむしろ半数近くが「弁護士・司法書士」に相談している。とくに、高齢層の場合、「弁護士・司法書士への相談」から「国・都道府県・市町村の相談窓口」への相談を除いた場合、「弁護士・司法書士への相談」割合が最も高くなっている。これらの結果は、相互に関連性のある可能性もある。すなわち、小都市・郡部の回答者には高齢層が多く（190名、32.1%）、大都市部、中都市では若年層が多いが（それぞれ11.2%、9.2%）、高齢層は「弁護士・司法書士」へのアクセス頻度が高く若年層は「弁護士・司法書士」へのアクセス頻度が低いといった傾向があり、それが上述のような結果をもたらしていることも考えられる。しかし、都市規模別の年齢分布の差はさほど大きいとはいはず、都市規模別の差の原因についてはさらに分析が必要なようにも思われる。いずれにせよ若年層の「弁護士・司法書士」へのアクセス頻度の低さはここでも明らかであり、早急な対応が望まれる。また、高齢層の「弁護士・司法書士」へのアクセス頻度は相対的に高く、アクセス上の問題は少ないようにも見えるが、高齢層の場合、若年層とは逆に「家族・親戚」、「友人・同僚」への相談比率が下がっている。この原因是、高齢層の問題が「相続、遺言」など家族にも相談しづらい問題であることも考えられるが、高齢化と同時に身近に頼るべき存在が少なくなってきたことの表れの可能性がある。そうだとすれば弁護士・司法書士への相談が唯一の相談手段と化している可能性もあり、小都市・郡部においても高齢層向けの十分なアクセス確保の必要性が存在するといえよう。この点に関しては、現状の相談状況を考えるならば、「国・都道府県・市町村の相談窓口」との連携を深めることも1つの方策であろう。

また、扶助要件該当者に関しては、「弁護士・司法書士」への相談割合が、非該当者以上に高い点は、注目に値する。しかし、この点は、扶助要件該当者の法律相談ニーズが満たされている結果というよりも、非該当者は「弁護士・司法書士」以外にも相談する割合が高く「弁護士・司法書士」への相談以外での問題解決の可能性を有していたと思われるのに対し、要件該当者は「相談なし」の割合が高いことを考えると、「弁護士・司法書士」への相談のみが対応手段であった可能性を示唆するものであり、むしろ扶助要件該当者にとっての法律相談の重要性を示すものであろう。他方、男女別にみた場合、女性は男性に比べ「家族・親戚」に相談する割合が高いが、「弁護士・司法書士」に対する相談率が非常に低いことが示されている。女性への法情報の提供経路を工夫する必要があるように思われる。

さらに、問題類型別にみた場合、相談率に差があり、「交通事故以外の損害賠償」「犯罪被害」、「離婚等」「相続」「不動産賃貸借」「不動産売買」「借金」「交通事故」等は相対的に相談率が高く、「医療事故」「税金等」は相談率が低い可能性があることには注意を要する。また、離婚等の家事問題、子の教育問題、騒音等環境問題は、家族・友人等への相談で止まってしまい、問題の顕在化がなされていない可能性があることにも注意を要する。ただし、いずれも非常に件数が少ないので、統計的な価値は明らかではない。

福祉問題に関しては、問題の内容・相談先ともに多様である反面、「友人・同僚」への相談率は低い。福祉問題はその性質上「友人・同僚」には相談しにくい性質の問題なのかもしれない。最初の相談先としては、「家族・親戚」が最も多く、次いで「市町村の窓口」、「その他の相談」と続く。「友人・同僚」、「弁護士・司法書士」への相談はなされていない。「無料法律相談」も、最初に「市町村の窓口」に相談した人の中の2.3%というわずかな率で次の相談先として現れるのみで、法へのアクセスは極めて限定的である。問題類型別にみると「健康保険の給付・保険料」「国民年金・厚生年金の受給」「子・母子の手当、福祉サービス利用」「高齢者の要介護認定」に関しては、家族・友人等には相談したが、外部の機関には相談をしていない実態が見て取れる。こういった福祉問題の中にも法律問題に転化するものが含まれていると考えられるだけに、法情報提供のための枠組みが整備されるべきであろう。

最後に、路上生活者に関しては、第1順位相談者に着目した場合、一般対象者と異なり「家族・親戚」への相談比率が下がり、「弁護士・司法書士」への相談比率が高まる。とくに、問題を法律問題に限った場合、第1順位相談者としての割合が最も高くなっている。路上生活という環境上、家族等の人間関係の形成が難しいことがその原因と思われる。そのため、「弁護士・司法書士」への相談頻度の他に、「福祉事務所」、行政の相談窓口への相談率も高くなっています。こういった福祉施設との連携の重要性が示唆される。また、施設・路上別にみた場合、施設入所者は弁護士等への相談比率が相対的に高いが、現路上生活者の場合は「福祉事務所」や行政の相談窓口への相談比率が高くなっている。施設入所者に対しては、入所施設を通じての広報が重要と思われるが、現路上生活者に関しては福祉事務所や行政の相談窓口経由の広報が重要であろう。

③ 相談をしない理由

法律問題に関して、これを経験したにもかかわらず誰にも相談をしなかった人の理由は、「どうしたら良いか分からぬから」、「何をしても無駄だと思うから」といった情報不足に起因するものが少なくないだけに、幅広い範囲での法情報の提供が望まれる。

これらの理由は回答者の年齢により大きく異なる。若年層・中堅層は、制度的条

件（法情報の提供、費用等の面での制度的な手当て等）が整えば、他者への相談、とくに法律相談等を使う意欲があるよう見える。他方、壮年層・高齢層は、自力での解決を希望し、あるいは問題が表沙汰となるのを回避するといった、より心情的・価値的な理由を掲げており、異なるアプローチが必要なよう見える。

また、相談をしない理由に関して扶助要件該当者が否かで大きく差が出るのが、「何をしても無駄」という理由である。該当者は、法律扶助が受けられることも知らず無力感に陥っている様子がうかがわれるだけに、法情報提供者側からの積極的な働きかけが必要なように思われる。さらに、男女別に見ると、男性は「自分で解決希望」が圧倒的に多いのに対して女性は「何をしても無駄」が最も多い。男性に対しては自ら交渉するにあっての法情報を提供する方向で働きかけることが必要であり、女性に対しては法による解決が有効であることについて情報提供をすることが必要であろう。

福祉問題については、相談のみに関してそれをしなかった理由は尋ねておらず、相談または交渉のいずれかに関し、それを「していない」と答えた人にその理由を尋ねたが、最も多かった理由は「何をしても無駄だと思うから」であった。ついで、「面倒くさいから」、「自分で解決したい」、「時間がかかりそうだから」、「難しそうだから」といった理由が続く。福祉問題に関しては、「費用がかかりそうだから」を理由とする人は少なく、相談行動あるいは交渉行動を起こさない理由は、費用の問題というよりも情報不足からくる諦めである可能性が示された。

最後に、路上生活者に関しては、相談しなかった理由に関しては「どうしたら良いか分からないから」、「費用がかかりそうだから」といった理由が多く一般対象者とはやや異なる状況が存在した。この結果は、路上生活者への法情報の提供に関しては、入所施設を媒介にすることの有効性を示唆すると同時に、現路上生活者への無料での法情報提供のために、無料相談の機会を増やしかつその周知をはかるなど一層の対策の必要性を示唆するものである。

3 問題に対する対応状況

(1) 交渉状況

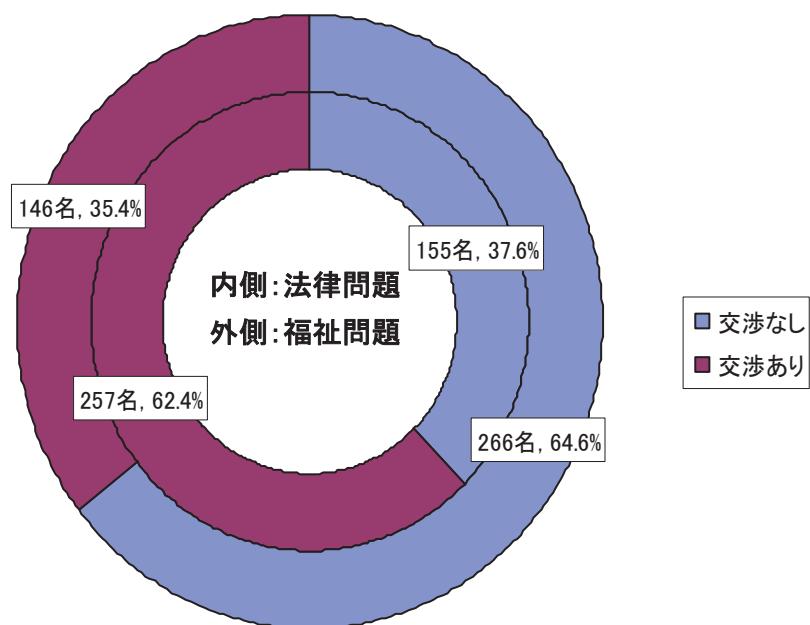
① 一般対象調査

法律問題あるいは福祉問題を抱えた回答者の中には、相談行動だけではなく、あるいはそれに並行して問題解決のための交渉行動を起こす人もあろう。その割合を示したのが【グラフ I-3-1】である。それによれば、相談行動同様、交渉行動も法律問題の方が福祉問題よりも割合がかなり高くなっている（62.4%対35.4%）。この関係は「家族・親戚」を介しての交渉を除いた場合も同様である（52.9%対27.2%）。ここでも法律問題に対しては相対的にはより積極的な対処がなされていることが示されている。

(i) 法律問題

【表 I -3-1】は法律問題に関する相談行動と交渉行動の組み合わせを示したものである。半数近くの回答者は相談と交渉の両方をなしており（58.7%）、他者への相談なしに交渉を行った人は5.0%にすぎず、逆に相談はしたが交渉しなかった人は14.9%あった。相談も交渉もしなかった人は21.5%であった。ここには、法律問題に対し、交渉等の具体的対応をなす場合にも、それが独自に行われることは少なく、相談行動による情報収集や援助のもとに行われる実態が示されているといえよう。このような実態からすれば、問題解決行動のための適切な法情報の提供主体としての、法テラスの重要性が意識されるべきであろう。

【グラフ I -3-1】交渉行動の法律・福祉問題別比較（一般）



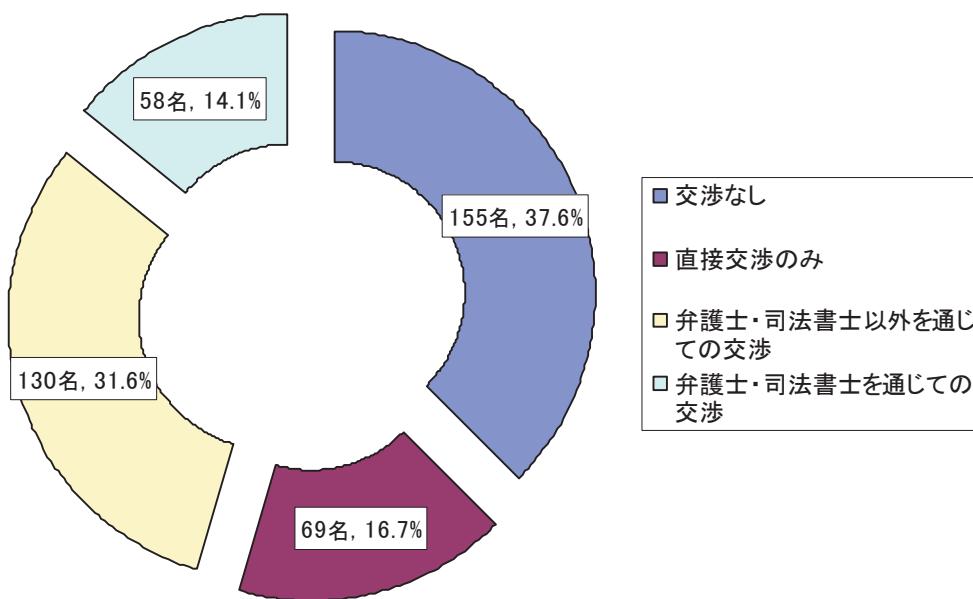
【表 I -3-1】法律問題に関する相談行動と交渉行動の関係

| 法律問題に対する相談の有無 | 法律問題に対する交渉の有無 | | 合計 |
|---------------|---------------|-------|--------|
| | なし | あり | |
| 法律問題に対する相談の有無 | なし 度数 | 87 | 20 |
| | % | 21.5% | 5.0% |
| | あり 度数 | 60 | 237 |
| | % | 14.9% | 58.7% |
| 法律問題に対する相談の有無 | 合計 度数 | 147 | 257 |
| | % | 36.4% | 63.6% |
| | | | 404 |
| | | | 100.0% |

（クロス集計の際に生じた欠損値8を除いた%）

次に法律問題に関し、誰を介して交渉したかといった交渉行動の態様を示したのが【グラフ I -3-2】である。それによれば、交渉が行われたのは 62.4%であったが、その中には相手方との直接交渉のみの場合も含まれており、これを分離した場合、第三者を介して交渉した割合は、45.7%にとどまり、さらに弁護士・司法書士を通じて交渉（ここでは、前節と異なり、弁護士・司法書士を通じての交渉のみが含まれ、「国、都道府県、市町村の相談窓口」を介しての交渉は含まれない。）をしたケースは 14.1%にとどまる。

【グラフ I -3-2】法律問題に関する交渉の際の関与者



この状況を都市規模別、年齢層別にみたものが【表 I -3-2】及び【表 I -3-3】である。都市規模別にみた場合、【表 I -3-2】によれば、大都市では「交渉なし」と「直接交渉」の割合が高く、それに対し、小都市・郡部の方は「交渉なし」は大都市同様に多いが、「直接交渉」の割合は低くなっている。中都市と小都市・郡部は弁護士・司法書士以外を通じての交渉の割合がやや高くなっている。

年齢層別にみた場合、【表 I -3-3】によれば、若年層と高齢層が同じく「相談なし」の割合が高いが、若年層は「直接交渉」の割合も比較的高いのに対し、高齢層は同様の割合が非常に低い。逆に「弁護士・司法書士を通じての交渉」は、若年層に非常に少なく、高齢層は相対的には多い。

また、【表 I -3-4】は扶助要件の該当性の有無別にみたものであるが、要件該当者の方で「交渉なし」及び「弁護士・司法書士を通じての交渉」の割合がやや高いが、特段交渉状況には大きな差は見られない。

最後に、【表 I -3-5】は、交渉形態を男女別に見たものであるが、男性は「弁護士・司法書士を通じての交渉」の割合が相対的に高いのに対し、女性はその割合が相対的に低く、むしろ「弁護士・司法書士以外を通じての交渉」の割合が高くなっている。女性と弁護士・司法書士との距離を感じさせる数値となっている。

【表 I -3-2】法律問題に関する交渉の際の関与者（都市規模別）

| | | 都市規模3段階 | | | |
|-----------------------|-------------------------|---------|--------|--------|--------|
| | | 大都市 | 中都市 | 小都市・郡部 | 合計 |
| 法律問題の交渉の仲介者 (直接分離) | 交渉なし 度数 | 48 | 58 | 49 | 155 |
| | % | 38.7% | 35.4% | 39.5% | 37.6% |
| | 弁護士・司法書士以外を通じての交渉 度数 | 34 | 56 | 40 | 130 |
| | % | 27.4% | 34.1% | 32.3% | 31.6% |
| | 弁護士・司法書士を通じての交渉 度数 | 17 | 22 | 19 | 58 |
| | % | 13.7% | 13.4% | 15.3% | 14.1% |
| | 直接交渉のみ 度数 | 25 | 28 | 16 | 69 |
| | % | 20.2% | 17.1% | 12.9% | 16.7% |
| | 合計 度数 | 124 | 164 | 124 | 412 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

【表 I -3-3】法律問題に関する交渉の際の関与者（年齢層別）

| | | 年齢4段階 | | | | |
|-----------------------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 20～29才 | 30～49才 | 50～64才 | 65才以上 | 合計 |
| 法律問題の交渉の仲介者 (直接分離) | 交渉なし 度数 | 14 | 57 | 56 | 28 | 155 |
| | % | 51.9% | 34.1% | 36.6% | 43.1% | 37.6% |
| | 弁護士・司法書士以外を通じての交渉 度数 | 8 | 66 | 41 | 15 | 130 |
| | % | 29.6% | 39.5% | 26.8% | 23.1% | 31.6% |
| | 弁護士・司法書士を通じての交渉 度数 | 1 | 18 | 23 | 16 | 58 |
| | % | 3.7% | 10.8% | 15.0% | 24.6% | 14.1% |
| | 直接交渉のみ 度数 | 4 | 26 | 33 | 6 | 69 |
| | % | 14.8% | 15.6% | 21.6% | 9.2% | 16.7% |
| | 合計 度数 | 27 | 167 | 153 | 65 | 412 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

【表 I -3-4】法律問題に関する交渉の際の関与者（扶助要件該当別）

| | | 法律問題の交渉の仲介者(直接分離) | | | | |
|---------|----------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------|---------------|
| | | 交渉なし | 弁護士・司法書士以外を通じての交渉 | 弁護士・司法書士を通じての交渉 | 直接交渉のみ | 合計 |
| 扶助要件該当性 | 該当 度数 % | 47 41.6% | 31 27.4% | 19 16.8% | 16 14.2% | 113 100.0% |
| | 非該当 度数 % | 94 35.3% | 91 34.2% | 38 14.3% | 43 16.2% | 266 100.0% |
| | 不明 度数 % | 14 42.4% | 8 24.2% | 1 3.0% | 10 30.3% | 33 100.0% |
| | 合計 度数 % | 155 37.6% | 130 31.6% | 58 14.1% | 69 16.7% | 412 100.0% |
| | | | | | | |

【表 I -3-5】法律問題に関する交渉の際の関与者（男女別）

| | | 法律問題の交渉の仲介者(直接分離) | | | | |
|----|---------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------|---------------|
| | | 交渉なし | 弁護士・司法書士以外を通じての交渉 | 弁護士・司法書士を通じての交渉 | 直接交渉のみ | 合計 |
| 性別 | 男性 度数 % | 80 38.1% | 53 25.2% | 38 18.1% | 39 18.6% | 210 100.0% |
| | 女性 度数 % | 75 37.1% | 77 38.1% | 20 9.9% | 30 14.9% | 202 100.0% |
| | 合計 度数 % | 155 37.6% | 130 31.6% | 58 14.1% | 69 16.7% | 412 100.0% |
| | | | | | | |

(ii) 福祉問題

前述のように、福祉問題を経験した回答者で、そのことに関して交渉を行った人は 35.4% であった。このうち、交渉のみを行った人は 2.9% (12 名) にすぎず、32.5% (135 名) は相談と交渉の両方を行っていた。相談のみにとどまった人も 16.9% (70 名) いた。

上記交渉を行った人のうち、弁護士・司法書士を通じての交渉はわずかに 1.9% (8 名) にとどまっていた。最も多かったのは「弁護士・司法書士以外を通じての交渉」で 25.2% (104 名) であった。「直接交渉」のみの人も 8.3% (34 名) いた。弁護士・司法書士以外の仲介者で最も多かったのは、「市町村の相談窓口、地域包括支援センター」の 10.0% (41 名) で、それに続くのが「家族・親戚」の 9.2% (38 名)、「友人・同僚」、「福祉事務所」がいずれも 3.4% (14 名) であった。福祉問題に関しては弁護士・司法書士の関与はかなり低い状態といえよう。ちなみに、今回福祉問題を抱えた人の中で「行政に不服申立をした」人はなく、民事調停・民事訴訟を行った人は 1 名であった。

② 路上生活者対象調査

【表 I -3-6】によれば、路上生活者の場合、交渉行動は全体では 34.7%、問題を法律問題に限った場合には 41.9%の割合で生じていた。この割合は法律問題に限つてみる場合、一般対象者に比べかなり低い。また、【表 I -3-7】は法律問題に関する相談行動と交渉行動の割合を示したものである。一般対象者に比べ、相談、交渉の両方を行った人の割合が低く、相談のみにとどまっている人の割合が高い。

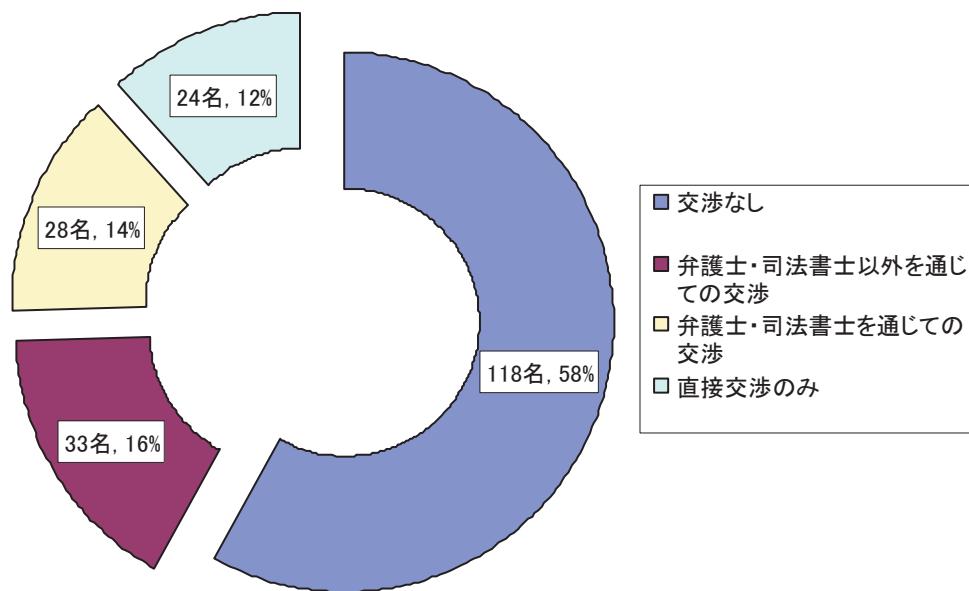
【表 I -3-6】交渉行動の全体・法律問題別比較（路上生活者）

| | 全体 | | 法律問題のみ | |
|----|-----|--------|--------|--------|
| | 度数 | % | 度数 | % |
| なし | 173 | 65.3% | 118 | 58.1% |
| あり | 92 | 34.7% | 85 | 41.9% |
| 合計 | 265 | 100.0% | 203 | 100.0% |

【表 I -3-7】法律問題に関する相談行動と交渉行動の関係（路上生活者）

| | | 交渉の有無 | | | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|--|--------|
| | | なし | あり | | |
| 相談の有無 | なし 度数 | 54 | 9 | | 63 |
| | % | 26.6% | 4.4% | | 31.0% |
| | あり 度数 | 64 | 76 | | 140 |
| | % | 31.5% | 37.4% | | 69.0% |
| | 合計 度数 | 118 | 85 | | 203 |
| | % | 58.1% | 41.9% | | 100.0% |

【グラフ I -3-3】法律問題に関する交渉の際の関与者（路上生活者）



【グラフ I -3-3】は路上生活者の交渉態様を示したものである。一般対象者に比べ、「交渉なし」の割合が高くなっているが、その理由は一般対象者に比べ、「弁護士・司法書士以外を通じての交渉」の割合が低いことによる。「直接交渉」及び「弁護士・司法書士を通じての交渉」の割合は一般対象者とあまり変わらない。

この状況を都市別及び施設・路上別に見たのが【表 I -3-7】及び【表 I -3-8】である。【表 I -3-7】によれば、法律相談目的の調査対象者の多い東京の方が、そうでない大阪よりも「交渉なし」の割合が高く、弁護士・司法書士に相談に来た回答者が何らかの交渉行動をすでに起こしている頻度が必ずしも高くない状況が示唆されている。交渉する前にまずは相談を試みるといった状況があるのかも知れない。また、弁護士・司法書士を介しての交渉に関しても大阪の方が高くなっている。この点も、東京の方はまさにこれから弁護士・司法書士の助けを求めようとしていた人を調査対象にしたことによる可能性があろう。

施設・路上別にみた場合、【表 I -3-8】に示されるように施設入所者と現路上生活者の間では、交渉頻度に大きな開きがある。施設入所者の方が多く交渉行動に及んでおり、特に、相手方との直接交渉の頻度が高い点が顕著である。施設入所者の行動力の相対的な高さが示されているといえよう。

【表 I -3-7】法律問題に関する交渉の際の関与者（調査地別）

| | | 交渉態様(直接分離) | | | | |
|-----|----------|--------------|-------------------|-----------------|-------------|---------------|
| | | 交渉なし | 弁護士・司法書士以外を通じての交渉 | 弁護士・司法書士を通じての交渉 | 直接交渉のみ | 合計 |
| 地域別 | 東京 度数 % | 79 64.8% | 16 13.1% | 12 9.8% | 15 12.3% | 122 100.0% |
| | 大阪 度数 %% | 26 41.3% | 15 23.8% | 13 20.6% | 9 14.3% | 63 100.0% |
| | 京都 度数 % | 13 72.2% | 2 11.1% | 3 16.7% | 0 .0% | 18 100.0% |
| | 合計 度数 % | 118 58.1% | 33 16.3% | 28 13.8% | 24 11.8% | 203 100.0% |

【表 I -3-8】法律問題に関する交渉の際の関与者（現路上・施設別）

| | | 交渉態様(直接分離) | | | | |
|------|-------------|--------------|-------------------|-----------------|-------------|---------------|
| | | 交渉なし | 弁護士・司法書士以外を通じての交渉 | 弁護士・司法書士を通じての交渉 | 直接交渉のみ | 合計 |
| 取得場所 | 施設入所者 度数 % | 45 45.9% | 21 21.4% | 15 15.3% | 17 17.3% | 98 100.0% |
| | 現路上生活者 度数 % | 60 69.0% | 10 11.5% | 10 11.5% | 7 8.0% | 87 100.0% |
| | 不明 度数 % | 13 72.2% | 2 11.1% | 3 16.7% | 0 .0% | 18 100.0% |
| | 合計 度数 % | 118 58.1% | 33 16.3% | 28 13.8% | 24 11.8% | 203 100.0% |

(2) 民事調停・民事訴訟の状況

① 一般対象調査

民事調停・民事訴訟に関する質問は、法律問題を抱えた回答者のみに尋ねている。

一般対象調査の回答者の中で、法律問題を抱えた回答者中で調停あるいは訴訟を行った、あるいは行っていると答えた人は 27 名 (6.6%) であった。そのうち、すでに事件が終了した人は 21 名で、「勝った」人が 38.1%、「概ね勝った」人が 19.0%、「どちらともいえない」人が 42.9% であった。それら結果に対する評価は、「適正だった」、「概ね適正だった」と答えた人が 51.8% で、「どちらともいえない」が 29.6%、「あまり適正ではなかった」とした人が 18.5% であった。

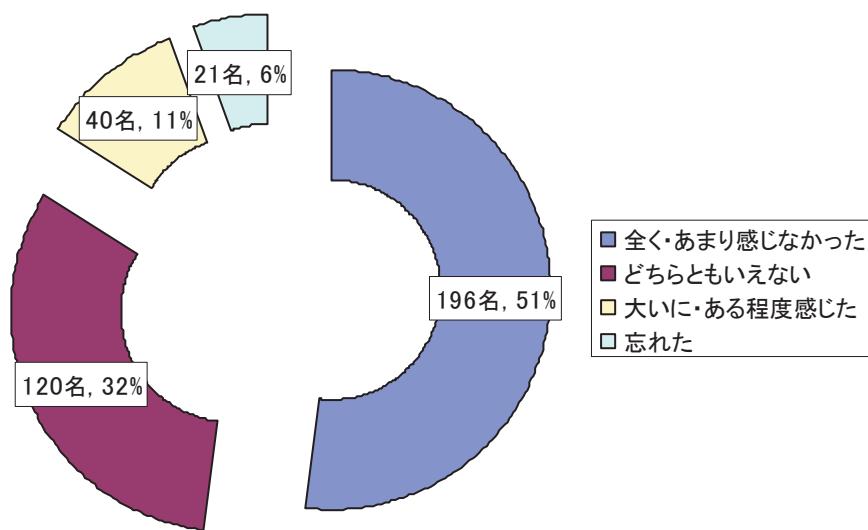
また、それらを扶助要件の該当性別にみた場合、27 名中 12 名 (44.4%) が要件該当者であり、そのうち終了した人が 10 名で、「勝った」人が 2 名 (20.0%)、「概ね勝った」人が 2 名 (20.0%)、「どちらともいえない」が 6 名 (60.0%) であった。

なお、この 27 名の問題の内訳は、「離婚・関係破綻等の男女家族問題」6 件、「遺言・相続」5 件、「職場での問題」、「土地・建物の賃貸借」各 4 件、「借金に関する問題」3 件、「貸金に関する問題」2 件、「交通事故の損害賠償」、「警察や公務員等とのトラブル」、「その他の問題」各 1 件であった。

また、要件該当者 12 名の問題の内訳は、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」3 件、「遺言・相続」3 件、「借金に関する問題」2 件、「職場での問題」、「土地・建物の賃貸借」、「警察や公務員等とのトラブル」、「その他の問題」各 1 件であった。

【グラフ I -3-4】は、上記の調停や訴訟を起こした人及び回答のなかった 8 名を除く、377 名に対し当該紛争につき訴訟や調停を行う必要を感じたか否かを尋ねた結果である。それによれば、51%は訴訟や調停の必要性を感じておらず、その必要性を感じた人は 11%にとどまっている。ただし「どちらともいえない」とする人も 32%存在した。

【グラフ I -3-4】調停・訴訟の必要性（一般）



上記 377 名の回答を都市規模別、年齢層別にみたものが、【表 I -3-9】と【表 I -3-10】である。【表 I -3-9】によれば、必ずしも大きな差ではないが、訴訟や調停の必要性を「強く・ある程度」感じたとする人は、大都市以上に中都市、小都市・郡部に多くなっており、逆に「全く・あまり」感じなかった回答者は大都市の方に多かった。また、【表 I -3-10】によれば、年齢層別にみた場合、調停・訴訟の必要性を感じる割合の高いのは、中堅層、壮年層であり、若年層及び高齢層は、相対的に必要性を感じる割合が低くなっている。

【表 I -3-9】調停・訴訟の必要性（都市規模別）

| | | 調停・訴訟の必要性 | | | | |
|-------------|--------------------|----------------|---------------|----------------|------------|---------------|
| | | 全く・あまり 感じない | どちらとも いえない | 強く・ある 程度感じた | 忘れた | 合計 |
| 都市規模 3段階 | 大都市 度数 % | 75 66.4% | 24 21.2% | 11 9.7% | 3 2.7% | 113 100.0% |
| | 中都市 度数 % | 74 50.3% | 48 32.7% | 17 11.6% | 8 5.4% | 147 100.0% |
| | 小都市・ 郡部 度数 % | 47 40.2% | 48 41.0% | 12 10.3% | 10 8.5% | 117 100.0% |
| | 合計 度数 % | 196 52.0% | 120 31.8% | 40 10.6% | 21 5.6% | 377 100.0% |

【表 I -3-10】調停・訴訟の必要性（年齢層別）

| | | 調停・訴訟の必要性 | | | | |
|-----------|----------------|----------------|---------------|----------------|------------|---------------|
| | | 全く・あまり 感じない | どちらとも いえない | 強く・ある 程度感じた | 忘れた | 合計 |
| 年齢4 段階 | 20～29才 度数 % | 15 57.7% | 8 30.8% | 1 3.8% | 2 7.7% | 26 100.0% |
| | 30～49才 度数 % | 83 53.2% | 48 30.8% | 19 12.2% | 6 3.8% | 156 100.0% |
| | 50～64才 度数 % | 68 48.6% | 48 34.3% | 16 11.4% | 8 5.7% | 140 100.0% |
| | 65才以上 度数 % | 30 54.5% | 16 29.1% | 4 7.3% | 5 9.1% | 55 100.0% |
| | 合計 度数 % | 196 52.0% | 120 31.8% | 40 10.6% | 21 5.6% | 377 100.0% |

また、【表 I -3-11】は調停や訴訟をする必要性の認識を扶助要件該当性の有無別に集計したものである。割合別にみれば、調停や訴訟の必要性を感じる割合は、扶助要件の該当者であれ、非該当者であれ、ほとんど異なることが示されている。

最後に、【表 I -3-12】は、男女別に調停や訴訟の必要性を見たものである。女性の方が調停や訴訟の必要性を「全く・あまり感じない」人の割合がやや高くなっているが、同様の必要性を「強く・ある程度感じた」人の割合は男女とも10.6%と同じ数値となっている。

【表 I -3-11】調停・訴訟の必要性（扶助要件該当別）

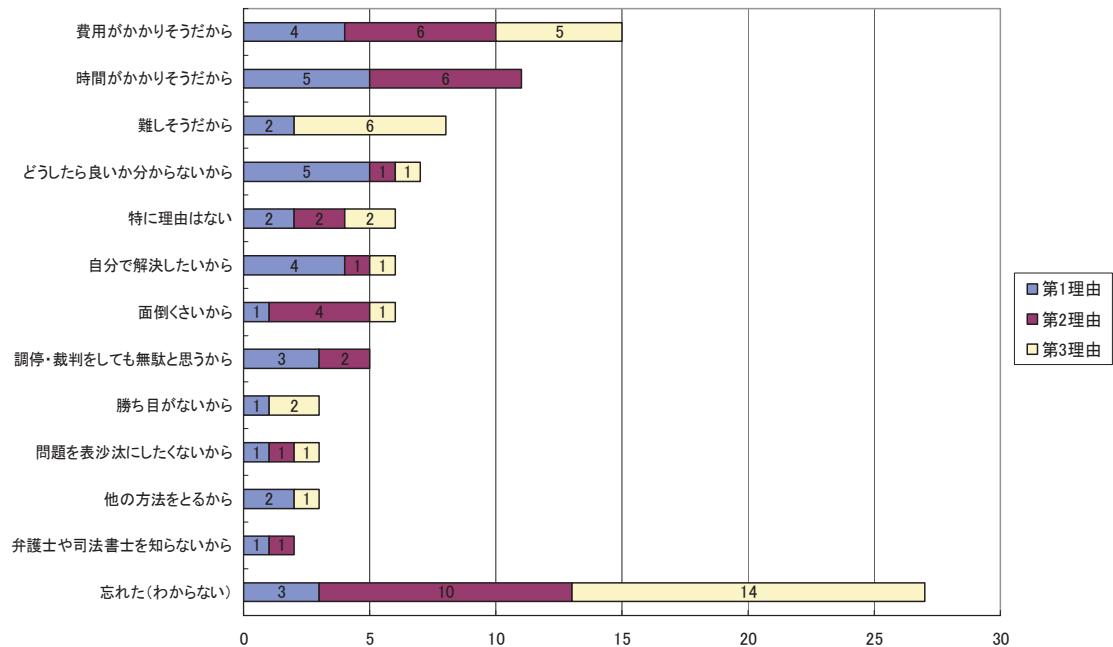
| | | 調停や裁判をする必要性(3段階) | | | | |
|---------|-----|------------------|--------------|--------------|-------------|------------|
| | | 全く・あまり感じない | どちらともいえない | 強く・ある程度感じた | 忘れた | 合計 |
| 扶助要件該当性 | 該当 | 度数 % | 51 51.0% | 30 30.0% | 10 10.0% | 9 9.0% |
| | 非該当 | 度数 % | 127 51.8% | 81 33.1% | 27 11.0% | 10 4.1% |
| | 不明 | 度数 % | 18 56.3% | 9 28.1% | 3 9.4% | 2 6.3% |
| | 合計 | 度数 % | 196 52.0% | 120 31.8% | 40 10.6% | 21 5.6% |

【表 I -3-12】調停・訴訟の必要性（男女別）

| | | 調停や裁判をする必要性(3段階) | | | | |
|----|----|------------------|--------------|--------------|-------------|------------|
| | | 全く・あまり感じない | どちらともいえない | 強く・ある程度感じた | 忘れた | 合計 |
| 性別 | 男性 | 度数 % | 92 48.7% | 67 35.4% | 20 10.6% | 10 5.3% |
| | 女性 | 度数 % | 104 55.3% | 53 28.2% | 20 10.6% | 11 5.9% |
| | 合計 | 度数 % | 196 52.0% | 120 31.8% | 40 10.6% | 21 5.6% |

さらに、調停あるいは訴訟の必要性を感じた人40名に対し、今後調停あるいは訴訟を行う意思があるかを尋ねたところ「今後しようと思う」と答えた人は4名（10.0%）にとどまった。調停や訴訟の必要性を感じても、行動に移そうと考える人の割合が必ずしも多くはないことがわかる。「今後しようと思う」と答えた人以外の回答者（36名）に調停あるいは訴訟を行わない理由を尋ねた結果が【グラフ I -3-5】である。全体として数は少ないものの、具体的な理由の総数で最も多かった理由は「費用がかかりそうだから」で、ついで「時間がかかりそうだから」であった。ただし、第1順位の理由をみれば「時間がかかりそうだから」とした人の方が多かつた。

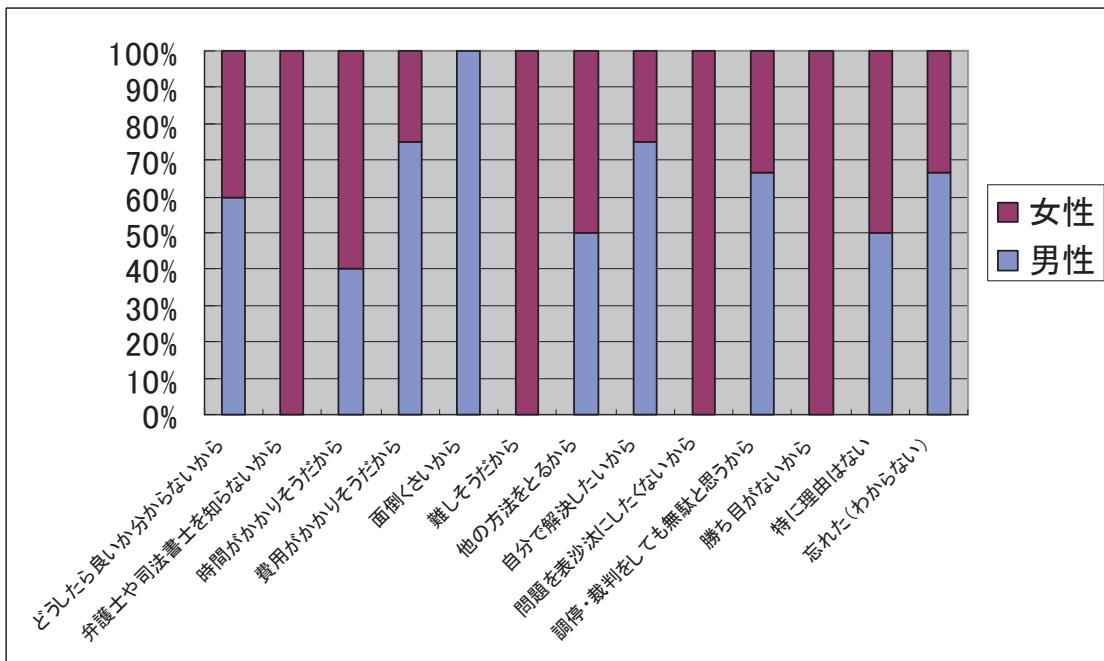
【グラフ I -3-5】調停・訴訟の必要性を感じても行わない理由



なお、【グラフ I -3-6】は、調停・裁判を利用しないと答えた回答者（36名）の理由を男女別に示したものである。調停・裁判を利用していない人の男女の内訳はほぼ同数（男性18名、女性16名、2名は理由の回答がなく除外した。）だが第1順位の理由を見ると、違いも見られる。女性のみが挙げた理由は「弁護士・司法書士を知らない」「難しそう」「表沙汰にしたくない」「勝ち目がない」である。男性のみが挙げた理由は「面倒くさい」であり、次いで「費用」「自分で解決希望」「調停・裁判をしても無駄」といった理由は男性比率が高い。これを見る限り、女性に対しては弁護士・司法書士を効率よく紹介し、法的な解決の目処を含む法情報を提供すれば障害が減ずるが、男性に対しては弁護士・司法書士に依頼することの有益性についても情報提供する必要がありそうである。

ちなみに、この調停や訴訟の必要性を感じた40名の事件の主だった内容は、「近隣関係の問題」6件、「消費者問題」5件、「土地・建物の売買・建築など」、「交通事故の損害賠償」各4件、「遺言相続」、「貸金に関する問題」各3件、「借金に関する問題」2件といったところである。先の実際に調停や訴訟を行った回答者の問題内容を合わせて考えた場合も、この調査では、現実の法律扶助事件の大半を占める個人破産や債務整理以外の事案の方が多い、潜在的には個人破産や債務整理以外にも多くの法律扶助ニーズが存在する可能性が示されているといえよう。

【グラフ I -3-6】調停・訴訟の必要性を感じても行わない理由（第1順位、男女別）

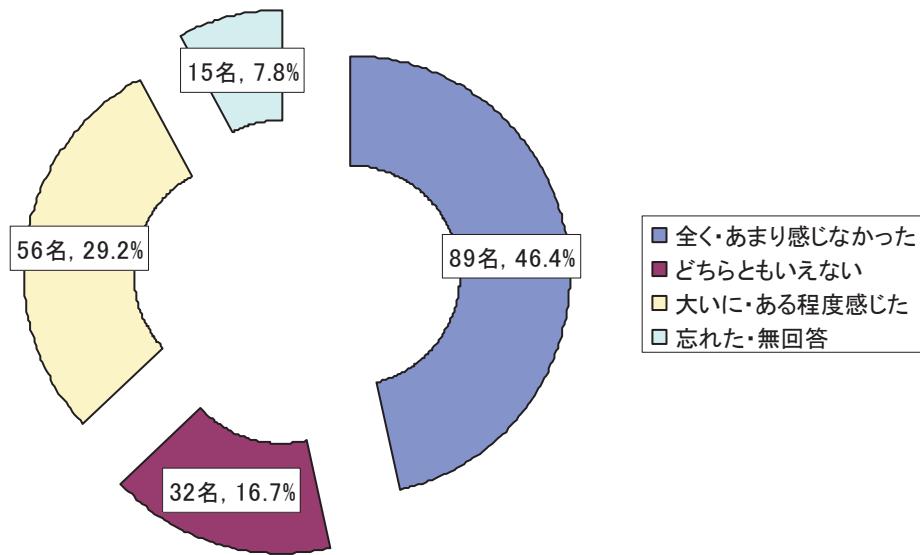


② 路上生活者対象調査

路上生活者に関しては、法律問題を抱えた 203 名中 10 名 (4.9%) が調停あるいは訴訟を行っていた。残りの 193 名に関して、調停や訴訟の必要性を尋ねた結果が【グラフ I -3-7】である（ただし、回答のなかったことにより欠損値 10 となっている）。それによれば 46.4% は調停や訴訟の必要性を感じていなかったが、29.2% はその必要性を感じていた。この割合は一般対象者の 3 倍近くに及ぶ。この点は、回答者の一部は法律相談に訪れた人であったことを考慮に入れなくてはならないものの、一般対象者以上に路上生活者に深刻な法律問題が多い可能性を示唆するものである。

さらに、【表 I -3-13】及び【表 I -3-14】は、調停あるいは訴訟の必要性を感じたか否かを都市別及び路上・施設別にそれぞれ示したものである。【表 I -3-13】によれば、調停あるいは訴訟の必要性を感じた人は東京の方で多くなっているが、これは法律相談に訪れた人を中心とした調査であったことの影響であろうと思われる。また【表 I -3-14】によれば、現路上生活者よりも施設入所者の方に、調停あるいは訴訟の必要性を感じている人の割合が多いことがわかる。

【グラフ I -3-7】調停・訴訟の必要性（路上生活者）



【表 I -3-13】調停・訴訟の必要性（調査地別）

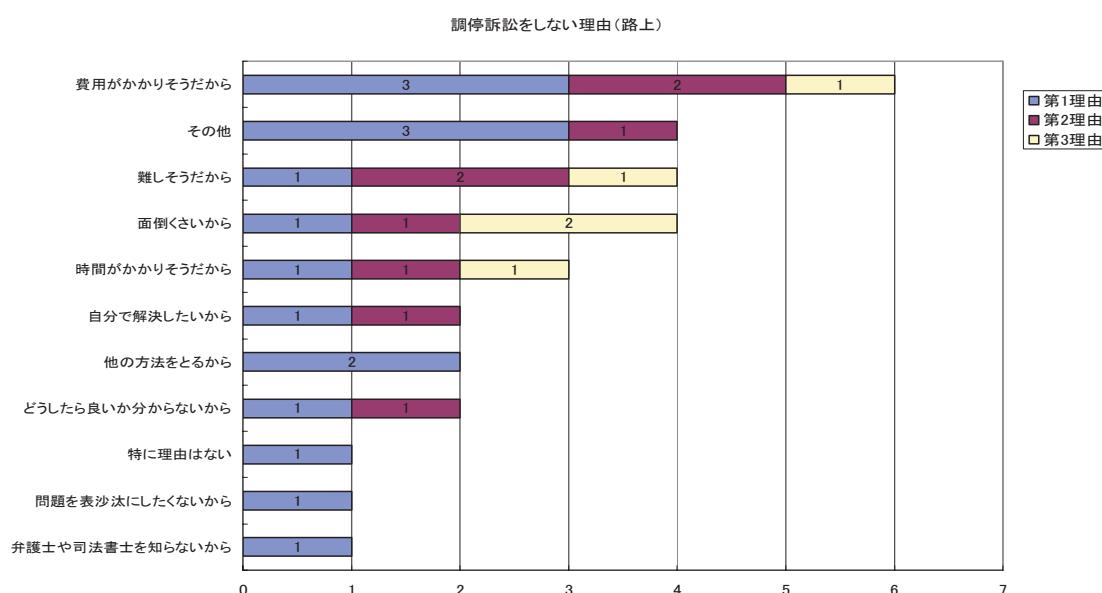
| | | 東京 | 大阪 | 京都 |
|------------------------|----|--------|--------|--------|
| 全く感じなかった・ あまり感じなかった | 件数 | 52 | 28 | 9 |
| | % | 45.6% | 51.9% | 60.0% |
| どちらともいえない | 件数 | 17 | 11 | 4 |
| | % | 14.9% | 20.4% | 26.7% |
| ある程度感じた・ 大いに感じた | 件数 | 42 | 13 | 1 |
| | % | 36.8% | 24.1% | 6.7% |
| 忘れた(わからない) | 件数 | 3 | 2 | 1 |
| | % | 2.6% | 3.7% | 6.7% |
| 合計 | 件数 | 114 | 54 | 15 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

【表 I -3-14】調停・訴訟の必要性（現路上・施設別）

| | | 施設 | 路上 | 不明 |
|------------------------|----|--------|--------|--------|
| 全く感じなかった・ あまり感じなかった | 件数 | 39 | 41 | 9 |
| | % | 43.8% | 51.9% | 60.0% |
| どちらともいえない | 件数 | 14 | 14 | 4 |
| | % | 15.7% | 17.7% | 26.7% |
| ある程度感じた・ 大いに感じた | 件数 | 32 | 23 | 1 |
| | % | 36.0% | 29.1% | 6.7% |
| 忘れた(わからない) | 件数 | 4 | 1 | 1 |
| | % | 4.5% | 1.3% | 6.7% |
| 合計 | 件数 | 89 | 79 | 15 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

調停あるいは訴訟の必要性を感じたと答えた回答者（56名）の中で、今後その問題について調停あるいは訴訟を行う意思があるか否かを尋ねたところ32名（57.1%）が「今後しようと思う」と答えた。これは一般対象者に比べるときわめて高い割合である。これに対し、16名（28.6%）は「今考えているが、していない」、「今後もしない」と答えている。【グラフ I -3-8】は、それら調停や訴訟を控えた回答者にその理由を尋ねた結果である。最も多かったのは「費用がかかりそうだから」というものであった。一般対象者と異なり「時間がかかりそうだから」という回答はさほど多くはなかった。

【グラフ I -3-8】調停・訴訟の必要性を感じながら行わない理由（路上生活者）



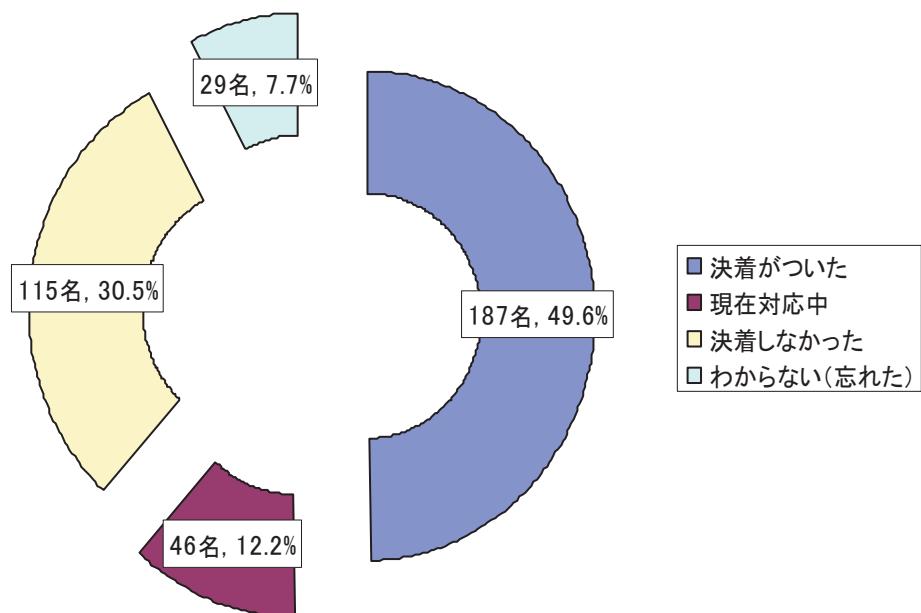
(3) 解決状況

① 一般対象調査

(i) 法律問題

【グラフ I-3-9】によれば、法律問題を抱えた回答者の中で調停あるいは訴訟を行った人以外（377名）に当該問題の解決状況を尋ねたところ、決着がついたと答えた人は49.6%で、12.2%は現在対応中、30.5%は決着がつかなかったと答えている。その割合を都市規模別、年齢層別にみたのが【表 I-3-15】と【表 I-3-16】で、さらに扶助要件の該当別に集計したのが【表 I-3-17】、性別にみたのが【表 I-3-18】である。【表 I-3-15】によれば、都市規模別では決着率、未決着率に大きな差は見られなかったが、年齢層別にみた場合（【表 I-3-16】）には、若年層、高齢層で未決着率が高く、逆に、中堅層、壮年層で決着率が高いことが示された。扶助要件への該当性の有無別にみた場合（【表 I-3-17】）には、要件該当者の方が非該当者に比べ、未決着率が高く、決着率が低いことが示されている。扶助要件該当者に問題解決援助の必要性の高い人が多いようである。さらに、性別にみた場合（【表 I-3-18】）、男性よりも女性の方に「決着がついた」、「現在対応中」の割合がやや高く、反対に、男性の「決着しなかった」の割合が高いように見えるが、ここでもその差は大きなものではない。

【グラフ I-3-9】調停・訴訟をしなかった回答者の法律問題の解決状況（一般）



【表 I -3-15】調停・訴訟をしなかった回答者の法律問題の解決状況（都市規模別）

| | | | 問題の決着 | | | | |
|-------------|------------|----|--------|-------|---------|------------|--------|
| | | | 決着がついた | 現在対応中 | 決着しなかった | わからない（忘れた） | 合計 |
| 都市規模 3段階 | 大都市 | 度数 | 58 | 13 | 38 | 4 | 113 |
| | | % | 51.3% | 11.5% | 33.6% | 3.5% | 100.0% |
| | 中都市 | 度数 | 70 | 18 | 42 | 17 | 147 |
| | | % | 47.6% | 12.2% | 28.6% | 11.6% | 100.0% |
| | 小都市・ 郡部 | 度数 | 59 | 15 | 35 | 8 | 117 |
| | | % | 50.4% | 12.8% | 29.9% | 6.8% | 100.0% |
| | 合計 | | 度数 | 187 | 46 | 115 | 29 |
| | | | % | 49.6% | 12.2% | 30.5% | 7.7% |
| | | | | | | | 100.0% |

【表 I -3-16】調停・訴訟をしなかった回答者の法律問題の解決状況（年齢層別）

| | | | 問題の決着 | | | | |
|-----------|--------|----|--------|-------|---------|------------|--------|
| | | | 決着がついた | 現在対応中 | 決着しなかった | わからない（忘れた） | 合計 |
| 年齢 4段階 | 20～29才 | 度数 | 9 | 5 | 10 | 2 | 26 |
| | | % | 34.6% | 19.2% | 38.5% | 7.7% | 100.0% |
| | 30～49才 | 度数 | 82 | 20 | 45 | 9 | 156 |
| | | % | 52.6% | 12.8% | 28.8% | 5.8% | 100.0% |
| | 50～64才 | 度数 | 73 | 17 | 40 | 10 | 140 |
| | | % | 52.1% | 12.1% | 28.6% | 7.1% | 100.0% |
| | 65才以上 | 度数 | 23 | 4 | 20 | 8 | 55 |
| | | % | 41.8% | 7.3% | 36.4% | 14.5% | 100.0% |
| | 合計 | | 度数 | 187 | 46 | 115 | 29 |
| | | | % | 49.6% | 12.2% | 30.5% | 7.7% |
| | | | | | | | 100.0% |

【表 I -3-17】調停・訴訟をしなかった回答者の法律問題の解決状況（扶助要件該当別）

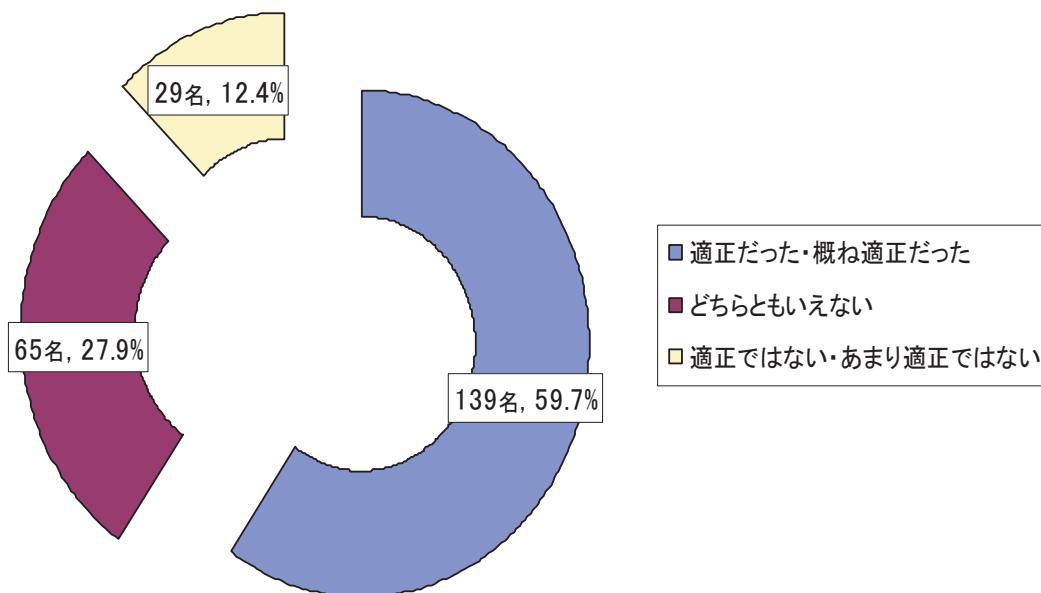
| | | | 問題の決着 | | | | |
|-------------|-----|----|--------|-------|---------|------------|--------|
| | | | 決着がついた | 現在対応中 | 決着しなかった | わからない（忘れた） | 合計 |
| 扶助要件 該当性 | 該当 | 度数 | 39 | 14 | 40 | 7 | 100 |
| | | % | 39.0% | 14.0% | 40.0% | 7.0% | 100.0% |
| | 非該当 | 度数 | 133 | 29 | 64 | 19 | 245 |
| | | % | 54.3% | 11.8% | 26.1% | 7.8% | 100.0% |
| | 不明 | 度数 | 15 | 3 | 11 | 3 | 32 |
| | | % | 46.9% | 9.4% | 34.4% | 9.4% | 100.0% |
| | 合計 | | 度数 | 187 | 46 | 115 | 29 |
| | | | % | 49.6% | 12.2% | 30.5% | 7.7% |
| | | | | | | | 100.0% |

【表 I -3-18】調停・訴訟をしなかった回答者の法律問題の解決状況（男女別）

| | | 問題の決着 | | | | | |
|----|----|--------|-------|---------|----------------|------|--------|
| | | 決着がついた | 現在対応中 | 決着しなかった | わからない (忘れた) | 合計 | |
| 性別 | 男性 | 度数 | 90 | 22 | 62 | 15 | 189 |
| | 女性 | 度数 | 97 | 24 | 53 | 14 | 188 |
| | 合計 | 度数 | 187 | 46 | 115 | 29 | 377 |
| | | % | 47.6% | 11.6% | 32.8% | 7.9% | 100.0% |
| | | % | 51.6% | 12.8% | 28.2% | 7.4% | 100.0% |
| | | % | 49.6% | 12.2% | 30.5% | 7.7% | 100.0% |

また、問題に決着がついたとした回答者にその決着が適正であったか否かを尋ねた結果が【グラフ I -3-10】である。半数以上の 59.7%が適正あるいは概ね適正であった旨を答えているが、12.4%は決着結果が適正でない、あるいはあまり適正でないと述べている。また、約 3 分の 1 に近い 27.9%はどちらともいえないとしている。

【グラフ I -3-10】法律問題の解決結果の適正さ（一般）



それらの割合を都市規模別、年齢層別にみた場合、【表 I -3-19】によれば不適正率（あまり適正でない、適正でない）は小都市・郡部で高く、適正率（適正だった、概ね適正だった）は大都市及び小都市・郡部で高い。中都市は、どちらともいえないとする人の割合が高くなっている。また【表 I -3-20】によれば、適正率は若年層、高齢層でやや高く、逆に不適正率は、中堅層、壮年層でやや高い。高齢層は不適正率も高めで、どちらともいえないとの回答の割合が下がっている。ただ、いずれもその差はあまり大きなものではない点に注意を要する。

さらに、扶助要件の該当別にみた場合（【表 I -3-21】）、要件該当者の方が、非該当者に比べ、肯定的な回答である「適正・概ね適正であった」も否定的な回答である「適正ではない・あまり適正ではない」の割合とともに低く、「どちらともいえない」の割合が多くなっている。また、性別にみた場合（【表 I -3-22】）には、女性に「適正・概ね適正だった」とする人が多く、男性に「あまり適正ではない・適正ではない」とする人の割合が高くなっているが、その差は大きなものではない。

【表 I -3-19】法律問題の解決結果の適正さ（都市規模別）

| | | 適正だった・ 概ね適正だった | どちらともいえない | あまり適正でない・ 適正でない |
|--------|----|-------------------|-----------|--------------------|
| 大都市 | 件数 | 44 | 21 | 6 |
| | % | 62.0% | 29.6% | 8.5% |
| 中都市 | 件数 | 48 | 30 | 10 |
| | % | 54.5% | 34.1% | 11.4% |
| 小都市・郡部 | 件数 | 47 | 14 | 13 |
| | % | 63.5% | 18.9% | 17.6% |
| 合計 | 件数 | 139 | 65 | 29 |
| | % | 59.7% | 27.9% | 12.4% |

【表 I -3-20】法律問題の解決結果の適正さ（年齢層別）

| | | 適正だった・概ね適正だった | どちらともいえない | あまり適正ではない・適正でない |
|--------|----|---------------|-----------|-----------------|
| 20～29才 | 件数 | 9 | 5 | 0 |
| | % | 64.3% | 35.7% | 0.0% |
| 30～49才 | 件数 | 59 | 31 | 12 |
| | % | 57.8% | 30.4% | 11.8% |
| 50～64才 | 件数 | 54 | 23 | 13 |
| | % | 60.0% | 25.6% | 14.4% |
| 65才以上 | 件数 | 17 | 6 | 4 |
| | % | 63.0% | 22.2% | 14.8% |
| 合計 | 件数 | 139 | 65 | 29 |
| | % | 59.7% | 27.9% | 12.4% |

【表 I -3-21】法律問題の解決結果の適正さ（扶助要件該当別）

| | | 結果の適正さ(3段階) | | | |
|---------|--------|-------------|-----------|--------------------|--------|
| | | 適正・概ね適正だった | どちらともいえない | あまり適正ではない・適正ではなかった | 合計 |
| 扶助要件該当性 | 該当 度数 | 29 | 19 | 5 | 53 |
| | % | 54.7% | 35.8% | 9.4% | 100.0% |
| | 非該当 度数 | 100 | 42 | 20 | 162 |
| | % | 61.7% | 25.9% | 12.3% | 100.0% |
| 不明 | 度数 | 10 | 4 | 4 | 18 |
| | % | 55.6% | 22.2% | 22.2% | 100.0% |
| 合計 度数 | | 139 | 65 | 29 | 233 |
| % | | 59.7% | 27.9% | 12.4% | 100.0% |

【表 I -3-22】法律問題の解決結果の適正さ（男女別）

| | | 結果の適正さ(3段階) | | | |
|----|------------|----------------|---------------|------------------------|---------------|
| | | 適正・概ね 適正だった | どちらとも いえない | あまり適正ではない、 適正ではなかった | 合計 |
| 性別 | 男性 度数 % | 66 58.9% | 30 26.8% | 16 14.3% | 112 100.0% |
| | 女性 度数 % | 73 60.3% | 35 28.9% | 13 10.7% | 121 100.0% |
| | 合計 度数 % | 139 59.7% | 65 27.9% | 29 12.4% | 233 100.0% |

以上の問題解決状況を相談行動との関係で見たのが、【表 I -3-23】であり、回答者の相談行動と、当該問題が最終的に「決着したか」、また、その結果が「適正」であったかについての意見の関係を示している。

【表 I -3-23】法律問題の解決状況と相談行動の関係

| 相談行動 | 未決着率(%) | 不適正率(%) (決着事件中) |
|--------------------|---------|-----------------|
| 「相談なし」 | 49.5% | 23.1% |
| 「家族・親戚」のみ | 32.7% | 6.2% |
| 「友人・同僚」のみ | 31.8% | 28.6% |
| 「家族・親戚」→「友人・同僚」 | 15.8% | 15.4% |
| 「弁護士・司法書士」のみ | 13.7% | 8.4% |
| 「家族・親戚」→「弁護士・司法書士」 | 12.5% | 20.0% |

この表によると、当該問題の未決着率は、相談先が客観的・専門的な第三者であればあるほど、低くなっていくといえそうである。すなわち、最も客観性・専門性が低いのは「相談なし」または相談したとしても「家族・親戚」のみ「友人・同僚」のみで終了した場合である。前者では半分、後者でも 3 分の 1 は、当該問題が決着していないと考えている。他方、「弁護士・司法書士のみ」に相談した場合の未決着率は 1 割程度で、原則として決着したものと考えられている。

結果の適正性をみると、「友人・同僚」のみに相談して終了した場合には、3 割弱の人がその結果を「不適正」と考えており、本来ならば弁護士や司法書士など法的専門家へのアクセスが必要ではなかったかと思われる。これに対して、「家族・親戚」のみに相談して終了した場合は、おおむね適正な結果と評価されている。未決着であっても結果的に納得できる、あるいは、回答者にとって不利になっていない場合もあるのであろう。やや気になるのは、「家族・親戚」への相談を経て「弁護士・司法書士」にたどり着いた場合である。2 割が不適正な結果と評価しており、これは「弁護士・司法書士のみ」の場合の 2 倍以上と

なっている。

なお、「適正性」の判断は回答者の主観によるので、実際に適正であったか否かは不明であるが、適正性判断のための法情報、及び、不適正と考える場合の法制度へのアクセスの拡充が必要となろう。

(ii) 福祉問題

福祉問題は、潜在的には法律問題を内包している可能性がある。そのような観点から重要なのは、問題が決着したか、決着した場合もその結果が適正であると評価されているかという点である。もし未決着であったり、あるいは決着してもその結果が不適正であると評価される場合には、それらが法律問題に変わるべき可能性が高くなろう。以下ではそのような観点から、福祉問題の解決状況を分析する。

法律問題経験者と同様、福祉問題経験者の結果についての評価を尋ねると、【表 I-3-24】のようになる。

【表 I-3-24】福祉問題の解決状況と相談行動の関係

| 相談行動 | 未決着率(%) | 不適正率(%) (決着事件中) |
|--------------|---------|-----------------|
| 相談なし | 63.7% | 27.1% |
| 家族・親戚→市町村の窓口 | 50.0% | 0.0% |
| 家族・親戚→友人・同僚 | 37.5% | 0.0% |
| 家族・親戚のみ | 30.4% | 6.6% |
| 市町村の窓口のみ | 21.7% | 29.2% |

【表 I-3-24】によれば、福祉問題の場合、まず、「相談なし」の人にとって未決着率、不適正率がいずれも高いこと、「家族・親戚」のみに相談した場合は、未決着率は他よりは低いが、決着した場合は不適正率が低いことは、法律問題経験者と同様である。行政機関の窓口のみに相談して終わった人は、決着率は高い（約8割）が、その3割について結果が不適正と評価している。

これらの状況を、より詳細に問題類型を分析すると、次の【表 I-3-25】のとおりである。

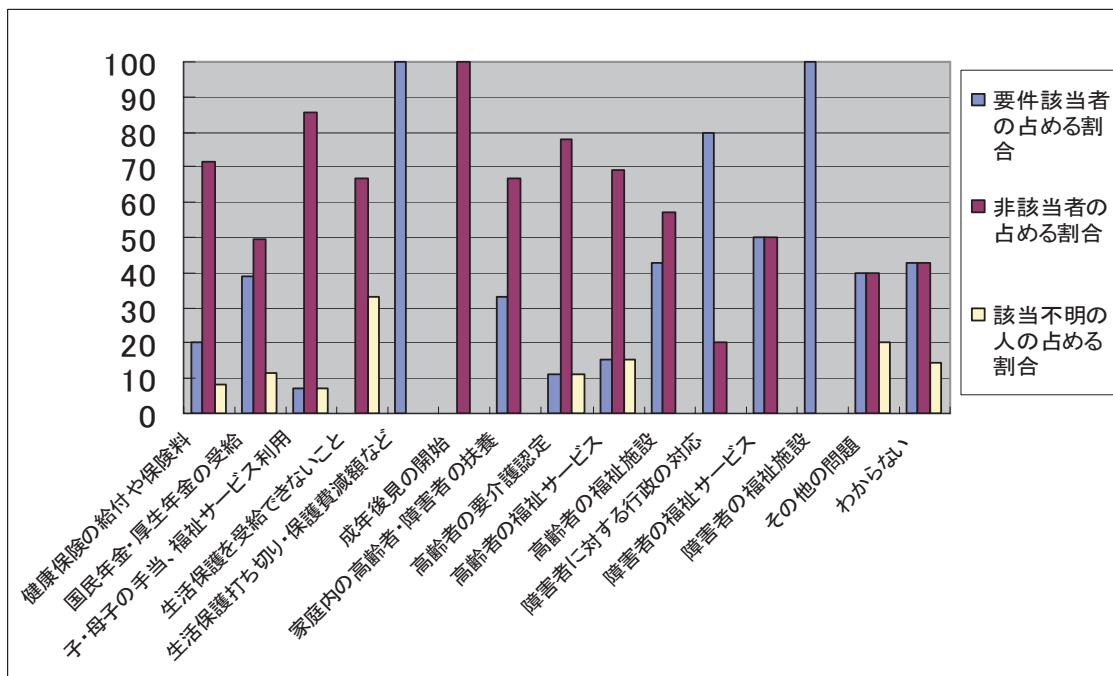
【表 I -3-25】福祉問題の解決状況と相談行動の関係（問題種類別）

| | 相談なし数 | 未決着 | (%) | 不適正 | (%) |
|------------------|-------|-----|--------|-----|-------|
| 健康保険の給付や保険料 | 50 | 36 | 72.0% | 4 | 28.6% |
| 国民年金・厚生年金の受給 | 81 | 49 | 60.4% | 4 | 12.5% |
| 子・母子の手当、福祉サービス利用 | 14 | 12 | 85.7% | 1 | 50.0% |
| 生活保護を受給できること | 3 | 2 | 66.7% | 0 | 0% |
| 生活保護打ち切り・保護費減額など | 1 | 1 | 100.0% | 0 | 0% |
| 成年後見の開始 | 1 | 1 | 100.0% | 0 | 0% |
| 家庭内の高齢者・障害者の扶養 | 4 | 1 | 25.0% | 1 | 33.3% |
| 高齢者の要介護認定 | 9 | 3 | 33.3% | 1 | 16.7% |
| 高齢者の福祉サービス | 16 | 10 | 62.5% | 1 | 16.7% |
| 高齢者の福祉施設 | 7 | 5 | 71.4% | 0 | 0% |
| 障害者に対する行政の対応 | 6 | 3 | 50.0% | 2 | 66.7% |
| 障害者の福祉サービス | 3 | 1 | 33.3% | 0 | 0% |
| 障害者の福祉施設 | 1 | 1 | 100.0% | 0 | 0% |
| その他の問題 | 6 | 3 | 50.0% | 0 | 0% |

【表 I -3-25】によれば、100%未決着であったのは「生活保護打ち切り・保護費減額など」「成年後見の開始」「障害者の福祉施設」で、次いで「子・母子の手当、福祉サービス利用」も8割以上が未決着である。前者は件数の少なさゆえに統計的な信頼性は低いが、いずれも、極めて緊急性・深刻性の強い問題類型のように見える。また、決着はしたが不適正と評価された問題として、「障害者に対する行政の対応」「子・母子の手当、福祉サービス利用」の問題について5~6割、「家庭内の高齢者・障害者の扶養」「健康保険の給付・保険料」について3割程度が不適正と評している。両方で挙げられている「子・母子の手当、福祉サービス利用」については、とくにリーガルサービスのニーズが強いと考えられる。

なお、【グラフ I -3-11】に見るように、「相談なし」の人の30.5%が扶助要件該当者である。その内訳をみると、「生活保護打切り・保護費減額」「障害者の福祉施設」「障害者に対する行政の対応」といった問題を経験しながらも相談をしなかった人の大半が扶助要件該当者である。これらはいずれも深刻な福祉問題であると同時にリーガルサービスの提供によって解決可能な問題であり、潜在的な法律扶助ニーズといえよう。

【グラフ I -3-11】福祉問題で相談をしなかった人のうち扶助要件該当者の占める割合



【表 I -3-24】によれば、低評価となっているもう一つのカテゴリーとして、「市町村の窓口」のみに相談した場合がある。同じく「市町村の窓口」に相談した場合でも、「家族・親戚」への相談を経た場合と直接窓口のみに相談した場合とでは、結果についての評価は大きく異なる。直接窓口のみに相談した場合、確かに決着率は高くなるが、その約3割は不適正と評価されているのである。問題類型別にみると、次の【表 I -3-26】のようになる。なお、ここでも、各カテゴリーの件数は一桁であり、統計的な信頼性は弱いと考えられるが、問題類型を見ておく必要はあろう。

【表 I -3-26】福祉問題の解決状況（問題種類別）

| | 度数 | 未決着 | (%) | 不適正 | (%) |
|------------------|----|-----|-------|-----|--------|
| 健康保険の給付や保険料 | 8 | 2 | 25.0% | 1 | 16.7% |
| 国民年金・厚生年金の受給 | 6 | 0 | 0% | 2 | 33.3% |
| 子・母子の手当、福祉サービス利用 | 4 | 2 | 50.0% | 0 | 0% |
| その他成年後見の問題 | 1 | 0 | 0% | 1 | 100.0% |
| 家庭内の高齢者・障害者の扶養 | 2 | 0 | 0% | 1 | 50.0% |
| 高齢者の要介護認定 | 1 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 高齢者の福祉サービス | 4 | 1 | 25.0% | 1 | 33.3% |
| 高齢者の福祉施設 | 3 | 1 | 33.3% | 0 | 0% |
| 障害者に対する行政の対応 | 2 | 1 | 50.0% | 0 | 0% |
| 障害者の福祉サービス | 1 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 障害者の福祉施設 | 2 | 1 | 50.0% | 0 | 0% |
| その他の問題 | 1 | 0 | 0% | 1 | 100.0% |

この【表 I -3-26】によれば、未決着又は結果が不適正と回答した人の割合の合計が5割以上となっている問題類型としては、「子・母子の手当、福祉サービス利用」「その他成年後見の問題」「家庭内の高齢者・障害者の扶養」「高齢者の福祉サービス」「障害者に対する行政の対応」「障害者の福祉施設」「その他の問題」が挙げられる。福祉問題に関しては、地域の行政機関が、専門性・実効性の点で問題に「適正な決着」をつけることができそうであるが、必ずしもそのような関係にはなっていない。確かに、「その他成年後見の問題」を除くと、いずれも伝統的なリーガルサービスの対象とはなっておらず、問題経験者も、行政機関に相談する以上の策を考えつかなかった可能性があるが、いずれも実際には弁護士・司法書士による情報提供、申請代行、交渉といったサービスが効果を持ちうる問題であり、リーガルサービスのニーズが潜在していると言えそうである。

なお、【表 I -3-27】によれば、このカテゴリーに関しても扶助要件該当者が約3割(29.4%)を占める。問題類型としては、「その他成年後見の問題」「障害者の福祉サービス」は扶助要件該当者で占められている。

【表 I -3-27】福祉問題が未決着・不適正であった回答者扶助要件該当別比較

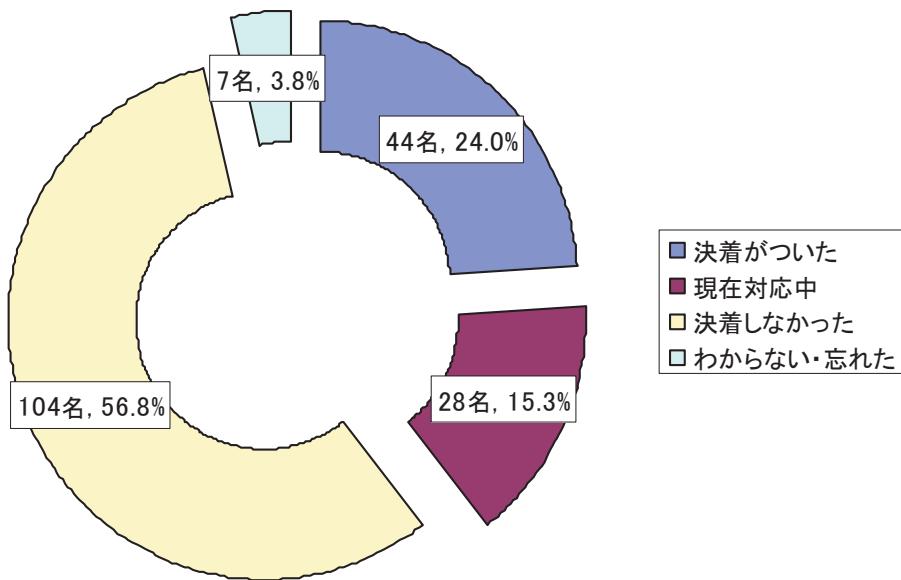
| | 計 | 扶助要件 該当者 | | 扶助要件 非該当者 | | 扶助要件該当 不明者 | |
|------------------|----|-------------|-------|--------------|-------|---------------|-------|
| | | 度数 | % | 度数 | % | 度数 | % |
| 健康保険の給付や保険料 | 8 | 4 | 50% | 4 | 50% | 0 | 0% |
| 国民年金・厚生年金の受給 | 6 | 0 | 0% | 5 | 83.3% | 1 | 16.7% |
| 子・母子の手当、福祉サービス利用 | 4 | 2 | 50% | 2 | 50% | 0 | 0% |
| その他成年後見の問題 | 1 | 1 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 家庭内の高齢者・障害者の扶養 | 1 | 0 | 0% | 0 | 0% | 1 | 100% |
| 高齢者の要介護認定 | 1 | 0 | 0% | 1 | 100% | 0 | 0% |
| 高齢者の福祉サービス | 4 | 1 | 25% | 3 | 75% | 0 | 0% |
| 高齢者の福祉施設 | 3 | 0 | 0% | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% |
| 障害者に対する行政の対応 | 2 | 0 | 0% | 1 | 50% | 1 | 50% |
| 障害者の福祉サービス | 1 | 1 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 障害者の福祉施設 | 2 | 1 | 50% | 1 | 50% | 0 | 0% |
| その他の問題 | 1 | 0 | 0% | 1 | 100% | 0 | 0% |
| 合計 | 34 | 10 | 29.4% | 20 | 58.8% | 4 | 11.8% |

このように見えてくると、法律問題と福祉問題では、問題発生率は同じであっても、その後の相談率、相談先、弁護士・司法書士の役割、それに対する評価の点でかなり異なっていることが分かる。

② 路上生活者対象調査

路上生活者に今回の法律問題についての決着状況を尋ねた結果が【グラフ I -3-12】である。56.8%が未決着と答え、決着したと答えた人が24.0%にとどまっている。一般対象者に比べ、未決着率がはるかに高いことがわかる。また、現在対応中の割合も一般対象者に比べやや高いが、これは回答者に法律相談にきた人が含まれていることによるものと思われる。

【グラフ I -3-12】法律問題の解決状況（路上生活者）



それらの割合を都市別、路上・施設別に見たのが【表 I -3-28】と【表 I -3-29】である。東京での未決着率が圧倒的に高いが、これは回答者の多くが法律相談に訪れた人であったことによるものと思われる。しかし、他方で大阪の場合も未決着率が42.6%に及んでおり、一般対象者に比べるとなお高い未決着率になっていることが示されている。

【表 I -3-28】法律問題の解決状況（都市規模別）

| | | Q2で、あなたにとって最も重要とお答えになった問題について、その問題は決着しましたか。 | | | | |
|-----|----|---|-------------|-------------|--------------|----------------------------|
| | | 決着がついた | 現在対応中 | 決着しなかった | わからない忘れた | 合計 |
| 地域別 | 東京 | 度数 % | 19 16.0% | 19 16.0% | 77 64.7% | 4 3.4% 119 100.0% |
| | 大阪 | 度数 % | 24 39.3% | 9 14.8% | 26 42.6% | 2 3.3% 61 100.0% |
| | 京都 | 度数 % | 6 35.3% | 5 29.4% | 5 29.4% | 1 5.9% 17 100.0% |
| | 合計 | 度数 % | 49 24.9% | 33 16.8% | 108 54.8% | 7 3.6% 197 100.0% |

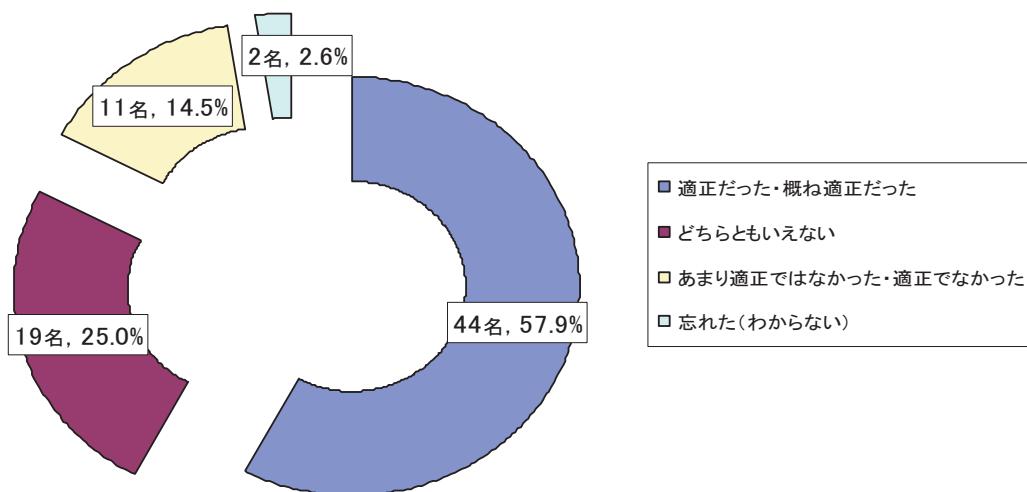
路上・施設別に見た場合、【表 I -3-29】に示されるように、現路上生活者の未決着率が高くなっていると同時に、それに対応して決着率が現路上生活者の方で低くなっている。

【表 I -3-29】法律問題の解決状況（現路上・施設別）

| | | Q2で、あなたにとって最も重要とお答えになった問題について、その問題は決着しましたか。 | | | | |
|------|----|---|-------|---------|----------|--------|
| 取得場所 | 施設 | 決着がついた | 現在対応中 | 決着しなかった | わからない忘れた | 合計 |
| | | 度数 | % | 度数 | % | 度数 |
| 現路上 | 度数 | 17 | 15.5% | 50 | 3 | 83 |
| 不明 | 度数 | 6 | 5 | 5 | 1 | 17 |
| 合計 | 度数 | 49 | 33 | 108 | 7 | 197 |
| | % | 24.9% | 16.8% | 54.8% | 3.6% | 100.0% |

今回の問題に決着がついたあるいは現在対応中と回答した 82 名について、その解決結果あるいは予想される決着結果についての適正性を尋ねた結果が【グラフ I -3-13】に示されている。こちらの方は一般対象者とほぼ同じで、6割近く（57.9%）が結果は適切であるとしている。不適正とする人も一般対象者よりもやや割合が高いものの、ほぼ同じ 14.5% であった。

【グラフ I-3-13】法律問題の解決結果の適正さ（路上生活者）



上記の結果を都市別、現路上・施設別に見たのが【表 I-3-30】及び【表 I-3-31】である。【表 I-3-30】によれば、東京での適正率が大阪より低いが、これは東京での回答者の多くが法律相談に訪れた人であったことによるものと思われる。路上・施設別に関しては【表 I-3-31】に示されるように、不適正率は概ね同じで、いずれも高くはないが、「どちらともいえない」との回答割合に差があり、現路上生活者の方でその割合が高い。施設入所者の方はその割合が低い分、適正率が高くなっている。

【表 I-3-30】法律問題の解決結果の適正さ（調査地別）

| | | 適正だった・概ね適正だった | どちらともいえない | あまり適正でない・適正でない | 忘れた(わからない) |
|----|----|---------------|-----------|----------------|------------|
| 東京 | 度数 | 15 | 13 | 4 | 2 |
| | % | 44.1% | 38.2% | 11.8% | 5.9% |
| 大阪 | 度数 | 25 | 4 | 4 | 0 |
| | % | 75.8% | 12.1% | 12.1% | 0.0% |
| 京都 | 度数 | 4 | 2 | 3 | 0 |
| | % | 44.4% | 22.2% | 33.3% | 0.0% |
| 合計 | 度数 | 44 | 19 | 11 | 2 |
| | % | 57.9% | 25.0% | 14.5% | 2.6% |

【表 I -3-31】法律問題の解決結果の適正さ（現路上・施設別）

| | | 適正だった・ 概ね適正だった | どちらとも いえない | あまり適正でない・ 適正でない | 忘れた (わからない) |
|-----|----|-------------------|---------------|--------------------|----------------|
| 施設 | 度数 | 25 | 7 | 5 | 1 |
| | % | 65.8% | 18.4% | 13.2% | 2.6% |
| 現路上 | 度数 | 15 | 10 | 3 | 1 |
| | % | 51.7% | 34.5% | 10.3% | 3.4% |
| 不明 | 度数 | 4 | 2 | 3 | 0 |
| | % | 44.4% | 22.2% | 33.3% | 0.0% |
| 合計 | 度数 | 44 | 19 | 11 | 2 |
| | % | 57.9% | 25.0% | 14.5% | 2.6% |

(4) まとめ

① 交渉状況

交渉行動も相談行動同様、法律問題の方が福祉問題よりも割合がかなり高くなっている。相談行動と比較した場合、やや交渉行動の頻度が低くなっているし、相手方との「直接交渉」のみを行った人を除く、第三者に働きかけた人の割合はかなり下がる。また、半数近くの回答者は相談と交渉の両方をしており、他者へ相談なしに交渉を行った人はごく僅かであった。このような状況を考えるなら、法情報の提供により交渉を援助するといった観点からも法律相談の充実が望まれるところである。

こういった状況を都市規模別にみた場合、大都市に「交渉なし」と「直接交渉」の割合が高く、小都市・郡部は「交渉なし」は大都市同様に高いが「直接交渉」の割合は低くなっている。中都市は弁護士・司法書士以外を通じての交渉の割合がやや高くなっている。また、年齢層別にみた場合、若年層と高齢層が同じく「相談なし」の割合が高いが、若年層は「直接交渉」の割合も比較的高いのに対し、高齢層は同様の割合が非常に低く、逆に「弁護士・司法書士を通じての交渉」は、若年層に非常に少なく、高齢層には相対的に多いことがわかる。若年層は自力での解決努力でとどまるのに対して、高齢層は第三者の利用頻度が高くなっている。この点は若年層が身近な手段を用いた紛争解決行動をとるのに対して、高齢層は第三者への依存度が高まるという意味で相談行動と類似の傾向といえよう。

また、交渉形態を男女別に見た場合、男性は「弁護士・司法書士を通じての交渉」の割合が相対的に高いのに対し、女性は同様の割合が相対的に低く、むしろ「弁護士・司法書士以外を通じての交渉」の割合が高くなっている。ここでも、女性と弁護士・司法書士との距離を感じさせる数値となっている。

福祉問題を経験した回答者で、その問題に関し交渉を行った人のうち、弁護士・司法書士を通じての交渉は僅かに 1.9% (8 名) にとどまっていた。最も多かったの

は弁護士・司法書士以外を通じての交渉で 25.2%（104 名）であった。弁護士・司法書士以外の仲介者で最も多かったのは、「市町村の相談窓口、地域包括支援センター」で、それに続くのが「家族・親戚」、「友人・同僚」、「福祉事務所」といったものであった。福祉問題に関しては弁護士・司法書士の関与はかなり低い状態といえる。福祉問題も法律問題に転化する可能性を考えるならば、法的情報の提供のためには「市町村の相談窓口、地域包括支援センター」、「福祉事務所」と法テラスとの連携を深めるべきであろう。

路上生活者に関しては、一般対象者に比べ交渉頻度が低いことが示されたが、さらにその程度には施設入所者と現路上生活者の間で大きな開きがあり、施設入所者の方が多く交渉行動に及んでおり、とくに相手方との直接交渉の頻度が高いことが示された。ここでも施設を通じての援助が路上生活者の紛争解決行動をもたらす可能性の高いことが示唆されている。

② 民事調停・民事訴訟の状況

一般対象調査で法律問題を抱えた回答者中で、調停あるいは訴訟を行った、あるいは行っていると答えた人は 27 名（6.6%）であった。さらに、それ以外の 377 名で実際には調停あるいは訴訟を行っていないが、その必要性を感じた人は、10.6% にとどまっている。ただし「どちらともいえない」とする人も 31.8% 存在した。この訴訟や調停の必要性を「強く・ある程度」感じたとする人の割合は、大都市以上に中都市、小都市・郡部に多くなっており、それに対応し「全く・あまり」感じなかつた回答者は大都市の方に多かった。また年齢層別にみた場合、調停・訴訟の必要性を感じる割合の高いのは、中堅層、壮年層であり、若年層及び高齢層は相対的に必要性を感じる割合が低くなっている。小都市・郡部は法律問題の発生頻度自体はさほど高くないが、調停あるいは訴訟を必要とする深刻な人の発生率が相対的に高い可能性がある。また、社会的にもアクティヴに活動していることが予想される中堅層、壮年層は、深刻な紛争をかかえる割合が高いと考えられる。

上記の調停あるいは訴訟の必要性を感じた人 40 名の中で、調停あるいは訴訟を「今後しようと思う」と答えた人は 4 名（10.0%）にとどまった。また、それ以外の回答者に調停あるいは訴訟を行わない理由を尋ねたところ、最も多かった理由は「費用がかかりそうだから」で、ついで「時間がかかりそうだから」であった。ただし、第 1 順位の理由をみれば「時間がかかりそうだから」とした人の方が多かった。実際に調停あるいは訴訟を行おうとする人の割合は必ずしも高くはないが、その背景に費用と時間の問題があることが示唆されている。こういった状況を考えるならば、法律扶助の利用促進のためには、費用の立て替えについての情報を提供すると同時に、調停や訴訟に要する時間に関する情報も同時に提供する必要がある点が示唆される。また、この調停・訴訟を利用しない理由に関しては男女差がみられ、

女性に対しては弁護士・司法書士を効率よく紹介し、法的な解決の目処を含む法情報を提供すれば障害が減ずる可能性が示されたが、男性に対しては弁護士・司法書士に依頼することの有益性についても情報提供する必要が示唆された。

路上生活者に関しては、法律問題を抱えた 203 名中調停あるいは訴訟を行っていた人は 10 名（4.9%）にとどまり、一般対象者に比べその割合は低かったが調停や訴訟の必要性を感じた人の割合は高く、一般対象者の比率では 3 倍近くに及んでいた。この点は回答者の一部は法律相談に訪れた人であったことを考慮に入れなくてはならないものの、路上生活者は一般対象者より深刻な法律問題が多い可能性を示唆するものである。都市別にみた場合、調停あるいは訴訟の必要性を感じた人は東京の方で多くなっているが、これは法律相談に訪れた人を対象にしたことの影響であろうと思われる。また、現路上生活者よりも施設入所者の方に調停あるいは訴訟の必要を感じている人の割合が多いことがわかる。ここでも施設入所者の積極性を示されている。

路上生活者の中で調停あるいは訴訟の必要性を感じたと答え、今後その問題について調停あるいは訴訟を行う意思があるとした人の割合は 58.2% と、一般対象者に比べるときわめて高かった。多くが深刻な問題を抱えていたであろうことを推測させる面がある。他方、調停や訴訟を控えた回答者がその理由とした人は「費用がかかりそうだから」という理由が最も多かったが、一般対象者と異なり「時間がかかりそうだから」という回答はさほど多くはなかった。路上生活者に対する費用援助の重要性を示唆するものである。

最後に、この調査では、現実の法律扶助事件の大半を占める個人破産や債務整理以外の事案で調停や訴訟の必要性を感じた回答者の存在が示されており、潜在的には個人破産や債務整理以外にも多くの法律扶助ニーズが存在する可能性が示されているといえよう。

③ 解決状況

法律問題を抱えたが調停あるいは訴訟を行わなかつた回答者の当該問題の解決状況は、ほぼ半数で決着がついていたが、約 3 割が未決着という状況であった。具体的には、法律問題経験者についていえば、「家族・親戚」、「友人・同僚」のみに相談して相談行動を終了した場合、3 割程度の人は当該問題が決着していないと考えており、相談をしなかつた人は 5 割がそのように考えている。逆に、弁護士・司法書士に相談した場合には未決着率は 1 割程度である。なお、法律問題経験者で相談をした人のうち、1 回でも弁護士・司法書士に相談した人は 35% であった。こういった未決着の割合は都市規模別では大きな差は見られなかつたが、年齢層別にみた場合には、若年層、高齢層で未決着率が高く、逆に、中堅層、壮年層で決着率が高いことが示された。

また、問題が決着した回答者及び現在対応中と答えた回答者の、その結果や予想される結果の適正さの評価に関しては、半数以上が適正あるいは概ね適正であるとしているが、1割程度は決着結果が適正でない、あるいはあまり適正でないとしている。とくに「友人・同僚」のみに相談して終了した場合は、3割弱が結果を不適正と考えており、弁護士・司法書士に相談した場合よりも著しく高い。したがって、これらの未解決・不適正結果で終わった問題について、本来は弁護士・司法書士へのアクセスが必要であったと考えられる。この不適正とする人の割合は小都市・郡部で高く、逆に適正とする人は、大都市及び小都市・郡部で高い。中都市は、どちらともいえないとする人の割合が高くなっている。また、適正とする人は若年層、高齢層に多く、逆に不適正とする人は、中堅層、壮年層に多い。ただ、いずれもその差はあまり大きなものではない点に注意を要する。ここからも分かるように、相談行動の終結は、当該問題が解決したことを意味するわけではないことが明らかとなつた。ただし、ここでの適正性の判断は回答者の主観によるので、実際に適正であったか否かは不明である。しかし、弁護士・司法書士へのアクセスの前提となる適正性判断のための法情報も、十分に提供されることは必要であることは否定できない。

福祉問題経験者も同様の傾向を示している。福祉問題に関しては、行政機関が専門性を有するので、これへの相談によって決着率が上がりそうであるが、必ずしもそのような関係性にはなっていない。福祉問題の場合は、法律相談に比較して相談率が低かったが、これらの問題経験者は結果について極めて低い評価をしている。すなわち、誰にも相談しなかった人の抱える問題のうち「生活保護打ち切り・保護費減額など」「成年後見の開始」「障害者の福祉施設」「子・母子の手当、福祉サービス利用」といった問題の多くが未決着とされ、件数は少ないが、いずれも、極めて緊急性・深刻性の強い問題類型である。また、決着はしたが不適正と評価されているのは、「障害者に対する行政の対応」「子・母子の手当、福祉サービス利用」の問題（5～6割）、「家庭内の高齢者・障害者の扶養」「健康保険の給付・保険料」（3割程度）であり、両方で挙げられている「子・母子の手当、福祉サービス利用」をはじめ、弁護士・司法書士による法律相談ニーズ、申請代行・交渉等のリーガルサービスのニーズが強いと考えられる。また、これらの人々の3割が扶助要件該当者であり、抱えている問題は「生活保護打ち切り・保護費減額」「障害者の福祉施設」「障害者に対する行政の対応」といった、これも深刻な問題である。法律扶助ニーズが潜在しているといえよう。

また、福祉問題を行政機関の窓口のみに相談して決着がついたと回答した人の約3割は、結果が不適正と評価している。これも各問題の実数は少ないが、とくに評価が低いのは、「子・母子の手当、福祉サービス利用」「その他の成年後見の問題」「家庭内の高齢者・障害者の扶養」「高齢者の福祉サービス」「障害者に対する行政の対

応」「障害者の福祉施設」「その他の問題」である（低評価率5割以上）。福祉問題に関しては、地域の行政機関が、専門性・実効性の点で問題に「適正な決着」をつけることができそうであるが、必ずしもそのような関係にはなっていない。これらは、「その他の成年後見の問題」を除くと、いずれも伝統的なリーガルサービスの対象ではなく、問題経験者も行政機関に相談する以上の策を考えつかなかつた可能性があるが、いずれも弁護士・司法書士による情報提供、申請代行、交渉といったサービスが効果を持ちうる問題であり、リーガルサービスのニーズが潜在していると言えそうである。

なお、このカテゴリーに関しても扶助要件該当者が3割を占める。とくに「その他成年後見の問題」「障害者の福祉サービス」は該当者のみが抱えている問題であり、リーガルサービスの潜在的ニーズがあると思われる。これらのカテゴリーについては、いったん市町村の窓口にはアクセスをしているのだから、そこからスムーズに弁護士・司法書士を紹介するようなシステムがあれば望ましいであろう。もっとも、後に分析するように、該当者は法律相談が「難しい」と思っている可能性が高いので、法律相談の際にアシストする人がいれば、よりアクセスがしやすくなるかも知れない。

最後に、路上生活者の場合は未決着との答えが6割以上に及び、決着したと答えた人が2割程度にとどまっている。一般対象者に比べ未決着率がはるかに高く、路上生活者の問題状況の深刻さが示されているといえよう。この状況は東京において顕著であるが、東京の回答者の多くは法律相談に訪れた人であることを考慮する必要がある。とはいっても、大阪も未決着率が4割を超えており、上記の評価はなお維持できよう。路上・施設別に見た場合、現路上生活者の未決着率が高くなっていると同時に、それに対応して決着率が現路上生活者の方で低くなっている。現路上生活者の方がより困難な状況に置かれていることが推測できる。こういった状況に対し、決着を得た回答者、あるいは現在対応中の回答者の結果の適正性への評価は、一般対象者と大きな開きはなかった。都市別、路上・施設別に見た場合も差が出るのは「どちらともいえない」との回答割合であり、東京と現路上生活者にその割合が高くなっていた。

4 法律扶助ニーズの推計

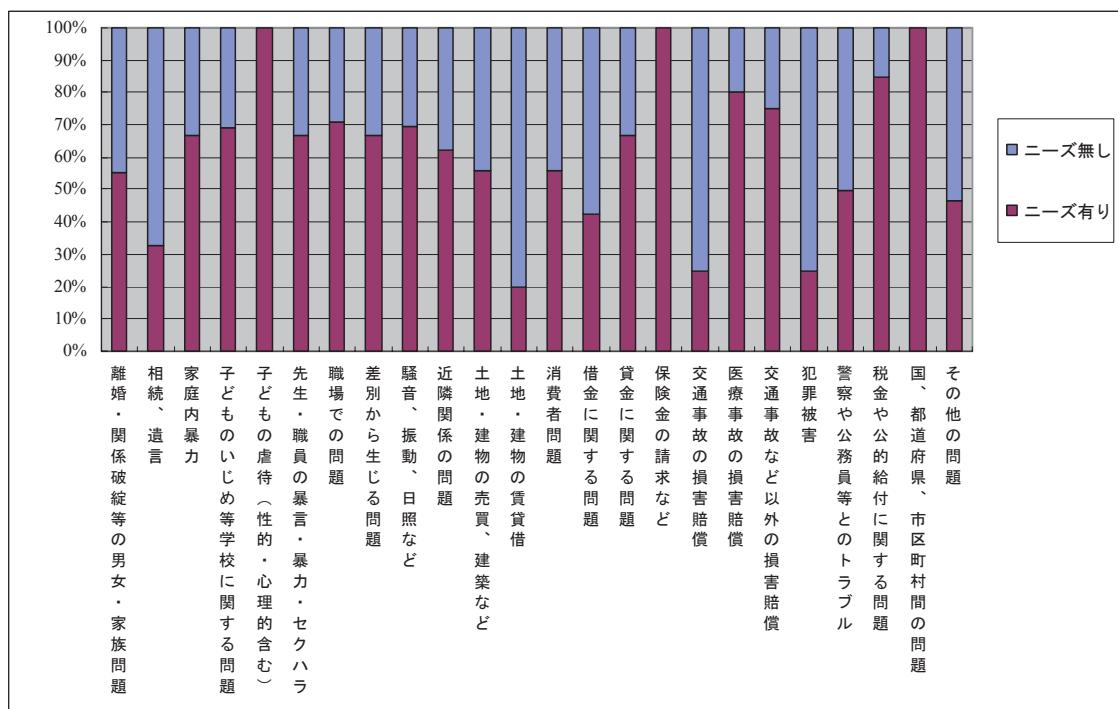
(1) 一般的法律相談ニーズの分布

問題を経験した場合、対処の方法はさまざまである。問題の性質・金額等によっては、弁護士・司法書士に相談せずに自ら対処することに合理性が認められる場合もあり得る。もちろん、法的情報が不足しているために適切な解決であったと誤信している場合やアクセス障害ゆえに弁護士・司法書士への相談を想像もしなかつたような場合もあり得るが、そうでない場合の可能性を否定することもできないであろう。このよう

に、法に関するニーズをより実質的に見るならば、問題経験者が弁護士・司法書士に相談しなかった場合であっても、弁護士・司法書士以外の専門家や相談機関を利用して決着し、かつ、それが適正であったと評価している場合には、結果的に弁護士・司法書士への相談を要しなかったものと解釈することも可能と考えられる。法に関するニーズは多様であるが、その一つとして、法律相談（問題内容に関する実体法的な情報及び法的問題解決のための手段・方法にかかる情報）を対象とする未充足のニーズを算定する際には、弁護士・司法書士に実際に相談した場合のほか、上記のように、弁護士・司法書士への相談が不要であった場合も除外することが適当であろう。

そこで、具体的には、誰とも相談できなかつた人、家族・親戚、友人・同僚など身近な人間にしか相談のできなかつた人、家族親類、友人同僚といった身近な人間以外ではあるが弁護士・司法書士ではない人に相談して問題の決着には至らなかつた人及び決着はついたが結果を不適正と評価した人に法律相談の必要性が認められるものと考え、このような基準のもとに得られるニーズを、以下「法律相談ニーズ」ということにする。次の【グラフ I-4-1】は、問題種類別にこのニーズの充足ぶりを示したものである。

【グラフ I-4-1】問題種類別の法律相談ニーズ

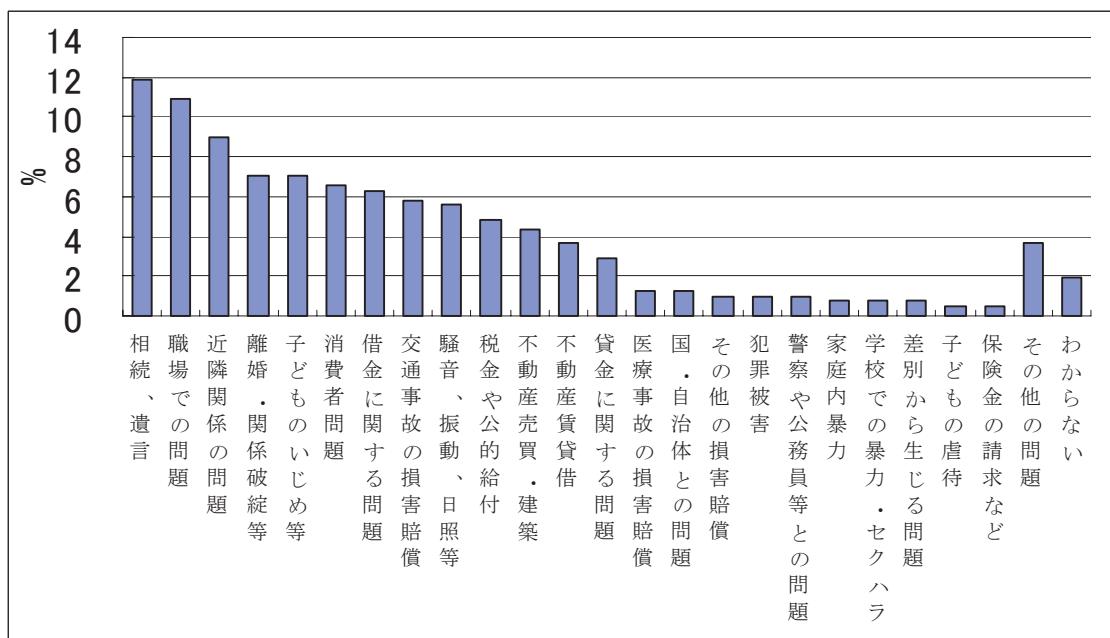


このグラフは、当該問題を経験した人のうち法律相談ニーズが充足されていない人の割合をみたものである。したがって、問題経験者の件数の多寡にかかわらない（例えば、「子どもの虐待」を経験した人は少ないが、その人が全て法律相談ニーズが満

たされいないことになる。)。これによると、十分な法情報に基づいた対処ができるていない(法律相談ニーズあり)問題の類型として、「子どものいじめ等学校に関する問題」「子どもの虐待」「職場での問題」「騒音・振動・日照等環境問題」「保険金の請求等」「医療事故の損害賠償」「交通事故・医療事故以外の損害賠償」「税金・公的給付に関する問題」「国・自治体とのトラブル」が挙げられる。これらの問題を「最も重要な法律問題」として経験した人の多く(7割~10割)は、弁護士・司法書士に相談していない、あるいは、他の相談機関を通じて決着したがその結果が適正でないと評価しているといった、法律相談ニーズが満たされていない状況である。したがって、ここに法律相談の潜在的ニーズがあるといえよう。

他方で、比較的法律相談ニーズが満たされているのは、「不動産賃貸借」「交通事故の損害賠償」「犯罪被害」「相続、遺言」である。これらは、比較的一般的・定型的な問題で法情報が得やすいか、犯罪被害のように制度的な受け皿が確立した問題類型である。とはいっても、これらの問題においても、経験者の2~3割に対しては法律相談ニーズが満たされていない。

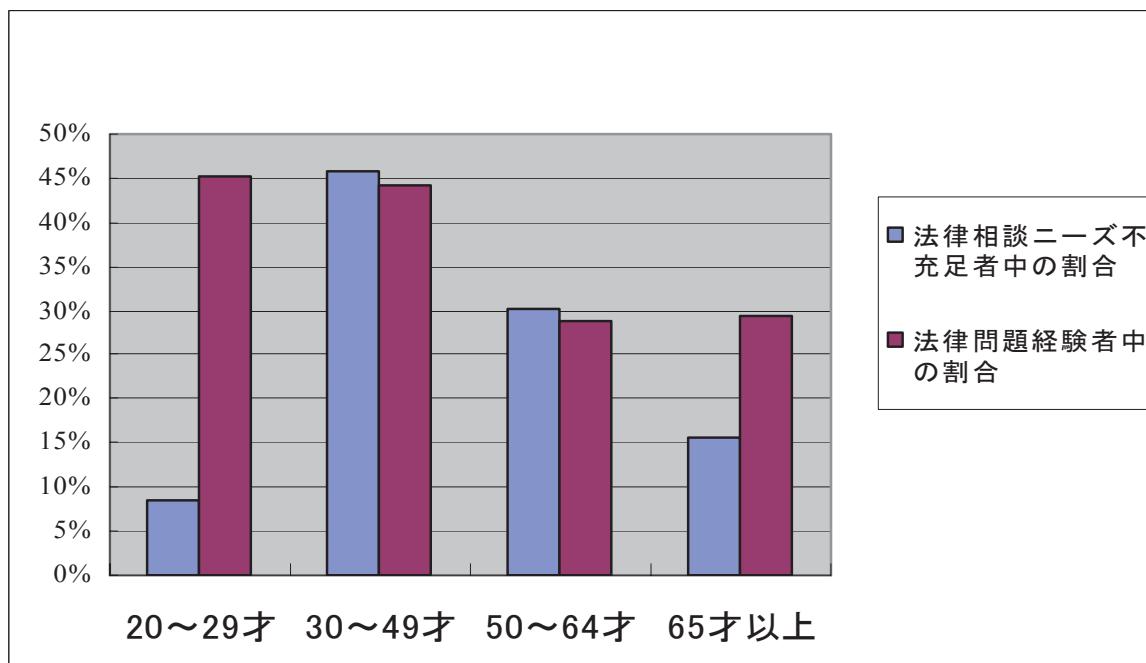
【グラフ I-4-2】法律相談ニーズ不充足の問題種類



【グラフ I-4-2】は、法律相談ニーズが充足されていない問題として件数の多いものを掲げ、その割合を表している(例えば相続、遺言に関する問題は、【グラフ I-4-1】のように比較的法律相談ニーズが満たされているが、もともとの件数が多いので、法律相談ニーズ不足のまま置き去りにされている問題のうちの12%近くを占めることになる。)。これによれば、十分な法律相談提供されないままで対処された問題類型と

しては、「相続、遺言」「職場での問題」が最も多く、次いで「近隣関係」「離婚」「子のいじめ」「消費者問題」「借金」と続く。法テラスの法律相談援助対象事件はもとより、一般市民等を対象とする情報提供業務においても相談内容は圧倒的に「借金」に関する人が多いが、「相続」「職場での問題」については、「借金」問題の約2倍の潜在的な法律相談ニーズがあることになる。

【グラフ I-4-3】法律相談ニーズの分布（年齢層別）



法律相談を必要としている人の年齢構成を見ると（【グラフ I-4-3】）、法律相談ニーズが満たされていない人が最多のは中堅層（30～49歳）である（グラフ中の「法律相談ニーズ不充足者中の割合」）。中堅層・壮年層の法律相談ニーズが多いのは、これらの年代の問題経験率が比較的高く、しかし弁護士・司法書士へのアクセスがとくに良いわけではないことをも反映しているといえよう。

ただし、年齢層ごとに法律問題経験者を抜き出し、そのうち法律相談ニーズが満たされていない人の割合を見ると、若年層・中堅層がほぼ45%と高い割合を示す。若年層は問題経験率が低いが（【表 I-1-4】参照）、その限られた問題経験者の半数近くにつき、法律相談ニーズが満たされていないことになる。中堅層はより深刻であり、問題経験率も高く、かつ、そのうち45%について法律相談ニーズが不充足である。

（2）扶助要件該当者の分布

今回の調査では、回答者が扶助要件を満たすか否かを個別に質問してはいない。し

かし、回答者に関しては個人の年収、持ち家の有無、配偶者の有無、配偶者とあわせた年収、扶養している同居者の数を個別に尋ねている。年収等は100万円単位での自己申告であり、資産については尋ねていないなど、厳密な扶助要件該当性の認定は難しいが、ここでは以下の【表I-4-1】の基準を満たす人を扶助要件該当者として大まかに認定し、その分布状況等を分析した。この基準による認定は実際の認定基準によるものとはやや異なる結果となっている。

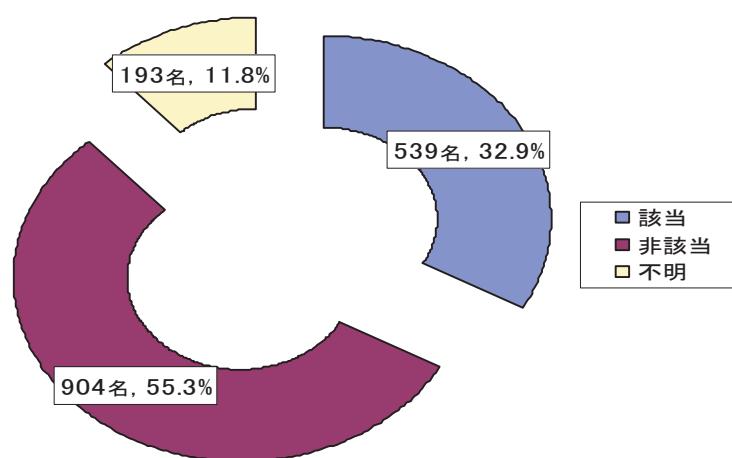
【表I-4-1】扶助要件認定基準

法律扶助要件認定基準

| ・ 単身者 | |
|--------------------|---------|
| － 自宅等 | 200万円以下 |
| － 借家等 | 200万円以下 |
| ・ 配偶者あり(配偶者との所得合計) | |
| 自宅等 | |
| － 2人家族 | 300万円以下 |
| － 3人家族 | 300万円以下 |
| － 4人家族 | 300万円以下 |
| － 5人以上家族 | 400万円以下 |
| 借家等 | |
| － 300万円以下 | 300万円以下 |
| － 300万円以下 | 300万円以下 |
| － 400万円以下 | 400万円以下 |
| － 400万円以下 | 400万円以下 |

【グラフI-4-4】は、上記認定基準に従って回答者を扶助要件該当の有無別に分類したものである。これによれば、今回の調査では32.9%が扶助要件に該当したことになる。ただし、配偶者と合わせた収入の申告がなかったケースなども相当数あり、認定のできなかった回答者の割合も11.8%に及んでいる。

【グラフI-4-4】扶助要件該当者の割合



【表 I-4-2】及び【表 I-4-3】は上記割合を都市規模別、年齢層別に見たものである。【表 I-4-2】によれば扶助要件該当者は、大都市に最も少なく、中都市、小都市・郡部の順で多くなる。大都市と小都市・郡部での該当者割合の開きは大きく 20 ポイント近くの差がある。

【表 I-4-2】扶助要件該当者の割合（都市規模別）

| | | 度数 | 扶助要件該当性 | | | |
|---------|--------|----|---------|-------|-------|--------|
| | | | 該当 | 非該当 | 不明 | 合計 |
| 都市規模3段階 | 大都市 | 度数 | 87 | 237 | 61 | 385 |
| | | % | 22.6% | 61.6% | 15.8% | 100.0% |
| | 中都市 | 度数 | 206 | 374 | 79 | 659 |
| | | % | 31.3% | 56.8% | 12.0% | 100.0% |
| | 小都市・郡部 | 度数 | 246 | 293 | 53 | 592 |
| | | % | 41.6% | 49.5% | 9.0% | 100.0% |
| | 合計 | 度数 | 539 | 904 | 193 | 1636 |
| | | % | 32.9% | 55.3% | 11.8% | 100.0% |

年齢層別に見た場合、【表 I-4-3】によれば、扶助要件該当者は若年層と高齢層に多く、とくに高齢層では半数以上（55.8%）が扶助要件に該当している。しかし、高齢者は資産を有している場合もあり、実際の要件該当者はこれよりも少なくなる可能性がある。また、それには及ばないものの、若年層も半数弱（45.6%）が扶助要件に該当している。最も該当者が少ないので中堅層であるが、最も活動的な年齢であると同時に、壮年層よりも該当者が少ないので、まだ扶養家族のいない場合等が一定数含まれている結果であろうと思われる。

【表 I-4-3】扶助要件該当者の割合（年齢層別）

| | | 度数 | 扶助要件該当性 | | | |
|-------|--------|-------|---------|-------|--------|--------|
| | | | 該当 | 非該当 | 不明 | 合計 |
| 年齢4段階 | 20～29才 | 度数 | 68 | 66 | 15 | 149 |
| | | % | 45.6% | 44.3% | 10.1% | 100.0% |
| | 30～49才 | 度数 | 86 | 366 | 63 | 515 |
| | | % | 16.7% | 71.1% | 12.2% | 100.0% |
| | 50～64才 | 度数 | 134 | 323 | 65 | 522 |
| | | % | 25.7% | 61.9% | 12.5% | 100.0% |
| | 65才以上 | 度数 | 251 | 149 | 50 | 450 |
| | | % | 55.8% | 33.1% | 11.1% | 100.0% |
| 合計 | 度数 | 539 | 904 | 193 | 1636 | |
| | % | 32.9% | 55.3% | 11.8% | 100.0% | |

(3) 法律扶助ニーズの推計

① 一般の法律相談ニーズの推計

法律扶助ニーズの推計の前に、法テラスの活動の前提である前述の法律相談ニーズについて検討する。この法律相談ニーズとは、前述のように法律問題に接し客観的な情報に基づいて対応することができなかつたものを指す。

それらの法律相談ニーズをかかる人の全体的な割合を示したのが【グラフ I -4-5】であり、その都市規模別、年齢層別割合を示したもののが【表 I -4-4】と【表 I -4-5】である。回答者全体との関係で見たとき、法律相談を必要としている回答者の割合は、13.8%となる。この割合で、母集団、すなわち、住民基本台帳上の成人人口における法律相談ニーズを推定すれば、年間 2,289,585～2,725,697 名（信頼水準 95%）となる¹。なお、この数値は、5 年間に問題を抱えた回答者が重要な問題は 1 人 1 件のみであるとの前提に基づく推計である。しかし、前述のように、実際には問題を抱えた回答者は 1 人平均 1.8 件の問題を抱えていた。その中には、やはり法律相談を必要とするような重要な法律問題が含まれている可能性があり、その意味では、上記の推計値は最小限の推計値であることに注意する必要がある。

その都市規模別所在は【表 I -4-4】で大都市が最も多く、中都市、小都市・郡部がそれに続く。年齢層別では中堅層にその割合が最も多く、高齢層が最も少なくなっている。

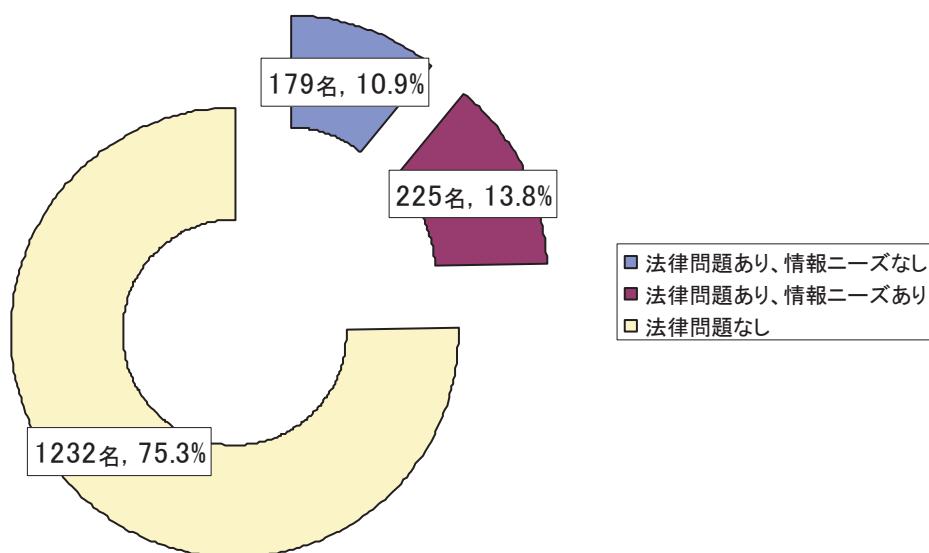
これらの人々に対し、法テラスは法律情報を十分に提供する必要がある。

注) 上記の推計は、今回の調査回答者中の比率である標本比率 (225/1363=13.8%) から、信頼水準 95% で母集団（成人人口）における比率である母比率の区間推定を行う以下の数式を用い母比率の推定を行った後に、その結果に成人人口をかけ導いた数値を 1 年分に換算するために 5 で割った数値である。

$$\text{標本比率} - k \sqrt{\frac{\text{標本比率} (1 - \text{標本比率})}{\text{データ数}}} \leq \text{母比率} \leq \text{標本比率} + k \sqrt{\frac{\text{標本比率} (1 - \text{標本比率})}{\text{データ数}}}$$

なお、k は信頼水準 95% に対応する正規分布表上の値で 1.96、平成 19 年の住民基本台帳上の成人人口は、90,856,574 人である。

【グラフ I -4-5】一般の法律相談ニーズ



【表 I -4-4】一般の法律相談ニーズ（都市規模別）

| 都市規模3段階 | | 法律相談ニーズの有無 | | | | 合計 |
|---------|--------|------------|-------------------|-------------------|--------------|----------------|
| | | 問題なし | 問題あり 法律相談ニーズなし | 問題あり 法律相談ニーズあり | | |
| 都市規模3段階 | 大都市 | 度数 % | 264 68.6% | 52 13.5% | 69 17.9% | 385 |
| | 中都市 | 度数 % | 496 75.3% | 72 10.9% | 91 13.8% | 659 |
| | 小都市・郡部 | 度数 % | 472 79.7% | 55 9.3% | 65 11.0% | 592 |
| | 合計 | 度数 % | 1232 75.3% | 179 10.9% | 225 13.8% | 1636 100.0% |

【表 I -4-5】一般的法律相談ニーズ（年齢層別）

| | | 法律相談ニーズの有無 | | | |
|-----------|--------|------------|-----------------------|-----------------------|----------------|
| | | 問題なし | 問題あり 法律相談 ニーズなし | 問題あり 法律相談 ニーズあり | 合計 |
| 年齢4 段階 | 20～29才 | 度数 % | 123 82.6% | 7 4.7% | 19 12.8% |
| | 30～49才 | 度数 % | 350 68.0% | 62 12.0% | 103 20.0% |
| | 50～64才 | 度数 % | 372 71.3% | 82 15.7% | 68 13.0% |
| | 65才以上 | 度数 % | 387 86.0% | 28 6.2% | 35 7.8% |
| | 合計 | 度数 % | 1232 75.3% | 179 10.9% | 225 13.8% |
| | | | | | 1636 100.0% |

② 扶助要件該当者の法律相談ニーズ

【表 I -4-6】は法律相談ニーズを有する人の中で、どれだけ扶助要件の該当者がいるかを示した人である。上述の法律情報ニーズをかかえる回答者中、63名は扶助要件に該当するものであった。この63名は回答者1636名扶助要件の3.9%にあたる。この割合から母集団における法律相談のニーズを推定すると、年間581,482～835,880名となる。ただし、ここでも、この推計値は重要問題が1人1件という前提である。したがって、この推計値は最大1.8倍になる可能性がある。また、扶助要件の認定の際には、11.8%の回答者に関して要件該当性の認定ができなかったこと加味すると、その点でも実際の数はさらに増えることが予想される。ここでも上記推計値は最小限のものと解すべきであろう。

【表 I -4-6】法律相談ニーズ（扶助要件該当別）

| 法律相談ニーズの 有無 | ニーズなし | 扶助要件該当性 | | | 合計 |
|----------------|-------|---------|--------------|--------------|---------------|
| | | 該当 | 非該当 | 不明 | |
| 法律相談ニーズの 有無 | ニーズなし | 度数 % | 49 27.4% | 122 68.2% | 8 4.5% |
| | ニーズあり | 度数 % | 63 28.0% | 138 61.3% | 24 10.7% |
| | 合計 | 度数 % | 112 27.7% | 260 64.4% | 32 7.9% |
| | | | | | 404 100.0% |

③ 扶助要件該当者の裁判費用立替ニーズ

最後に、【表 I -4-7】によれば、今回の回答者の中には、民事調停あるいは民事訴訟をした人の中で扶助要件に該当する人が 12 名いた。また、【表 I -4-8】によれば実際に民事調停あるいは民事訴訟はしなかったが、その必要性を感じ、かつ扶助要件に該当する人が 10 名いた。これらは弁護士・司法書士の裁判費用立替援助が必要な回答者といえる。その合計は 22 名で回答者全体の 1.3%にあたる。この割合から、母集団における裁判費用立替ニーズを推定するならば、年間 163,542～308,912 名となる。また、民事調停や民事訴訟の必要性を、上述のような回答者の主観的判断に頼らず、問題に関し決着がつかなかった人（115 名中の扶助要件該当者 40 名）と決着はついたが不適正な解決であったとした人（29 名中扶助要件該当者 5 名）の 45 名であるとすると、同様の推計を行った場合には、裁判費用立替ニーズは、年間 399,768 名～617,825 名の範囲となる。いずれの場合も、重要事件は回答者 1 人あたり 1 件、11.8%の要件認定不能者が存在するという前提での最小限の推計であることは無料法律相談ニーズの推計の場合と同様である。また、すでに述べたように、この調停や訴訟の必要性を感じた 40 名の事件の主だった内容は、現実の法律扶助事件の大半を占める個人破産や債務整理以外の事案の方が多く、ここに示されたニーズは、個人破産や債務整理以外の法律扶助ニーズである可能性があることにも留意すべきである（I 部 3 の「(2)民事調停・民事訴訟の状況」①一般対象調査の解説参照）。

【表 I -4-7】調停・訴訟をした回答者（扶助要件該当別）

| | | 最も重要な問題の交渉 - 民事調停・民事裁判をした | | | |
|-------------|-----|---------------------------|-------|--------|--------|
| | | いいえ | はい | 合計 | |
| 扶助要件 該当性 | 該当 | 度数 | 100 | 12 | 112 |
| | | % | 89.3% | 10.7% | 100.0% |
| | 非該当 | 度数 | 245 | 15 | 260 |
| | | % | 94.2% | 5.8% | 100.0% |
| 不明 | 度数 | 32 | 0 | 32 | |
| | % | 100.0% | .0% | 100.0% | |
| 合計 | 度数 | 377 | 27 | 404 | |
| | % | 93.3% | 6.7% | 100.0% | |

【表 I -4-8】調停・訴訟の必要性（扶助要件該当別）

| | | 該当 | 非該当 | 不明 |
|-----------------------------|---|-------|--------|-------|
| 調停訴訟の必要性を全く感じない・ あまり感じない | 件 | 51 | 127 | 18 |
| | % | 45.2% | 141.1% | 13.7% |
| どちらともいえない | 件 | 30 | 81 | 9 |
| | % | 25.0% | 67.5% | 7.5% |
| 調停訴訟の必要性を大いに感じた・ ある程度感じた | 件 | 10 | 27 | 3 |
| | % | 49.1% | 136.6% | 14.3% |
| 合計 | 件 | 91 | 235 | 30 |
| | % | 25.6% | 66.0% | 8.4% |

(4) まとめ

① 法律相談ニーズ

法律相談ニーズについて、年齢別にみると、若年層の約半分は、法律問題を経験したにもかかわらず、法律相談を通じて必要な法情報を得ていない。また、問題類型別にみると、古典的・一般的に法律問題とされてきたもの（件数ベースで多いものを挙げると、相続、遺言、離婚等）であれば、比較的充足されているが、より現代的な問題、たとえば「子どものいじめ等学校に関する問題」「子どもの虐待」「職場での問題」「騒音・振動・日照等環境問題」などに関しては、一層、法律相談ニーズの不充足が目立つ。また、比較的ニーズが充足されている古典的な相談にしても2~3割に対しては法律相談ニーズが満たされていない点は注意を要する。

② 扶助要件該当者

申告された収入から大まかに認定したところ、今回の調査では32.9%が扶助要件に該当していた。ただし、配偶者と合わせた収入の申告がなかったケースなども相当数あり、認定のできなかった回答者の割合も11.8%に及んでいる。その分布は、年齢層別に見た場合、若年層と高齢層に多い。とくに高齢層では半数以上(55.8%)が扶助要件に該当している。ただし、高齢者は資産を有している場合もあり、実際の要件該当者はこれよりも少なくなる可能性がある。また、それには及ばないものの、若年層も半数弱(45.6%)が扶助要件に該当している。

③ 法律扶助ニーズの推計

今回の調査から、法律情報や法律扶助に関するニーズは以下のように推測できる。

はじめに、今回の調査で具体的な法律問題を抱え法律情報を必要としていた回答者の割合は13.8%となる。この割合から、母集団、すなわち住民基本台帳上の成人人口における法律相談ニーズを推定すれば、年間2,289,585~2,725,697名（信頼水準95%）となる。これらのニーズは大都市に最も多く、中都市、小都市・郡部がそれに続く。年齢層別では中堅層にその割合が最も多く、高齢層が最も少なくなっている。

いる。

つぎに、扶助要件該当者の法律相談のニーズは今回の調査では 63 名に認められ、この 63 名は回答者 1636 名の 3.9%にあたる。この割合から母集団における扶助要件該当者の法律相談のニーズを推定すると、年間 581,482～835,880 名となる。

さらに、今回の調査で、調停や訴訟を行った、あるいはそれらが必要と感じた人の中で扶助要件を満たした人は合計で 22 名存在した。この 22 名は調査対象者全体の 1.3%にあたる。この割合から母集団における裁判費用立替ニーズを推定するならば、年間 163,542～308,912 名となる。

ただし、上記の推計はいずれも重要事件は回答者 1 人あたり 1 件、11.8%の要件認定不能者が存在するという前提での最小限の推計であることに十分に留意しなくてはならないし、今日法テラスにおける無料相談や裁判費用立替事件に多く登場する個人破産や債務整理事件以外に存在するニーズであることに留意する必要がある。

II 法律扶助制度の周知度及び利用意欲

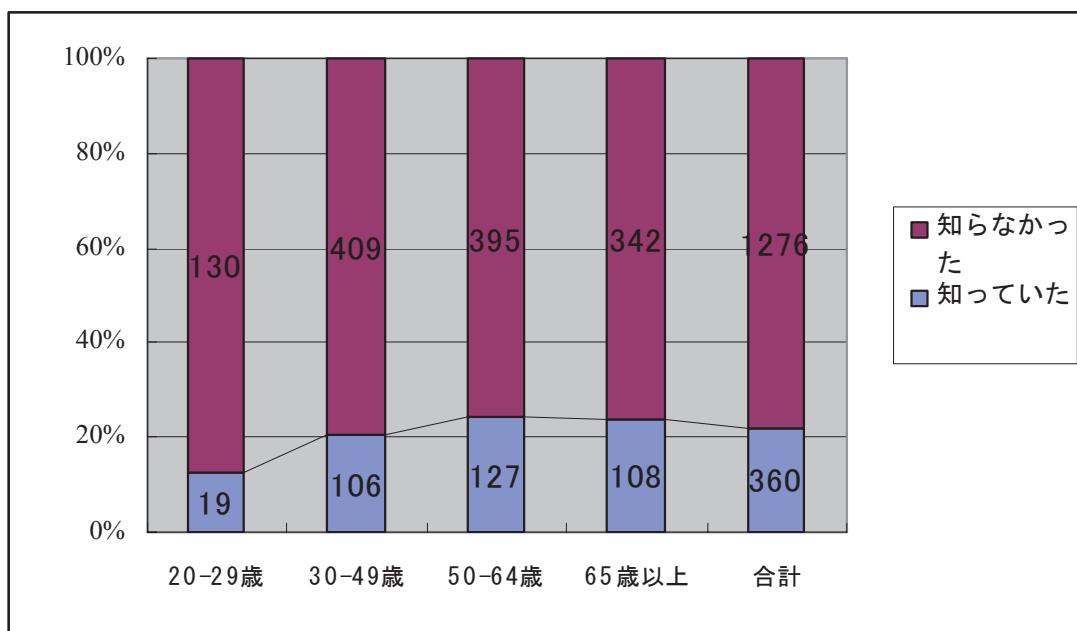
以下では、具体的な問題経験から離れて、一般的に、調査対象者が法律扶助制度（無料法律相談、裁判費用立替制度、及び、同費用の分割償還・償還免除の制度）をどの程度知っているか、また、知っているとして同制度を利用する意欲がどの程度あるかについて分析・検討を行う。一般対象調査・路上生活者調査に基づくが、とくに断らない限り、一般対象調査に基づく分析・検討である。

1 無料法律相談

(1) 無料法律相談の周知度

無料法律相談の周知度は、回答者全体で 22%である。その中でも、年齢別に見ると、若年層は周知度が極めて低く、約 9割(87.2%)が知らなかった（【グラフ II-1-1】参照）。

【グラフ II-1-1】無料法律相談の周知度



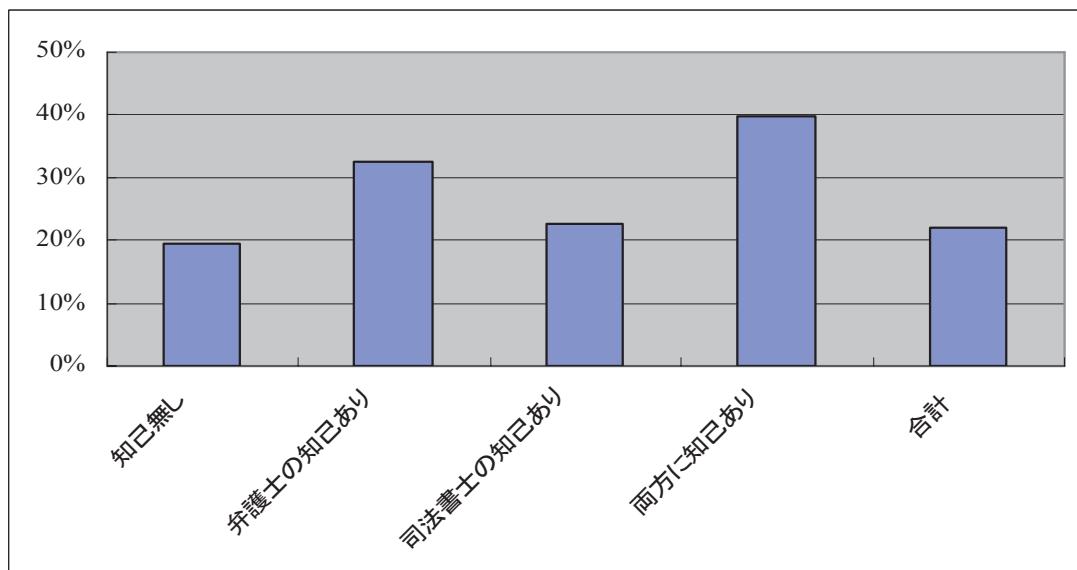
他の属性との関係では、職業別にみて周知度が比較的高いのは、「自由業（家族従業者）」(60.0%)、「専門技術職」(33.3%)、「管理職」(29.5%)、「その他の無職」(26.2%)であり、周知度が比較的低いのは「学生」(9.1%)及び「自由業（自営業）」(14.3%)である。これら比較的周知度が高い職業グループ（「その他の無職」を除く）は、問題経験率が高く（法律問題 26.2%、法律・福祉問題 13.1%、福祉問題 23.0%、合計 62.3%）、法律問題経験者の 9割以上が誰かに相談し、6割以上が「家族・親戚」「友人・同僚」以外の人・機関に相談している。いわば、問題経験・対処においてアクテ

イヴなグループということができる。比較的独立性の高い職業であることも影響しているのかもしれない。なお、このグループが経験した問題は、「職場での問題」「近隣問題」「騒音等」「不動産賃貸借」が主なものである。

扶助要件該当者か否かは、周知度にはほとんど影響していない。性別による影響もほとんど見られなかった。また、都市規模別でも大きな差はなかった(大都市 22.9%、中都市 20.6%、小都市・郡部 23.0%)。もっとも、司法過疎地域での周知度は 17.0%、非司法過疎地域では 22.9% であり、司法過疎地域において、いっそう周知度が低い。

弁護士・司法書士の知己との関係では、弁護士・司法書士の知己がない人の周知度は平均以下(19.5%)であるが、司法書士の知己のみある人は 22.7%、弁護士の知己のみある人は 32.4%、両方に知り合いがいる人は 39.7% と、だんだん周知度が高くなる(【グラフ II-1-2】参照)。

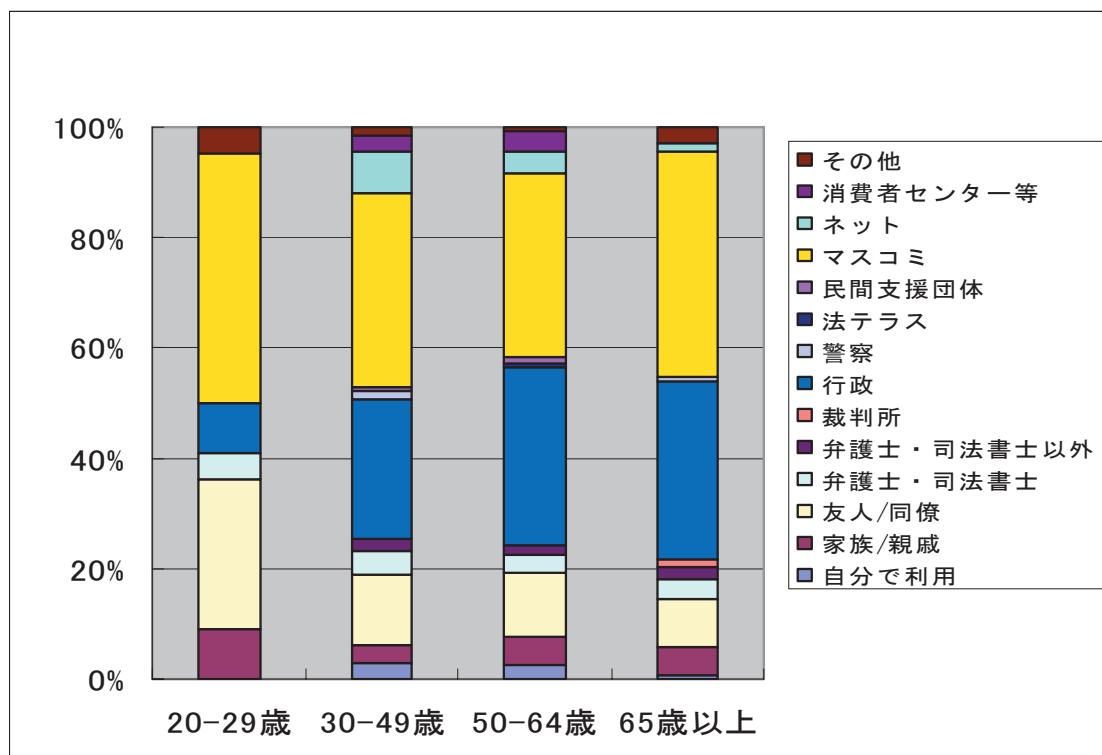
【グラフ II-1-2】弁護士・司法書士の知己と無料法律相談の周知度



(2) 無料法律相談制度を知っている人の情報入手方法

無料法律相談制度を知っている人は、どのような方法で知ったのだろうか。全体的な傾向は、複数回答で、「マスコミ」(48.1%)、「行政機関」(38.1%)、「友人・同僚」(15.3%) が上位であり、以下、「家族・親戚」(6.4%)、「インターネット」(5.6%)、「弁護士・司法書士」(5.0%) と続く。

【グラフ II-1-3】無料法律相談制度を知っている人の情報入手方法（年齢層別）

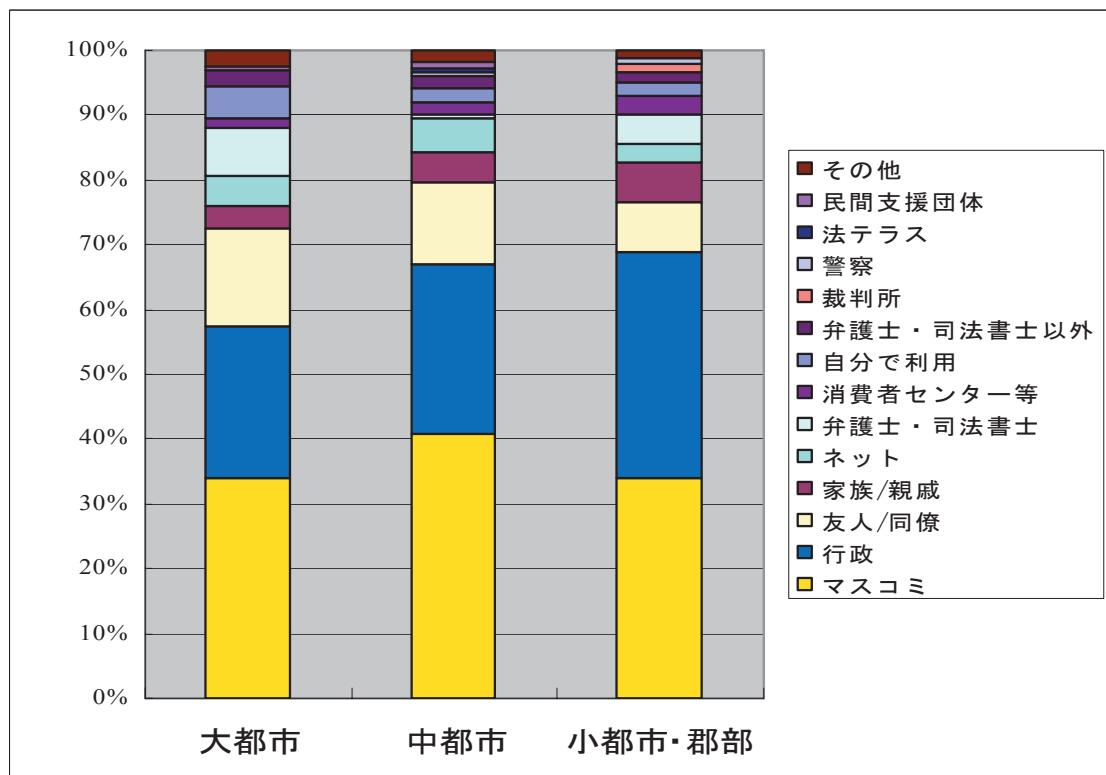


もっとも、【グラフ II-1-3】が示すように、情報入手の方法には年齢別にみると特徴がある。マスコミは全年齢層に浸透しているが、行政機関は若年層にとって主要な入手先ではない。若年層にとっては、友人・同僚、家族・親戚といった身近な存在が、マスコミに次ぐ情報源である。そして、意外なことにインターネット経由と答えた若年層はいない。受け身で情報を得られるマスコミと異なり、インターネットでは意識的な検索をしなければ情報にたどり着かないので、全く手がかりもなければ検索しにくいのかも知れない。

扶助要件該当者の情報入手方法は、一般的傾向と変わらない（マスコミ 47.0%、行政機関 36.5%、友人・同僚 15.7%、家族・親戚 11.3%）。

【グラフ II-1-4】は、都市規模別に情報入手方法をみたものである。大都市では比較的若年層が多いことと照応し、相対的に「友人・同僚」「弁護士・司法書士」「自分で利用した」が多く、個別的な繋がりで入手する傾向がある。これに対して中都市では「マスコミ」や「インターネット」による情報入手が他の地域より多く、一般的な広報の効果が見られる。小都市・郡部では、「行政機関」「家族・親戚」が比較的多いので、行政機関による情報提供が重要と思われる。

【グラフ II-1-4】無料法律相談制度を知っている人の情報入手方法（都市規模別）



司法過疎地域か否かでも、差が生じている。司法過疎地域では、非司法過疎地域と比べて、「マスコミ」よりも「行政機関」を経由する場合が多く（45.2%）、また、消費者センター等を入手先として挙げた人が多い（11.9%。非過疎地域では1.6%）。他方、弁護士・司法書士ないし弁護士・司法書士の専門家から聞いた割合は過疎・非過疎地域で違いがなく、逆に裁判所で聞いた割合は過疎地域の方が大きい（2.4%対0.3%）。もっとも、複数回答の問なので、一義的な傾向とは言えない（入手経路の選択肢が少ない地域ならば、回答1つあたりの割合は高まることになる。）。

男女別にみると、差が出るのは下記の【表II-1-1】の通りであり、「マスコミ」・「インターネット」といった一般的メディア及び「弁護士・司法書士」・「弁護士・司法書士以外の専門家」から入手する率は、男性の方が比較的高いのに対し、「行政機関」・「消費者センター等」からの入手（おそらくは具体的な問題の相談においてであろう）は、比較的女性の方が多い。

【表II-1-1】無料法律相談制度を知っている人の情報入手方法（男女別）

| | 男性(%) | 女性(%) |
|------------|-------|-------|
| マスコミ | 51.4% | 44.6% |
| 行政機関 | 31.1% | 45.2% |
| インターネット | 7.7% | 3.4% |
| 弁護士・司法書士 | 7.1% | 2.8% |
| 弁護士・司法書士以外 | 4.4% | 0.6% |
| 家族・親戚 | 4.4% | 8.5% |
| 消費者センター等 | 1.1% | 4.5% |

最後に、無料法律相談について比較的周知度が高かった職業グループ（「自由業（家族従業者）」「専門技術職」「管理職」）について情報入手方法を見ると、「マスコミ」が最も多く、次いで「友人・同僚」「インターネット」「行政機関」と続く。

(3) 無料法律相談利用意欲及び希望係争金額

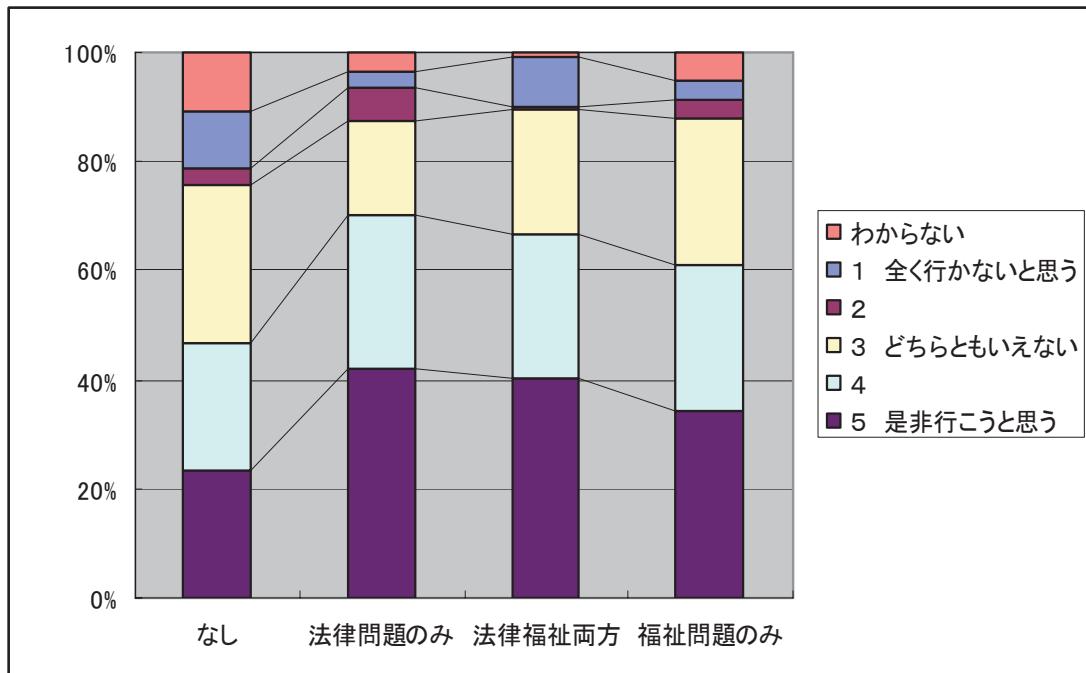
無料法律相談制度があることを前提としてその利用意欲を尋ねると、一般調査報告書（資料58頁）のとおり、「積極的」54.1%（「是非行こうと思う」「行こうと思う」）、「どちらとも言えない」26.5%、「消極的」11.5%（「全く行かないと思う」「行かないと思う」）、「分からぬ」8.1%である。

無料であるにもかかわらず、積極的な回答をした人が54%にとどまり、それ以外の人（「分からぬ」を含む）が4割いることは、意外な結果であった。

① 問題・相談経験と無料法律相談利用意欲

無料法律相談の利用につき必ずしも積極的な意欲が示されなかつた理由を推測するため、まず、問題経験の有無・種類と無料法律相談の利用意欲の関係を検討する（【グラフII-1-5】参照）。法律問題のみ経験者の70%、法律・福祉問題経験者の66%、福祉問題のみ経験者の61%が積極的な相談利用意欲を示すのに対し、過去5年間に問題経験がなかつた人は47%しか積極的な相談利用意欲を見せておらず、しかも、「分からぬ」という回答も11%を占める。

【グラフ II-1-5】無料法律相談の利用意欲と問題経験の関係

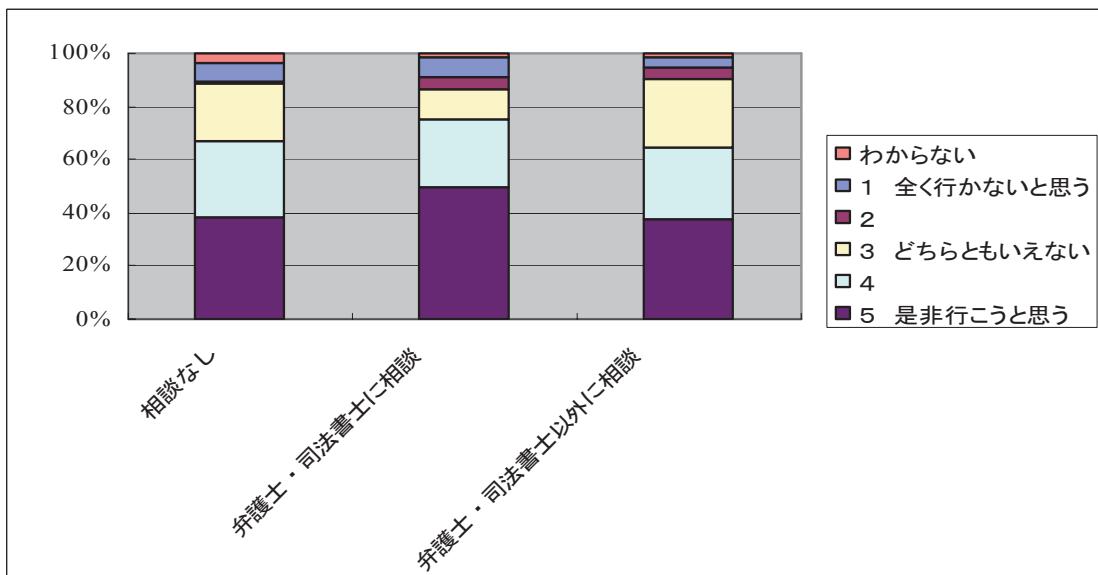


※上のグラフの凡例は「全く行かないと思う」を1、「是非行こうと思う」を5として、当てはまる数字を答えてもらったもの。

つぎに、過去の相談経験と無料法律相談意欲の関係についてもみてみよう。まず、法律問題を経験した人に絞って、その際の相談経験（相談先を問わない）の有無と将来の無料法律相談利用意欲の関連を見ても、ほとんど関連性はみられなかった。しかし、【グラフ II-1-6】に示すように、相談先を弁護士・司法書士（弁護士、司法書士及び国・地方自治体の窓口）とそれ以外に分けてみると、弁護士・司法書士への相談経験のある人は、無料法律相談利用意欲が強い(75.0%)ことが分かる。「相談なし」「弁護士・司法書士以外に相談」した人の無料法律相談利用意欲は、65.0%である。

なお、【表 II-1-2】のとおり、過去の相談先を国・地方自治体の窓口を除いた「弁護士・司法書士」とそれ以外に絞って「弁護士・司法書士」への相談と対比すると、積極的な利用意欲を示す人は「弁護士・司法書士に相談した人」は71.6%、「弁護士・司法書士以外に相談した人」は67.9%となっており、両者の差異は小さくなる。

【グラフ II-1-6】無料法律相談の利用意欲と過去の相談経験の関係（弁護士・司法書士利用別）



※上のグラフの凡例は「全く行かないと思う」を1、「是非行こうと思う」を5として、当てはまる数字を答えてもらったもの。

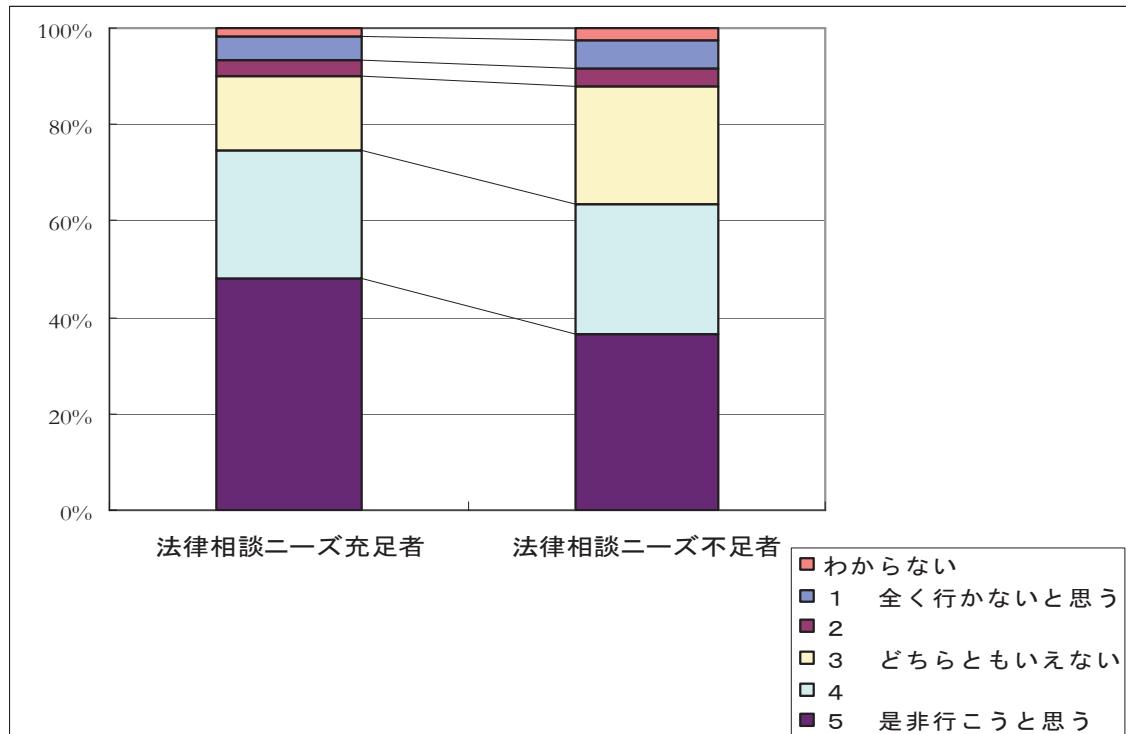
【表 II-1-2】無料法律相談の利用意欲と過去の相談経験の関係（「弁護士・司法書士」から自治体等相談窓口を除く）

| 過去の相談経験\無料法律相談利用意欲 | 積極的 | どちらとも言えない | 消極的 | 分からぬ |
|-------------------------|-------|-----------|-------|------|
| 相談なし | 67.3% | 21.5% | 7.5% | 3.7% |
| 弁護士・司法書士への相談あり | 71.6% | 11.4% | 14.8% | 2.3% |
| 上記以外への相談あり | 67.9% | 23.4% | 7.2% | 1.4% |
| 弁護士・司法書士・自治体等相談窓口への相談あり | 75.0% | 11.7% | 11.7% | 1.7% |
| 上記以外への相談あり | 65.0% | 25.4% | 7.9% | 1.7% |

このような差違は、法律相談ニーズの充足・不足を比べても顕著にあらわれる。

【グラフ II-1-7】が示すように、過去の問題経験において、法律相談ニーズが満たされていた人（「法律相談ニーズ充足者」）の無料法律相談利用意欲が8割弱であるのに対して、ニーズが満たされていなかった人（「法律相談ニーズ非充足者」）のそれは6割強にとどまる。

【グラフ II-1-7】無料法律相談の利用意欲と法律相談ニーズの関係

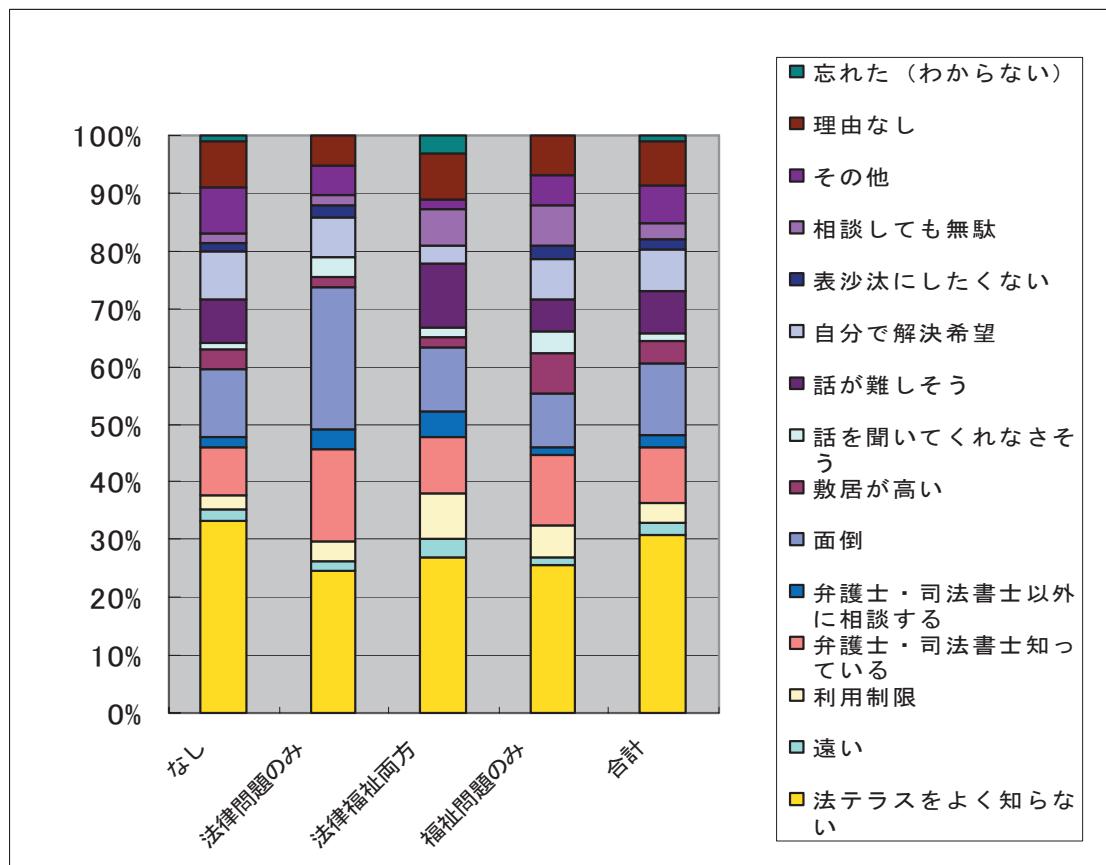


※上のグラフの凡例は「全く行かないと思う」を1、「是非行こうと思う」を5として、当てはまる数字を答えてもらったもの。

② 問題経験者のうち無料法律相談に消極的な人の理由

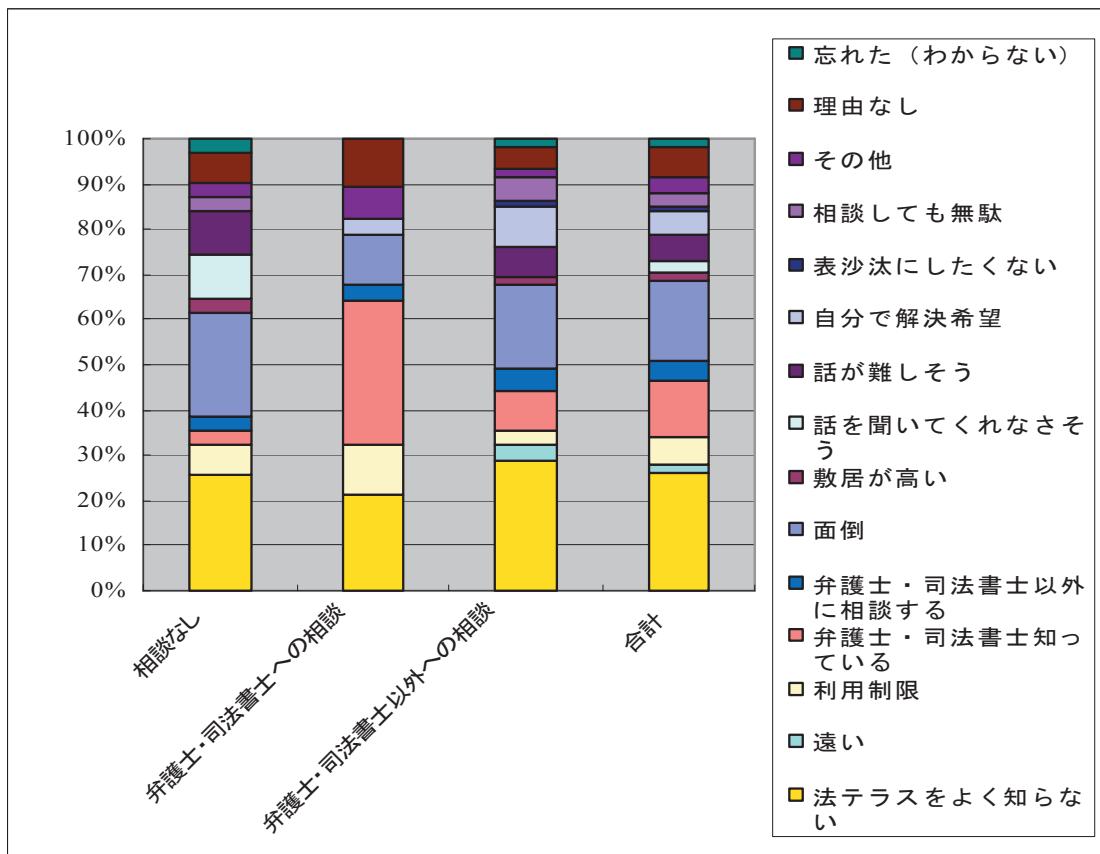
無料法律相談利用に消極的な理由について、問題経験の有無別に見てみたのが【グラフ II-1-8】である。一般的に「法テラスを知らない」という理由が3割程度と比較的多いが、ここで特徴的なのは、法律問題を経験した人の方が、問題経験のない人よりも、「面倒」「話を聞いてくれなさそう」「話が難しそう」「相談しても無駄」といったネガティブな予想に基づく理由をより多く挙げている点である。問題経験者がこのように思う理由はどこにあるのだろうか。法テラスの周知方法については別途の方策が必要であるが、それ以外の理由について、いま少し分析してみよう。

【グラフ II-1-8】無料法律相談利用に消極的な理由（問題経験の有無別）



その理由の一端を推測させるのが、次の【グラフ II-1-9】である。過去に弁護士・司法書士に相談した経験のある人は、「無料法律相談には利用制限がある」「すでに弁護士・司法書士を知っている」といった合理的な理由を挙げており、「面倒」「話が難しそう」「相談しても無駄」といった感覚的な理由は大きく後退している。これに対して、弁護士・司法書士以外に相談した人は、「面倒」「敷居が高い」「話が難しそう」「自分で解決希望」「表沙汰にしたくない」「相談しても無駄」といった理由が相対的に多い。法律相談を経験していないにもかかわらず、ネガティブな印象を抱くとともに、法的問題であれ自分で解決できるという強気な態度も見て取れる。

【グラフ II-1-9】無料法律相談利用に消極的な理由（過去の相談経験の有無別）

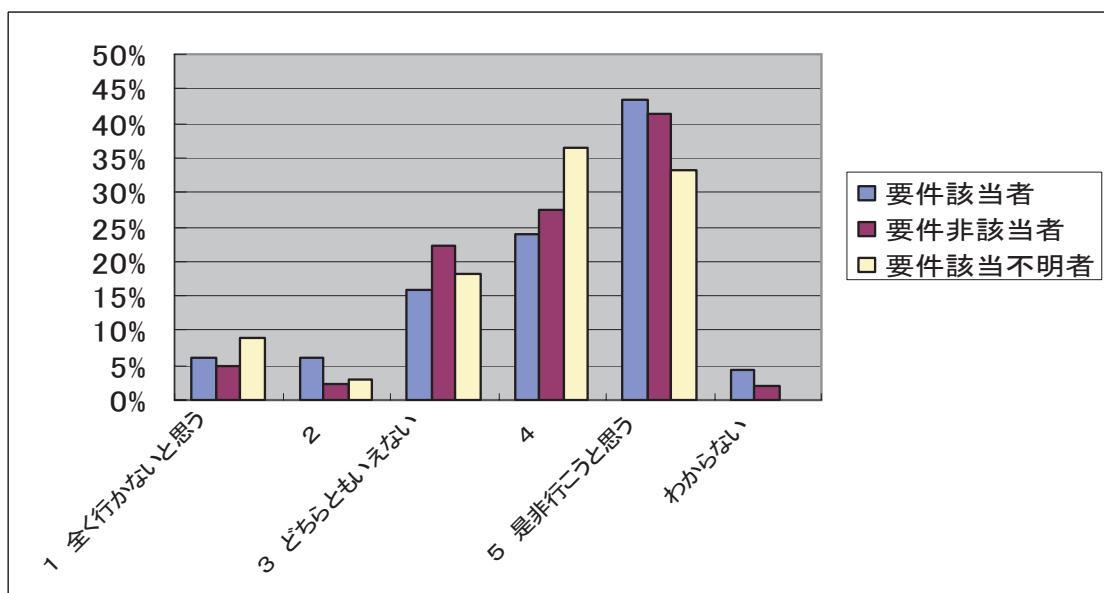


さらに、弁護士・司法書士への相談経験の有無ではなく、法律相談ニーズの充足によって分類してみると、同様の傾向が見られる。つまり、法律相談ニーズが満たされていない人は、無料法律相談は利用が「面倒」で、「敷居が高く」「話を聞いてくれそうもない」「話が難しい」ものであって、「相談しても無駄」であり、「自分で解決したい」と考えて消極的になっている、という傾向が見られる。したがって、法律相談利用意欲を高めるためには、法律相談を実際に経験することによって、このような印象を払拭し、その有用性を理解することが重要と思われる。

つぎの【グラフ II-1-10】は、法律問題経験者につき、扶助要件該当別に、無料法律相談利用意欲をみたものである。利用意欲そのものについては、要件該当者が否かで大きな違いは見いだせない。しかし、法律相談利用に消極的な理由の分布は異なっている。第1順位から第3順位までの理由を合計すると、要件該当者96回答、要件非該当者234回答のうち、共通して最も多い理由は「忘れた（わからない）」である（要件該当者20、要件非該当者63）。要件非該当者は、「法テラスを知らない」（36）、「面倒くさい」（18）、「すでに弁護士・司法書士を知っている」「自分で解決したい」（各14）が上位の理由であり、比較的合理的である。これに対して要件該当

者は、「面倒くさい」(12)、「とくに理由はない」(9)、「話が難しそう」(8)という回答が続き、法テラスの周知が進んでも、なお法律相談利用には心理的障害が残りそうである。なお、これらの要件該当者が最も重要な問題として挙げていた問題の種類は、「子のいじめ等」「職場での問題」「不動産の賃貸借」「国・地方公共団体との問題」を除く全種類にわたっており、特段の傾向はみられなかった。

【グラフ II-1-10】無料法律相談の利用意欲（扶助要件該当別）



※ 上のグラフの凡例は「全く行かないと思う」を1、「是非行こうと思う」を5として、当てはまる数字を答えてもらったもの。

③ 希望係争金額

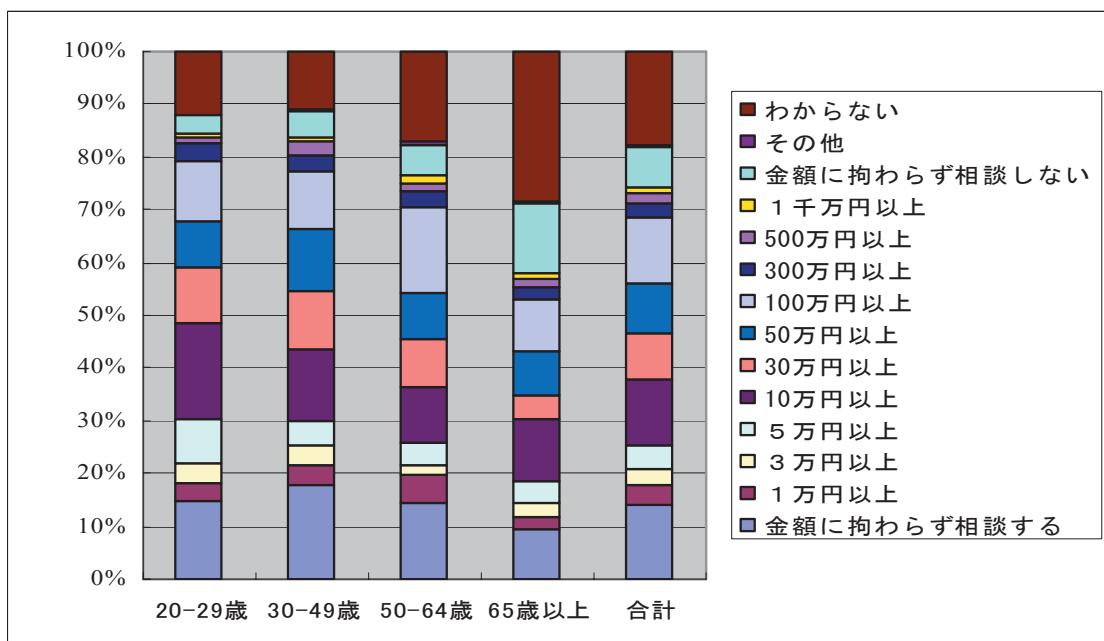
無料法律相談を利用したいとする人に、利用の際の係争金額の希望を尋ねたところ、「係争金額にかかわらず利用する」14.2%、「最低10万円以上」12.5%、「最低100万円以上」12.3%と傾向が分かれた。

年齢別に希望する係争金額をみると、【グラフ II-1-11】のとおり、大まかには、年齢が上がるにつれて、希望する係争金額の最低額も上がってゆく。この点は、離職者が多いと思われる高齢層においても同傾向である。ただし、「係争金額にかかわらず利用する」とした人の割合が最も大きいのは中堅層であり、この年齢層においては、抜きんでて希望者が多い。最も経済的な出費が多い年代であることも反映しているであろう。他方、最も若い層である若年層で希望が多かったのは、係争金額10万円であった。

これらに対し、壮年層では、「係争金額100万円以上」(16.3%)と「分からない」(17.0%)が同程度を占める。この傾向は高齢層でより強化され、「分からない」(28.2%)

という答えが一番多く、次いで「係争金額にかかわらず相談を利用しない」(13.1%)が続く。

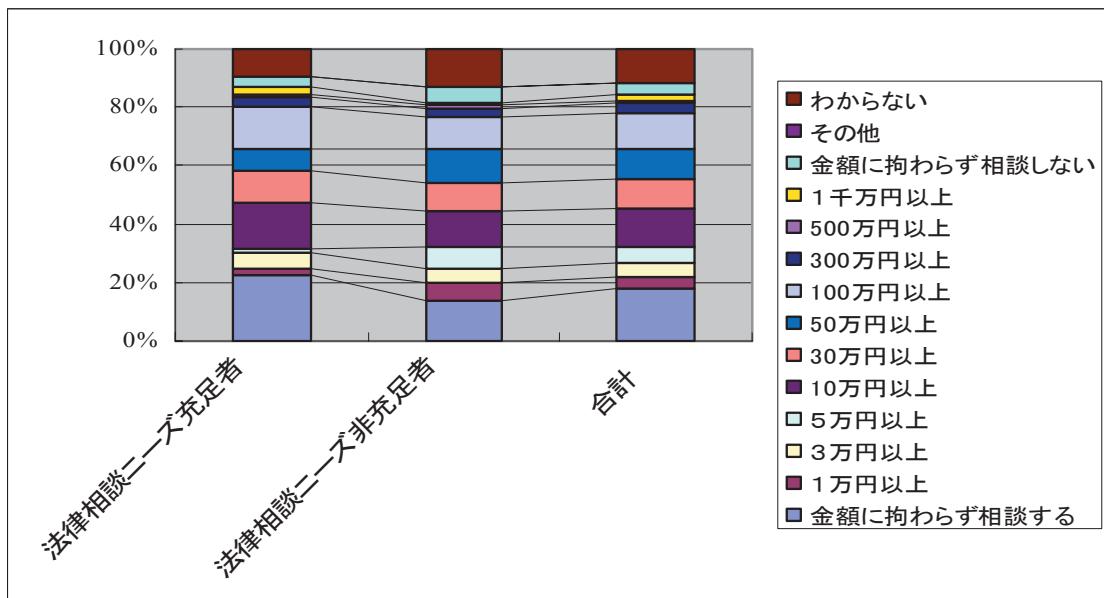
【グラフ II-1-11】希望係争金額別の無料法律相談の利用意欲（年齢層別）



このほかの指標として、年収と法律相談を希望する係争金額の関係も分析したが、特段の傾向はうかがえなかった。

法律相談ニーズの充足と希望係争金額の関係については、次の【グラフ II-1-12】が示している。これで見ると、法律相談ニーズが充足されていない層（潜在的ニーズあり）では、「係争金額にかかわらず相談を利用する」と答える人が少なく、「分からぬ」や「係争金額にかかわらず相談しない」が多いという特徴が見られる。具体的な希望係争金額の範囲を見ても、法律相談ニーズが充足している層に比べて、全体的に高額化の傾向がある。すなわち、よほど高額な紛争でないと無料法律相談を利用しようと思わない傾向がみられる。法律相談へのアクセスが悪いことと、法律問題に関する情報不足が相乗的に障害となり、法律相談によって適切な情報を得て解決を図ることの重要性が過小評価されているおそれがある。

【グラフ II-1-12】希望係争金額別の無料法律相談の利用意欲（法律相談ニーズ充足別）



(4) まとめ

無料法律相談の周知度は 22.0%にとどまった。年齢別では、若年層の周知度が一層低くなっている(12.8%)。弁護士・司法書士の分布との関係では、司法過疎地域の方が非過疎地域よりも周知度が低く、弁護士の知り合いがいる人は、周知度が高くなる傾向がある。都市規模別では、中都市での周知度が最も低い。

職業別にみると、「自由業（家族従業者）」(60.0%)、「専門技術職」(33.3%)、「管理職」(29.5%)では比較的周知度が高く、「学生」(9.1%)、「自由業（自営業）」(14.3%)は周知度が低い。比較的周知度が高い職業グループは、問題経験率が高く（法律問題 26.2%、法律・福祉問題 13.1%、福祉問題 23.0%、合計 62.3%）、法律問題経験者の 9 割以上が誰かに相談し、6 割以上が「家族・親戚」「友人・同僚」以外の外部的な機関・人に相談している。問題経験・対処においてアクティヴなグループということができる。

無料法律相談を知ったルートは、壮年層・高齢層では、「家族・親戚」「友人・同僚」といった身近な人からの口コミよりも、「マスコミ」「行政機関」といった公的ルートが多い。これに対し、若年層にとっては、身近な人からの口コミが多く、行政機関にはなじまないようである。また、意外なことに、若年層においてはインターネット経由との回答はなかった。受け身で情報を得られるマスコミと異なり、インターネットでは意識的な検索をしなければ情報にたどり着かないので、まずは手がかりとなるような情報が必要とも考えられる。その意味では、一般的な法教育の必要性はもちろんであるが、若年層の行動パターンに焦点を合わせた、積極的な法情報提供が有用と思われる。すなわち、現状では、問題発生後に若年層が法に効率的にアクセスするル

トを十分に持っていないとすれば、問題発生前に法テラス等の情報提供主体から彼らに積極的に働きかけ、問題発生時のための手がかりを与えておく必要があろう。例えば、若年層が日常的に（法と関わりなく）接するメディア等を利用する考えられよう。また、英国では、若年層の経験しそうな問題の法的な解決可能性についてストーリー仕立てで情報提供する試みを行っているが、一定の成果を挙げているようであり、参考になるかも知れない。

都市規模別では、大都市は個人的繋がり（友人・同僚、弁護士・司法書士）、中都市はマスコミ・インターネット、小都市・郡部は行政機関、家族・親戚が比較的多い。司法過疎地域では、マスコミより行政機関、消費者センター等を経由する率が相対的に高い。小都市・郡部は高齢層の潜在的ユーザーの割合が大きいと思われるが、このような属性の人々に対して無料法律相談と法テラスを周知するためには、行政機関を媒介することが効率的と考えられる。

また、無料法律相談を利用する意欲は、積極的な人が 54%にとどまり、どちらかと言えば消極的な人が 38%であった。過去に問題経験があるにもかかわらず無料法律相談に消極的な人にとって、アクセス障害となっているのは何かを見ると、過去に弁護士・司法書士に相談した経験のある人は将来の無料法律相談利用意欲が強く、それ以外の人・機関に相談した人は無料法律相談利用意欲が弱い傾向にある。同様に、法律相談ニーズが充たされていない人は無料法律相談利用意欲が弱い。法律相談に消極的な傾向が連鎖している可能性がうかがわれる。

無料法律相談に消極的な理由を見ると、過去に法律問題を経験し、かつ、弁護士・司法書士への相談経験がない人は、「面倒」「話を聞いてくれなさそう」「話が難しそう」「相談しても無駄」といった理由を挙げている。弁護士・司法書士への相談経験がある人は、「他に弁護士の知り合いがいる」といった合理的な理由を挙げている。ここから、過去に適時に法律相談を経験し、その有用性を認識している人は、将来も無料法律相談を利用するが、問題を抱えながらも法律相談を経験しなかった（おそらくは問題解決に苦労をした）人は、法律相談についてネガティブなイメージを抱き、将来にわたっても利用に消極的になってしまうことがうかがわれる。潜在的なリーガル・ニーズを顕在化させ、弁護士・司法書士へのアクセスを拡大するためには、まずは法律相談を経験してもらうことが必要である。例えば、無料法律相談の利用制限を緩和して誰でも一度は法律相談を経験することができれば、将来も引き続き法律相談を利用する意欲が維持されるかもしれない。

また、無料法律相談利用意欲は、扶助要件該当別で差違はないが、利用に消極的な理由を聞くと、要件非該当者は「法テラスをよく知らない」という理由が多く、周知が進めば利用意欲の向上も期待できる。しかし要件該当者の挙げた理由には「面倒くさい」「とくに理由はない」「話が難しそう」といった法への心理的なアクセス障害ないし法制度への信頼の弱さがうかがわれるものが多い。その背後には、社会的・法的

な疎外感があるのかもしれない、法情報の提供や法律相談等においても意を払う必要がある。

無料法律相談を利用する際の希望係争金額は、「訴額にかかわらず利用する」、「最低10万円以上」、「最低100万円以上」と分かれたが、年齢別に見ると、年齢が上がるにしたがって希望係争金額も上がる傾向にある。法律相談ニーズが充足されていない人は、比較的高い係争金額を希望する傾向が見られる。法律相談によって適切な情報を得て問題の解決を図ることの重要性が過小評価されているおそれがある。

2 裁判費用立替制度

(1) 費用立替制度の周知度

裁判費用立替制度についての周知度は、全体で8.0%と極めて低かった。その中でも、年齢別にみると、若年層での周知度はわずか4.0%である。ここでも、無料法律相談の周知度と同様、年齢が上がるにつれて周知度も上がる傾向にある（中堅層6.4%、壮年層9.8%、高齢層9.1%）。

職業別にみると、「（家族従業者）自由業」（20.0%）、「（自営業）農林漁業」「管理職」（ともに15.9%）では平均の2倍以上の周知度であり、逆に、「主婦」（3.3%）、「（自営業）自由業」（4.8%）は平均の2分の1以下である。なお、「学生」（13.6%）は意外に周知度が高い。

扶助要件該当者と非該当者の間にも、周知度に大きな差はない（該当者7.8%、非該当者9.0%）が、皮肉なことに、該当者の方がやや周知度が低い。

男女別でみると、男性10.0%、女性6.1%で、男性の方がやや周知度が高い。

都市規模別では、大都市9.6%、中都市7.0%、小都市・郡部8.1%で、無料法律相談と同様、中都市在住者の周知度が最も低い。また、司法過疎地か否かで比べると、これも無料法律相談と同様、司法過疎地域での周知度はわずか6.5%である（非過疎地域では8.3%）。

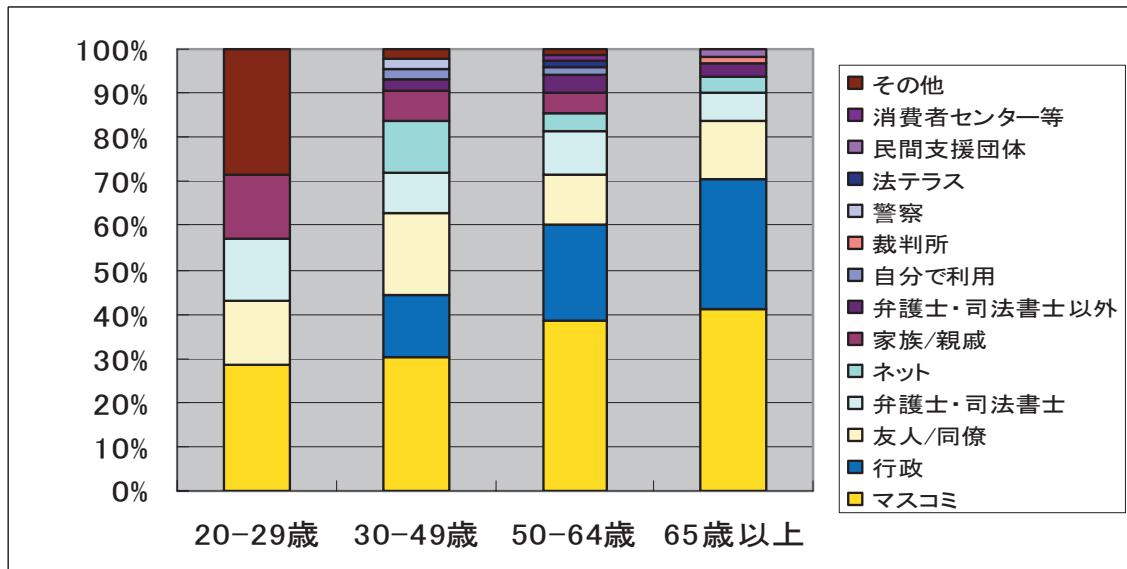
弁護士・司法書士の知己の有無と周知度の関係を見ると、知己の無い人の周知度は低く（6.0%）、弁護士・司法書士両方に知己のある人は3割以上が費用立替制度を知っている（31.5%）。ただし、弁護士の知己か司法書士の知己かによる差はほとんど無い（それぞれ11.4%、10.2%）。

(2) 費用立替制度を知っている人の情報入手方法

上記のとおり費用立替制度の周知度は低いが、知っている人は、どのようにして情報に接したのだろうか。全体的な傾向は、無料法律相談と同様に、「マスコミ」（51.1%）、「行政機関」（29.8%）、「友人・同僚」（19.1%）が上位を占める。もっとも、それに続くのは「弁護士・司法書士」（12.2%）、「インターネット」（7.6%）であり、「家族・親戚」（5.3%）は第6位となる。

【グラフ II-2-1】は、年齢別に入手方法をみたものである。ここでも、無料法律相談の情報入手経路と同じく、若年層は行政機関やインターネットを経由せず、マスコミか、友人・同僚、家族・親戚など身近な関係から情報を得ているが、年齢が上がるにしたがって、マスコミ、行政機関の割合が増加し、身近な関係は減少してゆく。

【グラフ II-2-1】裁判費用立替制度を知っている人の情報入手方法（年齢層別）



なお、扶助要件該当者で費用立替制度を知っている人の情報入手方法は、マスコミ(59.5%)、行政機関(31.0%)、「友人・同僚」「弁護士・司法書士」(いずれも 9.5%)、「家族・親戚」「その他」(4.8%)等であり、一般的な傾向とほとんど同じである。

職業別で周知度が高いのは、「(家族従業者) 自由業」「(自営業) 農林漁業」「管理職」であるが、この人たちの情報入手方法は、行政機関(8件)、マスコミ(7件)が最も多く、友人・同僚、弁護士・司法書士(各2件)、弁護士・司法書士以外の専門家、裁判所(各1件)という結果であった。

男女別でみると、「家族・親戚」からの入手が女性に多く、「弁護士・司法書士以外の専門家」や「マスコミ」からの入手が男性に多い傾向は無料法律相談と変わらないが、「行政機関」からの入手は男性にやや多くなり、「インターネット」からの入手は女性の方が多くなるという逆転現象が見られた。

(3) 費用立替制度の利用意欲

裁判費用立替制度の周知度は、前述のとおり極めて低かったが、その利用意欲については、消極派 19.3%（「全く思わない」「思わない」）、「どちらとも言えない」37.9%、積極派 30.0%（「大いに思う」「思う」）、及び「分からぬ」12.7%であった。無料法

律相談の利用意欲と比べると、「どちらとも言えない」と「分からない」が多く、全体的にはっきりと積極的な態度を示した人が少ないことが分かる。そのような態度留保の理由の1つとして、法律相談と異なり、裁判の提起を前提とした質問になっていることが挙げられるかもしれない。すなわち、訴訟提起自体に躊躇がある、あるいは具体的な状況を想定しにくい人にとっては、それを前提とした費用立替の利用意欲についても、明確には答えにくかったかも知れない。

① 費用立替制度の利用意欲

このような留保を付しつつ、費用立替制度の利用意欲について、扶助要件に該当する人か否かの属性で見てみよう。【表II-2-1】が示すとおり、わずかな差であるが、該当者よりも非該当者の方が積極的な人の割合が多く（該当者 29.1%、非該当者 32.7%）、また、該当者の方が「分からない」と答えた割合が多い（該当者 15.2%、非該当者 9.1%）。したがって、どちらかというと該当者の方が費用立替制度の利用に消極的な傾向が見られる。

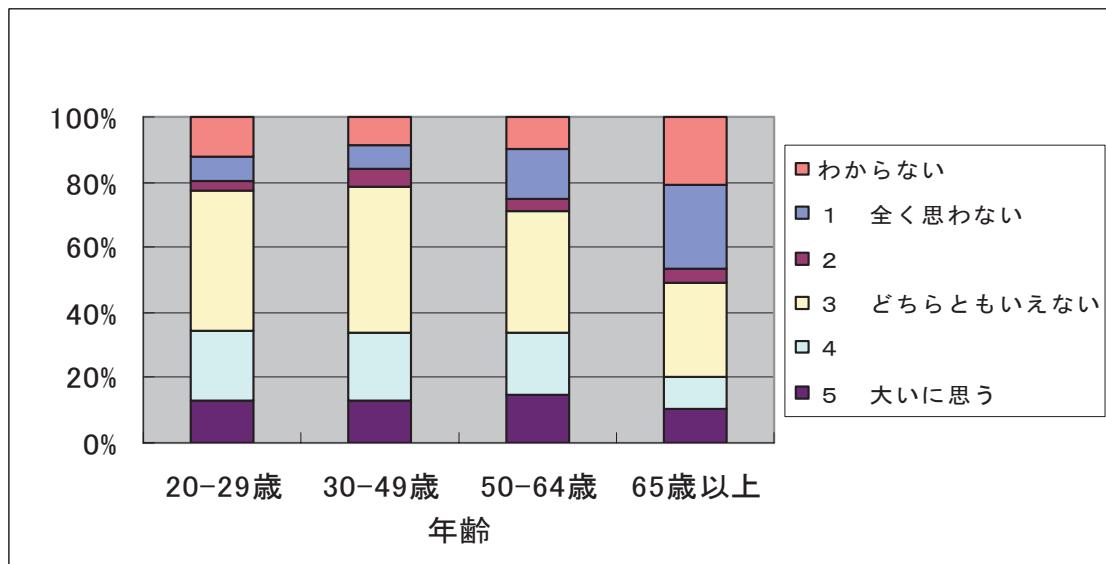
【表II-2-1】裁判費用立替制度の利用意欲（扶助要件該当別）

| | 該当者 | 非該当者 | 不明 | 合計 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 消極的 | 21.0% | 17.9% | 21.8% | 19.4% |
| どちらとも言えない | 34.7% | 40.3% | 35.8% | 37.9% |
| 積極的 | 29.1% | 32.7% | 19.7% | 30.0% |
| 分からない | 15.2% | 9.1% | 22.8% | 12.7% |

次に、費用立替制度の利用意欲と年齢層及び法律相談ニーズの充足性を見ると、以下のようになる。

【グラフII-2-2】は、年齢別の分析である。これによると、若年層・中堅層は比較的積極的であるが、年齢が上がるにつれて、費用立替制度の利用にはっきりと消極的な割合が増える。また、高齢層では利用意欲の有無について「分からない」とする人が2割を超えるという多さであり、法律相談とは様相が異なることがわかる。

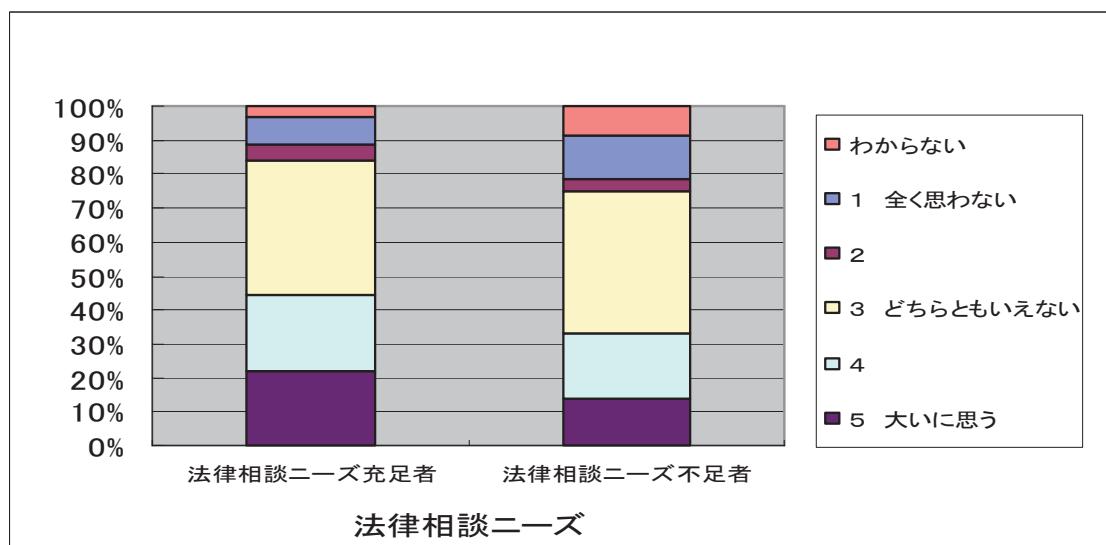
【グラフ II-2-2】裁判費用立替制度の利用意欲（年齢層別）



※上のグラフの凡例は「全く思わない」を1、「大いに思う」を5として、当てはまる数字を答えてもらったもの。

【グラフ II-2-3】は、法律相談ニーズが充足されているかの基準で費用立替制度の利用意欲をみたものである。無料法律相談と同様、法律相談ニーズが充足されていない人は、費用立替制度の利用意欲も低めであることが見て取れる。

【グラフ II-2-3】裁判費用立替制度の利用意欲（法律相談ニーズの充足別）



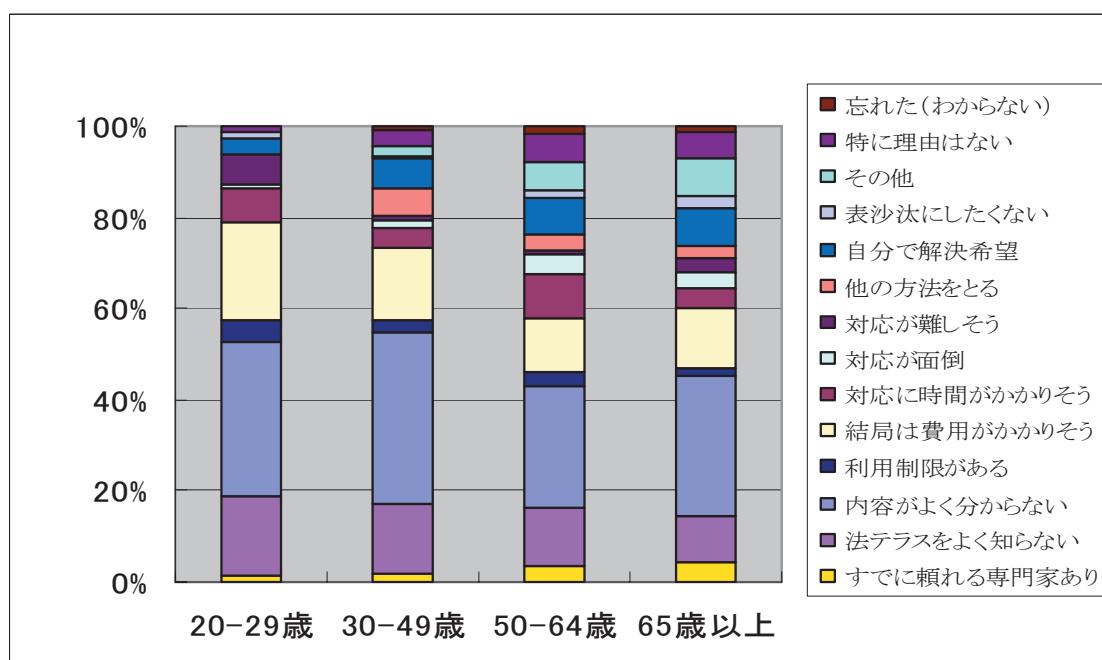
※上のグラフの凡例は「全く思わない」を1、「大いに思う」を5として、当てはまる数字を答えてもらったもの。

② 費用立替制度の利用に消極的な理由

費用立替制度利用に消極的な人（「どちらとも言えない」を含む。）にその理由を尋ねたところ、「内容がよく分からない」47.2%、「法テラスをよく知らない」37.8%、「結局は費用がかかりそう」32.3%、「対応に時間がかかりそう」20.9%、「自分で解決希望」16.3%、「対応が難しそう」15.5%といった理由が上位に並ぶ。

【グラフII-2-4】では、第1順位として挙げられた理由と年齢との関連性をみてみた（総回答数は、若年層27、中堅層112、壮年層79、高齢層81）。いずれの年代も法テラスや費用立替制度の内容がよく分からないという理由が最上位を占めるが、「結局は費用がかかりそう」が共通して多く、とくに若年層で21.3%、中堅層で15.8%など若い層で重視されていることが注目される（若年層では、第2順位の回答においても、17.1%の人がこの費用理由を挙げている）。これが、費用の償還制度を指しているとすると、償還義務を課すことが費用立替制度の利用を抑制する理由の1つとなっている可能性がある。若年層の中には「利用制限がある」ことを理由とした人もいるが、この年代であれば、大方は扶助要件を満たすと考えられる。したがって、収入制限を設けることも、同制度の利用を萎縮させている可能性がある。

【グラフII-2-4】裁判費用立替制度の利用に消極的な理由（年齢層別）



なお、扶助要件該当者か否かでは、費用立替制度を利用しない理由について大きな違いは見出せなかった。

(4) 費用立替制度を利用した場合の希望訴額

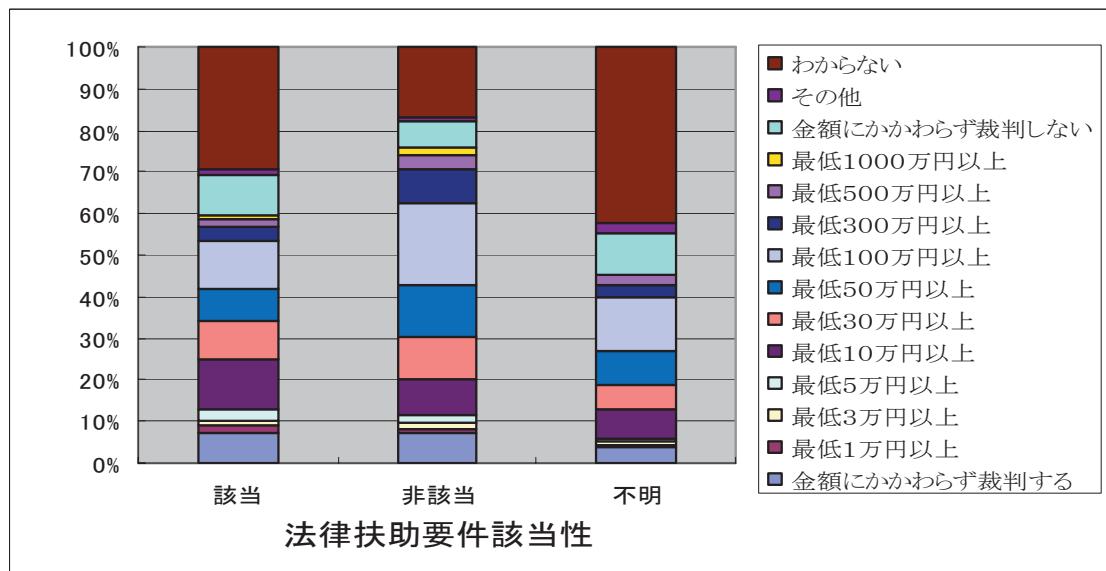
費用立替制度を利用して裁判をする場合、最低どの程度の訴額であれば同制度を利用するかを聞いたところ、全体的な傾向は、「分からぬ」24.0%、「最低100万円以上」16.1%、「最低50万円以上」10.6%、「最低10万円以上」9.6%、「最低30万円以上」9.2%が上位を占めた。「金額にかかわらず裁判する」人は6.7%、「金額にかかわらず裁判しない」人は7.8%であった。

扶助要件該当者の希望訴額は、次の【表II-2-2】及び【グラフII-2-5】のとおりである。「金額にかかわらず裁判する」人から「訴額30万円以上を希望する」人までの層では、扶助要件該当者の方が率が高く、より低額な訴額であっても扶助を希望していることが分かる。他方、「訴額50万円以上を希望する」人から「訴額100万円以上を希望する」人の層は要件非該当者の方が率が高い。ただし、「金額にかかわらず裁判しない」とする人は、扶助要件該当者の1割を占め、要件非該当者よりも高率である。

【表II-2-2】

| | 「金額に拘わらず裁判しない」率 | 「分からぬ」を除いた場合 |
|------|-----------------|--------------|
| 該当者 | 9.3% | 13.2% |
| 非該当者 | 6.4% | 7.7% |

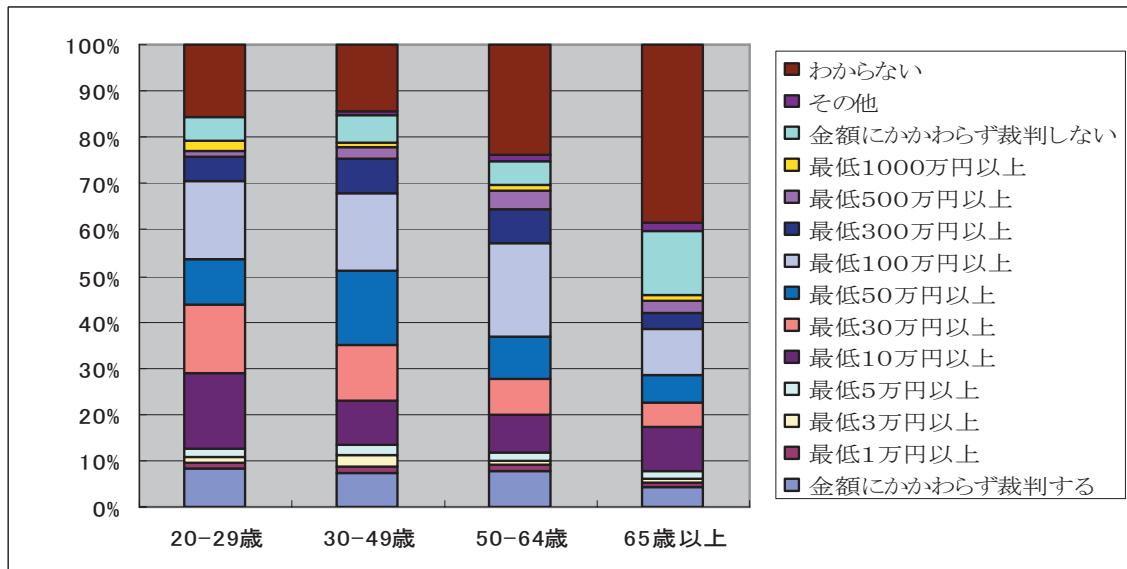
【グラフII-2-5】希望訴額別の裁判費用立替制度の利用意欲（扶助要件該当別）



年齢別に立替希望訴額を見ると、【グラフII-2-6】の示すように、年齢が上がるにつれて希望訴額が上がっていくことが分かる。具体的な金額を挙げた人（「分からぬ」人を除いたデータ）の中央値では、若年層は訴額30万円以上、中堅層は50万

円以上、壮年層・高年層では 100 万円以上で立替を希望していることになる。また、この傾向と合致するが、若年層では「金額にかかわらず裁判する」人が 8.1% と他の年齢層より多いのに対して、高齢層では「金額にかかわらず裁判しない」人が 13.7% もいることが分かる。

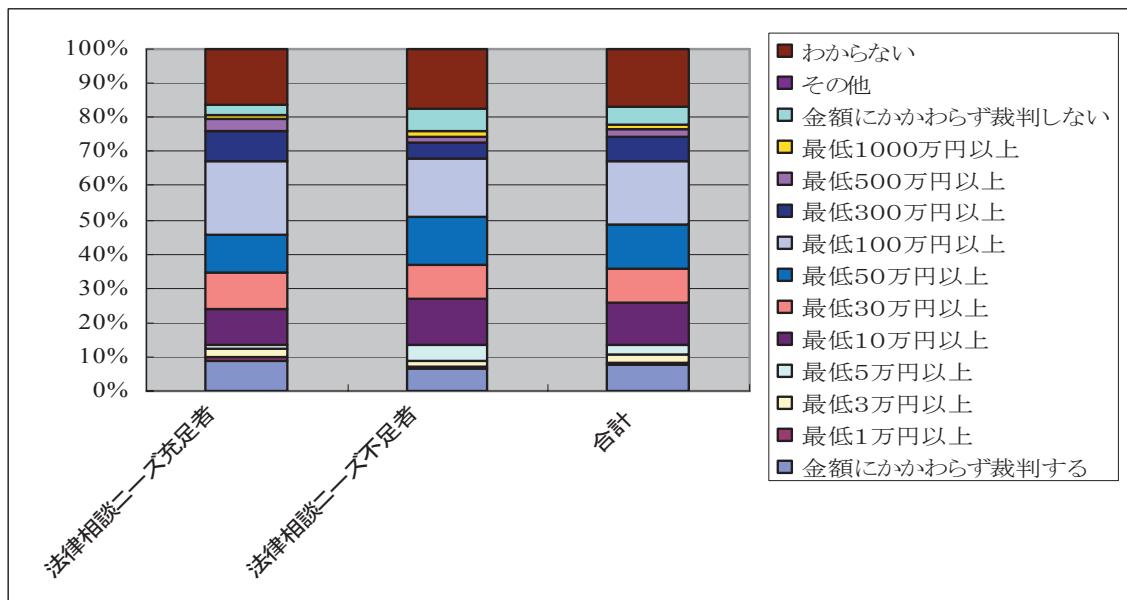
【グラフ II-2-6】希望訴額別の裁判費用立替制度の利用意欲（年齢層別）



次に、すでに問題経験のある人について、法律相談ニーズの充足性が希望訴額に影響するかをみると、【グラフ II-2-7】のとおり、「金額にかかわらず裁判しない」人の率は、明らかに法律相談ニーズが充足されていない人の方が高い。他方で、最低 10 万円以上といった少額の訴額から立替を希望する人は要件非該当者よりも多いことから、法律相談ニーズ非充足者は二分化していると言えるかも知れない。すなわち、過去の問題への対処においては（費用立替制度を知らなかつたこともあり）弁護士・司法書士にアクセスすることもなく、問題の対処結果も不首尾に終わったが、費用立替制度があるならば、訴額が低くても立替えを利用し裁判を提起することを希望するグループと、同様の経験をしたが、費用立替制度を使って提訴することには否定的なグループである。

他方で、法律相談ニーズ充足者は、「最低 300 万円以上」、「最低 100 万円以上」の訴額であれば費用立替制度を利用して裁判を起こすとする人が、比較的多い。

【グラフ II-2-7】希望訴額別の裁判費用立替制度の利用意欲（法律相談ニーズ充足別）

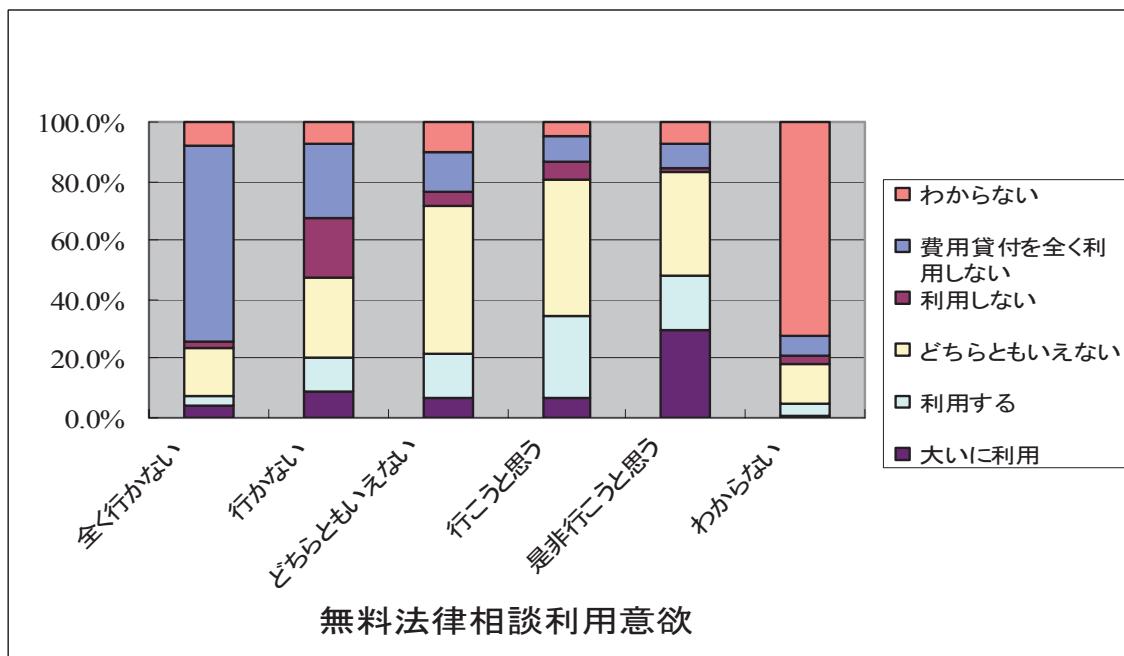


(5) リーガルサービス無関心層

ここまで、法律扶助制度（無料法律相談と費用立替制度）の周知度及び利用意欲を概観してきたが、とくに両制度の利用意欲に関しては、予測されたことであるが、強い相関関係があるようである（【グラフ II-2-8】）。また、利用するか否かが「分からぬ」と回答する人も、両制度で共通しているようである。法律相談利用意欲について「分からぬ」としている人は、その7割が、費用立替についても「分からぬ」と回答している。

そこで、両方の制度について、利用意欲が消極的（「全く利用しない」「利用しない」）であるか、「分からぬ」と答えた人の層（238名）を抜き出し、仮に「リーガルサービス無関心層」という。そのプロフィルは以下のようになる。

【グラフ II-2-8】無料法律相談制度と裁判費用立替制度の利用意欲の関係



- ・8割が、種類（法律・福祉）を問わず問題経験がないと回答している。
- ・年齢層は、若年層 19名(8.0%)、中堅層 41名(17.2%)、壮年層 54名(22.7%)、高齢層 124名(52.1%)で、高齢層が多い。
- ・住所地は、大都市 19.7%、中都市 39.9%、小都市・郡部 40.3%で、小規模の都市に多い。もっとも、司法過疎地か否かで見ると、過疎地在住の人 21.4%、非過疎地在住の人 78.6%である。
- ・職業別に見ると、「その他の無職」29.4%、「主婦」25.2%、「労務職」16.8%、「事務職」13.0%が主な構成である。
- ・扶助要件該当性で見ると、該当者 101名 (42.4%)、非該当者 87名 (36.6%)、不明 50名 (21.0%) であり、無関心層の4割が扶助要件該当者であることが分かる。さらに全体的にみると、扶助要件該当者合計（539名、32.9%）の18.7%が、リーガルサービス無関心層である。すなわち、扶助要件に該当していても、その約2割の人は、法律問題・福祉問題を経験せず、また、将来問題が生じたときにも、無料法律相談や費用立替制度を使わないと回答していることになる。
- このようなリーガルサービス無関心層も、実際に問題経験をすると意見が変わることもあるが、そもそも何が法律問題・福祉問題であるかを含めて、情報提供をしてゆく必要がある。この層は、無料法律相談や費用立替制度の周知度も極めて低いので、情報提供経路を想定することも困難であるが、本人の積極的アクションを要しないマスコミによる広報、具体的な問題の紹介と結びつけた広報、医療者など法律以外

の具体的な問題において関わりをもつ第三者からの情報提供などが有効かもしれない。

(6) まとめ

費用立替制度の周知度は8.0%と極めて低いが、状況は無料法律相談とよく似ている。すなわち、年齢別では若いほどこの制度を知らず、都市規模別では中都市で最も周知度が低い。司法過疎地の方が周知度が低く、弁護士・司法書士双方に知り合いがいる人は周知度が高い。

費用立替制度を知ったルートは、無料法律相談と同様である。すなわち、年齢が上がるにつれて、マスコミや行政機関から知った割合が高くなる。若年層では、友人・同僚、家族・親戚が相対的には上位を占める。

費用立替制度の利用意欲は、積極派は3割にとどまる。「分からぬ」「どちらとも言えない」人が5割にのぼるが、その理由の一つは、質問が、費用立替を利用して提訴するかを尋ねる形式であった点にあるかも知れない。訴訟提起自体に躊躇がある、あるいは具体的な状況を想定しにくい人にとっては、答えにくかった可能性がある。

費用立替制度の利用意欲は、年齢が上がるにつれて消極的となる。扶助要件該当者の方が非該当者よりも消極的であり、法律相談ニーズが充足されていない人の方が消極的である。

その理由としては、「内容がよく分からない」「法テラスをよく知らない」「結局は費用がかかりそう」といった理由が多い。とくに費用の問題は、若年層・中堅層で重視されている。これが費用立替後の償還制度を指しているとすると、償還義務を課することが費用立替制度の利用を抑制する理由となっている可能性がある。また、若年層の中には「利用制限がある」ことを挙げた人もいるが、この年代であれば、大方は扶助要件を満たすと考えられる。したがって、収入制限を設けることも、費用立替制度の利用を萎縮させている可能性がある。

費用立替制度を利用する際の最低訴額については、扶助要件該当者は、非該当者よりも低い訴額での立替を希望している。また、年齢層が上がるにつれて希望訴額も上がる。具体的な額は、「最低100万円以上」16.1%、「最低50万円以上」10.6%、「最低10万円以上」9.6%、「最低30万円以上」9.2%であった。また、法律相談ニーズとの関係でみると、これが充足していない人は二分され、一方は、過去には問題解決のために弁護士・司法書士にアクセスできなかったが、費用立替制度があるならば金額にかかわらず裁判をしたいという層と、同様の経験をしたが、なお立替制度による提訴には否定的な層である。なお、法律相談ニーズが満たされている人は、訴額100万円、300万円といった比較的高額な額を希望している。

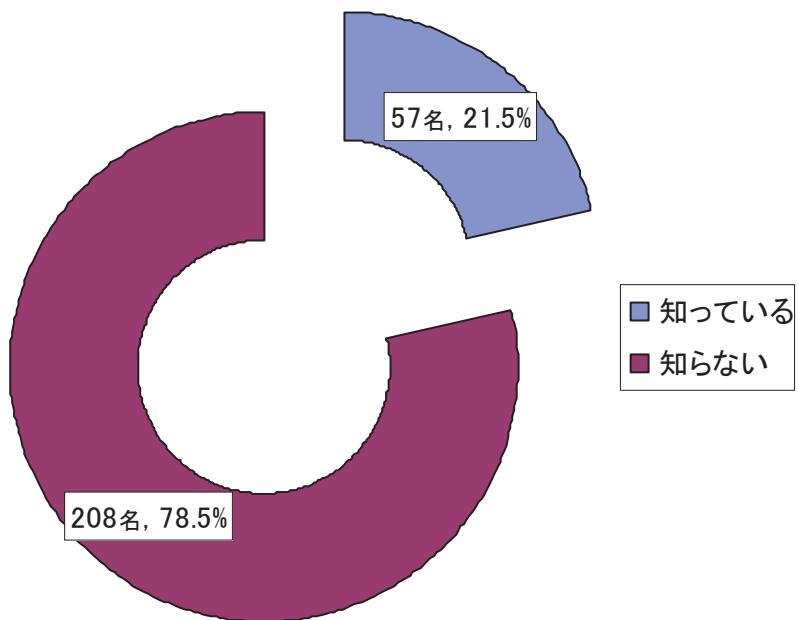
3 裁判費用分割償還制度及び償還免除制度

(1) 分割償還制度の周知度及び利用意欲

以上、一般対象調査における法律扶助制度の利用意欲をみてきたが、路上生活者調査においては、法律扶助による立替金の分割返還の制度と償還免除の制度の周知度及び利用希望についての質問をしているので、本節及び次節で分析する。

はじめに【グラフII-3-1】は、分割償還制度の周知度を示している。回答者全体で21.5%の周知度にとどまっている。【表II-3-1】と【表II-3-2】は、この周知度の都市別、路上・施設別の状況を示している。それらによれば、東京での周知度が相対的に高く、また、施設入居者の周知度も相対的に高い。

【グラフII-3-1】裁判費用分割償還制度の周知度（路上生活者）



【表II-3-1】裁判費用分割償還制度の周知度（調査地別）

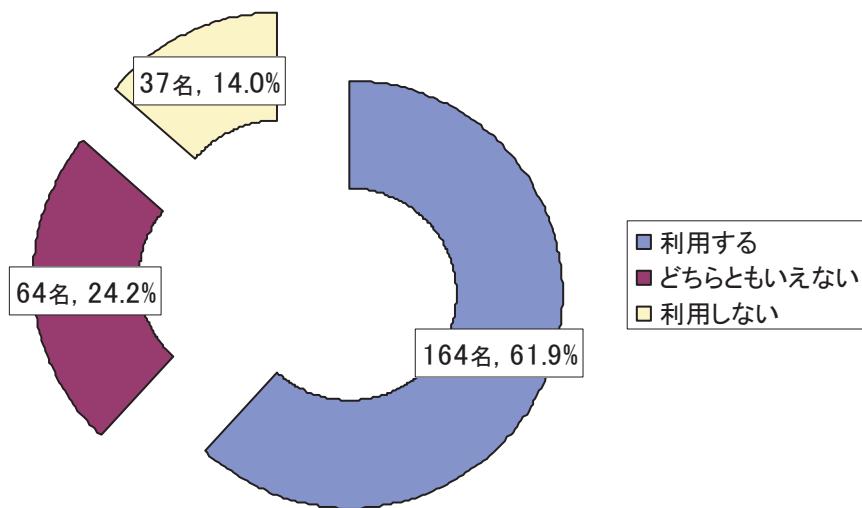
| | | あなたは、弁護士・司法書士費用の立替金の返還を月払いにする制度があることを知っていますか。 | | |
|----|----|---|-------|--------|
| | | 知っている | 知らない | 合計 |
| 地域 | 東京 | 度数 | 30 | 106 |
| | | % | 22.1% | 77.9% |
| | 大阪 | 度数 | 18 | 86 |
| | | % | 17.3% | 82.7% |
| | 京都 | 度数 | 9 | 16 |
| | | % | 36.0% | 64.0% |
| | 合計 | 度数 | 57 | 208 |
| | | % | 21.5% | 78.5% |
| | | | | 100.0% |

【表II-3-2】裁判費用分割償還制度の周知度（現路上・施設別）

| | | あなたは、弁護士・司法書士費用の立替金の返還を月払いにする制度があることを知っていますか。 | | |
|----|-----|---|-------|--------|
| | | 知っている | 知らない | 合計 |
| 施設 | 度数 | 29 | 92 | 121 |
| | % | 24.0% | 76.0% | 100.0% |
| | 現路上 | 度数 | 19 | 100 |
| | | % | 16.0% | 84.0% |
| | 不明 | 度数 | 9 | 16 |
| | | % | 36.0% | 64.0% |
| | 合計 | 度数 | 57 | 208 |
| | | % | 21.5% | 78.5% |
| | | | | 100.0% |

次に、それらの制度に関する利用意欲を示すのが【グラフII-3-2】である。それによれば、周知度はさほど高くなかったものの、利用意欲は比較的高く、61.9%の回答者が利用意欲を有していた。【表II-3-3】及び【表II-3-4】によれば、利用意欲も周知度同様、東京及び施設入所者の方が高くなっている。東京での周知度の高さは、回答者が法律相談にきた人であることによるものと思われる。

【グラフ II-3-2】裁判費用分割償還制度の利用意欲（路上生活者）



【表 II-3-3】裁判費用分割償還制度の利用意欲（調査地別）

| | | もし、あなたが弁護士・司法書士費用の返還を月払いにする制度を利用するとができるとしたら、法律扶助を利用しますか。 | | | | |
|-----|----|--|--------------|-------------|-------------|---------------|
| | | 利用する | 利用しない | どちらともいえない | 合計 | |
| 地域別 | 東京 | 度数 % | 103 75.7% | 11 8.1% | 22 16.2% | 136 100.0% |
| | 大阪 | 度数 % | 50 48.1% | 19 18.3% | 35 33.7% | 104 100.0% |
| | 京都 | 度数 % | 11 44.0% | 7 28.0% | 7 28.0% | 25 100.0% |
| | 合計 | 度数 % | 164 61.9% | 37 14.0% | 64 24.2% | 265 100.0% |

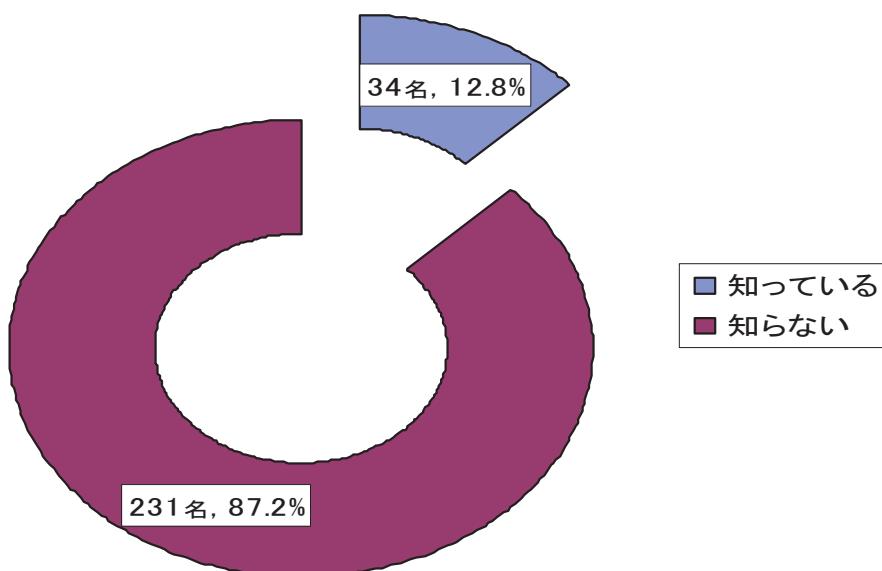
【表II-3-4】裁判費用分割償還制度の利用意欲（現路上・施設別）

| | | もし、あなたが弁護士・司法書士費用の返還を月払いにする制度を利用することができるとしたら、法律扶助を利用しますか。 | | | |
|-----|----|---|-------|-----------|--------|
| | | 利用する | 利用しない | どちらともいえない | 合計 |
| 施設 | 度数 | 93 | 7 | 21 | 121 |
| | % | 76.9% | 5.8% | 17.4% | 100.0% |
| 現路上 | 度数 | 60 | 23 | 36 | 119 |
| | % | 50.4% | 19.3% | 30.3% | 100.0% |
| 不明 | 度数 | 11 | 7 | 7 | 25 |
| | % | 44.0% | 28.0% | 28.0% | 100.0% |
| 合計 | 度数 | 164 | 37 | 64 | 265 |
| | % | 61.9% | 14.0% | 24.2% | 100.0% |

(2) 償還免除制度の周知度及び利用意欲

次に、償還免除制度の周知度を尋ねた結果が【グラフII-3-3】である。それによれば、分割償還制度以上に周知度は低く、回答者の僅か12.8%がそれを知るのみであった。【表II-3-5】、【表II-3-6】によれば、この制度の周知度に関しては、東京と大阪間でも、路上・施設間でも差はない。法律相談に訪れた人であっても、免除制度に関してはほとんど知識なく訪れていることがわかる。

【グラフII-3-3】裁判費用償還免除制度の周知度（路上生活者）



【表II-3-5】裁判費用償還免除制度の周知度（調査地別）

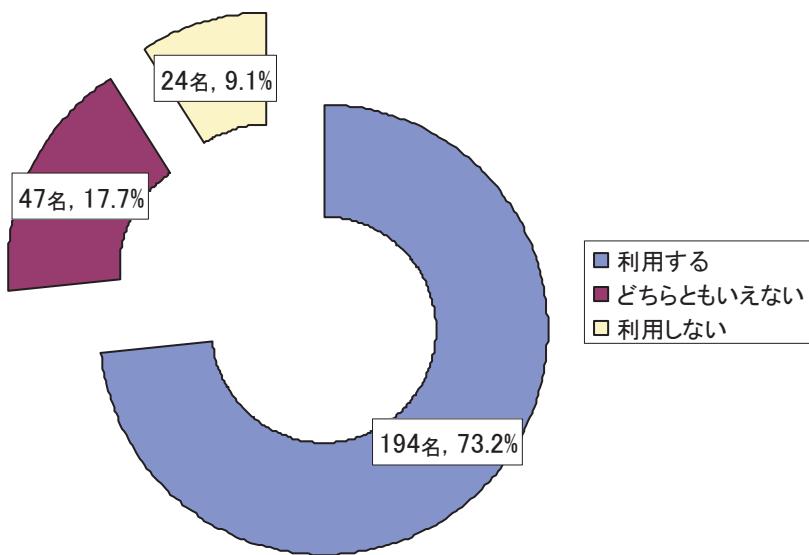
| | | あなたは、弁護士・司法書士費用の立替金の返還を免除する制度があることを知っていますか。 | | |
|----|----|---|-------|--------|
| | | 知っている | 知らない | 合計 |
| 東京 | 度数 | 15 | 121 | 136 |
| | % | 11.0% | 89.0% | 100.0% |
| 大阪 | 度数 | 11 | 93 | 104 |
| | % | 10.6% | 89.4% | 100.0% |
| 京都 | 度数 | 8 | 17 | 25 |
| | % | 32.0% | 68.0% | 100.0% |
| 合計 | 度数 | 34 | 231 | 265 |
| | % | 12.8% | 87.2% | 100.0% |

【表II-3-6】裁判費用償還免除制度の周知度（現路上・施設別）

| | | あなたは、弁護士・司法書士費用の立替金の返還を免除する制度があることを知っていますか。 | | |
|-----|----|---|-------|--------|
| | | 知っている | 知らない | 合計 |
| 施設 | 度数 | 14 | 107 | 121 |
| | % | 11.6% | 88.4% | 100.0% |
| 現路上 | 度数 | 12 | 107 | 119 |
| | % | 10.1% | 89.9% | 100.0% |
| 不明 | 度数 | 8 | 17 | 25 |
| | % | 32.0% | 68.0% | 100.0% |
| 合計 | 度数 | 34 | 231 | 265 |
| | % | 12.8% | 87.2% | 100.0% |

最後に、立替金の償還免除制度の利用意欲を尋ねたところ、【グラフII-3-4】が示すように非常に高い（73.2%）。【表II-3-7】及び【表II-3-8】によれば、この利用意欲は、東京及び施設入所者の方が、より高くなっている。

【グラフ II-3-4】裁判費用償還免除制度の利用意欲（路上生活者）



【表 II-3-7】裁判費用償還免除制度の利用意欲（調査地別）

| | | もし、あなたが弁護士・司法書士費用の立替金の免除制度を利用できるとしたら、法律扶助を利用しますか。 | | | |
|-----|-----------------|---|-------------|-------------|---------------|
| | | 利用する | 利用しない | どちらともいえない | 合計 |
| 地域別 | 東京 度数 地域別の % | 117 86.0% | 5 3.7% | 14 10.3% | 136 100.0% |
| | 大阪 度数 地域別の % | 60 57.7% | 16 15.4% | 28 26.9% | 104 100.0% |
| | 京都 度数 地域別の % | 17 68.0% | 3 12.0% | 5 20.0% | 25 100.0% |
| | 合計 度数 地域別の % | 194 73.2% | 24 9.1% | 47 17.7% | 265 100.0% |

【表II-3-8】裁判費用償還免除制度の利用意欲（現路上・施設別）

| | | もし、あなたが弁護士・司法書士費用の立替金の免除制度を利用す ることができるとしたら、法律扶助を利用しますか。 | | | |
|-----|----|--|-------|-----------|--------|
| | | 利用する | 利用しない | どちらともいえない | 合計 |
| 施設 | 度数 | 95 | 8 | 18 | 121 |
| | % | 78.5% | 6.6% | 14.9% | 100.0% |
| 現路上 | 度数 | 82 | 13 | 24 | 119 |
| | % | 68.9% | 10.9% | 20.2% | 100.0% |
| 不明 | 度数 | 17 | 3 | 5 | 25 |
| | % | 68.0% | 12.0% | 20.0% | 100.0% |
| 合計 | 度数 | 194 | 24 | 47 | 265 |
| | % | 73.2% | 9.1% | 17.7% | 100.0% |

(3) まとめ

路上生活者に対する分割償還制度や償還免除制度に関する質問では、いずれも周知度はそれほど高くはなく、制度の周知が図られていないことが明らかになった。とくに償還免除の制度に関しては、周知度はかなり低く、法律相談にきた人が多いと思われる東京においても周知度は10%台であった。にもかかわらず、その利用意欲はいずれの制度に関しても高く、そういった傾向は東京及び施設入所者の間で顕著であった。いずれの制度に関しても、いっそ周知を図る必要があろうと思われる。

III 法テラス利用者調査結果の概要

本章では、全国の法テラスに実際に相談に来られた方 1,229 名に対して、法テラスで相談しようとする（した）相談内容、法テラスに来るまでの経緯、相談の趣旨、費用立替制度の周知度や利用意欲等を質問した結果について分析する。このデータは、一般対象調査・路上生活者調査と異なり、回答者が自ら調査票に記入した回答内容に基づいている。そのため、質問によっては、無回答率が比較的高くなっている。

1 相談内容

法テラスでの無料法律相談の内容は、多い順に、【表III-1-1】のとおりである。

上位は、「借金に関する問題」45.3%、「離婚・関係破綻などの男女・家族関係」24.6%、「その他の問題」6.7%、「相続、遺言」6.5%、「貸金に関する問題」6.1%、「職場での問題」5.0%である。一般対象調査における扶助要件該当者の問題経験においては、経験した法律問題の種類に相当なばらつきがあったこと（P.26【表 I-1-6】及びその解説参照）と比べると、実際に法テラスに来ている人は、ほぼ 7 割が借金と離婚等に集中しており、差が大きい。

一般対象調査で扶助要件該当者が経験した問題は、「相続、遺言」(3.0%)、「借金に関する問題」(2.7%)、「近隣関係」(2.4%)、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」(2.2%)、

「土地・建物の売買、建築など」(2.1%)「税金や公的給付に関する問題」(1.9%)、「子どものいじめ等学校に関する問題」「消費者問題」(各 1.7%)であった。これとの対比をすると、「相続、遺言」は「借金に関する問題」と同程度、「近隣関係の問題」は「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」と同程度の潜在的ニーズがあるはずである。また、

「土地・建物の売買、建築など」「税金や公的給付に関する問題」も、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」に近い頻度で経験されているはずであり、少なからぬ法律問題が潜在・放置されている可能性がある。また、子どもの教育・学校関連の問題も、「子どもの虐待」「子どものいじめ」「学校での暴言等」「学校での事故」を合計すると、問題経験率は「相続、遺言」と並ぶ高率となる（P.26【表 I-1-6】及び解説参照）ことから、やはり法律相談へのアクセスが不十分な問題種類であると推測される。

さらに、一般対象調査で扶助要件該当者が「最も重要な問題」として挙げた法律問題と対比してみよう。ここでも、「相続、遺言」(13 名、11.5%)、「借金に関する問題」(12 名、10.6%)、「近隣関係の問題」(10 名、8.8%)、「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」(8 名、7.1%)、「土地・建物の売買、建築など」「税金や公的給付に関する問題」「その他の問題」(各 7 名、6.2%)、「職場での問題」「騒音、振動、日照など」(各 6 名、5.3%)が上位を占める。したがって、上記と同様、「相続、遺言」「近隣関係」「土地・建物の売買、建築」「税金や公的給付」「職場での問題」などは最重要と認識されながらも潜在している問題種類と言えよう。また、「近隣関係の問題」と「騒音、振動、日照など」は重複する可能性があり、合計すると「相続、遺言」よりも潜在率は高くなりそうであ

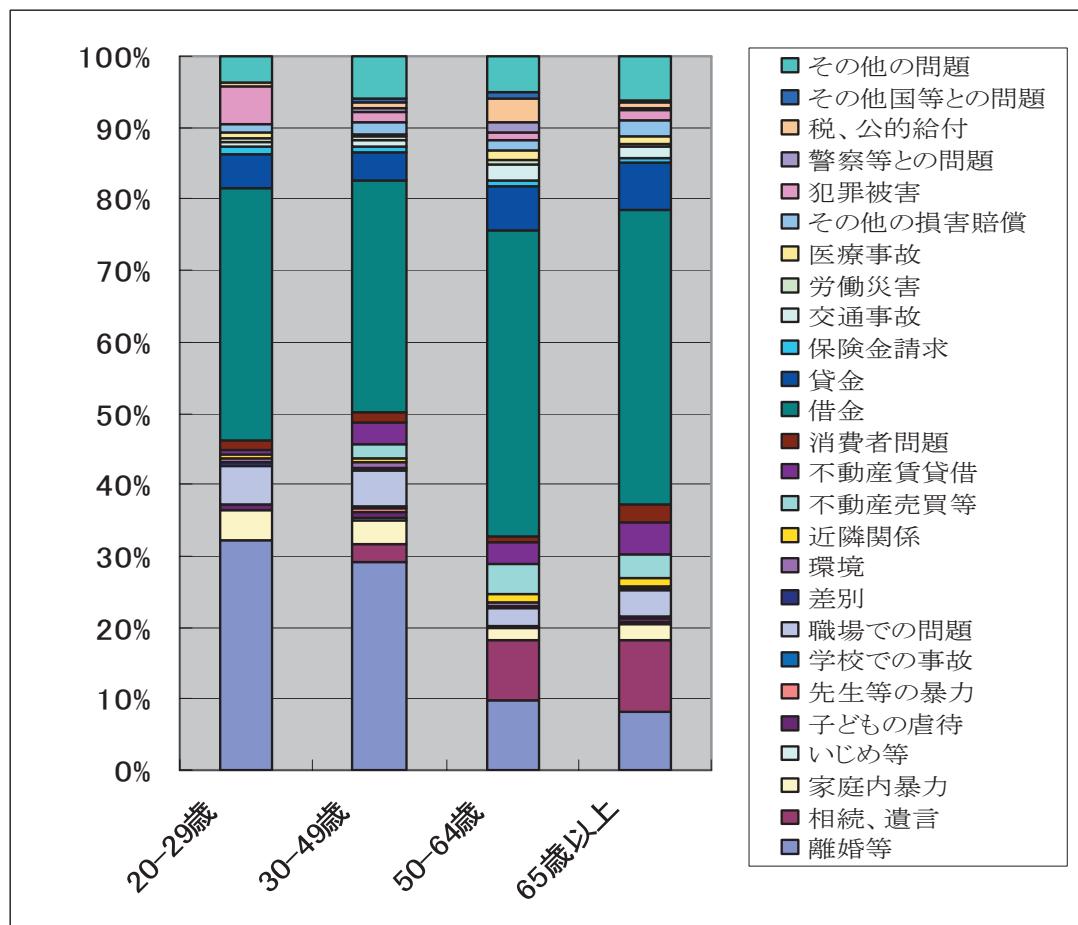
る。

【表III-1-1】法テラス利用者の相談内容

| 問題の種類 | 実数 | % |
|---|-------|--------|
| 借金に関する問題 | 557 | 45.3% |
| 離婚・関係破綻などの男女・家族関係 | 302 | 24.6% |
| その他の問題 | 82 | 6.7% |
| 相続、遺言 | 80 | 6.5% |
| 貸金に関する問題 | 75 | 6.1% |
| 職場での問題 | 61 | 5.0% |
| 土地・建物の賃貸借 | 46 | 3.7% |
| 家庭内暴力 | 42 | 3.4% |
| 土地・建物の売買、建築など | 38 | 3.1% |
| 犯罪被害 | 27 | 2.2% |
| 交通事故、労働災害、医療事故以外の損害賠償 | 24 | 2.0% |
| 消費者問題(サービスや商品の購入・品質に関する問題) | 23 | 1.9% |
| 税金、年金などの公的給付に関する問題 | 21 | 1.7% |
| 交通事故の損害賠償 | 20 | 1.6% |
| 保険金の請求など | 14 | 1.1% |
| 近隣関係の問題 | 13 | 1.1% |
| 医療事故の損害賠償 | 11 | 0.9% |
| 警察や公務員等とのトラブル | 11 | 0.9% |
| 子どもの虐待(性的・心理的なものも含む) | 10 | 0.8% |
| 騒音、振動、日照など | 9 | 0.7% |
| 労働災害の損害賠償 | 8 | 0.7% |
| 国、都道府県、市区町村との間の問題(税金等、警察・公務員等とのトラブルを除く) | 7 | 0.6% |
| 差別から生じる問題 | 5 | 0.4% |
| 学校での先生・職員からの暴言・暴力・セクハラ | 3 | 0.2% |
| 学校での事故 | 3 | 0.2% |
| 子どもの間のいじめなど学校に関する問題 | 2 | 0.2% |
| 無回答 | 39 | 3.2% |
| 全 体 | 1,229 | 100.0% |

相談内容の分布を年齢別に見ると、【グラフIII-1-1】のとおりである。共通して「借金」が多いが、占める割合は年齢によって異なる。若年層・中堅層の相談の双璧は、この「借金」と「離婚・関係破綻などの男女・家族関係」で、ともに3割を占める。これに対して壮年層・高齢層では「借金」はさらに多く4割を占めた。他方、この年代は、家族関係では「離婚等」が大きく減り、代わりに「相続、遺言」が9%程度と多くなる。

【グラフIII-1-1】法テラス利用者の相談内容（年齢層別）



もう少し細かく年齢別の特徴をみると、若年層は、「家庭内暴力」「犯罪被害」といった法律相談としては比較的新しい分野の問題を持ち込んでいる（各 5.4%、4.2%）ことが特徴的である。また、若年・中堅層の相談には、「職場での問題」も同程度含まれている。

壮年層・高齢層の相談の圧倒的多数は、上記のとおり「借金」であるが、他方で、「不動産売買」「不動産賃貸借」「貸金」といった、一定の財産保有を前提とした問題も他の年齢層に比べると多い。なお、高齢層では、「消費者問題」の割合が他の年齢層より高い。

男女別にみると、【表III-1-2】に掲げた相談内容で差があったが、他はほぼ同じであった。女性は、借金問題と離婚等の問題が同程度に多いのに対して、男性は 5 割以上が借金問題で相談に来ていることが分かる。

【表III-1-2】法テラス利用者の相談内容（男女別）

| | 男性(%) | 女性(%) |
|--------|-------|-------|
| 離婚等 | 11.2% | 37.9% |
| 家庭内暴力 | 0.9% | 5.5% |
| 職場での問題 | 8.6% | 2.9% |
| 借金 | 56.1% | 39.2% |

2 法テラスへのアクセス状況

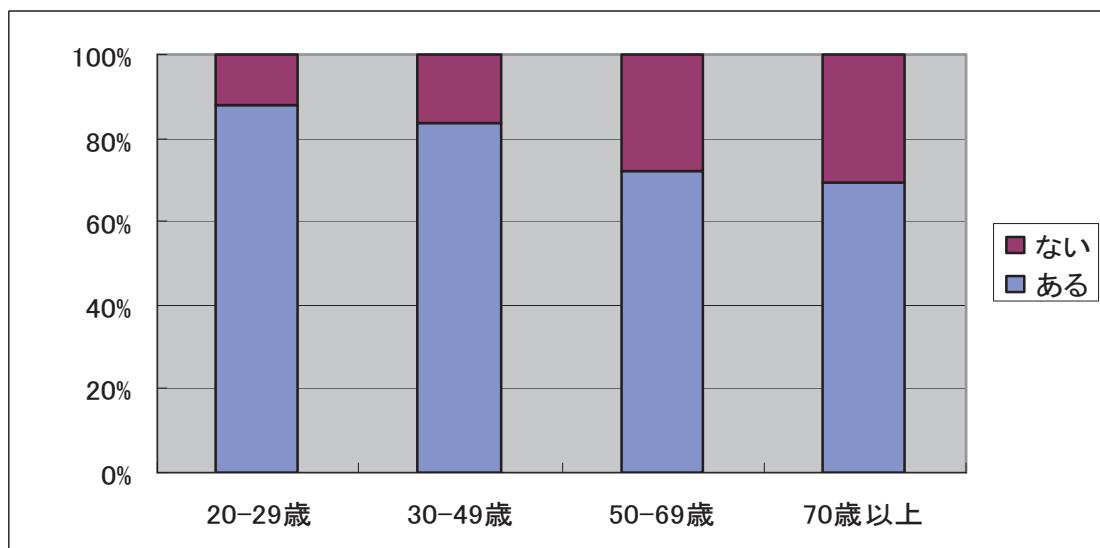
(1) 法テラス前の相談状況

まず、法テラスに来る前に、当該問題について誰かに相談したかを尋ねたところ、全体では80%の人が誰かに相談していた。

① 年齢別の相談状況

相談率を年齢別に見ると、【グラフIII-2-1】のように、差が出る。

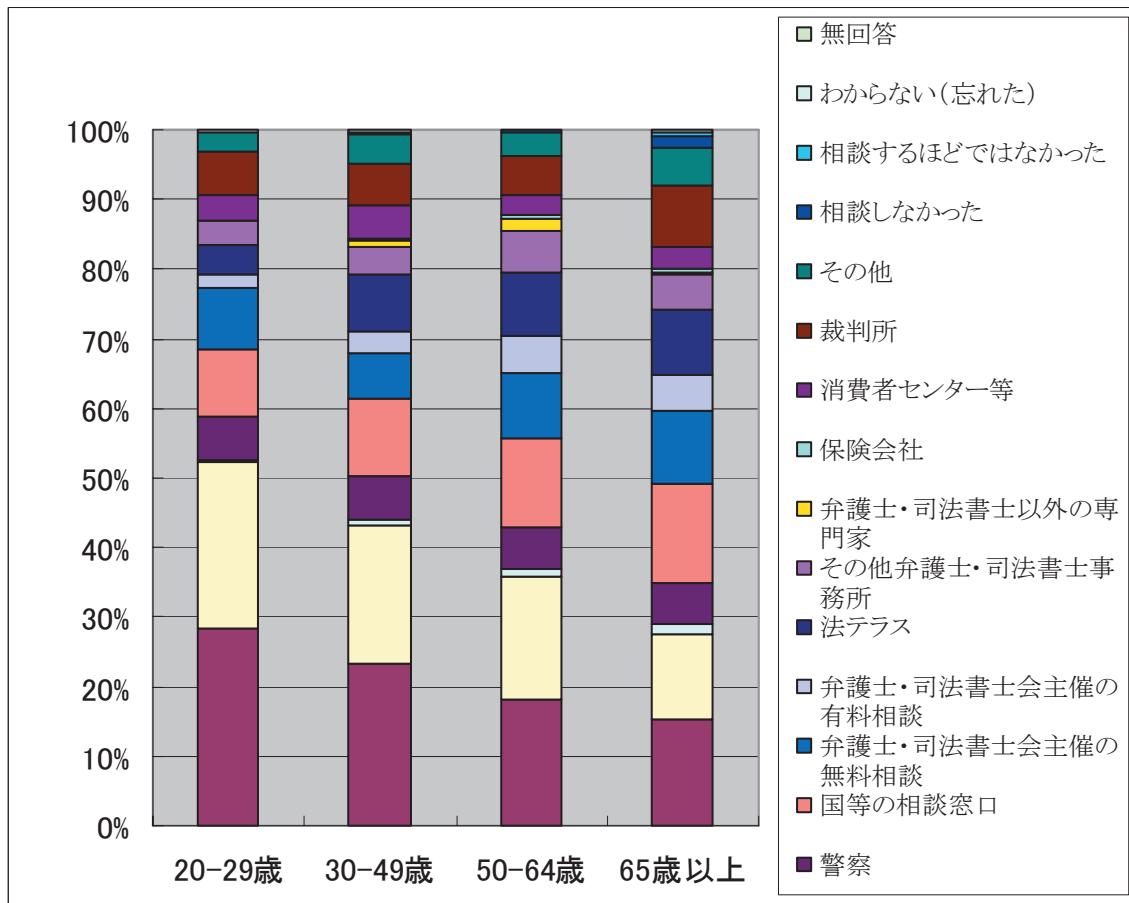
【グラフIII-2-1】利用者の法テラス利用前の相談状況（年齢層別）



年齢が低いほど誰かに相談してから法テラスに来ていることが分かる。若年層では、約9割が誰かに相談のうえで法テラスに来ているが、年齢が上がるにつれ相談率は下がり、壮年層・高齢層では、3割近い人が、相談なしに直接法テラスに来たことになる。

それでは、法テラス利用前の相談先も年齢別に見ると異なるのであろうか。【グラフIII-2-2】を掲げる。

【グラフIII-2-2】利用者の法テラス利用前の相談先（年齢層別）



【グラフIII-2-2】によれば、どの年代においても、「家族・親戚」「友人・同僚」といった身近な人が比較的多い。しかし、年齢が上がるにしたがって、明らかに、その率は下がってゆく。高齢層になると、これら身近な人に相談する率は、合計しても3割に満たない。他方、高齢化にしたがって増える相談先は、「国等の相談窓口」「法テラス」「裁判所」といった公的機関であり、高齢層にとっては、「友人・同僚」よりも「国等の相談窓口」が多い。

また、年齢を問わず一定割合を占めているのが「警察」と「弁護士・司法書士の無料法律相談」である。若年層に関しては、上述のように犯罪被害や家庭内暴力といった問題も抱えているので、なおさら、警察が有力な相談先となっているのかもしれない。

② 職業別の相談状況

相談先は、年齢のほか、相談者の職業によっても異なるかも知れない。法情報を提供する側から見ると、職業別の特徴があるならばそれに焦点を当てた情報提供も考えられるところである。そこで、相談者の職業によって相談先（複数回答）の分布を多い順に挙げたのが、次の【表III-2-1】である。

【表III-2-1】利用者の法テラス利用前の相談先（職業別）

| | 友人・家族・同僚・親戚 | 行政の窓口 | 法テラス | 相談の相談の弁護士会法律等 | 裁判所 | 務所 | 法書士の事務所 | 弁護士・ターゲット | 消費者セン | 相談の弁護士会法律等 | 弁護士・専門家 | 法書士以外 |
|--------------------|-------------|-------|------|---------------|-----|----|---------|-----------|-------|------------|---------|-------|
| [自営業主] 農林漁業 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| [自営業主] 商工サービス業 | 23 | 4 | 2 | 5 | 5 | 9 | 5 | 4 | 2 | 4 | 2 | 2 |
| [自営業主]自由業 | 39 | 20 | 8 | 10 | 5 | 6 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 |
| [家族従業者] 農林漁業 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| [家族従業者] 商工サービス業 | 3 | 6 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| [家族従業者] 自由業 | 6 | 2 | 0 | 3 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| [雇用者]管理職 | 5 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| [雇用者] 専門技術職 | 52 | 13 | 12 | 12 | 6 | 6 | 5 | 5 | 3 | 5 | 3 | 3 |
| [雇用者]事務職 | 97 | 18 | 11 | 6 | 11 | 4 | 7 | 7 | 7 | 7 | 3 | 3 |
| [雇用者]労務職 | 111 | 18 | 21 | 20 | 13 | 5 | 9 | 7 | 7 | 7 | 1 | 1 |
| [無職]主婦 | 143 | 43 | 30 | 20 | 25 | 13 | 8 | 11 | 8 | 11 | 2 | 2 |
| [無職]学生 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| [無職]その他の無職 | 161 | 58 | 39 | 36 | 28 | 20 | 24 | 17 | 24 | 17 | 1 | 1 |
| 合計 | 651 | 184 | 124 | 116 | 96 | 67 | 65 | 56 | 65 | 56 | 14 | 14 |

選択肢が多いので、明確な特徴を見出すのは難しいが、おおざっぱには、「家族・親戚」「友人・同僚」といった身近な相談相手に留まるグループ（事務職、労務職、学生）と、身近な相談相手にも無料の「弁護士・司法書士」にもアクセスするグループ（農林漁業関係者〔自営・家族従業者〕、自由業者〔自営〕、主婦）、及び、身近な人に相談せずに、最初から有料で「弁護士・司法書士」にアクセスしようとするグループ（管理職、商工サービス業〔自営・家族従業者〕）を分けることはできるかも知れない。この後者の職業グループは、一般対象調査においても、問題経験率が高く無料法律相談制度の周知度も高いアクティヴなグループと一部重なっている（【グラフII-1-1】の後の解説参照）。

③男女別の相談状況

男女別に法テラス前の相談状況を見た場合、次のようなことが分かった。まず、法テラス利用前の相談率は、男性 75.2%、女性 82.7%で、やはり女性のほうが高い。相談先は、「家族・親戚」（男性 34.6%、女性 55.6%）、「友人・同僚」（男性 32.8%、女性 47.2%）において女性が多いことを除けば、弁護士・司法書士への相談傾向に関しても、ほとんど差がない。

（2）法テラス利用前の交渉、裁判等

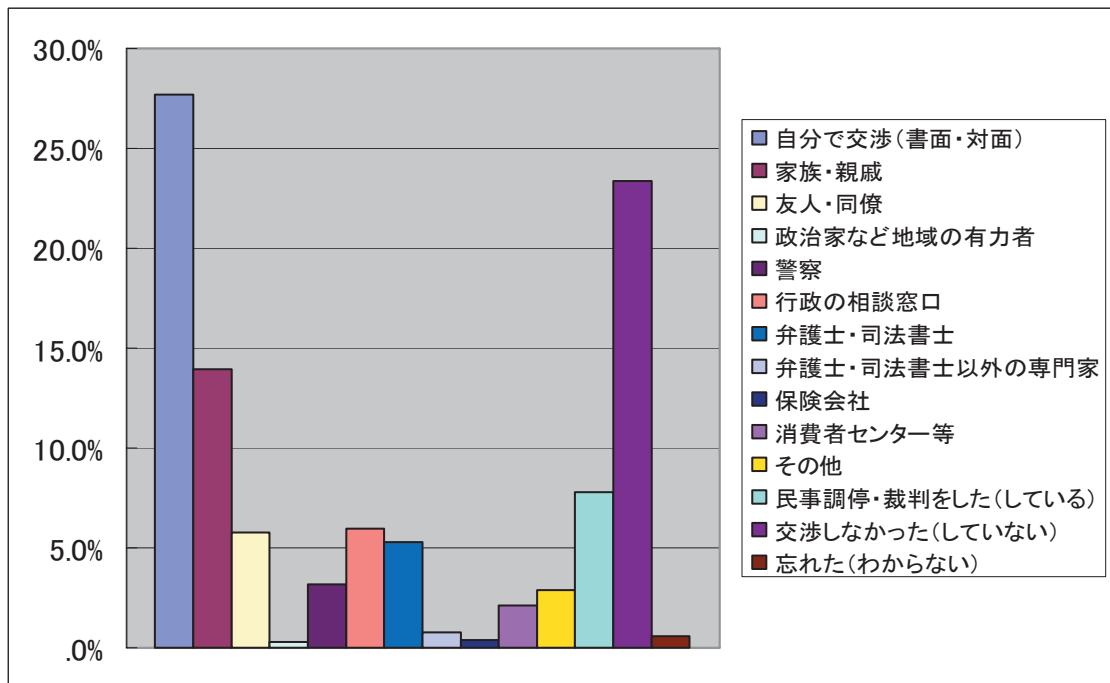
上記のように、法テラス利用前に当該問題についてあらかじめ相談してきた人が多数であったが、相手方との交渉や民事調停・裁判などの問題解決のための働きかけについては、どのような状況であろうか。

法テラス利用前の相手方との交渉等については、次の【グラフIII-2-3】のようになる。

交渉せずに法テラスに来た人も 23.3%と相当数いるが、自分で交渉した人（27.7%）を筆頭に、8割程度の人は、相手方と何らかの交渉（民事調停・裁判を含む）をしたうえで法テラスを訪ねている。

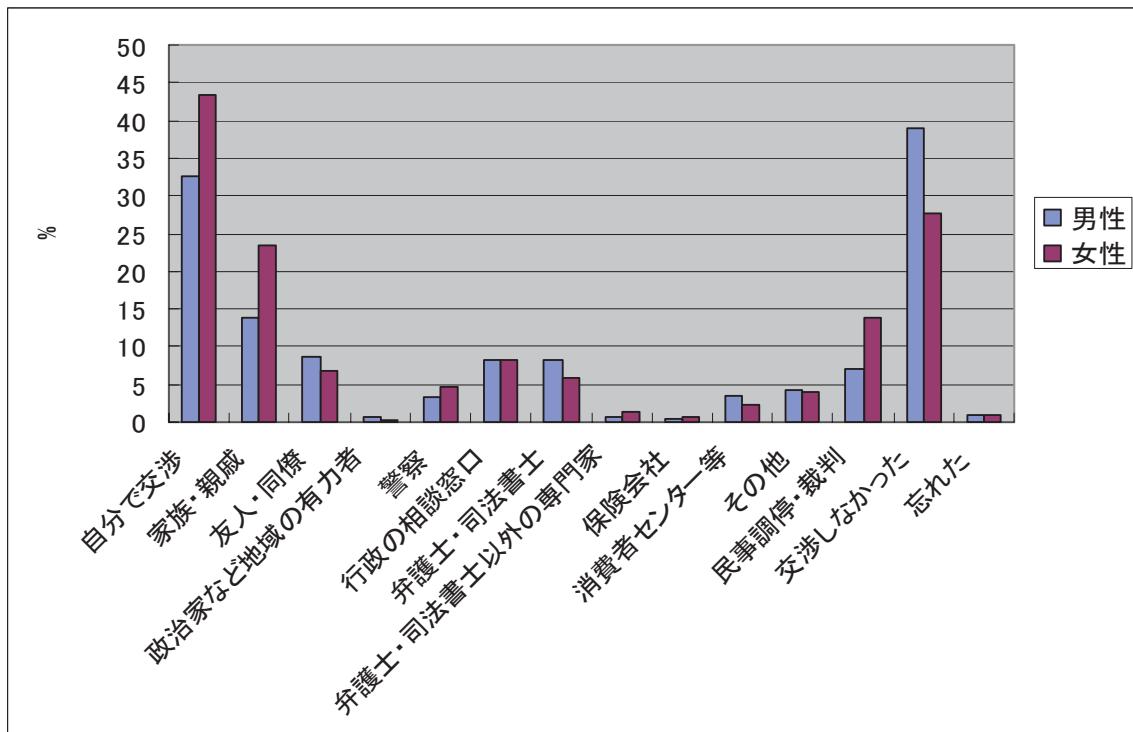
なお、民事調停・裁判をした（している）人（7.8%）や弁護士・司法書士を介して交渉をした人（5.3%）で法テラスを利用している人も見られるが、これは、費用立替制度の利用の前提としてこの無料法律相談を利用している人も含まれていると推測される。

【グラフIII-2-3】利用者の法テラス利用前の交渉状況



この点について、男女別にみると、【グラフIII-2-4】のようになる。

【グラフIII-2-4】利用者の法テラス利用前の交渉状況（男女別）



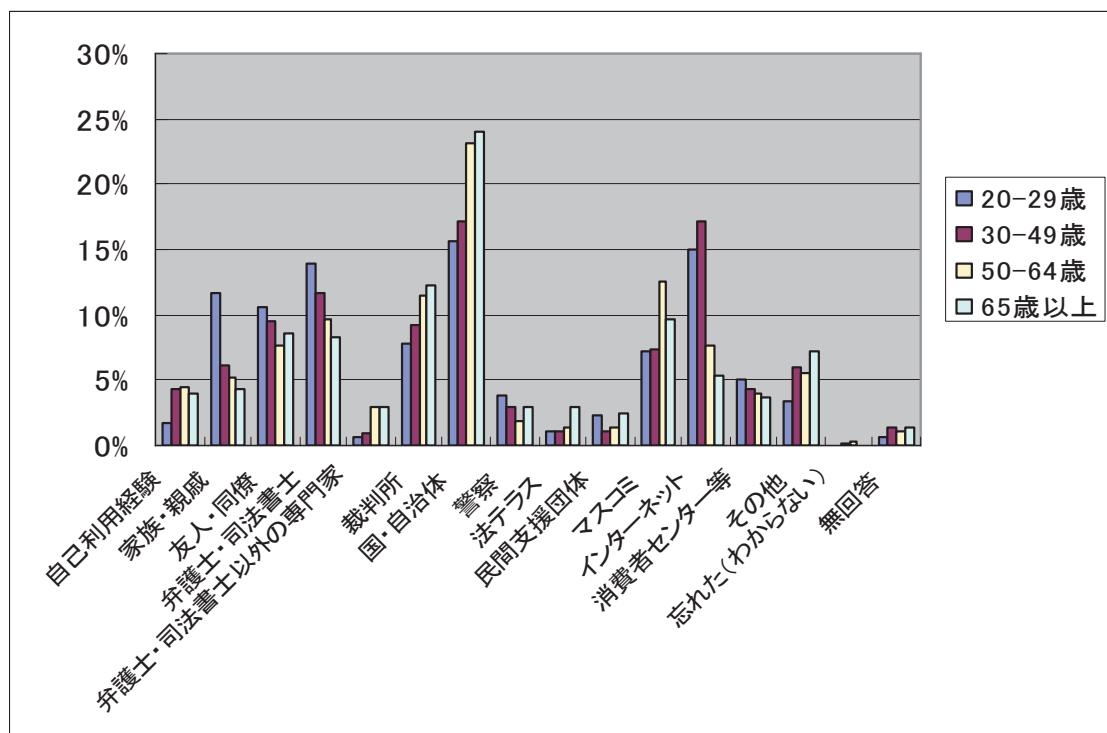
このグラフによれば、女性は比較的アクティヴであり、法テラス利用前に自分で交渉したり、家族・親戚や警察に仲介してもらって交渉したり、民事調停・裁判をしたりといった行動に関して、男性よりも割合が高い。他方、弁護士・司法書士を介しての交渉は男性の方が率が高い。ここでも、女性の方が弁護士・司法書士にアクセスし難い状況がうかがえる。

(3) 法テラスに関する情報入手方法

① 年齢別・男女別の情報入手方法

一般対象調査で見たように、一般的には法テラスにおける無料法律相談の周知度は低いが、実際に利用している人は、どのようにして法テラスを知ったのだろうか。法テラスを知った媒体・方法について、まずは【グラフIII-2-5】によって年齢別に見てみよう。

【グラフIII-2-5】法テラスについての情報入手方法（年齢層別）



【グラフIII-2-5】によれば、若年層は、家族・友人といった身近な人から知ることが多いが、やや意外であるが、弁護士・司法書士からの経路も他の年齢層よりも多い。若年層にとって、中間的な媒体である行政機関等へのアクセスは相対的に困難であること、また、抱えている法律問題が離婚等であって行政機関よりも弁護

士・司法書士になじむ性質のものであることが背景として推測できる。また、一般的媒体としては、マスコミよりもインターネットを利用していることが分かる。この点は、一般対象調査における若年層と異なり、切迫した問題解決のために積極的にインターネット等で調査をした結果なのかもしれない。

これに対して、年齢が上がるにつれ、弁護士・司法書士からの経路は減少し、国・自治体や裁判所といった公的機関が増加する。これは、先に見た「相談先」(2(1)①)とある程度合致するように思われる。また、一般的媒体としては、壮年層以上はインターネットの利用は激減し、代わりにマスコミが増加する。また、各年代で「消費者センター等（労働相談を含む）」が一定の割合を占めていることから、これらの機関が紛争の振り分けの機能を果たしていることも分かる。

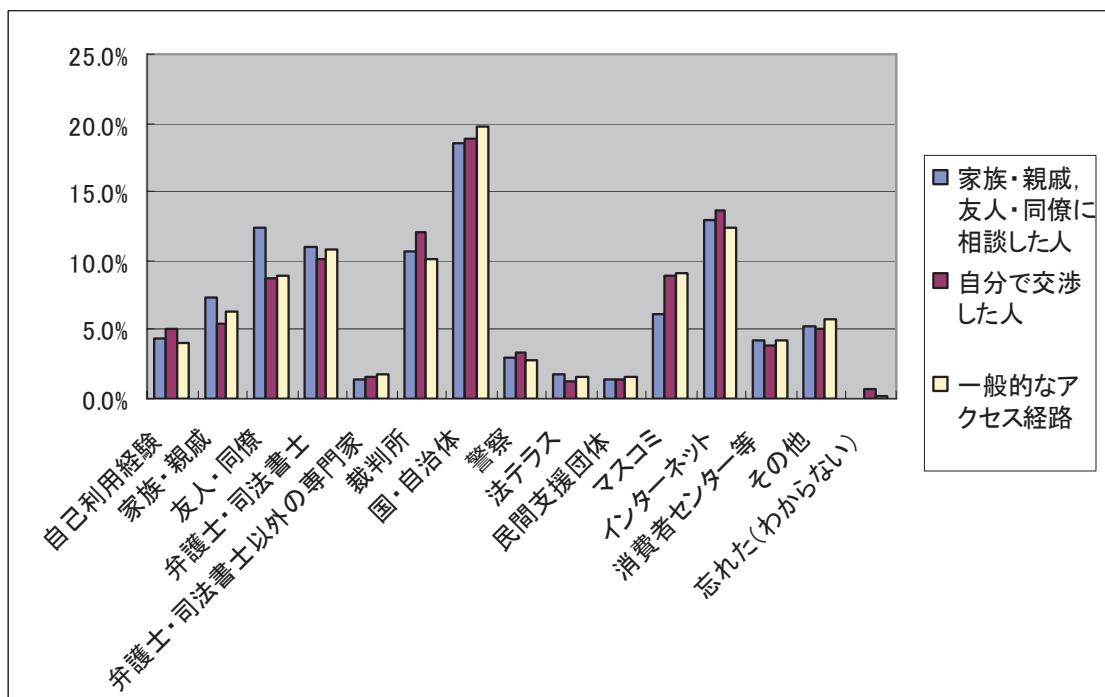
なお、情報入手経路の回答として「その他」としてなされた自由回答のうち、既存の選択肢以外のもので、比較的数が多くしたものとして、医療関係者・カウンセラー、○○相談室といった法関係以外の専門機関、電話帳、行政機関等に配布されているチラシ、交通機関内のポスター等が挙げられていた。

男女別に経路をみたところ、ほとんど性別と情報入手方法の関連性は出なかった。僅かに違うのは、国・自治体（男性 23.8%、女性 26.9%）、マスコミ（男性 14.0%、女性 9.1%）という程度であった。一般調査と異なり、弁護士・司法書士、それ以外の専門家、インターネットといった情報源も、ほとんど男女差が出ていない。

② 相談状況と法テラスに関する情報入手方法

なお、相談先と法テラスを知るルートは、必ずしも合致しない。例えば、「家族・親戚」「友人・同僚」に相談したとする人に絞って法テラスを知ったルートを分析すると、次の【グラフIII-2-6】のように、法テラスを知るのに最も多いルートは「国・自治体の相談窓口」、次いで「インターネット」「友人・同僚」である。また、相手方と交渉をしてから法テラスに来た人も、やはり同様の傾向を示す（この場合は、「裁判所」で知った人の割合も少し多いのが特徴的である）。

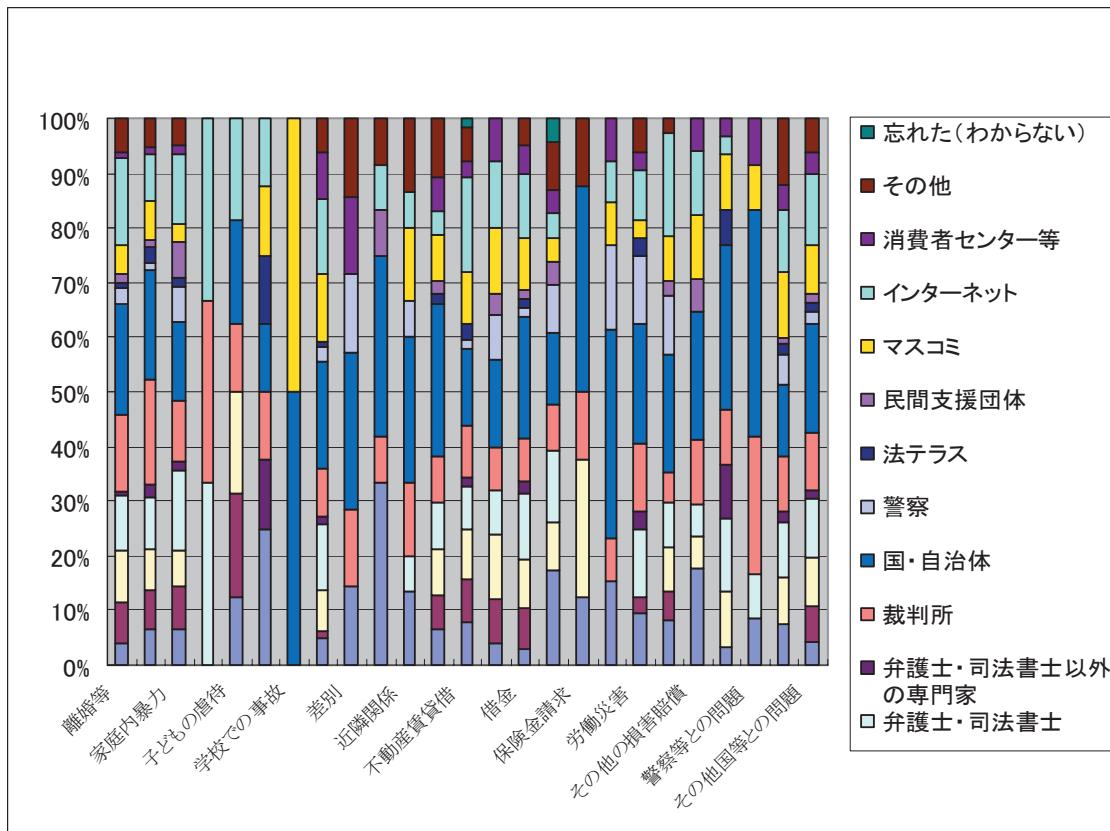
【グラフIII-2-6】法テラスについての情報入手方法（過去の相談行動等別）



③ 法律問題種類と法テラスに関する情報入手経路

また、法律問題を抱えた人が、相談をしたり法テラスの情報を得る先は、法律問題の種類によっても異なるかもしれない。そこで、問題別に情報の入手ルートを分析すると、次の【グラフIII-2-7】のようになる。

【グラフIII-2-7】法テラスについての情報入手方法（問題種類別）



これも、問題の種類によっては実数が非常に小さいので、統計的な推論は困難であるが、共通して「国・自治体の相談窓口」「裁判所」の占める割合が比較的大きいようである。実数の大きい「借金に関する問題」については、圧倒的に「国・自治体の相談窓口」が多く、次いで「インターネット」「マスコミ」「弁護士・司法書士」という順で情報入手がなされている。以上からは、例えば壮年層・高齢層で「借金に関する問題」を抱えている人については、「国・自治体の相談窓口」における法律扶助の情報提供をいつそう充実すべきことが見て取れる。他方、若年層のためには、「インターネット」「マスコミ」が重要となろう。

さらに、「借金に関する問題」以外で比較的件数の多い法律問題（「離婚・関係破綻などの男女・家族関係」「相続、遺言」「職場での問題」）及び、やや新しいタイプの法律問題（「税金、年金などの公的給付に関する問題」）に絞って、10%以上の方が挙げた情報入手先をみると、【表III-2-2】のようになる。これによれば、やはり「裁判所」、「国・自治体の相談窓口」における情報提供が有効であることが見て取れると同時に、比較的メジャーな問題については、「インターネット」が広く情報提供に役立っていることが分かる。今後は、インターネットの特性を活かして、比較的新しい問題（例えば、「税金、年金などの公的給付に関する問題」）には、伝統的には福

祉問題として捉えられてきた問題も含まれていると思われる）に関しても、法テラスの利用可能性があることが分かるようなネットワーキングを構築することが考えられよう。

なお、「職場での問題」に関しては、「消費者センター等」が情報提供機能を果たしているが、これは、このカテゴリーに労働相談等が含まれるからと考えられる。

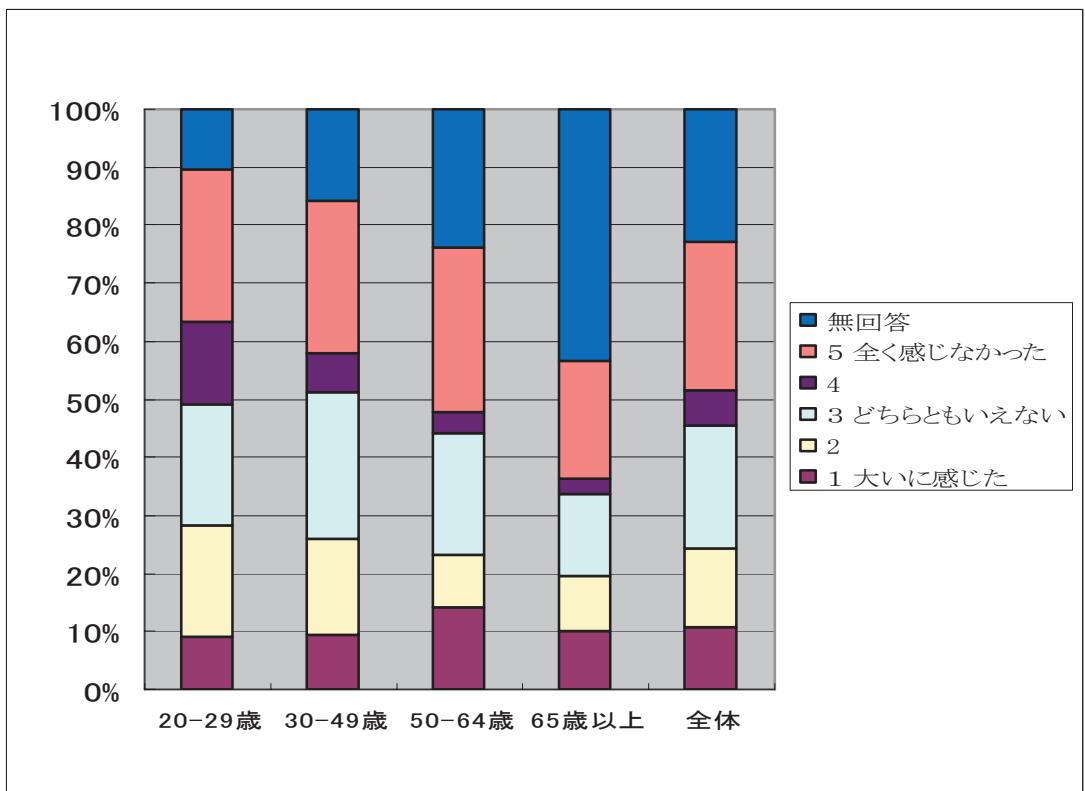
【表III-2-2】法テラスについての情報入手方法（主要な問題種類別）

| | 離婚等(%) | 相続、遺言(%) | 職場の問題(%) | 公的給付(%) |
|----------------|--------|----------|----------|---------|
| 家族・親戚 | 10.1% | | | |
| 友人・同僚 | 12.8% | | 10% | 14.3% |
| 弁護士・司法書士 | 13.5% | 11.7% | 16.7% | 19% |
| 弁護士・司法書士以外の専門家 | | | | 14.3% |
| 裁判所 | 19.3% | 23.4% | 11.7% | 14.3% |
| 国・自治体の窓口 | 27.4% | 24.7% | 26.7% | 42.9% |
| マスコミ | | | 16.7% | 14.3% |
| インターネット | 21.6% | 10.4% | 18.3% | |
| 消費者センター等 | | | 11.7% | |

(4) 法テラスへのアクセス躊躇

法テラスを無料法律相談のために利用するために訪れた人に対して、利用にいたるまでに躊躇があったかを尋ねたのが、【グラフIII-2-8】である。全体的には、躊躇を感じた人が2割強（「大いに感じた」「感じた」）であるが、壮年層・高齢層では「無回答」が多く、解釈が難しい。自由回答から読み取れる事情として、消費者問題等で他の機関（消費者センター等）に相談したところ、その職員が同伴して法テラスに受け継ぎをしたといった、利用への躊躇を判断する余地のないケースも含まれるようである。なお、これら壮年層・高齢層では、「無回答者」を除くと、3割程度の人が躊躇を感じたとしている。

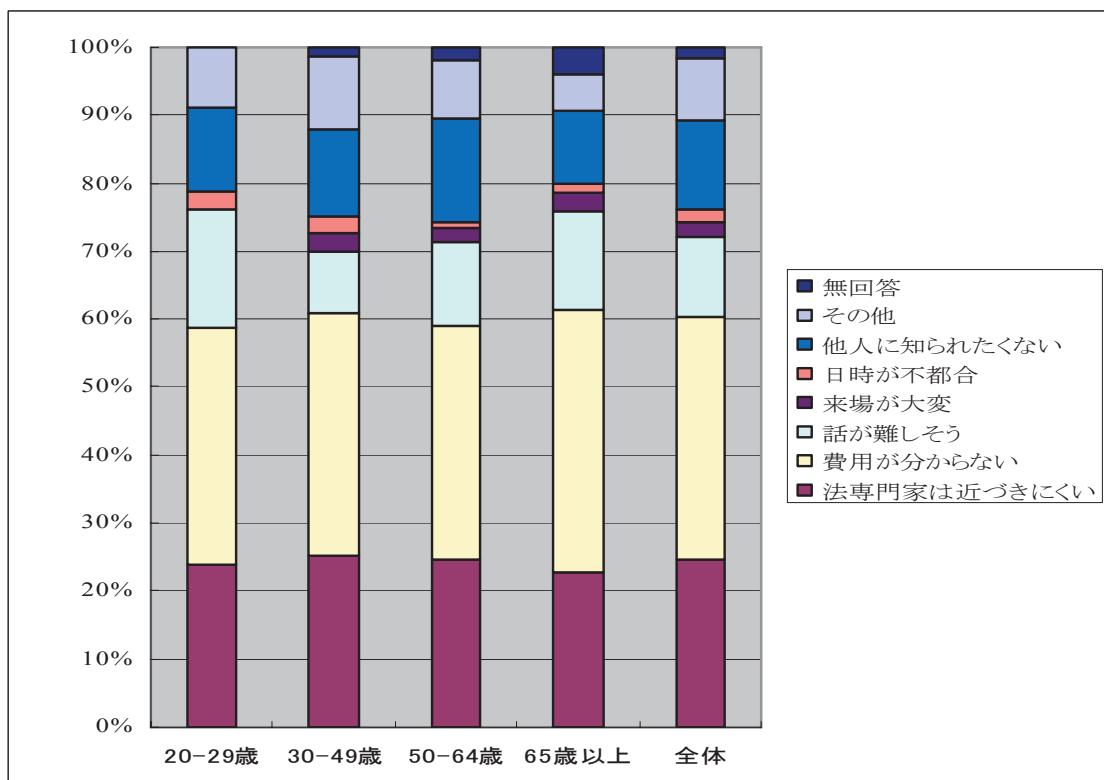
【グラフIII-2-8】法テラス利用への躊躇（年齢層別）



※上のグラフの凡例は「大いに感じた」を1、「全く感じなかつた」を5として、当てはまる数字を答えてもらったもの。

躊躇の理由を尋ねると、次の【グラフIII-2-9】のような分布であった。

【グラフIII-2-9】法テラス利用を躊躇した理由（年齢層別）



【グラフIII-2-9】によれば、どの年代においても「費用が分からない」が最も多い答えであった。法テラスで無料法律相談を受けるのだからそれ自体には費用はかかるないことは知っていたはずである。これは、相談の結果どのような手段を勧められ、それにどの程度費用がかかるかが分からずという趣旨にとるべきであろう。法テラスの無料法律相談に行き着くまでに様々な葛藤を乗り越えてきた人であっても、また、費用の心配はさらに将来の事項であるにもかかわらず、やはり費用の予測ができないことがネックとなっていることが見て取れる。

次に多く挙げられた理由は、「弁護士・司法書士は近づきにくい」であった。なお、「弁護士・司法書士は近づきにくい」と答えた人のうち、今回の問題についてあらかじめ弁護士・司法書士に相談をしてきた人は 90 名 (74.4%) にのぼっており、弁護士・司法書士への心理的アクセス障害は容易には解消しないことが推測される。

年齢別の特徴を見ると、若年層・高齢層は、「話が難しそう」という理由が他の年齢よりも多い。これも、弁護士・司法書士への心理的なアクセス障害となっているようである。なお、「その他」に該当する自由回答の中には、「相談担当者に分かってもらえるように自分が話せるか自信がなかった」という趣旨的回答が散見された。相談

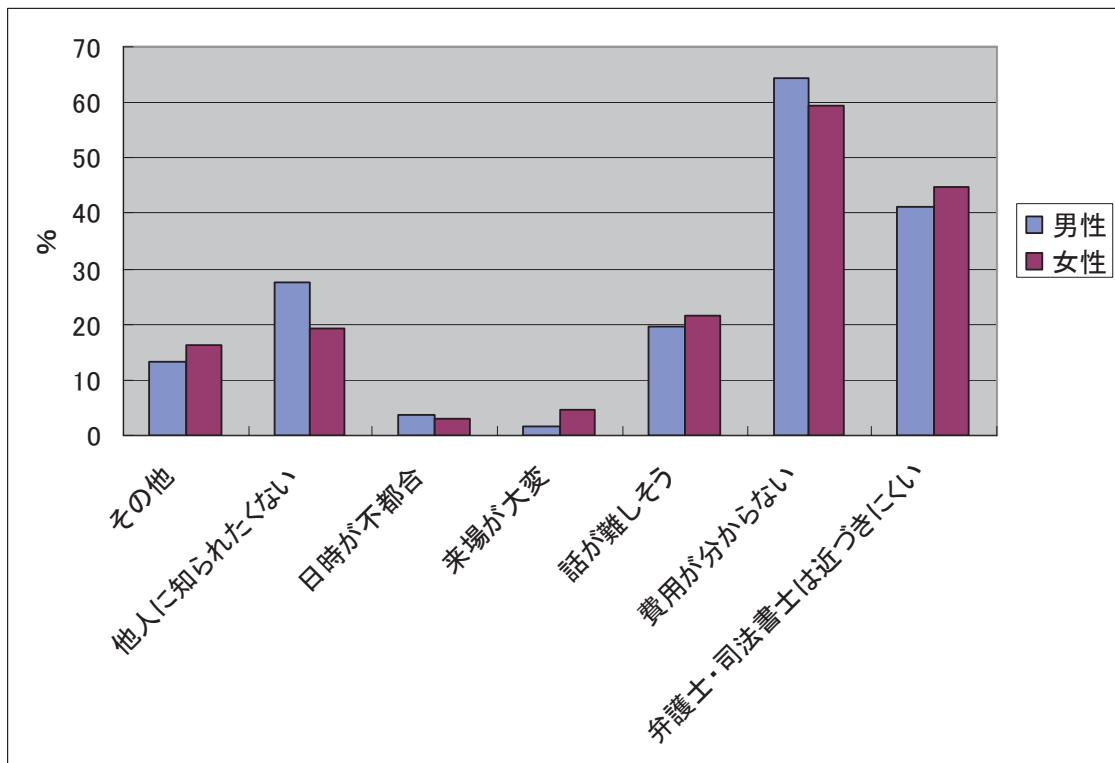
者の話を丁寧に聞き出してくれるかも不安に思っていたようである。

これに対して、中堅層・壮年層は、「他人に知られたくない」が比較的多くなっている。

なお、わずかではあるが、「日時が不都合」である旨の回答が若い層に見られる。都合を付けられる人のみが法テラスにアクセスできているのだとすれば、その背後に、日時の都合がつかずにアクセスできなかつた、潜在的利用者があるかもしれない。

最後に、男女別にアクセス躊躇の程度をみたところ、ほとんど差が生じていないことが分かった。もっとも、その理由は、【グラフIII-2-10】に示すように、「他人に知られたくない」「費用が分からぬ」という理由は男性の方が若干多く、「弁護士・司法書士は近づきにくい」という理由は女性の方が若干多い。

【グラフIII-2-10】法テラス利用への躊躇の理由（男女別）



(5) まとめ

法テラスで無料法律相談を利用する人の相談内容は、「借金問題」(45.3%)、「離婚・関係破綻などの男女・家族関係」(24.6%)に集中しており、これらで7割を占める。しかし、このような問題の種類や分布は一般対象調査における法律問題の経験や最も重要と考えた問題の種類とは異なっており、とくに、「相続、遺言」、「近隣関係の問題」、「土地・建物の売買、建築など」「税金や公的給付に関する問題」も、少なくと

も「離婚・関係破綻等の男女・家族問題」に近い頻度で経験されているはずであり、相当数の法律問題が法テラスの無料法律相談には現れていないことが推測される。また、子どもの教育・学校関連の問題、騒音・日照等を含む近隣問題といったように実質的には重複する選択肢を合計すると、これらの問題の潜在率はさらに高まる。他の方法で解決されているかもしれないが、端的に法的な解決に届かず潜在ないし放置されている可能性も否定できない。

年齢別に見ると、若年層は「離婚・関係破綻等の男女・家族関係等」、年齢が上がると「借金問題」、「相続、遺言」の相談が増える。

アクセス状況として、年齢が上がるにつれて相談なしに法テラスに来る人が増える（壮年層・高齢層で3割弱）。相談先も、若年では家族・親戚、友人・同僚が多いが、高齢化にしたがいその率は減り、行政機関の相談窓口、法テラス、裁判所といった公的機関が増える。法テラス利用前の交渉状況は、8割程度の人が交渉をしていた。

相談先と法テラスに関する情報入手経路は必ずしも合致していない。情報入手経路として、若年層は家族・親戚、友人・同僚が多いが、意外にも弁護士・司法書士からのルートが多く、行政機関は少ない。また、一般対象調査と異なりインターネットも利用されていた。他方、年齢が上がるにつれて弁護士・司法書士からの情報入手の割合は減少し、国・自治体や裁判所といった公的機関が増加する。壮年層以上はインターネットは激減し、マスコミが増加する。また、各年代で消費者センター等の機関が一定の割合を占めていた。

なお、その他の媒体として、医療関係者・カウンセラー、〇〇相談室といった法関係以外の専門機関も挙げられた。問題は多くの場合多面的であり、法律問題の発生と心身の不調や人間関係の不調との間には相互関係があることが多いこと、法関係機関へのアクセスは躊躇しても医療機関にはアクセスできる人も少なくないことから、これら医療機関等からの情報提供も重要かつ有用と考えられる。

無料法律相談のために法テラスに来ることに躊躇を感じた人が2割強いた（壮年層・高齢層では、無回答を除くと3割）。その理由は、年代を通じて、「費用が分からぬ」が最多であった。法律相談の結果どのような手段を勧められ、どの程度費用がかかるかが分からぬという趣旨と思われる。しかし、費用予測ができないことが法テラス利用を躊躇させているとすると、本末転倒である。例えば、裁判費用立替制度を拡充するなどして、無料法律相談のあとも安心してリーガルサービスを使うことができるよう、費用予測を容易化することが望ましい。

その他の躊躇理由として挙げられていたのは、「弁護士・司法書士は近づきにくい」であった。しかもその4分の3は、今回の問題についてあらかじめ弁護士・司法書士に相談をしている。ここから、弁護士・司法書士への心理的アクセス障害は容易には解消しないことが推測される。とくに若年層・高齢層は、「話が難しそう」という理由が相対的に多い。法律相談においてある程度の複雑さは避けられないが、法律相談

の技法を向上させることと並んで、時間をかけて相談できる体制にするなどの工夫も考えられる。

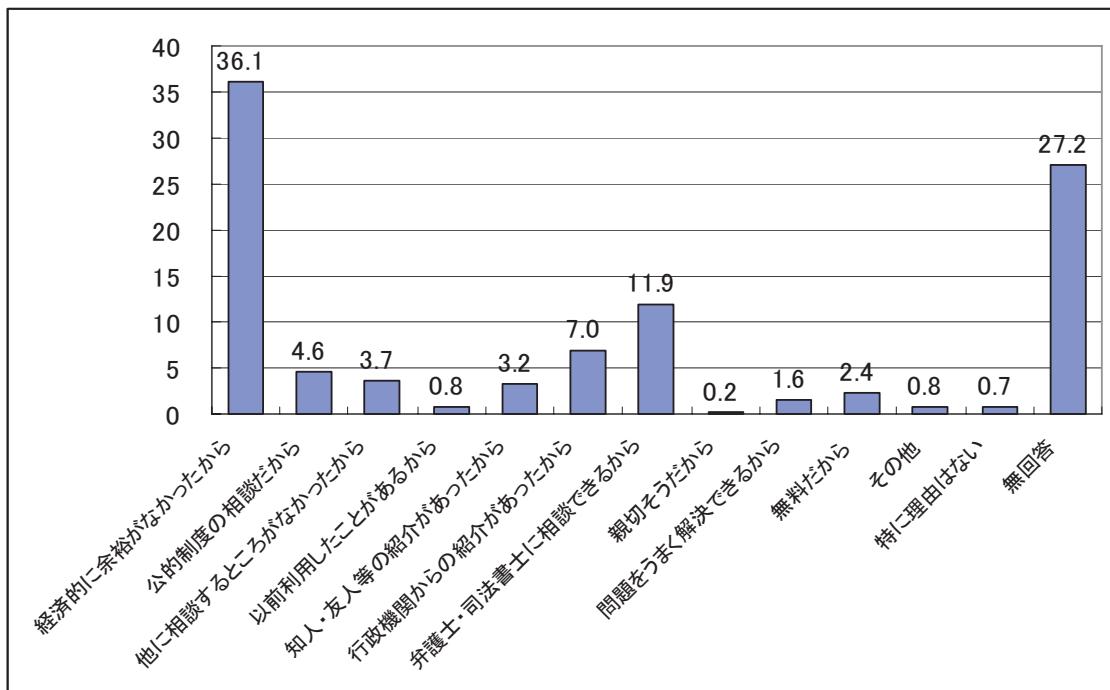
3 相談前と相談後の対応の変化

(1) 相談を受けた理由と相談に臨む心構え

① 相談を受けた理由

法テラスでの無料法律相談への期待を考えるために、まず、どのような理由で無料法律相談を受けたかを尋ねた。【グラフIII-3-1】に第1順位の回答を掲げる。

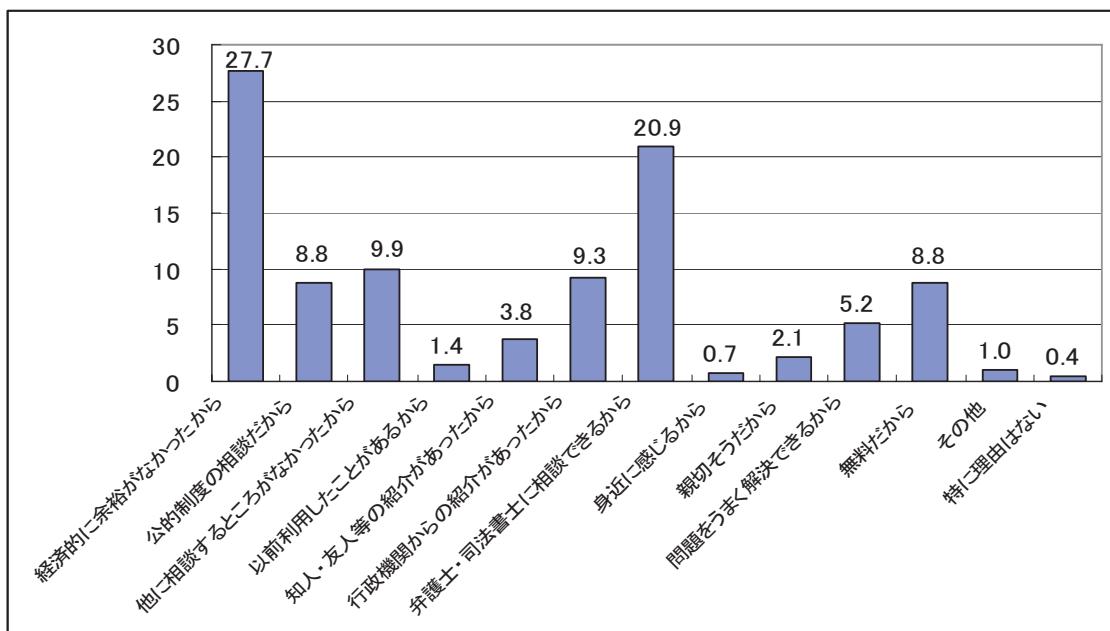
【グラフIII-3-1】法律相談を受けた理由（第1順位）



予測されることではあるが、「経済的に余裕がなかった」という回答が 36.1% と最も多い。やはり、経済的な理由で法律相談へのアクセスができないでいる人が多いことが分かる。次いで、「無回答」を除いて多いのが「弁護士・司法書士に相談できるから」(11.9%)、「行政機関からの紹介があったから」(7.0%) と続く。

この質問に関しては、第1順位から第3順位まで回答がなされており、それらを合計すると、次の【グラフIII-3-2】のようになる（パーセントは、当該選択肢の、全回答数を母数とした場合の割合である。全項目の合計が 100% となる）。第2・第3順位まで含めると、経済的理由以外の理由もあらわれてくるが、上記「弁護士・司法書士に相談できる」に次ぐのは、「他に相談するところがない」「行政機関の紹介があったから」といった、やや消極的な理由である。

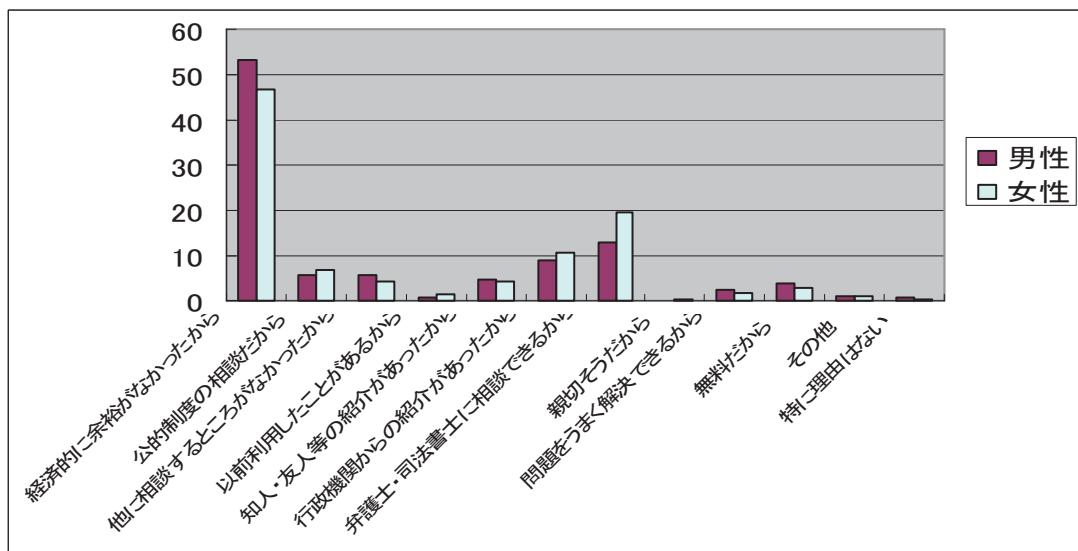
【グラフIII-3-2】法律相談を受けた理由



※グラフ中のパーセント表示は、第1順位から第3順位までの理由の合計を母数とした場合の当該理由の比率である。全理由の合計が100%となる。

また、この第1順位の回答を男女別にみると、【グラフIII-3-3】のようになる。あまり大きな違いは出ないが、「経済的に余裕がない」との理由は男性の方が若干多く、「弁護士・司法書士に相談できる」との理由は女性の方が若干多い。これは、女性の弁護士・司法書士へのアクセス障害が経済的な問題ではなく、適切な弁護士・司法書士を選択する情報・方法を有しないという意味での障害であることを表しているのかもしれない。

【グラフIII-3-3】法律相談を受けた第1順位の理由（男女別）



なお、すでに何らかの法律相談を受けたのちに法テラスに来る場合に、その理由（第1順位）を尋ねると、次の【表III-3-1】のようになる。

【表III-3-1】法律相談を受けた第1順位の理由と法テラス利用前の相談行動

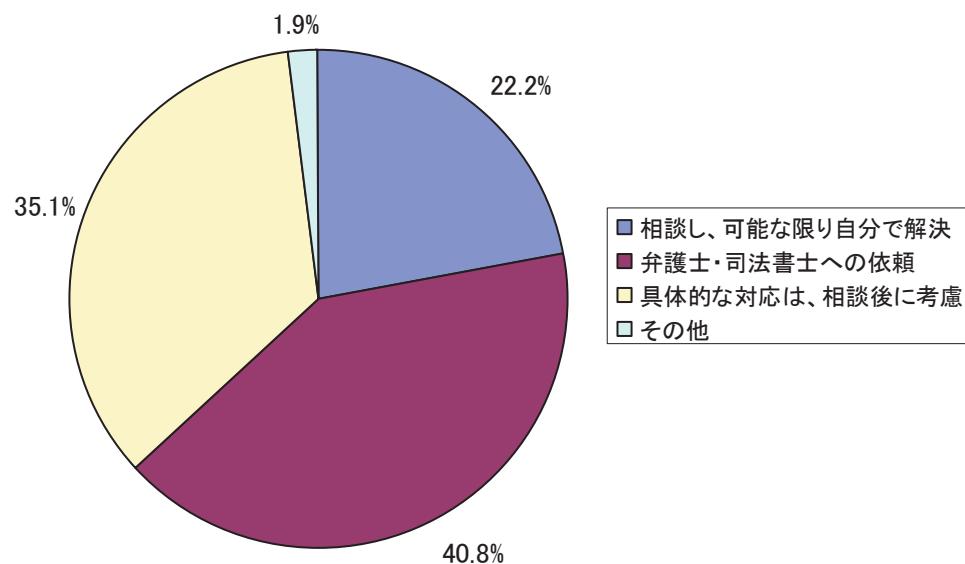
| | 行政等の相談窓口 | 弁護士会等の無料法律相談 | 弁護士会等の有料法律相談 | 法テラス | 弁護士・司法書士の事務所 | 全体 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 経済的に余裕がなかった | 71 (41.8%) | 53 (51.5%) | 24 (45.3%) | 57 (51.4%) | 40 (62.5%) | 332 (49.3%) |
| 公的制度の相談 | 13 | 7 | 5 | 5 | 3 | 36 |
| 他に相談するところがなかった | 2 | 4 | 1 | 7 | 3 | 29 |
| 以前利用したことがある | 3 | 4 | 1 | 3 | 2 | 9 |
| 知人・友人等の紹介があつた | 3 | 1 | 2 | 6 | 2 | 27 |
| 行政機関からの紹介があつた | 32 (18.8%) | 6 (5.8%) | 6 (11.3%) | 10 (9.0%) | 2 (3.1%) | 71 (10.5%) |
| 弁護士・司法書士に相談できる | 34 (20.0%) | 18 (17.5%) | 12 (22.6%) | 13 (11.7%) | 8 (12.5%) | 120 (17.8%) |
| 親切そう | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 問題をうまく解決できる | 4 | 3 | 1 | 3 | 0 | 15 |
| 無料 | 4 | 5 | 0 | 4 | 2 | 20 |
| その他 | 3 | 1 | 0 | 2 | 1 | 7 |
| 特に理由はない | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| 合計 | 170 | 103 | 53 | 111 | 64 | 673 |

法律事務所で相談をしてから法テラスの法律相談に来た人については、「経済的に余裕がなかったから」を挙げた人が 62.5%にのぼり、かつ、この選択肢に回答が集中していることから、恐らく裁判費用立替制度利用の前提として無料法律相談を受けている人と推測できる。この推測は、他の形態の法律相談（法テラス、弁護士会等主催の無料・有料法律相談）を経た人にも程度の差はあれ妥当するであろう。もっとも、少なくとも事務所で相談を受けた場合には、当該弁護士・司法書士が法律扶助を申請のうえ、いわゆる直受けで受任すれば足りるようにも思われる。また、会主催の無料・有料法律相談を経た人のうち、それぞれ 17.5%、22.6%の人が「弁護士・司法書士に相談できるから」と回答していることはやや理解が難しい（なお、行政の相談窓口経由の人は、弁護士・司法書士への相談を経ていない可能性がある。）。無料法律相談では時間が短く、有料法律相談では費用が気になるという懸念を理由とするのかも知れないし、異なる法情報（いわばセカンド・オピニオン）を求めているのかも知れない。最後に、有料法律相談を経た人の 11.3%、法テラスを経た人の 9.0%が、「行政機関からの紹介があったから」と回答している（有料法律相談を経た人が法テラスを知った経路は、複数回答（全 72 件）で、弁護士会等 17 件、裁判所 16 件、行政機関 20 件であり、法テラスの法律相談を経た人のそれは、同じく複数回答（全 153 件）で、弁護士会等 29 件、裁判所 31 件、行政機関 44 件である。）。行政機関への照会とこれらの法律相談の先後関係は不明であるが、それぞれの相談担当者が法テラスの無料法律相談について提供する情報や紹介の仕方に、なお改善の余地があることを示すのかもしれない（例えば、相談者が自らの資力について明示的に相談しなくとも、法律扶助のパンフレットを渡すなどの情報提供をすることなどが考えられる。）。

② 相談に臨む心構え

それでは、無料法律相談を受ける人が、実際に法テラスの相談に期待したものはどのようなことであつただろうか。相談後どのような対応をとろうとしていたかについて、「心構え」という表現で尋ねたところ、次の【グラフIII-3-4】のような回答が得られた。

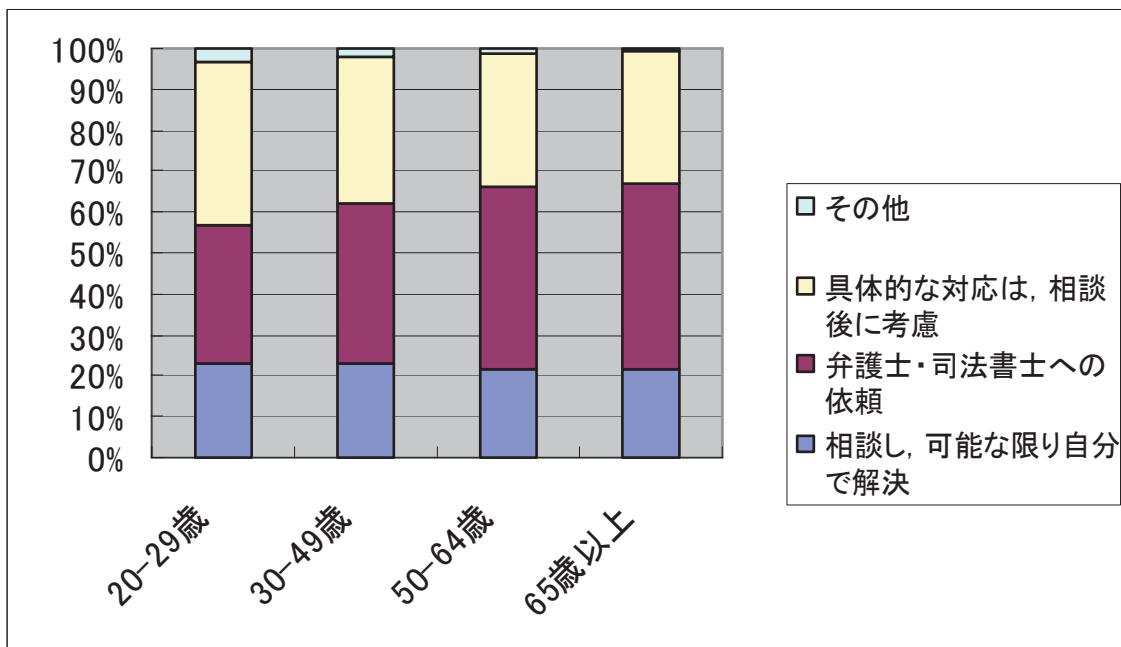
【グラフIII-3-4】法律相談に臨む心構え



4割の人は、相談をしてから弁護士・司法書士に当該紛争の処理を依頼しようと考へて法律相談に臨んでいる。もっとも、35%の人が、これに伍して、具体的な対応は相談を受けたあとに考えると答えている。相談の上で、なお自力解決を考えている人も2割いる。

次に、年齢によって、法律相談に臨む心構えが異なるかを分析したのが、次の【グラフIII-3-5】である。

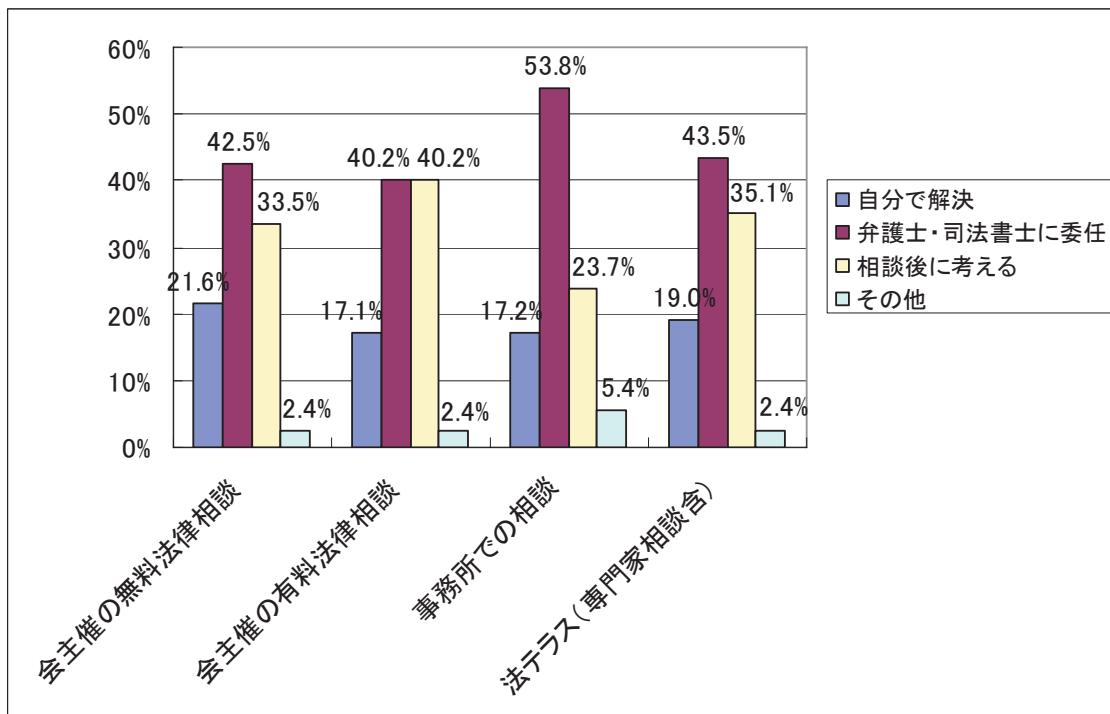
【グラフIII-3-5】法律相談に臨む心構え（年齢層別）



どの年代においても、自力での解決を考えている人は2割程度で一定しているが、年齢が上がるにつれ、弁護士・司法書士への依頼を希望する率が上がる。若年層では、弁護士・司法書士への依頼希望者は34.0%にとどまるが、高齢層では45.2%まで上がっている。若年になるほど、具体的対応は相談後に改めて考えるという姿勢をとるようになる（高齢層では32.2%、若年層では43.0%）。

ここで、法テラスの前の法律相談をした人が、法テラスの無料法律相談を利用する心構えを分析してみよう【グラフIII-3-6】。

【グラフIII-3-6】法律相談に臨む心構えと法テラス利用前の相談行動



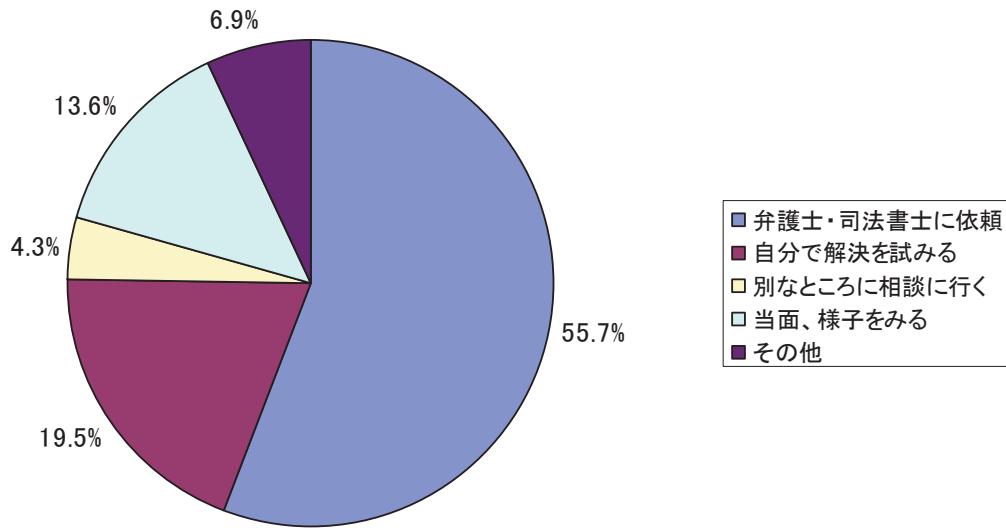
事務所で相談した人は、半数以上が弁護士・司法書士への委任を目的としている（53.8%）のに対して、会の有料法律相談を経た人は、委任を目的とした人と相談後に検討するという人が同割合である（40.2%）。

(2) 相談後の対応

それでは、法律相談後、どのような対応をとることにしたのだろうか。当初の期待はかなえられたであろうか。

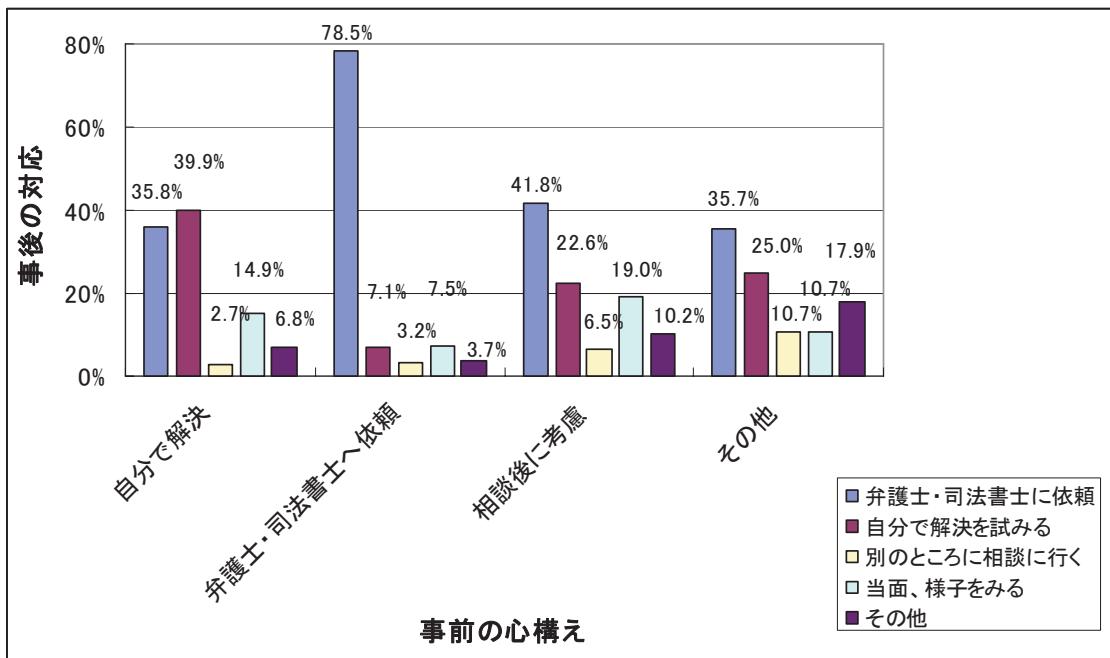
次の【グラフIII-3-7】のとおり、半数以上(55.7%)の人は、「弁護士・司法書士に事件処理を依頼する」と答えており、当初の心構えよりも多くの人が、このような依頼の必要性を感じ、決心をしている。なお、その際の依頼先としては、今回法律相談を担当した弁護士・司法書士に頼むとする人が 635 名、頼まないとした人が 437 名、無回答が 157 名であった。したがって、無回答者を除くと、59.2%の人が、今回の相談担当者に事件処理を依頼したいという高い評価をしたことになる。

【グラフIII-3-7】法律相談後の対応



相談前の期待・心構えと、相談後の対応の関係をみると、次の【グラフIII-3-8】のようになる。

【グラフIII-3-8】法律相談に臨む心構えと法律相談後の対応



この【グラフIII-3-8】によれば、相談前には「自分で解決する」つもりでいた人のうち、35.8%の人が「弁護士・司法書士への事件依頼」へと対応を変えており、「対応を相談後に考える」としていた人の41.8%も、相談直後に「弁護士・司法書士への事件依頼」へと決心をしたようである。また、事前には「その他」と答えていた人も、35.7%が同様の回答をしている。これらをみると、正確な法情報が提供され、費用等の不安も一定程度払拭されたことから、弁護士・司法書士に事件処理を依頼することになったと推測される。

他方、「当面様子を見る」「他に相談に行く」と答えた人は少数であった。

なお、「その他」の自由回答のうち比較的数が多くかったものとして、「まだどうして良いか分からない」「再度法テラスに相談する」「[委任せずに自ら]民事・家事調停、訴訟を利用する」「刑事告訴する」「相手方と再交渉する」といった回答があった。前二者のような再相談の要望が一定程度あることには注意を払うべきであろう。

(3) まとめ

無料法律相談を利用する理由は、経済的理由が最多であり、次いで「弁護士・司法書士に相談できる」「他に相談するところがない」と並ぶ。「弁護士・司法書士に相談できる」とする点は、おそらくは弁護士・司法書士にアクセスする情報・方法がないことを示すのであろうが、あるいは、法テラスが仲介することで、弁護士・司法書士の質や専門性がある程度保証されているという信頼があるのかもしれない。

すでに専門家による法律相談を経てから法テラスに来る理由を見ると、事務所での相談を経た人の62.5%が「経済的に余裕がなかったから」を挙げており、法律相談への心構えを見ても、裁判費用立替制度利用の前提として無料法律相談を受けているものと推測できる。この推測は、他の形態の法律相談（会主催の無料・有料法律相談）を経た人にも程度の差はある妥当だが、少なくとも事務所で相談を受けた場合には、当該弁護士・司法書士が法律扶助を申請のうえ、いわゆる直受けで受任すれば足りるようにも思われる。その方が、依頼者に同じ相談を繰り返させることなく、迅速に受任を開始できる。また、会主催の有料法律相談及び法テラスを経た人の1割程度は、行政機関からの紹介を理由としている。これらの法律相談と行政機関への照会の先後関係は不明であるが、例えば弁護士・司法書士の法律相談において、相談者が資力について相談しなくとも法律扶助のパンフレットを渡すなど、これまで以上に、無料法律相談についての情報・紹介を的確に行っていくことが必要と思われる。

無料法律相談への心構えとしては、年齢が上がるにつれ、弁護士・司法書士への依頼を希望する率が上がる。高齢層では45.2%まで上がっている。そして実際に相談を受けた後、当初自力での解決を希望していた人の3分の1以上が「弁護士・司法書士に事件処理を依頼する」と答えており、当初の心構えよりも多くの人が、弁護士・司法書士に依頼する決心をしており、しかもその半数は今回法律相談を担当した弁護

士・司法書士に委任するつもりである。法律相談の質の高さが推測できる。

4 裁判費用立替制度の周知度及び利用意欲

(1) 裁判費用立替制度の周知度

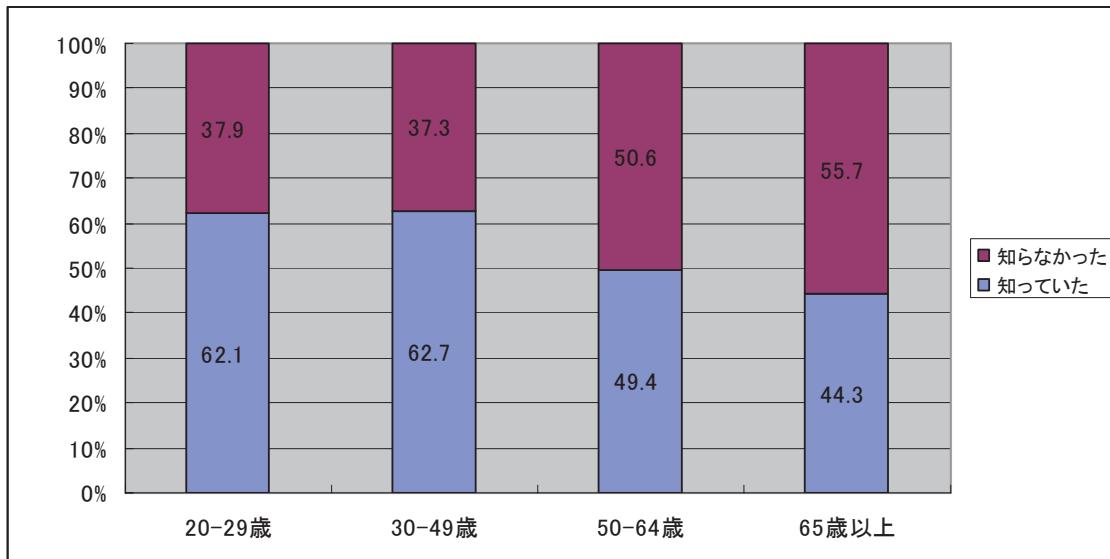
最後に、費用立替制度の周知度を尋ねた。今回の法律相談前に同制度を知っていたかという質問に対しては、次の【表III-4-1】のように、50.0%が当該制度を知っていたという結果となった。一般対象調査での周知度が8%にとどまったのと比較すると非常に高い。無料法律相談に関する説明の際に、費用立替制度についても説明を受けている可能性が高いであろう。ただし、知らなかった人が39.3%いたことも、相当な高率というべきである。この制度を知らなければ、法律相談のみが無料となっても、とくに扶助要件該当者にとっては金銭的な予測がつかないことは大きな不安材料となり、問題解決のためのトータルなリーガルサービス利用には躊躇するであろう。したがって、無料法律相談と同時に、費用立替制度について分かりやすい説明・情報提供をするべきであろう。

【表III-4-1】裁判費用立替制度の周知度

| | 度数 | パーセント | 有効パーセント |
|--------|------|--------|---------|
| 知っていた | 614 | 50.0% | 56.0% |
| 知らなかった | 483 | 39.3% | 44.0% |
| 無回答 | 132 | 10.7% | 100.0% |
| 合計 | 1229 | 100.0% | |

【グラフIII-4-1】によって年齢別にみると、若年層・中堅層は6割以上が知っていたが、年齢が上がるにつれて周知度が下がっていくことが分かる。したがって、とくに高齢層に向けて、費用立替制度について分かりやすい説明が必要と思われる。

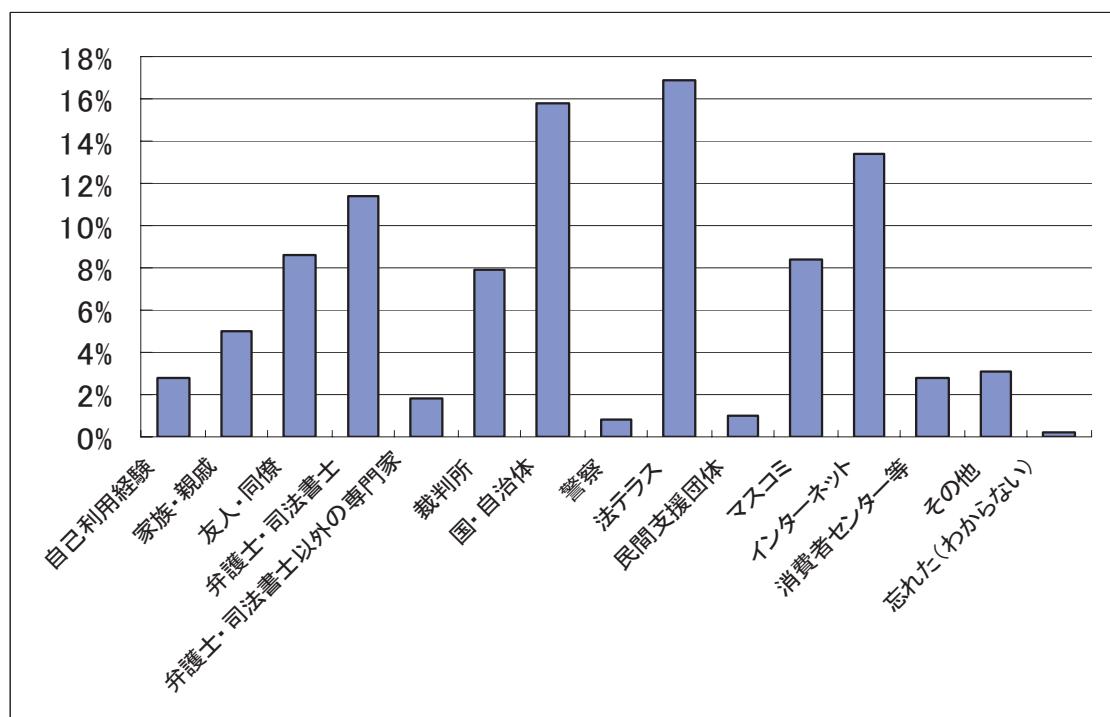
【グラフIII-4-1】裁判費用立替制度の周知度（年齢層別）



(2) 裁判費用立替制度に関する情報入手方法

そこで、実際にはどのようなルートで情報を得ていたかを尋ねたのが、次の【グラフIII-4-2】である。

【グラフIII-4-2】裁判費用立替制度についての情報入手方法

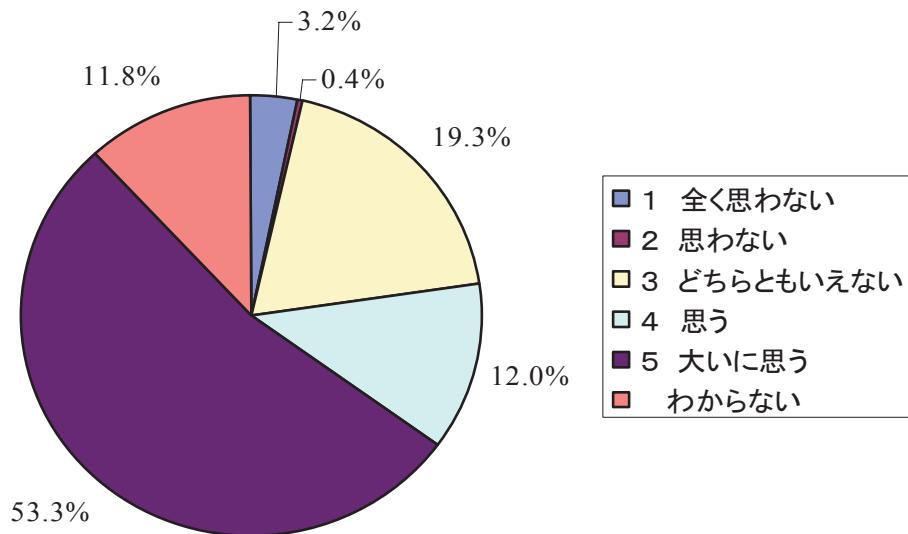


この【グラフIII-4-2】によれば、同制度を知っていた人のうち最も多いルートは、やはり「法テラス」であった（16.9%）。無料法律相談の説明の際にあわせて説明を受けたのであろう。これに次ぐ情報源としては、「国・自治体の相談窓口」（15.8%）、「インターネット」（13.4%）、「弁護士・司法書士」（11.4%）であり、法テラスそのものを知るルートと重なっていることから、法テラスにアクセスする前の段階で周知が図られていることが推測される。とは言え、上記のように年齢によって差があることを考えあわせると、法テラスでの法律相談の説明で常に費用立替制度にまで言及しているわけではないのであろう。

（3）裁判費用立替制度の利用意欲

将来、訴訟・調停を利用する場合の、費用立替制度について利用意欲を尋ねた結果は、【グラフIII-4-3】のとおりである。

【グラフIII-4-3】裁判費用立替制度の利用意欲



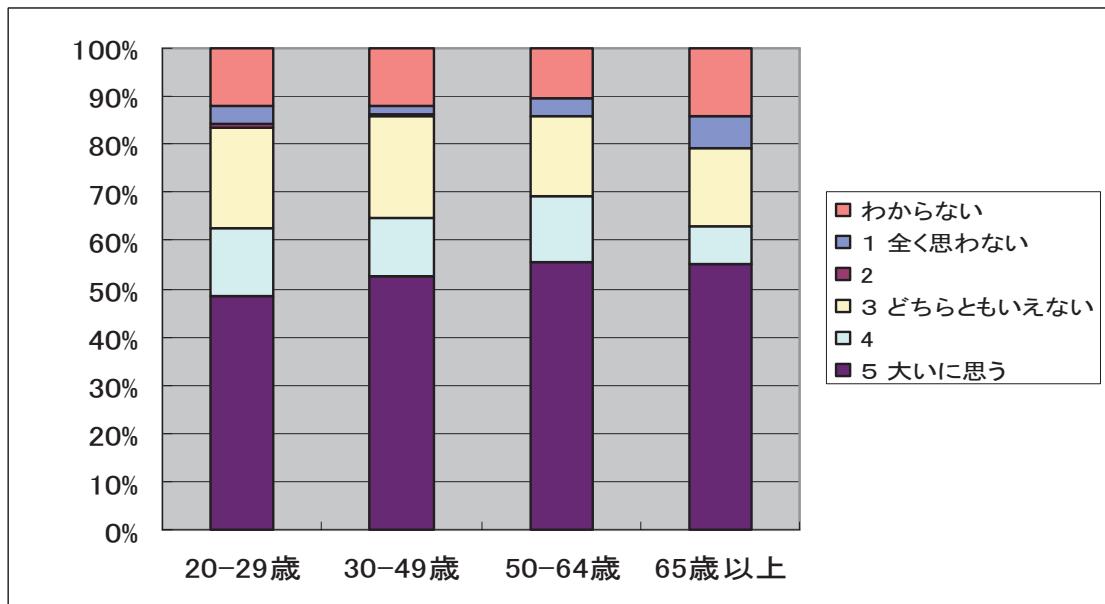
※上のグラフの凡例は「全く思わない」を1、「大いに思う」を5として、当てはまる数字を答えてもらったもの。

ここでも、一般対象調査と大きく異なり、積極的に利用したい人が合計 65.3%と非常に多くなっている。これは、一般対象調査の2倍強にあたる。その背景には、具体的かつ切迫した紛争を抱えていることに加えて、中には法律相談を終えてから回答している人もいるので、法律相談の結果、訴訟等の勝訴の目処や費用の目処がある程

度立ったために、積極的な回答をする人が含まれていることも指摘できるかもしれない。

なお、利用意欲の有無について年齢別に見たのが次の【グラフIII-4-4】である。一般対象調査においては高齢層は費用立替制度の利用に消極的であったが、この調査では、確かに他の年代よりは消極的な人や「分からぬ」とした人が数パーセント多いとはいえ、「大いに思う」とした利用希望率は55.3%と他の年代を上回る勢いである。

【グラフIII-4-4】裁判費用立替制度の利用意欲（年齢層別）

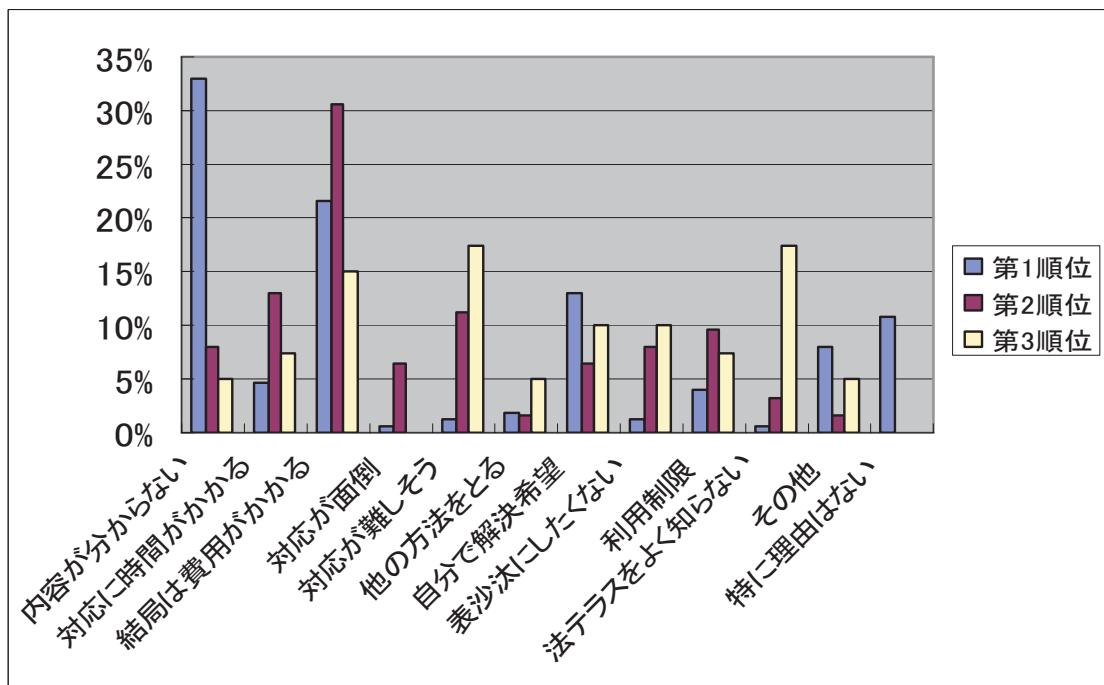


※上のグラフの凡例は「全く思わない」を1、「大いに思う」を5として、当てはまる数字を答えてもらったもの。

もっとも、このような状況においてもなお、費用立替制度利用に消極的な人（「どちらともいえない」を含む）が22.9%いるので、その理由を分析する必要がある。

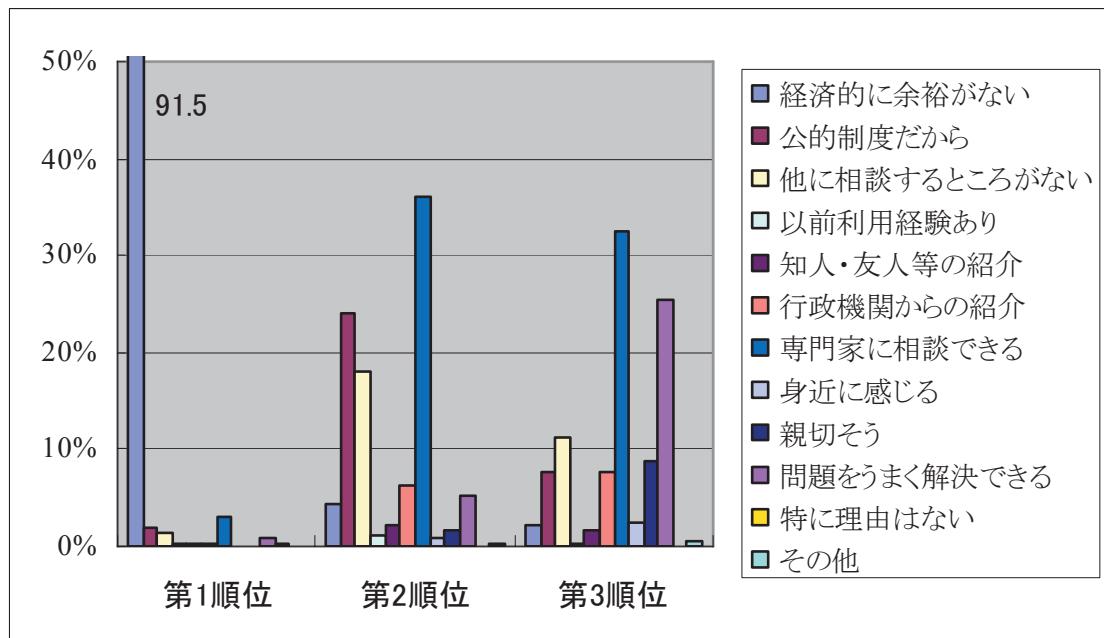
次の【グラフIII-4-5】によれば、第1順位だけをみると、「費用立替制度の内容が分からぬ」という理由が最も多く(33.0%)、次いで「結局は費用がかかる」である(21.6%)。さらに第2順位では、「結局は費用がかかる」が圧倒的に多い(30.6%)。この費用の点は、「立替制度の内容」として重要な要素となるであろう。そして、一般調査と同様、この「費用がかかる」が償還制度のことを探しているとすると、無料法律相談を受ける資格のある人で切迫した問題を抱えている人ですら、償還義務が理由となって制度利用を回避する傾向があるということになる。

【グラフIII-4-5】裁判費用立替制度の利用に消極的な理由



逆に、費用立替制度を利用したいとする人にその理由を第1順位から第3順位まで挙げてもらうと、つぎの【グラフIII-4-6】のような結果となった。第1順位の「経済的に余裕がない」は91.5%と高率なので、グラフからはみ出す形となる。

【グラフIII-4-6】裁判費用立替制度の利用に積極的な理由

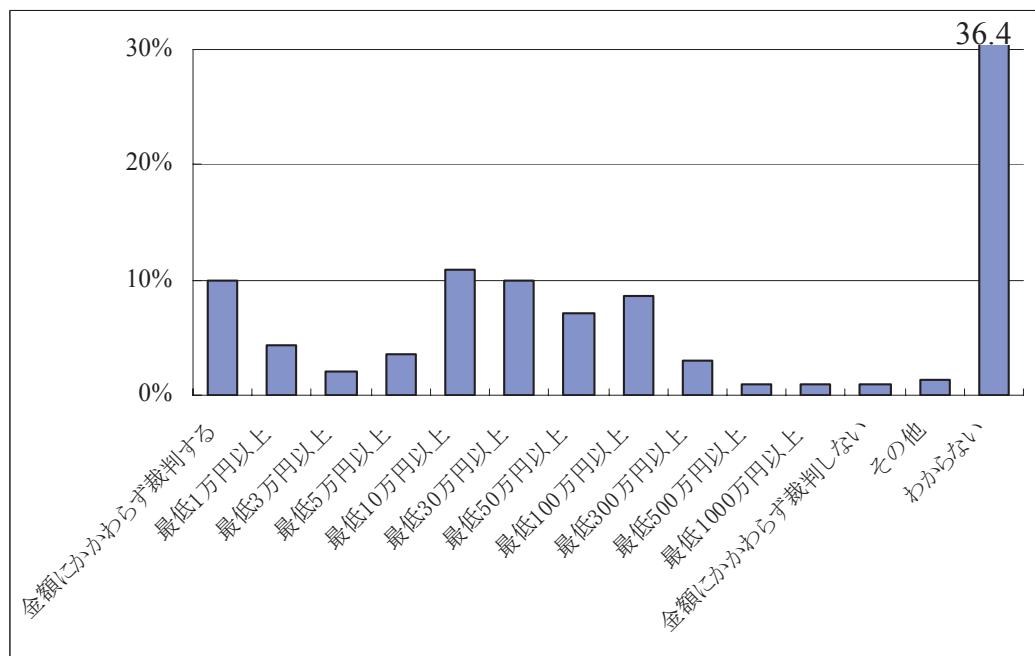


第2順位以下をもみると、「経済的余裕のなさ」という圧倒的な理由に隠れがちな他の理由も見えてくる。第2順位では、「専門家に相談できる」「公的制度の相談だから」といった積極的な理由が挙げられている（それぞれ35.9%、24.1%）。第3順位では、「専門家に相談できる」(32.4%)以外に、「問題をうまく解決できる」(25.3%)も挙げられており、やはり弁護士・司法書士による法的紛争解決への要請が非常に強くなっていることがみてとれる。

さらに、訴訟・調停等の費用の全額の立替を利用できるとして、どの程度の訴額から希望したいかを尋ねた。【グラフIII-4-7】がこれを示す。

「無回答」(28.3%)と「分からない」(36.4%)が非常に多いので、正確な傾向を把握することは難しい。これ自体、立替制度を利用しようとする人にとって、訴額という概念が日常生活から相当乖離していることを物語るように思われる。ここでは、さしあたり、具体的な希望訴額について、データを見ておく。

【グラフIII-4-7】希望訴額別の裁判費用立替制度の利用意欲

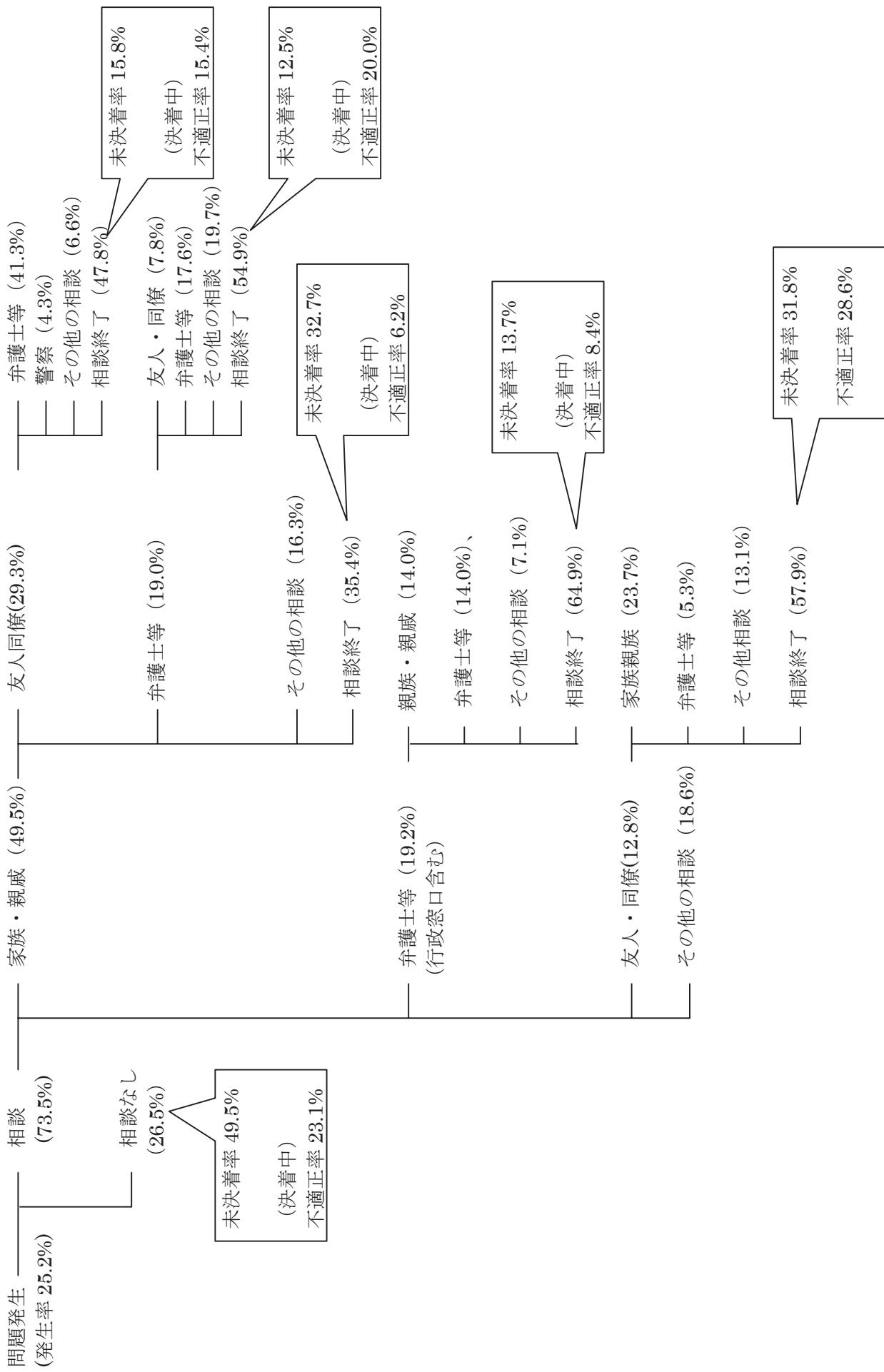


この【グラフIII-4-7】でも、一般対象調査における希望訴額と異なり、「金額に拘わらず裁判する」「訴額10万円以上」「訴額30万円以上」がそれぞれほぼ10%で上位に並ぶ結果となった。一般調査との大きな違いは、回答者の収入と、経験している法律問題の現実性・切迫性である。実際に法律問題を抱えた扶助要件該当者においては、かなり少額の紛争であっても、あるいは訴額を問わず、費用立替制度を利用する希望が強いことがうかがわれる。

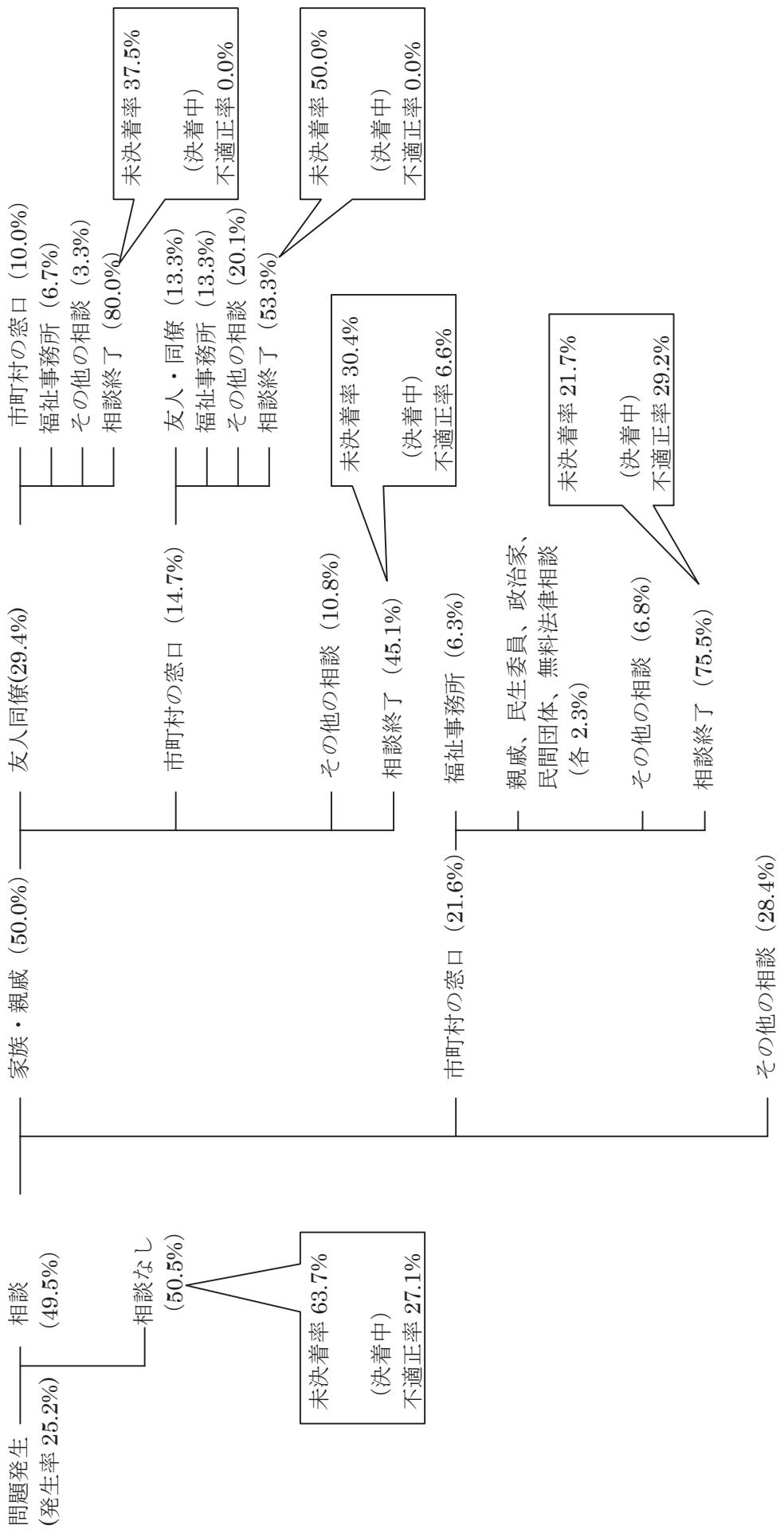
(4) まとめ

法テラス利用者を対象とする費用立替制度の周知度は 50.0%であり、一般対象調査で 8%に過ぎなかったのに対比すると非常に周知度が高い。もっとも、無料法律相談の説明と同時に費用立替制度についても説明を受けている可能性が高いと考えれば、法テラス利用時にお知らなかつた人が 39.3%いたことは、高率と言わざるを得ないだろう。この立替制度を知らなければ、法律相談のみが無料となつても、その先の金銭的な予測がつかないことは大きな不安材料となり、問題解決のためのトータルなリーガルサービス利用に躊躇するおそれがある。したがつて、無料法律相談と同時に、費用立替制度についても分かりやすい説明・情報提供をするべきであろう。

費用立替制度の利用については、これも一般対象調査と異なり、積極的に利用したい人が 65.3%にのぼつた。とは言え、なお消極的な人が 22.9%いるので、その理由を探ると、「制度内容が分からぬ」(33.0%)、「結局は費用がかかりそう」(21.6%)が多かつた。この費用の点は、「制度内容が分からぬ」とする回答者にとり重要な要素である。そして、一般対象調査と同様、この「費用がかかる」が償還制度のことをしていふとすると、無料法律相談を受ける資格のある人で切迫した問題を抱えている人ですら、償還義務がネックとなって制度利用を回避する傾向があるということになる。ここでも、償還義務の免除を含めた、立替制度を利用しやすくする対応が必要と考えられる。



【図1】



【図2】

法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書

2010年（平成22年）3月発行

[発行] 日本司法支援センター（法テラス）本部
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話0503383-5333
